

平成 29 年第 3 回（9 月）

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 29 年 9 月 4 日 開会

平成 29 年 9 月 29 日 閉会

## 平成29年第3回（9月）伊豆市議会定例会会議録目次

### 第 1 号 （9月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	9
○報告第10号の上程、説明、質疑	12
○報告第11号、報告第12号の上程、説明、質疑	13
○議案第64号～議案第80号の上程、説明	16
○議案第81号～議案第86号の上程、説明	33
○議案第87号～議案第90号の上程、説明	41
○議案第91号の上程、説明	44
○議案第92号の上程、説明	45
○諮問第1号の上程、説明、質疑、採決	46
○散会宣告	47

### 第 2 号 （9月7日）

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	49
○職務のため出席した者の職氏名	49
○開議宣告	50
○議事日程説明	50

○一般質問	5 0
杉山 誠 君	5 0
山口 繁 君	6 6
木村 建一 君	8 8
青木 靖 君	1 0 5
森 良雄 君	1 2 1
小長谷 順二 君	1 3 8
○延会宣告	1 5 5

### 第 3 号 (9月8日)

○議事日程	1 5 7
○本日の会議に付した事件	1 5 7
○出席議員	1 5 7
○欠席議員	1 5 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 5 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 7
○開議宣告	1 5 8
○一般質問	1 5 8
星谷 和馬 君	1 5 8
西島 信也 君	1 6 8
下山 祥二 君	1 8 9
波多野 靖明 君	2 0 0
小長谷 朗夫 君	2 1 1
杉山 武司 君	2 2 7
○散会宣告	2 4 2

### 第 4 号 (9月12日)

○議事日程	2 4 3
○本日の会議に付した事件	2 4 4
○出席議員	2 4 4
○欠席議員	2 4 4
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 4 4
○職務のため出席した者の職氏名	2 4 5
○開議宣告	2 4 6
○議事日程説明	2 4 6

○議案第 6 4 号の質疑、委員会付託	2 4 6
○議案第 6 5 号～議案第 8 0 号の質疑、委員会付託	2 7 7
○議案第 8 1 号の質疑、委員会付託	2 7 7
○議案第 8 2 号の質疑、討論、採決	2 7 9
○議案第 8 3 号～議案第 8 6 号の質疑、委員会付託	2 8 0
○議案第 8 7 号～議案第 9 0 号の質疑、委員会付託	2 8 0
○議案第 9 1 号の質疑、討論、採決	2 8 5
○議案第 9 2 号の質疑、討論、採決	2 8 6
○散会宣告	2 9 4

## 第 5 号 (9月29日)

○議事日程	2 9 5
○本日の会議に付した事件	2 9 6
○出席議員	2 9 6
○欠席議員	2 9 7
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 9 7
○職務のため出席した者の職氏名	2 9 7
○開議宣告	2 9 8
○議事日程説明	2 9 8
○議案第 6 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 9 8
○議案第 6 5 号～議案第 8 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 0 6
○議案第 8 1 号～議案第 8 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 3
○議案第 8 7 号～議案第 9 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 8
○請願第 5 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 3 3
○請願第 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 3 5
○日程の追加	3 3 7
○議案第 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 7
○議案第 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 1
○発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 3
○発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 5
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 8
○発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 0
○閉会宣告	3 5 4
○署名議員	3 5 7



## 平成29年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成29年9月4日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第10号 平成28年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について
- 日程第 6 報告第11号 平成28年度伊豆市健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第12号 平成28年度伊豆市資金不足比率の報告について
- 日程第 8 議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第65号 平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第66号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第67号 平成28年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第68号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第69号 平成28年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第70号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第71号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第72号 平成28年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第17 議案第73号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第18 議案第74号 平成28年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第75号 平成28年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- いて
- 日程第20 議案第76号 平成28年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第77号 平成28年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第78号 平成28年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第79号 平成28年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）
- 日程第26 議案第82号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第27 議案第83号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第28 議案第84号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第29 議案第85号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第30 議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第31 議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第88号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第89号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第34 議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第91号 伊豆市指定金融機関の指定について
- 日程第36 議案第92号 工事請負契約の締結について
- 日程第37 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（16名）

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君

9番	青木靖君	10番	永岡康司君
11番	小長谷順二君	12番	小長谷朗夫君
13番	西島信也君	14番	杉山誠君
15番	森良雄君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	田村英樹君
総務部長	伊郷伸之君	防災監	佐野松太郎君
市民部長	梅原敏男君	健康福祉部長	村井克代君
産業部長	堀江啓一君	建設部長	山田博治君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	長谷川文子君
代表監査委員	宮内知秋君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	稲村栄一
主査	滝川和代		



開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成29年第3回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。6番下山祥二議員、7番杉山武司議員を指名いたします。お願いいたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月29日までの26日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月29日までの26日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、平成29年6月定例会の、「中学校教育環境改善に関する請願」に対する処理の経過及び結果の報告が、教育長より提出されておりますので、その写しを配付してあります。ごらんいただきたいと思います。

次に、去る6月定例会において可決されました「組織犯罪処罰法改正案の慎重審議を求める意見書」につきましては、関係方面に提出いたしました。

次に、監査委員より、法に基づく月例出納検査結果報告につきましては、特に指摘する事項はありませんでした。そのほかの、議長の会議、出張等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、昨日までに受理した請願は2件です。既に配付してあります、「児童発達支援事業所の早期設置及び医療的ケア児の支援に関する請願書」及び「伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書」は第2委員会に、それぞれ審査を要請いたします。

なお、「伊豆市中学校再編促進に関する要望書」については、既に配付したとおりであります。

続きまして、一部事務組合議会議員から報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会及び伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告について。

1番、波多野靖明議員、お願いします。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） おはようございます。1番、波多野靖明です。

平成29年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合定例会の報告をいたします。

本議会は、去る8月3日木曜日、伊豆市役所本庁舎2階議場において、伊豆市4名、伊豆の国市4名の組合議員、管理者である伊豆市長、副管理者である伊豆の国市長並びに関係職員出席のもと、開催されました。

本議会では、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議長の諸般の報告、管理者の行政報告、一般質問が行われました。

議長の諸般の報告では、2月から7月に行った例月出納検査の結果について報告がございました。例月出納検査の指摘事項等はございませんでした。

管理者の行政報告では、新ごみ処理施設の建設と運営を行う事業者の選定に当たり、専門家の支援を受けるため、平成28、平成29年度の2カ年で行う「新ごみ処理施設事業者選定アドバイザリー業務」の委託先を、公募型簡易プロポーザル方式により、八千代エンジニアリ

ング株式会社静岡事務所に決定、契約を行ったこと、また、天城北道路建設発生残土を新ごみ処理施設建設地の盛土材として使用するため、国土交通省と土地使用貸借契約を締結したとの報告がございました。

一般質問は、西島議員から、新ごみ処理施設建設事業の今後について、処理規模、処理方式、事業方式等、施設基本計画記載事項の確認、施設の建設及び運転に係る概算額、事業者選定時の公告条件等を、管理者及び事務局に問うものでございました。

一般質問後、平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合予算の継続費の繰り越しについて、報告がありました。平成28、平成29年度の継続事業である生活環境影響調査業務について、平成28年度の執行残高2,359万5,000円を、平成29年度に通次繰り越ししたことを、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告したものでございます。

西島議員から、生活環境影響調査の進捗状況について、質疑がございました。

続いて、2件の議案について審議を行いました。

まず、議案第8号 平成28年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について、地方自治法第233条第3項に基づき、決算の認定を行ったものでございます。

主な事業としては、施設基本計画の策定、平成28、平成29年度の2カ年で行う生活環境影響調査等があり、歳入の総額は1億1,652万4,291円、歳出の総額は8,747万6,288円でございます。歳入歳出差引額は、2,904万8,003円でございます。西島議員から、決算の詳細について数点質疑があり、討論はございませんでした。

議案第9号 平成29年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第2回）でした。これは、平成28年度決算に伴うもので、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合予算の総額に歳入歳出それぞれ545万2,000円を増額し、予算総額を1億8,635万2,000円にするものでございます。質疑、討論はありませんでした。

以上、議案2件について、全て原案どおり全会一致で可決、認定となりました。

平成29年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合定例会の報告を終わりといたします。

続きまして、平成29年第2回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会の報告をいたします。

本議会は、去る8月16日水曜日、伊豆市役所本庁舎2階議場において、伊豆市4名、沼津市4名の組合議員、管理者である伊豆市長、副管理者である沼津市長並びに関係職員が出席のもと、開催されました。

本会議では、議長不在のため、議長選出まで杉山誠副議長のもと選挙が行われ、選挙は指名推選により、沼津市の鈴木秀郷議員が議長に当選いたしました。

議長就任の挨拶の後、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、専決処分報告では、静岡県市町総合事務組合規約の一部変更があり、裾野長泉清掃組合を裾野市長泉町衛生施設組合に改めるもので、全会一致で可決しました。

平成29年度伊豆市沼津市衛生組合会計歳入歳出決算の認定の議案がございました。

歳入の部、分担金では、伊豆市土肥地区の分が7,209万1,000円、沼津市戸田地区の分が

5,079万8,000円となり、前年度の繰越金3,436万4,178円、その他雑入が1,181万9,347円であり、合計が1億6,907万2,525円になりました。

歳出の部では、ごみ処理施設管理費がほとんどを占めており、1億776万6,717円であり、内訳は、職員4名分の給与人件費、各機器に使用する消耗品、機械燃料重油代、電気料、修繕費として吸塵装置、コンベヤー、灰固形化設備、漏水の修繕等でした。

また、薬品費としては消石灰、活性炭、重金属安定剤、苛性ソーダ等があり、そして委託料、その他にバグフィルターの濾布の購入がございました。

一般管理費で1,598万8,706円。職員1名分の給与等人件費、電話代等事務所管理費、固定資産台帳整備委託、出向職員の負担金等が主な内容でございます。

その他、組合議会費、基金の積立金が13万2,127円となり、歳出の合計は1億2,388万7,550円となりました。

以上、議案のとおり全会一致で可決いたしました。

また、組合の財政調整基金は、平成28年度末残高が3,503万591円となっております。

以上で、平成29年第2回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会の報告を終わりといたします。

○議長（三田忠男君） 次に、駿東伊豆消防組合議会の報告について。

7番、杉山武司議員、お願いいたします。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） おはようございます。7番、杉山武司です。

平成29年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会が、去る8月21日午後2時より、沼津市の消防本部において開催されました。

本市からは、小長谷順二議員と私が出席をいたしました。

まず、本年6月5日をもって、植松恭一議長が辞職しましたので、鈴木克政副議長が議長となりまして、会議が開かれました。

まず、新たに選出された、伊豆の国市、函南町、東伊豆町、沼津市の11名の議員の議席の指定が行われました。

諸般の報告の中で、伊豆の国市の議員の任期満了による失職の報告、函南町、東伊豆町、沼津市の議員の辞職願があったので許可した旨の報告がありました。

また、新しく、議会運営委員会委員は、伊豆の国市、函南町、東伊豆町、沼津市からおのおの1名の指名があり、議会運営委員長は互選により、沼津市の渡邊博夫議員が当選した旨の報告がありました。

続いて、駿東伊豆消防組合会計に係る、平成28年12月から平成29年6月までの定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出されている旨の報告がありました。

次に、議長選挙の方法が議場に諮られました。

議場から指名推選の発言があり、指名推選の承認を副議長により、沼津市の植松恭一議員

の指名があり、全会一致で当選をされました。

休憩後、植松恭一議長のもと、議案の審議に入りました。

今回の定例会に提出の議案は、管理者提出の議案が7件であります。

報第1号、報第2号は、専決処分の報告で、いずれも交通事故の物損損害賠償額が決定し、示談が成立した報告でありました。

次に、認第1号は、専決処分の報告及びその承認についてです。

内容は、静岡県市町総合事務規約の一部変更の同意です。

次に、認第2号は、平成28年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額は、55億8,834万7,562円、歳出総額は、54億8,562万8,145円、歳入歳出差引額は、1億271万9,417円でした。

次に、議案第7号は、駿東伊豆消防組合職員の、育児休業に関する条例一部改正についてです。人事院規則の一部改正に関する規則の施行に伴い、育児休業を再度取得できる特別な事情を加え、条例改正をするものです。

次に、議案第8号は、平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてです。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,871万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億9,019万5,000円とするものです。

当局の説明後、代表監査委員から、平成28年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算書の審査意見書に基づいて報告がありました。

平成28年度の主な事業は、水槽つき消防ポンプ自動車を、田方南消防署と東伊豆消防署に、高規格救急自動車を、伊東消防署、清水町消防署、沼津北消防署に、消防司令車を、沼津南消防署に、合計6台の車両が更新となりました。

監査委員の意見として、構成市町の負担金、県の補助金等、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、事業の執行に当たっては節約に努め、経費節減の努力を怠らないよう指導したこと、さらに、今後なお一層の健全な経営に努めることを望むと、意見を述べました。

結びに、総括意見として、今後発足から1年間の本組合会計予算の執行実績を踏まえ、よりよい予算体系の構築を図るための見直しを継続して行い、実態を踏まえた適切な予算処置を行うことにより、不適切な経理処理の誘発を防止するよう努めるとともに、地域住民の安全・安心を確保するため、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって、尽力を願うと締めくくって、決算審査報告としました。

当局説明の、6件の議案は一括議題で、いずれも質疑、討論はなく、可決されました。

引き続き、認第3号 監査委員の選任についてです。

前任の組合議員選出の監査委員であった議員の任期が満了となったため、後任者として、伊豆の国市の二藤武司議員が議会の同意を得ました。

消防行政に関する一般質問は1名で、質問の要旨は、平成28年度中の救急出動について、

4点の質問がありました。当局からの回答は、伊豆市にかかわる部分のみを御報告いたします。

1点目、到着までに20分以上かかった件数と、その市町分布。回答は、出動件数1,847件のうち280件で、割合は15.2%と管内4市3町の平均3.5%の4.3倍で、一番高いです。

2点目、入電から病院到着に40分以上かかった件数とその市町の分布。回答は、出動件数1,847件のうち1,182件で、64.0%と、管内の平均39.5%を大幅に上回っていて、一番高い。

3点目、旧消防本部ごとの出動件数と、そのうち従来の地域を越える地域への出動状況はと。回答は、管内全体では2万2,188件の出動、地域外へは1,241件で、旧田方消防本部は5,689件で、そのうち84件が地域を越えていました。

4点目、構成市町の出動の増減、また、特徴をどう見ていますか。回答は、出動の前年比の増減は、管内全体で119件の増、伊豆市は24件の増となっています。増加は、伊東市、沼津市、伊豆市の順で、他の市町は減少しております。出動の特徴については、管内の人口は減少傾向にあるにもかかわらず、管内の救急搬送は増加傾向にある。平成27年度の消防白書で、全国の救急搬送された者のうち、65歳以上の高齢者の割合が、56.7%であるのに対し、管内で搬送された高齢者の割合は、62.5%と、5.8ポイントも高くなっている。このことから、ある一定期間は、人口減に対しても救急需要は減少することなく、今後は高齢化の進展に伴い、さらに高齢者の割合が増加するものと思われるとの回答がありました。

質問議員の意見をもとに、議長から当局に対し、管内市町の救急搬送の状況は有益な情報で、今後の消防行政に対する提言にも大きく影響する資料なので、議員にも公表するように求めました。

以上で、駿東伊豆消防組合議会の報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。これを許します。

市長、お願いします。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、伊豆市交流協会「フレンドシップ事業」30周年記念事業について。

カナダ、ネルソン市との姉妹都市提携30周年記念事業として、伊豆市交流協会から招聘を受け、8月6日から12日まで5泊7日の日程でネルソン市ともう一つの姉妹都市であるホープ市及び在バンクーバー日本国総領事館を訪問いたしました。

ネルソン市においては、市主催の記念式典に出席し、コットンウッドフォールズ公園に新たに設置された、大変すばらしい日本建築を模した木造の門のテープカットを行いました。

デブラ・コザック市長や他の訪問者の方々とともに地元の新聞に大きく取り上げられ、ネルソン市が当市との交流にかけてくださる熱意に、非常に感銘を受けました。これが、ネルソン・スターという現地の新聞でございまして、両市の高校生も入って、非常に大きく報道をされております。

また、伊豆市とのビジネスに関心を持つ方たちとのワークショップでは、物販交流や語学教育、人的交流について積極的なプレゼンが行われ、さらなる交流事業の展開について期待されているものと実感いたしました。

ホープ市においては、ウィルフレッド市長への表敬訪問や、チェーンソー・カービングの見学などを行いました。チェーンソー・カービングは、チェーンソーを用いた彫刻で世界大会もあり、ホープの町なかには数多くの作品が置かれておりました。大きなものでは6メートルくらいの巨大なものがございます。森林資源が豊富な当市において、チェーンソー・カービングは、ホープ市との交流の鍵になるのではないかと考えております。

在バンクーバー日本国総領事館においては、岡井朝子総領事と面会し、ブリティッシュ・コロンビア州の状況や姉妹都市交流について、情報交換を行いました。姉妹都市から産業交流への発展について、また、語学指導を行う外国青年招致事業、「JETプログラム」がカナダでも人気があることなどを伺いました。

今回の訪問を通して、フレンドシップ事業の継続的な取り組みと新たな交流事業の展開に向けて、東京2020大会をも見据えた取り組みを検討してまいります。

次に、天城北道路（仮称）天城湯ヶ島インター道の駅整備について。

同インターに整備する予定の道の駅について、現状を報告申し上げます。

この事業の特色は、自動車専用道路である天城北道路と一般国道414号線の、いずれからも進入できる場所にあります。この点が、新東名高速道路のネオパーサのような、自動車専用道路のみに接するサービスエリアと大きく異なるところです。したがって、国土交通省及び県と緊密に連携して進めてきたところであり、現在、最終的な事業分担等について協議しております。これまでも、いろいろと地図等で御説明申し上げてまいりましたけれども、最後の調整のところ、微妙な修正が入る可能性はございます。

新たな道の駅は、当分の間、南伊豆方面、西伊豆方面に向かうターミナルとなり、伊豆半島全体の情報提供可能なパイロットであること、また、伊豆市の地域振興に寄与するものとなります。

公益性が高い施設であるとともに地域の農産物や名産品を提供する施設としての営業活動も行われることから、指定管理者制度を活用した管理運営が望ましく、開業当初から円滑な運営を図るためには、なるべく早期に事業者を選定することが有益であると考えております。

このため、候補者選定にかかわる手続条例の改正について、今回、御提案させていただきますので、本議会において御審議賜りたく存じます。

道の駅として成功させるためには、その地域の特色を生かした事業展開をする必要がある

ものと考えています。天城山系に抱かれ、狩野川に触れ、月ヶ瀬の風情にあった、市民の憩いの場ともなり得る事業に向けて、道の駅開業まで着実に進めてまいります。

3つ目、市営水道の漏水等事故受け付けの新たな窓口の開設について。

来月から、漏水情報の受け付けは、市内の指定給水装置工事事業者で組織する「伊豆市上下水道協同組合」に行っていただくことといたしました。

以前、当市の上下水道事業における民間資金等活用による公民連携導入の可能性について、地方自治体公民連携研究会に調査をお願いいたしました。その調査結果において、伊豆市上下水道協同組合による市民サービスを検討したものでございます。この調査では、伊豆市は民間による運営は無理なので、大幅な民間への委託が望ましいと、このような結果をいただいております。

同組合の事務所は、大平地区に設置され、漏水等事故の受け付けや相談を、24時間365日受け付けます。漏水情報の一元化、対応の迅速化を図ることにより、さらに市民生活の安心・安全、サービスの向上に努めてまいります。

4つ目、都市計画区域の拡大について。

平成32年度末を目途に、伊豆市全域へ都市計画区域の拡大を進めるに当たり、8月21日の天城湯ヶ島地区を皮切りに、中伊豆、土肥、修善寺と今月8日まで市内10会場で市民説明会を開催しているところです。

今後も都市計画区域拡大の周知を図るため、広報紙やホームページを活用し、市民の皆様からの御意見、御質問を伺いながら理解を深めていただくよう努めてまいります。

5つ目、東京2020大会に向けた取り組みについて。

リオ2016大会で、小池東京都知事が引き継いだオリンピックフラッグとパラリンピックフラッグが、7月30日に静岡県に引き継がれました。このフラッグは、8月28日から30日までの3日間、修善寺駅構内への展示や市内各小中学校を巡回し、市民や観光客の皆様にごらんいただきました。また、9月8日には、スポーツ庁のオリパラ教育推進校に指定された修善寺南小学校で記念イベントが開催される予定でございます。

特に、フラッグの市内小中学校の巡回は、県内において当市だけの取り組みであり、未来を担う伊豆市の子供たちにとって、一生に一度の思い出づくり、心のレガシーになることと思っております。

また、当市の国際化及び市民の多文化理解を深めることを目的として、一般財団法人自治体国際化協会が行う「JETプログラム」による国際交流員を任用いたしました。これは、先ほど申しあげましたとおりカナダでも人気のあるプロジェクトであり、当市でも英語圏としてカナダの方を任用いたしました。

東京2020大会の機運醸成とともに、外国人目線からの伊豆市の情報発信や市の活性化につなげてまいります。

6つ目、文学の郷づくりについて。



来月8日、ふるさと文学2017「川端康成の伊豆」を伊豆市民文化ホールで開催いたします。このイベントは、文筆家で構成される「日本ペンクラブ」が、文学を通じた地域の活性化を目的に日本各地で実施しているもので、今回は全国で3番目の開催となります。

本年度は、川端康成第4代日本ペンクラブ会長をテーマに、伊豆の踊子の舞台となった伊豆市、河津町と日本ペンクラブが共同で実施いたします。

当日は、映像ライブ、俳優の樹木希林さんによる朗読、座談会などを行い、作品の舞台となった伊豆の魅力を国内外に情報発信するとともに、文学の郷づくりにつなげていきたいと考えております。

最後に、伊豆市所蔵日本画の展示会について。

今月16日から11月19日まで、群馬県高崎市の高崎市タワー美術館において、当市が所蔵する日本画の展覧会「伊豆市近代日本画コレクション展 巨匠たちが愛した修善寺」が開催されます。

昨年度は、静岡市美術館で当市の所蔵展を開催し大変好評でございました。今後も、他の美術館へ貸し出すことにより、貴重な作品の情報発信とあわせ、伊豆市PRのために活用させていただきたいと考えております。

また、今回の展示期間中に高崎市タワー美術館への見学バスツアーを計画しておりますので、ぜひ、議員の皆様方にも御参加いただきたく、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第5、報告第10号 平成28年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第10号について、提案理由を申し上げます。

本件は、継続費に係る継続年度が平成28年度をもって終了した事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

詳細について、総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長、お願いします。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

報告第10号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の、2ページの表をごらんいただきたいと思います。

3事業の継続費の精算報告となります。この3事業は全て平成27年度と平成28年度の2カ年をかけて実施したものでございます。

まず、7款1項DMO構築支援業務委託事業でございますが、DMO構築のための支援業務の委託でございます。全体計画で申しますと、年割額は、平成27年度が156万円、平成28年度が117万円、合計で273万円と予定しておりました。実績でございますが、表の中覧のところでございます。平成27年度の支出額が155万9,000円、平成28年度が116万9,000円、合計で272万8,000円。差し引き2,000円が不用額でございます。財源につきましては、全て一般財源で賅っております。

続きまして、2段目の、8款6項都市計画協議資料作成業務委託事業でございます。都市計画の見直しの協議のための資料づくり等でございます。全体では、平成27年度が600万円、平成28年度が400万円、合計で1,000万円の計画でございました。実績としまして、平成27年度が310万円、平成28年度が662万円、合計972万円、差し引き28万円の不用額でございます。こちら財源につきましては、全て一般財源となっております。

続きまして、9款4項津波防災地域づくり推進計画策定事業でございます。こちら、計画策定のための委託料になるわけでございますが、全体では、平成27年度が300万円、平成28年度が700万円、合計1,000万円を計画してございました。実績としましては、平成27年度の支出はございません。平成28年度が999万円、差し引き1万円の不用額が出てございます。こちらの事業も、全額一般財源の対応となっております。

継続費の報告については、以上となります。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ◎報告第11号、報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第6、報告第11号 平成28年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第7、報告第12号 平成28年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第11号及び第12号について、一括して提案理由を申し上げます。

これら2件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に

基づく、健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく、資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものです。

詳細について、総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第11号及び第12号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の3ページの、報告第11号をごらんいただきたいと思います。

こちら、表でございますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、赤字額がございませんので記載はございません。

続きまして、実質公債費比率につきましては5.5、将来負担比率については2.2となっております。

詳細につきまして、こちらの決算説明資料をごらんいただきたいと思います。決算説明資料の21ページをお願いいたします。21ページの3)、一番下の、実質公債費比率の記載がございます。

この実質公債費比率につきましては、伊豆市の一般会計等が負担する元利償還金と、準元利償還金の標準財政規模に対する比率を言っております。この四角で囲んだ表の中に、実質公債費比率6.02062%、こちらが平成28年度の単年度の公債費比率でございます。この下に、3カ年平均5.5%という数字がございますが、この数字が平成26年度から平成28年度までの3カ年平均、健全化判断比率で使用しております実質公債費比率が5.5%になるというものでございます。

まず、算式、そちらの表に書いてございますが、まず、分子の部分でございます。地方債の元利償還額と、表の下の②から④までの合計でございます準元利償還額の合計から、交付税の基準財政需要額に算入される額を引いたものとなります。この算式でいきますと、分子の部分が5億3,698万9,000円となります。

続いて、分母の部分、下のところですが、こちらは標準財政規模から、償還金等に係る先ほどの交付税の需要額に算入される額を引いたものでございます。この額を計算しますと、89億1,916万円となります。この算式で算出した数字が6.02062%となります。

この3カ年の平均5.5%は、健全化の判断比率25%でございますので、基準を下回っているということになります。

続きまして、将来負担比率2.2%でございますが、次のページの22ページをお願いいたします。

この将来負担比率につきましては、伊豆市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率を言っております。

同じように算式でございますが、まず、上の分子の部分。地方債の平成28年度末現在高や、債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当の支給予定額などを合計したもの、これを将来負担額と言っております。下の①から⑤まで、6、7、8は伊豆市は該当がございませんので、①から⑤までの合計額、こちらが、将来負担額として分子に記載してございます、234億6,224万2,000円となります。

これから、これら負担に充当できる基金の額と、地方債残高に係る交付税の基準財政額の需要額に算入される見込み額、こちらを差し引きます。そちらで算出しますと、分子の部分が2億425万2,000円、こちらが分子になります。

続いて、分母ですが、こちらにつきましては先ほどの実質公債費比率と同じでございます。標準財政規模からそれぞれ、元利、準元利償還金に当たる交付税の参入額を引いたもの、分母の部分が、89億1,916万円になります。こちら、算式で算出した額が2.2%となります。昨年度は3.8%でしたので、昨年度よりも下回っております。

こちらの早期健全化基準は350%となっておりますので、こちらにつきましても、下回っているということでございます。

続いて、報告第12号になります。

議案書に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

この報告第12号の、資金不足比率の報告につきましては、公営企業会計として、そちらに記載しています、5の特別会計について赤字の状況を見るものでございますが、いずれの会計にも赤字決算はございませんので、資金不足率につきましては算定がなく、いわゆる赤字は発生していないということでございます。

以上、報告11、12号の補足説明とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

比率の数値、経営健全化基準の数値が載っておりますけれども、この数字の程度についての説明を伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、実質公債費比率の25%の基準でよろしいでしょうか。

〔「それも含めて、例えば6ページの実質公債費比率5.5……。この5.5ってのはいいものか悪いものか」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 国の早期健全化判断基準が25ですので、それを5分の1程度に下回っているということで、この一般会計等が、いわゆる過去に行った起債、それが単年度の

標準財政規模に対して、どの程度が返済に回っているのかという基準になります。25%ですと約4分の1ですので、伊豆市はそれをはるかに下回って5.5%ということでございます。

次の、将来負担比率につきましても、これも先ほど申しました、将来負担すべき全ての負債も含めた金額が、1年度の標準財政規模に対して、仮に全額そこで賄うとしたら、早期健全化基準だと350%ですので、いわゆる3.5年分の伊豆市の予算、標準的な財政規模を払わなければ、将来の負担が賄えないと、で、伊豆市の場合は2.2ですので、はるかに下回っているということで御理解、10分の1以下になります。よろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありませんか。ほかにはどうでしょう。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） これで、質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

議事日程の関係で、ここで休憩をとりたいと思います。後ろの時計で10時30分まで休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎議案第64号～議案第80号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの17議案を、一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第64号から議案第80号までの17議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第64号から議案第71号まで及び議案第74号から議案第80号までの15議案については、地方自治法第233条第3項に基づき、平成28年度決算について監査委員の意見を付して、議会の認定に付すものでございます。

議案第72号及び議案第73号は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく、利益剰余金の処分にかかわる議決、あわせて第30条第4項の規定に基づく平成28年度決算について、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものです。

平成28年度は、将来のあるべき姿と進むべき方向についての指針となるべく、今後10年間

で重点的に取り組むべき施策を明らかにした第2次伊豆市総合計画の初年度でございました。総合計画、前期基本計画では、5つの重点目標を設定し、それぞれの施策に設定した目標値を達成すべく、事業を推進してまいりました。その事業の概要と成果について御説明いたします。

#### 1つ目、魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保。

市が保有する公共施設、インフラ施設の全体を把握するとともに、長期的な視点で公共施設等を計画的に管理していくために、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。交通環境の整備として、通行の安全、利便性の向上を目指し、社会資本整備総合交付金を活用した、市内基幹道路の整備を着実に推進し、また、長寿命化計画に沿った橋梁の修繕を実施いたしました。あわせて、公共交通機関を維持するため、不採算バス路線への支援や、小中高校生への通学補助、高齢者バス利用助成など、利用促進策の推進を引き続き実施してまいりました。

#### 2つ目、安全で心地よい生活環境の創出。

心地よい環境づくりの第一歩として、都市計画の見直しにかかわる協議を進め、平成28年度末をもって、田方広域都市計画区域からの分離、修善寺地区の線引きの廃止、特定用途制限地域の指定を実現いたしました。

生涯健康の創造では、健康課題の予防と解決に向けた一体的な取り組みとして、新たに元気プロジェクトを実施し、また、市内地域医療体制の確保のため、市内公的病院への補助事業を引き続き実施いたしました。

#### 3つ目、産業力の強化。

観光交流を核とした地域産業振興のため、伊豆市版DMOとして、観光業を基幹とした農林業、商工業と連携した産業力強化を目指す、伊豆市産業振興協議会の法人化準備を行うとともに、情報発信、体験型商品の開発、プロモーションを実施してまいりました。

伊豆市産業振興協議会は、本年4月に法人化いたしました。企業誘致では、サテライトオフィスを設置する企業を誘致するため、地方創生推進交付金を活用して、IT企業誘致基本計画の策定を行いました。この事業は、平成30年度までの3カ年計画で、サテライトオフィスを整備し、平成31年度には、複数企業の誘致を目指しています。

#### 4つ目、まちへの誇りの醸成とブランド力の向上。

地域住民が主体となった地域活性化や、課題解決に向けた取り組みである、地域づくり協議会事業として、既設の3協議会に加え、新たに八岳地域づくり協議会が発足いたしました。また、戦略的なシティプロモーションとして、市の情報発信の核であるホームページを全面的にリニューアルいたしました。引き続き、広報紙やコミュニティFMなどとの効果的な組み合わせによる情報発信を行ってまいります。

ふるさと納税については、返礼品のリニューアルと首都圏をターゲットとした新聞広告の活用により、納税額が大幅に増加いたしました。

#### 5つ目、少子化対策と時代を担う人材の育成。

中伊豆地区において、なかいず認定こども園が整備され、本年4月から、民設・民営の施設としてオープンしております。平成27年度のあまぎ認定こども園に引き続き、子育て環境がより充実したものと考えております。

また、土肥小中一貫校に関しては、土肥中学校校舎の改修を初めとする工事に着手いたしました。平成30年4月の開校を目指して順調に進んでおります。

決算の詳細については、一般会計決算については会計管理者に、また、特別会計決算については、それぞれ担当する部長にさせますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第64号について、会計管理者。

〔会計管理者 長谷川文子君登壇〕

○会計管理者（長谷川文子君） おはようございます。

それでは、平成28年度一般会計歳入歳出の決算について補足説明をさせていただきます。

お手元に一般会計の決算書と、決算説明資料を御用意ください。

平成28年度伊豆市一般会計最終予算額は、現年、逡次繰り越し、繰越明許、事故繰り越しを合わせ、182億6,205万3,176円で行いました。

決算書の3ページをお願いいたします。

最終予算額に対する歳入総額は173億7,475万8,200円、歳出総額は163億328万6,114円、歳入歳出差引額は10億7,147万2,086円となりました。

289ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額10億7,147万2,000円から、翌年度に繰り越すべき財源1億4,019万2,000円を引いた実質収支額は、9億3,128万円となりました。

次に、歳入の説明をいたします。

決算書4ページをお願いいたします。

4ページから7ページですので、7ページの一番下、収入済額合計173億7,475万8,200円は、前年度比99.1%で、1億6,148万4,682円の減となりました。

各項目について前年度と比較しますので、決算説明資料、これの決算概要報告書34ページをお願いいたします。

1款市税、前年度比98.7%、5,504万1,000円の減でした。税別の詳細につきましては、決算概要報告書41ページにありますので、後ほど御確認ください。

ここからは、前年度に比べて大きく変わった項目について挙げます。

3款利子割交付金、前年度比56.4%、313万6,000円の減。

4款配当割交付金、前年度比60.5%、789万8,000円の減。

5 款株式譲渡所得割交付金、前年度比43.5%、1,192万円の減。

6 款地方消費税交付金、前年度比87.0%、8,708万1,000円の減。

9 款地方特例交付金、前年度比117.8%、173万5,000円の増。

10 款地方交付税、普通交付税と特別交付税を合わせ、前年度比94.4%、3 億1,206万9,000 円の減。

12 款分担金及び負担金、前年度比80.1%、3,841万8,000円の減。これは、保育園の保育料が減になったことが主な原因だと思われます。1 園が民営化されたことと、保育料の改定があったことによります。

14 款国庫支出金、前年度比92.1%、1 億3,166万4,000円の減。

16 款財産収入、前年度比140.1%、2,222万1,000円の増。不動産売り払い収入が前年度よりふえたためです。

17 款寄附金、前年度比619.7%、約 6 倍になります、1 億8,912万5,000円の増。ふるさと伊豆市寄附金、いわゆるふるさと納税が大幅に増加したことによります。

20 款諸収入、前年度比125.5%、6,576万1,000円の増。

21 款市債、前年度比112.0%、1 億1,643万4,000円の増。

次に、歳出について説明いたします。決算書、8 ページからになります。

各款の最終予算額に対する執行率を申し上げます。

1 款議会費、93.2%、2 款総務費、87.6%、3 款民生費、91.5%、4 款衛生費、94.1%、5 款労働費、96.8%、6 款農林水産費、83.0%、7 款商工費、83.5%、8 款土木費、80.1%、9 款消防費、96.3%、10 款教育費、85.7%、11 款災害復旧費、66.3%、12 款公債費、98.8%、13 款諸支出金、94.8%。

11 ページ一番下、支出済額合計は163億328万6,114円となり、最終予算額に対する執行率は89.3%、前年度と比べると101.1%、1 億7,629万2,841円の増となりました。

翌年度繰越額 3 億5,274万5,927円を除いた16億602万1,135円が不用額となりました。

次に、前年度と比べ支出額がふえた事業について、主なものを挙げます。

2 款総務費、決算書の77ページ、地域づくり推進事業、13 節天城湯ヶ島インターチェンジ周辺整備計画策定業務委託料2,592万円。81 ページ、ふるさと納税促進事業、8 節謝礼品 8,679万1,000円。91 ページ、固定資産評価資料作成事業、13 節土地鑑定委託料2,506万7,000円。

3 款の民生費、131 ページ、こども園一般事業、なかいず認定こども園の整備に係る、15 節園庭造成工事及び19 節の補助金 3 億8,347万1,000円。

4 款衛生費、143 ページ、その他事務事業の、19 節市内公的病院等補助金 2 億1,613万 9,000円。157 ページ、一般廃棄物収集処理事業、13 節収集運搬業務委託料、臨時収支を合わせ 1 億5,473万6,000円。

6 款、175 ページ、中山間地域総合整備事業、19 節県営事業負担金1,815万円。177 ページ、森林整備事業、13 節市有林整備委託料3,850万7,000円。



次が、7款商工費、195ページ、修善寺総合会館管理事業の第2駐車場整備に係る15節の工事及び17節土地購入費7,436万6,000円。203ページ、天城ふるさと広場管理事業、15節野球場改修工事1億1,014万8,000円。

8款土木費、213ページ、一番下になります。市道整備事業の22節物件移転補償金6,345万4,000円。

10款教育費、247ページ、中伊豆小学校管理運営事業、15節体育館改修工事2,166万円。257ページ、土肥小中一貫校建設事業3億3,063万5,000円。

12款の公債費については、決算概要報告書38ページ、39ページをお願いいたします。39ページの一番下の欄です。

前年度末市債残高147億6,236万円に対し、平成28年度中に10億8,944万4,000円を借入れ、12億2,251万1,000円を償還したことにより、年度末現在高合計は146億2,929万2,000円となりました。

最後に、基金について申し上げます。もう一度、決算書をお願いいたします、297ページ。

平成28年度は、この表にありますように、合計6億9,211万1,000円を取り崩し、それぞれの事業の財源として充当いたしました。また、財政調整基金、その他で合計7億9,934万8,467円を積み立て、年度末現在高合計は、78億4,744万1,168円となっております。

以上、一般会計の補足説明とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第65号から議案第80号については、関係部長ごとに説明を受けます。

まず、議案第65号及び議案第74号から議案第80号までの8議案について。

総務部長、お願いします。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第65号と、財産区の関係の議案第74号から議案第80号までを総務部所管の特別会計で補足させていただきます。

まず、決算書の3ページをお願いいたします。

平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計でございます。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、事業用地を先行的に取得することを目的としている会計でございます。

歳入総額180万4,415円、歳出総額が180万3,415円、差し引き1,000円となっております。これが翌年度への繰越金となります。

8ページ、9ページの歳入を見ていただきたいと思います。

歳入の主なものとしましては、財産の貸付収入、こちら御幸橋駐車場ほか普通財産の貸付料142万2,900円。その他としましては、前年度からの繰越金29万3,643円。また、不納欠損額3万円ございます。こちらにつきましては、平成21年10月から平成22年3月までの、6月分の駐車場代、月5,000円、こちらを債務者の事業中止や、実態のない法人、このようなこ

とから、伊豆市の債権管理条例に基づきまして、徴収困難であるため債権放棄をしたものでございます。こちらが3万円となっております。

次に、10ページ、11ページの歳出でございます。

こちらは、土地開発基金への積み立てとしまして180万3,415円を積み立ててございます。

また、13ページの財産に関する調書でございます。

土地の状況を記載してございますが、土地についての増減はございません。また、下の基金についてでございますが、新たな積み立て分として180万3,415円増額で、合計2億2,110万2,739円となっております。

以上が、公共用地取得特別会計となります。

続きまして、財産区の関係になります。決算書の223ページからになります。

まず、持越財産区特別会計でございます。歳入総額148万7,467円、歳出総額15万8,984円、差し引き132万8,483円、こちらは翌年度への繰り越しとなります。

228ページ、229ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものとしましては、財産貸付収入、こちらが65万6,000円。こちらは、鎌倉女学院への土地の貸し付けとなっております。そのほかは一番下でございます、4款の繰越金が82万8,774円となっております。

歳出でございます。232、233ページ。

こちらは、主に財産区の管理委員会への報酬6万円、また、財産区の財産、墓地の管理業務委託料として9万5,000円となっております。

235ページの財産に関する調書でございます。

基金の積立金として879万4,090円、土地が5万4,820.65平方メートルとなっております、いずれも前年度高と増減はございません。

続いて、239ページの、市山財産区特別会計でございます。

歳入総額45万5,194円、歳出総額11万8,648円、差し引き33万6,546円、こちらが翌年度への繰り越しでございます。

244、245ページ。

こちら、歳入につきましては、4款の繰越金45万4,794円が主なものとなっております。

248、249ページ。

歳出でございますが、こちらも財産区管理会の委員報酬5万4,000円、あと山林の管理作業の賃金として6万円となっております。

251ページの、財産に関する調書でございますが、基金積立金200万円、下の公有財産としての土地が30万3,008.97平米で、基金、土地ともに増減はございません。

次に、255ページ、門野原財産区特別会計。

歳入総額18万9,387円、歳出総額3万7,484円、差し引き15万1,903円、こちらが翌年度への繰り越しとなります。

261ページ。

こちらも歳入の主なものとしましては、4款の繰越金18万9,042円。

歳出につきましては、264ページ、265ページ、財産区の管理会委員の報酬3万円等が主なものとなっております。

267ページの、財産に関する調書につきましても、積立金172万9,630円、土地についても39万353.3平米で、前年度との増減はございません。

続きまして、271ページ、吉奈財産区特別会計でございます。

歳入総額224万8,076円、歳出総額5万5,904円、差し引き219万2,172円でございます。

276、277ページでございます。

こちら、歳入の主なものとしまして、財産貸付収入でございます、39万5,486円。こちらは鎌倉女学院などへの土地の貸付金でございます。

4款、下の繰越金、こちらが184万7,301円となっております。

歳出につきましては280ページ、281ページ。

こちらの歳出、主なものとしましては、財産区の管理会委員の報酬4万8,000円などが主なものとなっております。

財産につきましては283ページ。

基金積立金、2つございまして、合計で2,464万596円、前年度と同額でございます。

土地につきましても、152万280.18平方メートルで、前年度と変更はございません。

続きまして、287ページ、月ヶ瀬財産区特別会計でございます。

歳入総額170万9,105円、歳出総額23万2,657円、差し引き147万6,448円、これが翌年度への繰り越しとなります。

歳入につきましては292、293ページ。

主なものとしまして、財産の貸付収入40万8,230円、これは携帯電話の基地として、ソフトバンクモバイルなどへの土地の貸し付けとなっております。あと、4款の繰越金、こちらが129万8,607円でございます。

次に、歳出につきましては、294、295ページになります。

財産区管理会委員の報酬8万2,000円や、財産管理費としまして、山林の管理作業の賃金、こちらが12万6,000円となっております。

297ページ、財産に関する調書につきましては、積立金905万317円、前年度同額。土地につきましても、22万9,007.7平方メートルで、前年度と同じでございます。

続きまして、301ページ、田沢財産区特別会計。

歳入総額6万5,805円、歳出総額2万7,984円、差し引き3万7,821円、こちらが翌年度への繰り越しとなっております。

306、307ページでございます。

こちらの歳入の主なものとしましては、3款の繰越金6万5,435円でございます。

歳出につきましては、308、309ページでございます。

こちら、財産区の管理会委員の報酬2万4,000円が主なものとなっております。

財産に関する調書、311ページにつきましては、こちらの財産区につきましては、積立金がありません。また、土地につきましては18万3,552平方メートルで、前年度と同じでございます。

最後、矢熊財産区になります。315ページでございます。

歳入総額22万631円、歳出総額2万7,984円、差し引き19万2,647円。こちらが翌年度への繰り越しとなります。

320と321ページでございます。

主な収入としましては、3款の繰越金22万631円。

また、歳出につきましては、322、323ページにあります、財産区管理会委員報酬2万4,000円が主なものとなっております。

財産に関する調書、325ページでございますが、積立金はありません。土地につきましては、18万4,766.55平方メートルで、前年度と同じでございます。

総務部所管の特別会計につきましては、以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第66号から議案第68号までの3議案について。

健康福祉部長、お願いします。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、健康福祉部所管の特別会計3つについて、補足説明をさせていただきます。

資料のほうは、特別会計歳入歳出決算書のほうをごらんください。

初めに、議案第66号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。資料の17ページをごらんください。決算書17ページです。

歳入総額51億3,532万7,311円、歳出総額49億9,191万6,263円、歳入歳出差引額1億4,341万1,048円となりました。

決算書、次の18、19ページをお開きください。

歳入の主なものを説明させていただきます。

1款の国民健康保険税は、前年比100.3%、276万7,799円の増となっております。これは、平成28年度に税率改正を行ったことによるものです。

9款の繰入金は、前年比102%、763万6,312円の増となっております。一般会計からの繰入金は法定繰り入れ分として、2億8,886万3,782円、その他繰り入れ分として、6,000万円を繰り入れしました。基金からは、4,000万円を繰り入れしました。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

次の、20から23ページをお開きください。

1款の総務費は、前年比126%、1,686万9,881円の増となっております。職員8人分の人

件費など、国保を運営するための費用となっております。

2款の保険給付費は、前年比94.7%、1億6,937万149円の減となっております。主な要因は、抗がん剤等の高額な薬剤が、安価となったことによるものと考えられます。

8款の保健事業費は、前年比96.7%、184万8,294円の減となっております。これは、特定健診、人間ドック、後期高齢者健診の医療機関への委託料が主なものです。

国保については、以上、補足説明とさせていただきます。

次に、議案第67号 平成28年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

55ページをお開きください。

歳入総額3億7,820万4,060円、歳出総額3億7,546万155円、歳入歳出差引額274万3,905円となりました。

次の、56、57ページをお開きください。

歳入の主なものを説明させていただきます。

1款の後期高齢者医療保険料は、前年比104.6%となっております。

3款の繰入金は、前年比102.4%となっております。これは、一般会計からの繰入金で、事務費繰入金と、保険基金安定繰入金、合わせて8,950万7,136円を繰り入れました。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

58、59ページをごらんください。

1款の総務費は、主な支出として、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会への負担金158万5,000円と、賦課徴収費110万4,061円でございます。

2款は3億7,192万7,536円を、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付しました。これは、前年比104.4%となります。

次に、議案第68号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

決算書の69ページをごらんください。

歳入総額31億8,152万2,435円、歳出総額30億3,839万745円、歳入歳出差引額1億4,313万1,690円となりました。

次の、70、71ページをごらんください。

歳入の主なものですが、1款の保険料は、前年比101.9%、1,264万8,513円の増となっております。これは、被保険者の増加によるものです。

7款の繰入金は、一般会計からの繰入金、前年比99.5%、229万2,760円の減となっております。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。

72、73ページをお開きください。

1款の総務費は、主な支出として、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会へ

の負担金512万9,000円と介護認定調査費1,126万593円でございます。

2款の保険給付費は、前年比96.5%、9,704万951円の減となりました。

3款の地域支援事業費は、前年比136%、4,937万8,491円の増となりました。主な要因は、総合事業の開始に伴う介護予防訪問介護と介護予防通所介護の給付が、3款の地域支援事業費へ移行したことによるものです。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第69号から議案第73号までの5議案について。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から、建設部所管の5つの特別会計の決算概要について、補足説明をさせていただきます。

まず、決算書の103ページをお願いします。

平成28年度伊豆市簡易水道事業特別会計になります。

歳入総額1億7,523万5,330円、歳出総額1億596万6,182円、歳入歳出差引額6,926万9,148円になりました。

歳入につきましては、109ページをお願いします。

まず、主なものは、使用料及び手数料4,447万6,555円になります。

続きまして、その下に繰入金が2,830万円あります。これは一般会計の決算書の161ページにありますけれども、衛生費のほうから、簡易水道事業特別会計繰出金として支出されております。ほかに、繰越金が6,391万4,660円、諸収入が26万115円、簡易水道事業債が3,820万円となりました。111ページの一番下になります。

113ページをお願いします。

歳出におきましては、人件費、庶務的経費の総務費2,656万8,068円、工事請負費や修繕として、簡易水道費の6,373万7,545円、下にあります。

次のページをお願いします。

長期債償還元金と利子を合わせた公債費が1,566万569円となりました。

主な工事は、決算説明書の201ページをお願いします。

下段に主な工事としまして、小下田、八木沢地区の配水管布設工事2件、合計としまして3,822万1,000円になります。水道の安定供給のための老朽管の更新を行いました。

続きまして、決算書の121ページをお願いします。

平成28年度伊豆市下水道事業特別会計になります。

歳入総額14億3,448万6,915円、歳出総額13億7,099万856円、歳入歳出差引額6,349万6,059円となりました。

歳入について、主なものにつきましては、127ページをお願いします。

分担金及び負担金288万8,390円、使用料及び手数料2億8,856万2,764円、国庫支出金1億

3,145万円。

次のページになります。

繰入金収入が、一般会計繰入金で8億3,864万8,000円です。この一般会計繰入金は、一般会計の決算書の221ページにあります土木費の下水道費下水道特別会計繰出金より支出されております。他に繰越金としまして2,255万4,442円。

次のページになりますけれども、流域下水道事業債及び特定環境保全公共下水道事業債が1億4,610万円となりました。

132ページをお願いします。

歳出におきまして、主なものにつきましては、下水道の建設費が3億3,211万1,456円になります。下水道管理費が4億6,822万9,542円、合わせて事業費が8億34万998円となりまして、長期債の償還金、元金と利子を合わせた公債費が5億7,064万4,192円となりました。長野下水道事業建設費の管理費の一部で1億1,585万1,600円を繰越明許といたしました。

主な事業としましては、決算説明書の205ページをお願いします。

特別会計の決算書は133、135ページになります。

説明資料の中の、下段の下水道事業建設の中の、まず、市単独事業ですけれども、マンホールポンプの設置や公共樹工事などで2,236万1,000円を支出しております。

次に、206ページの、流域下水道事業は、狩野川東部浄化センターに関する建設負担金になります。

全体事業費が、7,711万4,000円に対しまして、流量によって市町の負担が決定され、伊豆市の負担が1,742万8,000円となっております。

同じページの下段になりますけれども、特定環境保全公共下水道事業が2億7,640万6,000円となっております。これは、主な事業内容は、湯ヶ島クリーンセンターの改築工事委託に6,300万円、大平地区の管渠布設工事に1億6,713万7,000円、中伊豆の城地区に2,999万2,000円でございます。

平成28年度から平成29年度に繰越明許にする繰越額は1億1,585万1,600円になります。

次に、決算説明書の207ページをお願いします。

下水道管理費のうち、業務費の中の流域下水道維持管理負担金2億985万8,000円は、狩野川東部浄化センターへの支出になります。下段の処理場管理事業1億3,357万円ですが、土肥浄化センター、湯ヶ島クリーンセンター、白岩処理場における維持管理の経費及び汚水処理経費になります。主なものは、業務管理委託費、3カ所で7,928万7,000円になります。

208ページをお願いします。

管渠工事ですけれども、経常的な経費以外では、管渠の洗浄調査を修善寺地区において6,024メーター実施し、委託料1,382万4,000円を支出しました。

その下にありますがけれども、下水道情報管理システム作成業務委託料としまして1,490万4,000円を支出し、安定した施設の稼働を確保することができました。

続きまして、決算書の149ページをお願いします。

平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計になります。

歳入総額が1億4,676万6,387円、歳出総額が1億3,564万5,493円、歳入歳出差引額が1,112万894円となりました。

主な歳入ですけれども、154ページ、155ページをお願いします。

使用料及び手数料で2,778万3,585円、繰入金が1億500万円、繰越金が1,376万2,202円になります。繰入金は、一般会計の決算書の175ページにありますけれども、農業農村整備費のほうから支出されております。

159ページをお願いします。

主な歳出は処理場の管理費4,084万4,092円になります。

161ページになりますけれども、施設費1,683万6,888円、長期債の償還元金と利子を合わせた公債費が6,745万3,512円となっております。

主な事業ですが、決算成果説明書の213ページをお願いします。

下段の処理場管理事業4,084万5,000円となっておりますが、冷川浄化センター、吉奈処理場、門野原処理場、佐野・雲金の処理場、加殿処理場における維持管理費、5カ所で1,838万7,000円、あと門野原地区の一部及び吉奈地区において、管渠の洗浄調査を577万8,000円を実施いたしました。

214ページをお願いします。

施設費では、事業継続計画策定業務委託432万円、加殿処理場の耐震診断の業務委託837万円を行いました。

続きまして、決算書の167ページをお願いします。

水道事業会計になります。平成28年度水道事業につきましては、安定した気候に恵まれ、水不足による給水制限や断水等は発生しませんでした。

年間配水量は、713万4,620立方メートルで、年間有収水量は、458万510立方メートルとなり、有収率は64.2%と、前年度より0.06ポイント上昇いたしました。これは、漏水調査を行い老朽管の更新を進めた結果と思われま。

また、水道事業の決算報告書、168ページから171ページまでは税込みの表示になっておりまして、172ページからは税抜きの表示になっておりますので、気をつけていただきたいと思ひます。

まず、169ページをお願いします。

上段、収益的収入において、水道事業の収益が税込みで6億1,074万6,038円、下段の支出が、水道事業費で5億2,674万7,471円になります。

171ページをお願いします。

上段の、資本的収入は、建設改良費の財源として企業債2,500万円、他会計支出金として、一般会計から電源立地地域交付金、下水道特別会計から下水道工事に伴う水道管の補償とし



て、合わせて1,200万1,000円の収入となりました。

下段の資本的支出では、建設改良費2億518万9,920円を支出しております。主な工事といましては、天城北道路関連の配水管布設替工事や、湯川橋の関連配水管の布設替工事が主な工事になります。

企業債の元金の償還金は1億2,345万8,818円になります。

172ページをお願いします。ここからが税抜きになります。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が1億493万6,221円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が6,935万9,814円、これから特別損失を差し引いたものが純利益で6,868万4,313円となりました。これは、前年度比、金額で言いますと1,552万7,000円の増となりました。

これに前年度から繰越利益剰余金7万9,297円を足したものが、当年度未処分利益剰余金6,876万3,610円となります。173ページの上段の一番下になります。

次に、175ページをお願いします。

水道事業剰余金決算書の、175ページの右から3列目の一番下の段ですけれども、そこに未処分の利益剰余金6,876万3,610円と一致いたします。この未処分利益剰余金を、建設改良積立金として4,870万円、減債積立金として2,000万円積み立てる処分案が、174ページ、左にありますけれども、下水道事業剰余金処分計算書案になります。決算の認定とあわせて議決をお願いいたします。

決算成果の説明資料、223ページをお願いします。

主な工事は、芙蓉台の配水管の布設がえ工事ほか9件になりまして、2億15万4,000円となります。また、それに伴います委託料としまして、224ページになりますけれども、8件、434万7,000円を支出しまして、水道水の安定供給に寄与いたしました。

続きまして、199ページをお願いします。

温泉事業特別会計になります。これも、200ページから203ページまでは税込み表示、205ページ以降は税抜き表示となっております。

まず、201ページをお願いします。

上段の収益的収入、温泉事業収益が、税込みで8,231万5,930円。下段の支出は、温泉事業費用としまして6,271万3,402円となります。

主な事業としましては、決算書の203ページ、資本的支出、建設改良費の中で、山ノ神源泉ポンプ入れかえ工事750万600円、中村送湯ポンプ場の流量計算設置工事723万6,000円等行いました。建設改良費の合計は1,858万1,400円になります。

決算書の214ページと219ページにも内訳がございますので、御確認いただきたいと思えます。

続きまして、205ページをお願いします。

温泉事業の損益計算書になります。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が1,284万8,828円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が1,756万6,648円。これに特別利益を加えたものが、純利益で1,821万9,648円となります。これに前年度からの繰越利益剰余金70万2,245円を足したものが、当年度の未処分利益剰余金1,892万1,893円となります。

次のページ、207ページの上の表に、温泉事業剰余金計算書の、先ほど言いましたように、右から3列目の一番下段になりますけれども、この金額が1,892万1,893円として一致いたします。この未処分利益剰余金を、建設改良積立金として1,000万円、利益積立金として800万円を積み立てる処分案を、206ページの下段になりますけれども、温泉事業剰余金処分決算書案になります。決算の認定とあわせてよろしく願いいたします。

213ページをお願いします。

平成28年度の給湯戸数は330戸、年間の総給湯量は149万3,405立方メートルでございました。建設改良事業は従来同様、既存の施設の維持管理等、配湯管の更新に重点を置いてまいりました。

決算成果説明書の、229ページをお願いします。

3カ所の工事を行い、1,858万2,000円を支出しました。この結果、当地区への安定供給が図られております。

以上で、建設部所管の特別会計の補足説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（三田忠男君） 以上で、補足説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。

宮内代表監査委員、お願いいたします。

〔代表監査委員 宮内知秋君登壇〕

○代表監査委員（宮内知秋君） 監査委員の宮内でございます。

それでは、ただいま議長から求められました、議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの一般会計及び特別会計14件と、基金の運用状況並びに公営企業会計2件につきまして、審査結果並びに意見等について御報告いたします。

審査の結果につきましては、各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書ともに、関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も全般的に適正であると認定いたしました。

また、各基金についても計数的に正確であり、基金の運用状況は、いずれも設置目的に沿い、適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細につきましては、配付いたしました意見書に記述のとおりであります。

それでは、意見書の1ページから7ページにあります審査の総括意見を中心に、概要を御報告いたします。

まず、平成28年度伊豆市一般会計の歳入総額は、173億7,475万8,000円に対して、歳出総額は163億328万6,000円となり、差し引き10億7,147万2,000円となっており、前年度と比較した場合、歳入総額は1億6,148万4,000円、0.9%の減、歳出総額は1億7,629万3,000円、1.1%の増でありました。

普通会計ベースでの歳入を性質別に見ますと、自主財源は74億4,980万5,000円で、前年度比2億8,345万9,000円の増となり、自主財源比率は42.9%で、前年度比2.0ポイント増加しております。市税は、前年度対比5,504万1,000円の減となりましたが、ふるさと納税による寄附金は1億8,912万5,000円の大幅な増となりました。

一方、依存財源は99億2,675万7,000円で、前年度比4億4,496万1,000円の減となりました。これは、地方消費税交付金の前年度比8,708万1,000円の減、地方交付税は合併算定がえの特例措置の終了による段階的な縮減により、前年度比3億1,206万9,000円の減、国庫補助事業の減少による国庫補助金の前年度比1億3,166万5,000円の減となったことなどによります。

本年度の特筆すべき主な支出は、ふるさと納税促進事業の謝礼品、土肥局及び八木沢局の光ファイバー網整備補助金、なかいず認定こども園の整備にかかわる園庭造成工事及び補助金、修善寺総合会館管理事業の第2駐車場整備工事、天城ふるさと広場管理事業の野球場改修工事、市道横瀬大平線、湯川橋改良工事、土肥小中一貫校建設事業などが挙げられます。

市税及び使用料、手数料における収入未済額は4億7,556万4,000円で、前年度比1,536万4,000円、3.1%の減となり、改善が見られますが、負担の公平性と財源の確保を図るため、徴収率の向上と滞納額の削減に向け、さらに努力していただくよう願います。

当市の財政状況を見ますと、普通会計ベースでの経常収支比率は86.5%で、前年度比2.5ポイントの増となり、財政構造は、やや弾力性を欠くとされる水準にあります。また、財政力指数も0.540と低い水準ではありますが、公債費比率は3.9%と良好であり、将来負担は低い状況となっています。

次に、33ページからの特別会計になりますが、初めに、議案第65号 平成28年度公共用地取得事業特別会計についてですが、歳入は普通財産の貸し付けによる財産運用収入142万3,000円で、歳出は都市開発基金への積立金180万3,000円でありました。また、財産の状況については決算書に記載のとおりですが、今後は財産として保有する土地について、当初の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを望みます。

次に、議案第66号 平成28年度国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額は51億3,532万7,000円で、前年度比2億4,368万5,000円の、4.5%の減となりました。国民健康保険税の収入未済額は2億9,816万4,000円に達しており、そのうち、滞納繰越分は2億2,149万8,000円、74.3%を占めていますが、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険事業の財政健全化を図るためにも、他の税や使用料と合わせた徴収体制のもとに、効果的な滞納整理に当たっていただくよう期待します。また、保険給付費のデータ分析を通じて、的確な健康指導の強化を希望いたします。

次に、議案第67号 平成28年度後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 3億7,820万4,000円で、前年度比1,579万1,000円の増となっています。本会計は、保険料の徴収業務と医療給付に関する申請書類の受け付けが市の主な所管業務となっています。

なお、保険料率は広域連合が決定しており、平成28年度については、所得割7.85%、均等割 3万9,500円となっています。

次に、議案第68号 平成28年度介護保険特別会計では、歳入決算額は31億8,152万2,000円で、前年度比3,077万2,000円、1.0%の減となりました。

伊豆市における高齢化率は37.91%となり、高齢者福祉サービスはますます増大すると思われれます。介護予防・日常生活支援総合事業への転換が進む中で、高齢者が健康寿命をどれだけ延ばすことができるか、また、地域で元気に生活できる担い手確保など、最適なサポートの提案を望みます。

次に、議案第69号 平成28年度簡易水道事業特別会計では、歳入決算額は 1億7,523万5,000円で、前年度比2,762万8,000円、18.7%の増、歳出決算額は 1億596万6,000円で、前年度比2,227万3,000円、26.6%の増となりました。これは、八木沢配水管布設工事等が施工されたことによります。

今後も厳しい経営が予想されますが、安定供給に向けて効率的な給水に努め、経費削減に一層努力されることを望みます。

次に、議案第70号 平成28年度下水道事業特別会計の歳入決算額14億3,448万7,000円で、前年度比 1億7,028万2,000円の増で、使用料、手数料は 2億8,856万3,000円で、前年度比 1,144万2,000円の増となりました。

なお、分担金、使用料の収入未済額は4,412万4,000円で、調定額に対して13.1%となっています。

また、市内の下水道普及率は53.5%で、処理区域内での水洗化率、接続率は78.6%であります。一般会計から 8億3,864万8,000円の繰り入れがされており、市の財政負担が大きいことや、河川浄化という環境整備事業本来の目的に立ち返り、接続率の低い地区について、特に重点的に接続促進のための施策を講じるよう望みます。

次に、議案第71号 平成28年度農業集落排水事業特別会計は、歳入決算額 1億4,676万6,000円で、前年度比1,718万5,000円の減となりました。使用料、手数料は2,778万4,000円で、0.9%の微増となっています。

なお、収入未済額は304万5,000円で、調定額の9.8%と改善が見られ、さらに収入未済額の削減に努めるよう望みます。

また、供用区域の水洗化率は94.6%であります。未加入者への接続をより一層促すとともに、設備の老朽化に伴う維持管理費が発生することが予想されることから、施設管理に配慮を願います。

次に、議案第74号 平成28年度持越財産区特別会計から議案第80号 平成28年度矢熊財産

区特別会計までは財産区特別会計となりますが、歳入決算額及び歳出決算額並びに実質収支額は、審査意見書の43ページから45ページまでをごらんください。

続きまして、46ページからの基金運用状況は、それぞれの目的達成のために安全な運用がされていますが、今後とも運用に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、内容を十分に検討され、目的に沿った安定的な運用を望みます。

次に、52ページからの公営企業会計ですが、初めに、議案第72号 平成28年度水道事業会計につきましては、税抜きの総収益は前年度比496万9,000円減収の5億6,779万7,000円、総費用は2,049万6,000円減の4億9,911万2,000円で、純利益は6,868万4,000円となりました。

年間配水量は713万5,000立方メートルで、年間総有収水量は前年度比3万1,000立方メートル減の458万1,000立方メートルとなり、有収率は64.2%となっています。

建設改良事業は、天城北道路関連配水管布設がえ工事、湯川橋関連配水管布設がえ工事、茅野送水管布設がえ工事、鉢窪浄水場緩速ろ過用砂洗浄機更新工事、芙蓉台配水管布設がえ工事、下白岩送水管布設工事2工区、上和田配水管布設がえ工事等が実施されました。

今後とも水道の安定供給のため、効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新・整備を進められるよう望みます。

なお、過年度分未収金は5,938万4,000円で、前年度から減少傾向となり、引き続き対策を講ずるよう望みます。

次に、議案第73号 平成28年度温泉事業特別会計ですが、総収益は前年度比308万7,000円減の7,662万円、これに対して、総費用は前年度比1,164万4,000円減の5,840万円で、差し引き1,822万円の純利益となりました。

なお、収益については、総配湯量の減少と、新規加入減による温泉加入分担金の減収で、温泉供給による営業収益は減収となりました。

今後とも計画的な施設更新等を図り、引き続き安定経営に努められるようお願いいたします。なお、過年度分の未収金は848万4,000円ありますが、水道事業会計と同様、早期に対策を講ずるよう望みます。

終わりに、決算審査全般を通し、今後とも一層効率的かつ健全な財政運営を継続できるよう、費用対効果を検証し、予算執行を図るよう努力することを望みます。

なお、地方交付税については、段階的に減額される激変緩和期間の2年目でありました。健全財政の維持と持続可能な財政運営の長期シミュレーションを、時として開示されるよう望みます。

今後、大幅な税増収が期待できず、社会保障関連経費の増加が予想される中で、公共施設の保有量の最適化とインフラ資産の計画的維持管理が政策課題であります。適正な管理の推進に当たり、市民への丁寧な説明と情報開示をお願いいたします。

これからの時代の変革の中で、市民が未来への夢と希望を持ち、安心・安全に生活できること、持続可能なまちを創造するため、市民の理解を得ながら、行政と市民が一丸となり行

動できる体制の整備が行われることを期待して、報告を終わりといたします。

○議長（三田忠男君） 以上で、代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第80号までの17議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議において行います。

ここで、時間の都合により、昼の休憩に入りたいと思います。再開は、午後1時といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎議案第81号～議案第86号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第25、議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第30、議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）の6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長、お願いします。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第81号から議案第86号まで、一括して提案理由を申し上げます。

議案第81号 一般会計補正予算（第4回）は、歳入において決定に伴う地方交付税の増額、旧湯ヶ島幼稚園改修工事に地方創生拠点整備交付金が事業採択されたことに伴う国庫交付金の増額などを見込む一方、歳出においては、市内公的病院等補助金2億1,388万円、オリンピック・パラリンピック会場へのアクセス道路沿線の、景観眺望を改善するための修景伐事業1,253万円、福祉事業にかかわる過年度国・県負担金の精算のほか、前年度繰越金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立てるための基金積立金2億円余りなど、総額4億9,000万円余を増額し、歳入歳出予算額を171億1,503万1,000円とするものです。あわせて、臨時財政対策債発行可能額の決定などにより、地方債の補正をお願いするものでございます。

議案第82号及び議案第83号は、それぞれ平成28年度給付費の確定に伴う精算により、超過額を国や県などに返還するため、国民健康保険特別会計は1,576万円余を増額し、歳入歳出予算額を51億1,337万8,000円に、介護保険特別会計は、8,182万円余を増額し、歳入歳出予算額を32億182万9,000円とするものです。

議案第84号 下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、農業集落排水区域の流域下水道区域への編入計画の見直しに伴い615万6,000円を減額し、歳入歳出予算額を16億884万4,000円とするものです。

議案第85号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）は、処理場の修繕工事のために1,159万円を増額する一方、下水道事業特別会計と同様、農業集落排水区域の流域下水道区域への編入計画の見直しに伴い1,758万円を減額するなど、総額598万円余を減額し、歳入歳出予算額を1億4,115万1,000円とするものです。

議案第86号 温泉事業特別会計補正予算（第1回）は、源泉水中ポンプ入れかえに伴う資産の一括償却、老朽化した配湯管の計画的な布設がえの実施など、総額1,232万円を増額するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第81号について。

総務部長、お願いします。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第81号 一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書45ページをお願いいたします。あわせて、9月補正予算資料という伊豆市の市章が入っている資料もお分けしておりますので一緒にごらんになっていただきたいと思います。

今回の補正予算、市長の提案理由で申したとおり、歳入歳出を4億9,030万6,000円を追加し、総額171億1,503万1,000円とするものでございます。

46、47ページの第1表でございますが、こちらにそれぞれ歳入歳出の款項の補正額を記載してございます。

また、48ページの第2表の地方債補正でございます。

こちらは臨時財政対策債借入限度額の決定に伴う補正ということで、こちらは3,266万8,000円を減額し、補正後5億6,733万2,000円とするものです。また、公有財産管理事業におきましては、先ほど、旧湯ヶ島幼稚園改修工事に伴う合併特例債の借り入れにつきまして、地方創生交付金の事業採択がございました。これに伴う借り入れ予定の合併特例債を減額するものでございます。こちらの減額が2,980万円、補正後の金額としまして1億7,780万円となるものでございます。

それでは、歳入歳出のそれぞれ、詳細について説明いたします。

まず、歳出から説明させていただきます。まず、58、59ページをお願いいたします。

2款2項2目の賦課徴収事務事業の臨時職員の賃金等の補正でございますが、こちらは病気休暇職員の代替としての臨時職員の賃金となります。

3款1項1目、3目、8目のそれぞれの事業につきましては、過年度分の事業費等の確定に伴う、国や県への返還金、こちらを補正させていただくものでございます。

また、9目の福祉施設管理費の老人憩いの家管理事業でございますが、こちら次の61ペー

ジで、修繕料64万7,000円をお願いするものでございます。これは自動火災通知機の取りかえ等の修繕となります。

続きまして、3款2項1目の児童福祉総務費でございますが、まず、児童福祉事業の新規事業としまして、事業の4、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業でございます。これは、県費補助によります平成29年度から平成31年度までの3カ年の新規事業となります。伊豆市におきましては、まず、講師謝礼として10万円、こちらは、夫婦共同控除のための、父親料理教室のための謝礼となっております。

13節の子育て情報発信委託料、これは子育てに関する情報発信強化のために、キャッチフレーズやPR方法などの検討をしていただく予算108万円、14節と18節の店舗借上げと備品購入につきましては、駅周辺の空き店舗活用による、子育て支援施設を開設するための借上げや備品の購入となります。

最後の、19節の子育て支援業務補助金、こちらは子育てイベント等の開催に伴う助成金を30万円をお願いするものでございます。この、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業としまして、373万9,000円を新規をお願いするものでございます。

続きまして、3目の保育所費の、保育園一般事業でございますが、こちら特別保育事業費の補助金、民営こども園への補助単価の見直し・改定によります増額252万1,000円。こども園費の、こども園一般事務事業でございますが、こちら民間保育施設等の補助金ですが、障害児保育のための加配職員の増加に伴う増額と、保育士の処遇改善による増額、あわせて453万6,000円。

次の、4款1項1目の負担金補助及び交付金の、その他事務事業でございますが、これは市内公的病院等への補助金、市内公的病院の医療体制整備のための補助となります。非常勤医師の確保や夜間・休日の救急対応などの医療体制整備のためでございます。内訳ですが、伊豆赤十字病院、こちら不採算地区病院、救急告知病院として1億1,488万3,000円、また、中伊豆温泉病院、こちらリハビリの専門病院としまして9,900万円、合わせて2億1,388万3,000円でございます。

続きまして、62、63ページの、4款2項1目の広域処理施設整備事業でございます。こちら伊豆市・伊豆の国市の廃棄物処理施設組合への負担金でございますが、現在県道の歩道工事の予定がございます。その歩道工事にあわせて、先行して経費削減のために配管工事を行いたいということで、新たに302万5,000円を追加するものでございます。

6款1項6目の繰出金の農業集落排水事業につきましては、特別会計の事業予算の減額に伴う繰出金の減額でございます。

6款2項2目の、まず、委託料と負担金補助でございますが、まず、森林整備事業、こちら美しい森づくり基盤整備事業として、全額、国補助の事業でございます。これも民間事業者への補助金として84万7,000円、全額国庫でございます。

次の、林業再生プロジェクト推進事業費補助金、こちら先ほど市長が申しました、ペロド



ルームへのアクセス道路周辺の修景伐の事業の補助金でございます。こちらとも県の補助と市の補助で合わせて1,253万9,000円、県費につきましては事業費の68%、市の補助につきましては30%、残り2%が森林所有者の負担となるものでございます。

次の、食肉加工センター管理運営事業の廃棄物処理委託料239万8,000円。こちらにつきましては、今年度計画しております、食肉加工センターで処理し切れない個体、これを処理するための減容化施設の建設を予定しております。当初、この減容化施設において、センターでの残渣の処理を見込んでおりましたが、国等の補助金の関係で県との協議の結果、センターで発生する残渣の処理はできないということになりました。このため、残渣処理の委託料を新たに追加するものでございますが、ただ、食肉加工センターで出た残渣のうち内臓等につきましては、ペットフードの材料として、新たに販売できる見通しとなりました。また今回、後に歳入のほうの補正でも説明させていただきます、内臓等につきましては、新たにペットフードの材料として販売するものでございます。

次に、64、65ページでございます。

7款1項2目の企業誘致推進事業の補助金でございます。こちらは、創業者支援事業の補助金としまして、家賃補助や室内の設備等の設置工事に対する補助金でございます。今回、当初330万円の予算でしたが、こちら既に交付決定しております。で、新たに家賃補助として2件、また設置工事として2件を見込んでございます。新たに160万円をお願いするものでございます。

8款2項2目の工事請負費の市道整備事業、市道横瀬大平線改良工事でございます。こちらは、昨年度末に遠藤橋付近の空き家が解体され、歩道設置のために用地のほうを買収してございます。このたび、設計が終わり事業費が出ましたので、そちらの歩道設置の工事として1,200万円、また、同じ湯川橋周辺整備工事でございますが、今年度最終的に完了させるために300万円を追加させていただきたいものです。合わせて1,500万円をお願いするものです。

8款6項4目の繰出金、下水道特別会計繰出金につきましては、農業集落と同じように、下水道特会の事業費予算が減額になりますので、その減額による繰り出しの減額875万6,000円。

次に、66、67ページの、11款1項1目の農地災害復旧費の工事請負費でございますが、冒頭、追加の資料として位置図を配付させていただいております。そちら、4月の豪雨によりまして、本柿木の田んぼの畦畔、こちらの復旧工事になります、80万円、これにつきましては2分の1の40万円が国の補助、10分の1の8万円が地権者の分担金となります。

13款1項1目の積立金、基金積立金、財政調整基金の積み立て2億1,564万1,000円、こちらは平成28年度の実質収支額の2分の1の積み立て、地方財政法の規定によります2分の1積み立てということで、4億6,564万円を積み立てるものでございます。当初予算に2億5,000万円計上してございましたので、そちらとの差額2億1,564万1,000円をお願いするものでございます。

続きまして、これら歳出の財源としまして、新たに歳入の補正もお願いするものでございます。

戻りまして、52、53ページをお願いいたします。

歳入、9款1項1目の地方特例交付金、こちらも交付決定によります補正となります、51万5,000円を増額するものでございます。

10款1項1目地方交付税でございます。こちら普通交付税と特別交付税、右の説明欄に書いてございますが、まず、普通交付税につきましては、交付決定によります1億1,273万3,000円を増額。これによりまして、普通交付税の総額が44億1,273万3,000円となります。また、特別交付税でございますが、先ほど歳出で申しました市内公的病院等への補助金、このうち1億6,400万円を特別交付税で見込んでございます。市内公的病院補助金のうちの約77%を特別交付税として見込んでございます。

次に、12款2項1目農林水産業費の分担金でございますが、こちらは先ほどの災害復旧工事の地権者からの10%の分担金となります。

14款1項1目民生費の国庫負担金でございますが、こちらは低所得者保険料軽減の国庫負担の昨年度分の事業費決定によります増額になります。

14款2項の、まず、1目の総務費国庫補助金でございますが、こちら旧湯ヶ島幼稚園改修工事の、地方創生拠点整備交付金事業に採択されましたので、3,125万円を見込むものでございます。

2目の民生費の国庫補助金でございますが、こちら子ども・子育て支援交付金としまして、民間こども園に対する補助単価改定による増額を補助金で見込んでございました。その分の国庫分になります。

4目の農林水産業費国庫補助金でございますが、美しい森林づくり基盤整備交付金、先ほど100%国庫補助による間伐と申しました、84万7,000円が全額でございます。

54、55ページ。

14款2項7目の災害復旧費の補助金、こちら災害復旧工事の国の50%分の補助金。

15款1項1目の低所得者保険料軽減の県の負担金でございます。先ほど国庫分がございました、その県費分になります。

15款2項2目の社会福祉費の子ども・子育て支援金は、先ほどの国庫と同様、補助単価の改定によります県費分の増額。7事業のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業の補助金でございますが、先ほど申しました新規事業としての3年間の1年目、県費補助が174万5,000円。

4目の林業再生プロジェクト推進事業費の補助金、ベロドロームのアクセス道路への修景伐に対する県費補助870万円。

16款2項1目不動産売払収入、こちらにつきましては、横瀬大平線改良工事に代替地として出した土地がございます。そちらが、最終的に残地がございます。そちらの残地について

入札を行った結果、売り払いが決定したものでございます。面積につきましては231.98平方メートル、金額につきましては1,001万円、こちらが1件と、あと1件、中伊豆の姫之湯地区に、法定外道路等の用途廃止をした土地の払い下げがでございます。こちらの売り払いが427平方メートルで、115万8,000円。この2件を合わせまして1,116万8,000円でございます。

18款1項1目の介護保険特別会計繰入金につきましては、前年度事業確定に伴う精算金でございます。

続きまして、56、57ページでございますが、こちら財源調整のための繰越金1億7,277万9,000円。

20款の諸収入の、5目の施設運営収入、こちらは先ほど食肉加工センターの残渣で申しました、内臓等のペットフードの材料としての販売収入、こちらを108万円見込んでございます。

雑収入の、71、廃棄物処理施設組合構成市負担金過年度精算、伊豆市・伊豆の国市の廃棄物処理施設組合の平成28年度分の精算金の戻りとなります。

86につきましては、砂防工事の用地取得の補償金が36万3,000円。

21款市債につきましては、第2表の補正で申しましたとおり、地方創生交付金の事業採択によります合併特例債の減額と、臨時財政対策債の借り入れ限度額の決定に伴う減額でございます。

一般会計につきましては以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第82号及び議案第83号の2議案について。

健康福祉部長、お願いします。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、健康福祉部所管の議案第82号、議案第83号について補足説明をさせていただきます。

議案書の69ページからになりますが、平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

まず、最初に歳出のほうから説明させていただきますので、議案書の78、79ページをごらんください。

11款諸支出金ですが、平成28年度国民健康保険療養給付費等負担金等の精算に伴い、1,576万7,000円増額するものです。内訳は、国庫支出金返還金が674万2,000円の増額、支払基金交付金返還金が902万5,000円の増額となっています。また、支払基金交付金の返還金につきましては、6月に確定をしまして納期限のほうが9月末になっておりますので、納期がおくれた場合の延滞金が課せられるため、早期の審議をお願いするものでございます。

歳入について、戻りまして説明させていただきます。

76、77ページをごらんください。

10款繰越金ですが、平成28年度国民健康保険療養給付費等負担金等の精算に伴う返還金の

財源として1,576万7,000円を増額するものです。

続きまして、議案第83号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは81ページからになります。

歳入から説明させていただきます。88、89ページをごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金ですが、平成28年度地域支援事業交付金の精算に伴い、追加交付として114万3,000円増額するものです。

4款1項支払基金交付金ですが、平成28年度介護給付費負担金等と平成28年度地域支援事業交付金の精算に伴い、追加交付分として831万円増額するものです。

5款県支出金、2項県補助金ですが、こちらも3款と同じように、平成28年度地域支援事業交付金の精算に伴い、追加交付分として60万9,000円増額するものです。

8款繰越金ですが、平成28年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金の財源として、7,176万7,000円増額するものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

議案書のほうは90、91ページをごらんください。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金ですが、平成28年度介護給付費負担金の精算に伴い、2目償還金を3,893万6,000円増額するものです。内訳は、国庫支出金返還金が3,744万9,000円の増額、県支出金返還金が148万7,000円の増額となっています。

2項繰出金ですが、平成28年度介護給付費等の精算に伴い、1目一般会計繰出金を4,289万3,000円増額するものです。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第84号から議案第86号までの3議案について。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから議案第84号から議案第86号までの補足説明をさせていただきます。

93ページをお願いします。

平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明いたします。歳入歳出それぞれ615万6,000円を減額補正するものでございます。

103ページをお願いします。

まず、歳出に関しまして、下水道の建設費、公共下水道事業費の小立野中継ポンプ場の増設の実施業務委託を、平成32年度開校を目指した新中学校の建設計画が中止になったことにより、615万6,000円の減額をするものでございます。

なお、本件は下水道として農業集落排水の稼働処理区を公共下水道に接続する計画がありますので、平成30年度以降、改めて予算計上させていただきたいと考えております。

議案書101ページをお願いします。

歳入に関しましては、繰入金と市債の補正をお願いするものでございます。

まず、市債ですけれども、下の段になります、下につきましては流域下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債、公共下水道事業債の3項目がございます。流域下水道債は、県による流域下水道処理場の建設負担金の見直しにより、110万円の増額をお願いするものでございます。

特定環境保全公共下水道事業債は、湯ヶ島クリーンセンター改築工事に伴う詳細設計委託及び大平地区、城地区の管渠布設工事について、県との起債の協議で起債対象となったことにより、760万円の増額をお願いするものでございます。

公共下水道事業債は、歳出項目に計上しましたが、小立野中継ポンプ増設の実施設計業務委託料の減額により、610万円の減額をするものでございます。

市債の合計としまして、増額が870万円、減額が610万円となりますので、差し引き260万円の増額となります。

次に、繰入金について御説明いたします。

同じく101ページの上の段になりますけれども、歳出項目に計上しましたが、委託料の615万6,000円の減額と、市債の260万円の増額により、875万6,000円の減額をするものでございます。先ほどの総務部長の説明にありました、65ページのほうにも875万円の補正の金額という数字が載っております。

以上のとおり、市債の増額260万円、繰入金の減額875万6,000円で、615万6,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、105ページをお願いします。

平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について補足説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ598万5,000円減額補正するものでございます。

115ページをお願いします。

歳出に関しまして、まず、施設費の加殿地区管渠実施設計業務委託料を、平成32年度開校を目指した新中学校建設計画が中止になったことにより、1,758万3,000円を減額するものでございます。なお、本件は下水事業として、農業集落排水加殿処理区を公共下水道に接続する計画がありますので、平成30年度以降、改めて農業集落排水事業特別会計に予算計上させていただきたいと考えております。

次に、業務費。処理場の管理費の工事請負費について御説明いたします。115ページの上段の工事請負費になります。

佐野・雲金処理施設の脱水機が故障により停止し、施設の運転に影響があるため、緊急にて修繕工事を実施、400万円を支出いたしました。この対応に伴い、今年度の施設の維持補修工事費の費用が不足するため、今回その緊急工事で行った分として400万円を補正をお願い

いするものでございます。また、現在加殿原処理施設の水処理施設の制御盤及び佐野・雲金処理施設の流入室の吸気・排気ファンにそれぞれ不具合が発生しておりますので、緊急修繕工事の必要があり、これらの修繕費用として、759万8,000円を補正していただきたいと思っております。そのため、今後の維持補修工事費400万円と合わせて合計1,159万8,000円の増額をお願いするものでございます。

113ページをお願いします。

歳入に関しましては、繰入金の補正をお願いするものでございます。先ほど説明しましたけれども、委託料1,758万3,000円の減額と、工事費の1,159万8,000円の増額により、差し引き598万5,000円の減額をするものでございます。よろしくをお願いします。

続きまして、117ページをお願いします。

平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

118ページをお願いします。

まず、この下段の資本的支出の建設改良費972万円の増額をお願いするものでございますけれども、これは土肥地区の山脈源泉のポンプの用湯管の異常が発見されました。この源泉は、土肥温泉集中管理6源泉の一つでもあり、配湯能力も6源泉の中でも1、2の配湯力を持っております。6源泉のバランスを調整しながら配湯をしておりましたが、今回の佐野源泉の配湯能力の低下により、温泉量が減少し、集中管理を行っている中村貯湯槽水位低下が確認されました。温泉量の減少が続くと、市民及び観光業に影響を及ぼす可能性が高いことから、緊急工事を実施いたしましたことにより、当初予定しておりました大藪及び中浜地区の石綿管の布設替工事の予算が不足するため、増額をお願いするものでございます。また、既設ポンプの廃棄に伴いまして、上段の収益的支出の、資産減耗費260万円の増額をお願いするものでございます。

以上、私からは補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 以上で、補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第86号までの6議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議にて行います。

#### ◎議案第87号～議案第90号までの上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第31、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正についてから、日程第34、議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第87号から議案第90号までの4議案について、一括して提案理由

を申し上げます。

議案第87号は、指定管理者の指定に関し、施設設置条例制定前においても、指定管理者の候補者選定の準備行為を可能とする規定を設けるために改正するものです。

議案第88号は、主任介護支援専門員の研修について、政令の基準に準じて改正を行います。

議案第89号は、都市公園法施行令の改正により、運動施設の敷地面積の総計の、都市公園の敷地面積に対する割合は、条例で定める割合を越えてはならないとされたため、この規定を設けるために改正するものです。

議案第90号は、建築基準法の一部改正に伴い、引用、項号のずれなどを改めるものです。

以上、それぞれ担当する部長に説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第87号について。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、議案第87号の補足説明をさせていただきます。

この公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正でございますが、この条例につきましても、公の施設の指定管理者の候補者を選定するに当たりまして、その手続きに関して規定している条例でございます。原則として公募による方法、また、公募によらない方法、また、審査会への諮問等々について規定してございます。

今回、改正をお願いするものは、冒頭、市長の行政報告でもありました、（仮称）天城湯ヶ島インターの道の駅の整備について、円滑な指定管理者制度を活用するために、なるべく早期に事業者を選定し、詳細設計等にその意向を反映するものでございます。

新旧対照表の124ページをお願いいたします。

新たに14条を追加するものでございます。この14条につきましても、適用範囲を新たに規定します。この条例の規定は公の施設について、指定管理者制度の円滑な導入及び指定管理者による施設の適切な管理に資するため、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する、いわゆる準備行為が必要な場合として、規則で定めるときは設置を予定している公の施設及び既存の公の施設で指定管理者による施設の管理を予定しているものについても適用するという事で、例えば、この道の駅につきましても、まだ条例制定の御審議をいただいておりますが、やはり円滑な施設運営のために条例制定前であったり、また、既存の施設も条例改正前であっても、この手続条例にのっとって、しっかりと審査をしていくということで、その条例関係が整う前にも準備行為として公の施設の指定管理者を選定できるようにするために改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第88号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、議案第88号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは、125ページからになります。

この改正は、厚生労働省令で定める基準にしたがい、条例を一部改正するものです。

議案書の127ページの新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の第4条（3）の主任介護支援専門員、これは通称「主任ケアマネ」と呼ばれるものですが、その基準である括弧書きの部分を、条例に定める基準に改正するものでございます。

地域包括支援センターの職員に関する基準及び当該職員の員数に関する基準において、主任介護支援専門員、この主任ケアマネは、基本的に介護支援専門員、ケアマネの資格を持ち、5年以上の実務経験がなければ、主任介護支援専門員研修を受けることができません。平成18年度より、主任介護支援専門員研修の制度ができましたが、今まで更新研修はなく、一度研修を受ければ業務を行うことができました。平成28年度より主任介護支援専門員更新研修の制度ができ、5年ごとの更新研修を修了しなければ、資格を有しないことになりました。研修を修了した日から起算して5年を経過するまでの間に更新研修を修了しなければならぬということになります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第89号及び議案第90号について。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうからは議案第89号と議案第90号について補足説明させていただきます。

129ページをお願いします。

まず、伊豆市の都市公園条例の一部改正についてでございます。

130ページの新旧対照表をごらんください。

主な改正事項ですが、都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の総計につきましては、都市公園法施行令第8条で、その割合を当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないと規定されておりました。

しかし、地方分権改革に関する提案で、地域の実情を踏まえた弾力的な運用をできるように求められたことに伴い、都市公園法施行令の規定を参酌して、条例でその割合を定めるように改正されました。

それにより、第4条の2として、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計を、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えないとする規定を、新たに追加するのが今回の主な改



正点でございます。

なお、面積割合を、100分の50を超えないとした理由といたしましては、都市公園内には、一般の人が自由に休憩・散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があるという都市公園設置の基本的目的を踏まえ、伊豆市の都市公園の規模や機能に合わせたものとしたしました。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

132ページの新旧対照表、改正前、改正後をお願いします。

主な改正事項ですが、条例第5条に、特定用途制限地域内において建築できない建築物を用途区域ごとに別表第1に掲げています。その中で幹線道路沿道地区内に建築してはならない建築物として、改正前は、右の表ですけれども、第7号の「法別表第2（り）項第3号に掲げる事業を営む工場」及び第8号の「法別表第2（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場」について、引用している建築基準法の改正に伴い、項がずれましたので改正後は第7号を、左になりますけれども、第7号を「法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる事業を営む工場」及び第8号を「法別表第2（る）項第1号に掲げる事業を営む工場」に改正するものでございます。

施行期日は、建築基準法の一部が改正される期日に合わせて、平成30年4月1日からの施行予定であります。よろしく申し上げます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明は終わります。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第90号までの4議案に対する質疑は、9月12日開催予定の本会議にて行います。

#### ◎議案第91号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第35、議案第91号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第91号について提案理由を申し上げます。

本市の指定金融機関であります、株式会社静岡銀行との指定契約が、本年12月31日をもって満了いたします。これに伴い、三島信用金庫を新たな指定金融機関として指定するため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定期間は平成30年1月1日から平成31年12月31日までの2年間といたします。

詳細について、会計管理者に説明させますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

会計管理者。

〔会計管理者 長谷川文子君登壇〕

○会計管理者（長谷川文子君） 議案書は133ページになります。

議案第91号 指定金融機関の指定について補足説明をさせていただきます。

本市の公金の収納及び支払い事務を取り扱う指定金融機関は、市内の金融機関の意向調査結果をもとに、平成26年1月からスルガ銀行株式会社、株式会社静岡銀行、三島信用金庫の3社による2年ごとの輪番制としてきました。今回、3社目の三島信用金庫を指定金融機関として指定するため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決をお願いします。なお、これで3社の輪番が一巡となることから、今回は改めて市内金融機関に対して意向調査等を実施し、検討する予定でございます。

以上、補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号については、9月12日開催予定の本会議にて、質疑に続き討論、採決を行いますので、御了承ください。

#### ◎議案第92号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第36、議案第92号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第92号について提案理由を申し上げます。

この契約は、大平地区の下水道管渠を布設いたします。管渠布設工事（大平地区第1工区）請負契約でございます。平成29年8月22日に制限つき一般競争入札を行い、8月25日、土屋建設株式会社伊豆営業所と、消費税を含め2億790万円で仮契約を締結いたしました。

契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容について建設部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、議案第92号 工事請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。

議案書の136ページをお願いします。

136ページにあるのが仮契約書で、137ページには位置図で、138ページには統計図を参考資料として載せております。

工事場所は137ページにありますように、国道136号大平地内の赤い部分があります、工事起点はミニストップがあるところより少し湯ヶ島寄りが始まりまして、終点は、ラフォーレ入り口よりちょっと手前に竹屋さんがあると思うんですけども、そのあたりが工事の終点になります。

管渠の布設工事延長としましては、575.1メートルであります。

工事内容としましては、推進工法による鉄筋コンクリート管を400ミリを195.2メートル、同管種の250ミリを48メートル、あと開削工を塩化ビニール管VUといたしますけれども、200ミリを331.9メートル施工します。あとマンホール、1号及び2号マンホールを17カ所、あと汚水升を15カ所設置いたします。

工事の実施に際しましては、国道136号なものですから、交通に配慮しまして、夜間の片側交互通行にて施工いたします。

工期は、書いてありますように、平成30年3月23日を最終の工期として契約しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号についても、9月12日開催予定の本会議にて、質疑に続き討論、採決を行いますので、御了承ください。

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（三田忠男君） 日程第37、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 諮問第1号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及高揚を図るため、市長が推薦し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、人権擁護委員の植木和久氏が、平成29年12月31日をもって任期満了になり、後任委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

植木氏は、平成21年1月1日から同職に就任され、現在3期目でございます。沼津地区人権擁護委員協議会の常務委員を務めておられ、人格、識見とも高く、地域住民の方々からの人望も厚く、本職に適任であると判断し、引き続き委員として推薦しようとするものでございます。

御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論につきましては、運営規程にしたがい、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦について、適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、諮問第1号は適任であることに決定いたしました。

### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、9月7日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の杉山誠議員から発言順序6番の小長谷順二議員までを行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は9月7日の正午となっておりますので、御了承ください。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後全員協議会を開催いたします。10分後、2時10分から行います。このままこ

こで行います。よろしくお願いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

散会 午後 2時00分

## 平成29年第3回(9月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成29年9月7日(木曜日)午前9時30分開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	防災監	佐野 松太郎君
市民部長	梅原 敏男君	健康福祉部長	村井 克代君
産業部長	堀江 啓一君	建設部長	山田 博治君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	長谷川 文子君

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田 博昭	次長	稲村 栄一
主査	滝川 和代		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、12名の議員より通告されておりますので、本日と明日の2日間で行います。質問の順序は、議長への通告順といたします。

本日は、発言順序1番の杉山誠議員から発言順序6番の小長谷順二議員まで行います。

なお、議会基本条例第14条第2項により、本会議における一般質問は一問一答方式で実施いたします。

これより順次質問を許します。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） それでは、まず最初に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） おはようございます。14番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、脱過疎化への取り組みについて、市長に伺います。

一般社団法人、持続可能な地域社会総合研究所が先月公表した「全国持続可能性市町村リスト&マップ」によると、過疎地域に指定された自治体797市町村のうち、11.7%に当たる93市町村が、2010年からの5年間で、転入者が転出者を上回る社会増を達成したとのことです。このほとんどは、日本創成会議の報告書で、消滅する可能性が高いと指摘された地域や離島、山間部ですが、居住支援や広報活動、自然体験など、豊かな自然や住民との交流に魅力を感じ、都市部から現役世代の移住が増加したそうです。同研究所では、人口を安定化させる条件として、子供人口の維持や高齢化率の低下を上げており、子供を産み育てる現役世代の定住が鍵を握るとしています。

当市の場合、出生率の低迷が続いており、厳しい現況ですが、各地の成功例を学び、各地域の実情に応じて対応策を展開していくことが求められます。市内各地域のきめ細かい現状分析や、持続可能な地域社会に向け、人材、組織、制度など、分野を横断した包括的な検討は、どのようになされているでしょうか。

次に、バリアフリー基本構想の策定について伺います。

駅周辺を初め、高齢者や障害者らが利用する公共施設などの集積地域を市が重点整備地区に指定し、歩道の段差解消や、建物内のエレベーター設置、公園や信号機の整備など、バリアフリー化を一体的に進めていく基本構想を作成すると、国からの補助金が受けられるそうです。

当市では、高齢化の進展や2020東京オリンピック・パラリンピックを迎える中で、移動しやすい環境の実現が求められています。またバリアフリー新法では、地域住民やNPOなどが、基本構想について市区町村に提案できる制度があり、自治体のマンパワー不足を補い、住民みずからが参画してバリアフリーのまちづくりを進めることができると思いますが、いかがでしょうか。

次に、「ヘルプカード」の普及促進について伺います。

ヘルプカードとは、障害のある手助けを必要とする方と手助けをする方をつなぐための意思表示カードです。とりわけ、視覚障害や知的障害、内部障害、また義足や人工関節、難病の方など、目には見えない障害のある方が手助けを求めるときに役立つものです。

ヘルプカードは、日常生活はもちろん、緊急時や災害時の対応にも効力を発揮し、本人にとってはもちろん、家族、支援者にとっての安心や、障害に対する理解の促進につながります。今後、ヘルプカードの普及促進にどのように取り組んでいくか伺います。

次に、インターネットリテラシー、情報マナー教育への取り組みについて、教育長に伺います。

インターネットリテラシーとは、情報ネットワークを正しく利用することのできる能力のことです。インターネットの普及は、子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしています。特にパソコン並みの性能を備えたスマートフォンは、長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど、多くの問題が浮上しており、ネットの適切な活用方法、情報マナー向上の取り組みが求められています。インターネット依存症対策も含め、当市の学校における取り組みはいかがでしょうか。

最後に、小学校のプログラミング教育必修化に向けた取り組みについて伺います。

ここで、通告書ではプロムラミングと記載しましたが、プログラミングの間違いですので、よろしく申し上げます。

学習指導要領が改定され、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されます。小学校のプログラミング教育は、IT人材の育成が直接の目的ではなく、あくまでも子供たちが、与えられたものや世の中にある便利なものをただ受け身的に使うだけでなく、体験を



通して自分もコンピューターを使って何かをつくることができるというつくり手になれるという気づきを与えること。そしてプログラミングを通した課題解決の学習で、プログラミング的思考、つまり理論的に考えていく力を身につけることが目的とされています。

小学校にプログラミング教育をどのように導入するかの具体的中身は、各学校が判断することになるそうですが、当市においてはどのように進めていく計画でしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。お答え申し上げます。

まず、議員の質問の中にもございましたが、社会増を達成した市町がでございます。実は、私も直接ある町長さんから伺ったのは、小笠原諸島の父島がふえているんだそうで、飛行機もなく、船で20時間以上かかるんですが、やはりIT関係の若い社員さんが移住をしつつあるそうです。ただ伊豆市の場合には、小規模なここしか選択肢のない離島等とは異なって、すぐ近くに順天堂はあるし、新幹線の駅が存在し、そこに現役世代が取られているという、非常に厳しい状況でございます。

現在、市が進めている過疎化人口減少対策の一施策として、魅力ある持続可能な地域社会に向けた「伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の村のにぎわい創出プロジェクトに掲げております地域づくり協議会事業などの取り組みをもって、本事業を進めているところでございます。人口減少が進む中、そこで暮らしていきたいと思える地域づくり、これは子育て世代だけではなく、このまちをつくり上げていただいたシニアの方々から現役世代、それから若い方々まで、そういった幅広い市民の皆様を対象にした総合的な地域の現状認識や分析によって、この伊豆市の特色を生かした魅力ある地域づくりが必要であるものと考えております。

なお、まだ正確に状況分析ができていないのですが、平成26年、平成27年、平成28年と、伊豆市の社会的流出が減っております。平成26年が290人くらいで、平成28年は100人を切っているのですが、これが何か構造的な背景があるのか、何か施策が成功しているのか、あるいは偶然なのか、その分析がまだでございます。この3年間の傾向を何とかプラマイゼロに持っていくまで、この努力を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 確かに、伊豆市は広い地域で、施策も一通りではないと思いますけれども、持続可能な地域社会総合研究所が公表した全国持続可能性市町村リスト&マップですが、全国の全市町村、最新の2015年と2010年の国勢調査データをもとに、人口動態の変化率に基づき将来人口を予測する「コーホート変化率法」というものをベースに、独自プログ

ラムを開発したそうです。「コーホート」というのは、一言で言うと、同時出生集団ということだそうです。これは人口安定化に必要な定住増加人数等を年代別に算出することが可能で、出生率上昇、流出率抑制との組み合わせも可能ということです。

この分析結果を見ますと、やっぱり伊豆市は将来的に厳しい状況になっていますので、それを踏まえて質問をしているわけですが、そして、この分析結果を公表した理由として、全国的に最新人口動態を共有し、田園回帰など、今後望まれる地方創生政策を具体的にデータに基づき検討するため、そして、縁辺性の高い離島、山間地域等での社会増等も注目され、市町村がお互いに成果と手法を学び進めるため、さらに3つ目として、自治体で人口安定化に必要な定住増加等の目標を明らかにし、今後の分野ごと・地区ごとの具体的取り組みを展開するためとしておりますが、ここで、田園回帰という言葉が使われておりますけれども、近年、都市住民の田舎暮らし願望がふえており、7月に会派で視察した東京交通会館にあるふるさと回帰支援センターでも、若者、特に20代でその傾向が強いというお話も伺いました。この傾向というものをどのように捉えておいででしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員の御質問の中で「コーホート」という単語を用いられたと思うんですが、これが非常に有意義な分析の仕方です。毎年何人出た、何人入ったではなくて、同級生集団が一生の間にどこで出ていった、どこで入ってきたかというのがコーホートなんですけれども、伊豆市の場合には、18歳から22歳の間にどんと外に出ていく。ゼロまでは戻り切らないです。その後で戻って、そして30歳から三十四、五歳でもう一回出ていく。つまり進学、就職、そして結婚で出ていくのではないかと推測されていて、そこに我々は対策としての事業を組むようにしているわけでございます。議員御指摘のコーホートというのは、もう一度最新の情報を整理して、議会にも報告申し上げたいと思いますが、そういった前提に立って、この進学、就職で一旦出られた方が、やはり数年間都会暮らしをして、戻りたいというデータは出ているんです。そこで、なぜ帰ってこられないのかということが、1つは、やはり仕事がないということ、それからもう一つは、子育て環境が、都会がいいわけではないんですけれども、田舎での子育て環境に不安があるというようなことのように思われます。

そこで、今、伊豆市だけではなく全国で1つの方向が出ているのが、それでは、収入の高い、給料の高い職場という要素だけではなく、生活全体のコストがどうなんだろうかと。東京で年収800万円もらっている方、伊豆市では年収800万円というのはかなり難しいですけれども、では伊豆市で年収500万円、600万円の方は、東京の800万円と比べて、どちらが生活しやすいだろうかというようなことを今指標にしているわけです。給料の水準だけだと負けてしまうんですが、全体の生活コスト、生活のしやすさ、子供にとっての環境等々の全体的な住みやすさで、何とか競争に加わっていきたくて、このように考えております。私が承知している範囲では、回帰の希望はあるけれども戻ってこられない理由の一つには、やはりよ

い就職先が課題の一番目であるように感じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 確かに、帰ってきたいというか、田舎暮らしをしたいけれども、いざ田舎暮らしをするということになると、やっぱり所得の面で心配ということが大きい要因だということは伺っております。

これは、実際の統計データですけれども、農林水産省の平成26年度食料・農業・農村白書には、都市に住む若者を中心に、農村への関心を高めた新たな生活スタイルを求めて、都市と農村を人々が行き交う田園回帰の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向が見られるようになっていきます、という記述や、国土交通省の国土形成計画（平成27年8月）の中では、これまで、ともすれば都市の生活が優れているとの価値観が大勢を占め、地方住民の都会志向が見られたが、最近では都市住民の間で、地方での生活を望む田園回帰の意識が高まっており、特に若者において田園回帰を希望する割合が高いということ、そしてまた、地方暮らしのための相談件数も増加傾向にある、という一文も見られます。

そこで、こういう希望が多いのは確かなんですけれども、受け入れ側というか、現実にそこで暮らしを成り立たせるための条件が整わないということが、実際の移住に踏み切ることができない要因だということなんですけれども、伊豆市でも今、企業誘致、土肥地区に総合戦略でIT企業誘致ということを進められているという話ですけれども、ふるさと回帰支援センターで伺ったお話では、特に若者が都会での仕事の内容について疲労して、所得はそれほど多くなくても、心豊かな生活がしたいという、そういう願望がふえているそうなんですけれども、やはりその田園回帰という中には、農業で生活していこうということよりも、近代的なビルの中で仕事をするよりも、何度も言いますけれども、豊かな自然の中で、それらの自分に合った仕事をしていきたいと、そういう傾向がふえているそうなんです。

そこで、どのように、その受け入れ側なんですけれども、確かにここでもIT関連の仕事でしたら、交通網のリスクを和らげることが出来ますけれども、実際に農業で伊豆市で生活しようということになると、現に伊豆市で暮らしている方たちも、農業だけでは食べていけなくて兼業という形態をとっており、ワサビとか、そういったごく限られた職種で農業だけで専業でやっていけるのが伊豆市の現状なんですけれども、それら農業を集団化するとか、あるいは農地を集約化して経営的に農業を行い、そこに就職するとか、いろいろ方法が考えられると思うんですけれども、また一遍に定住というのではなく、二地域居住ということで、便利なところで暮らしながら、仕事もしながら、ある一定期間地方暮らしをしたいという願望もふえているそうですけれども、そんなことも含めて、伊豆市としても取り組む手立てがあるのではないかと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど、首都圏、都市部よりも、こちらのほうが給与水準が低いというのを申し上げたんですが、これはいわゆる会社従業員、サラリーマンベースで見るとそういうことが見てとれるんですが、今御指摘のありましたIT関係になりますと話が違いまして、これも小土肥に来られた社長さんに直接「こんなところで、こんな遠くでいいんでしょうか」という話をしたときに、いや、ここのほうが生産性が上がるとおっしゃっていたんです。都会のビルの中で夜中、朝までやっている。その中で5日間でやる仕事が、土肥の海を見ながらだと3日で終わる。これはシンボリックにおっしゃったと思うんですが、そうすると、仕事の量は同じなのだから、3日でこちらで仕上げ、あと2日は海で遊んでもらったほうが、会社としては生産性は上がると、こうおっしゃっているんです。

私はなるほどと思って、それ以降、実は産業部長には、いきなり本社に来てもらうという交渉を全部諦めるとは言わないけれども、本社が来なければ支援しませんではなくて、まずは東京に会社を置いたまま、週に2日、3日、こちらに来ていただいて、そして生産性を上げて、気に入った方にはこちらに住んでいただく。こういったことが多分当たる確率としては高いんだろうなと、こう考えているわけです。その話を申し上げましたところ、8月にある東京での勉強会に呼んでいただいた席で、では、狩野幼稚園を早速使ってみようかという話もございまして、全部事業計画をまとめて、すぐに引っ越してくださいではなくて、まずちょっとこちらでも仕事をしていただいけませんかというのは有力な一案だと、こう考えております。具体的に今、事業化に向けて準備もしております。

それから、これもまたきのう当事者の方から、地域おこし協力隊で来ていただいた方が直接おっしゃっていたんですが、ワサビ、シイタケだけでは食べていけない。そこで、いろいろ今勉強中で、ワサビをいつ何日間くらい、シイタケをいつ何日間くらい、鹿の皮とか角の細工をいつ何日間くらいやると生活できるのかを今実は見えていますと。それでいろんな、シイタケの生産者、ワサビの生産者に教えていただきながら、伊豆市で食べていける組み合わせを今検討しているという話を直接伺い、なるほど、そういったことは十分に伊豆市では検討に値するんだなということで、これはきのう伺った話ですので、このような若い方向けの仕事のあり方について、産業部のほうでより具体的に検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 消滅可能性都市と言われた中で、実質的な社会増をなし遂げているところというのは、やはり本当に小規模な自治体ということで、住民の合意形成がしやすい、そして積極的な政策が浸透しやすいということがあると思うんですけれども、やはり何よりも、過疎化が進んで危機意識が住民の間で共有できたということが大きいと思います。

伊豆市の場合、確かに地域地域で過疎化が進んで、住民の間で危機意識というよりも、私を感じるころは、やっぱり衰退感というか、そういうものが強いように感じます。そこでやはり、これから私たちの地域は私たちで何とかするんだという意識の醸成が必要だと思う

んですけれども、それぞれ旧4町、地域地域で環境や、先ほど言いました住民意識も違う中で、一昨日全協で説明を受けた伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況ですけれども、平成28年度でそれぞれ成果目標で、それなりの実績を上げていたということです。今後それらの実績を安定的に継続して、人口減少に歯どめをかけるには、それぞれの地域ごとの、さらにきめ細かいそれぞれの地域に合った対策、今市長がおっしゃられたのは、市全体のことだと思えますけれども、地域に合った対策が必要と思えますけれども、その辺のところのお考えはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員のおっしゃられたとおり、伊豆市は旧4町が合併したところでございまして、それぞれの地域に特性がございまして、今日におきまして、人口減少という問題は市域全体でございまして、やはりそれに対する対応ということになりますと、それぞれの地域ごとに、それぞれの特色を生かしていかなければならないと考えております。

現在、市のほうで取り組みを進めております地域づくり協議会、こちらにつきましては、先ほど市長のほうからも申し上げましたが、人口減少対策といったことも踏まえた中でやっておりますので、その中で、やはり地域がどうしていくべきかということも検討した上で、取り組みを進めていければと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） またこれ引用なんですけれども、農学者で明治大学教授の小田切徳美教授なんですけれども、田園回帰と地域づくりの好循環が重要であるということで、若者移住が活発な地域では、必ず住民自身による地域づくりの実績があると。また移住者にとって地域の魅力は、景観や食事、文化の奥深さなどさまざまあるが、そこに住む人との付き合いやネットワークが一番大きい。移住者が最終的に定住を決める要因となると述べられております。住民が若者の減少などの地域課題を捉えて、解決のために主体的に動き出すには、やっぱりしっかりと現状把握、そして地域づくりの意欲、これをいかに醸成できるかということであると思えます。

地域づくり協議会、大変よい制度であると思っておりますけれども、やはりそれをさらに進めていくには、もう少しサポートが必要ではないかなと思っております。現実、私の地元でも、今協議会の設立に向けて準備会を幾度か開催しておりますけれども、やはり地域課題の把握であるとか、今後の取り組みについて、なかなか情報というか、いい案が浮かんでこないという現実がありますので、やはり市として、小田切教授が言われておりますけれども、住民が地域のビジョンを話し合い、じっくりと取り組むこと、しかも市町村単位でなく、小中学校など地区単位で作業を進め、それを市町村がサポートしていくことが望ましいとして

おりますけれども、行政として、さらなる地域に対する情報提供、今の人口の傾向であるとか、そういったもの、あるいは将来性のある産業であるとか、そういったものの情報を住民に提供して、やる気を出していくような、そしてまた地域振興策、今伊豆市が進めておりますコンパクトタウン&ネットワーク構想ですけれども、なかなかネットワークのほうが、よく見えないという声も多く聞きます。そういった意味で、市としての地域振興策のサポートも含めて、どのような構想があるか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） ただいまの御意見のとおり、地域づくり協議会、こちらにつきましては、地域の皆様、基本的にはやはり住民が主体となって考えていくという中で、やはりそれをサポートする体制をもう少し何とかならないかというような御質問についてですが、現在もこれらの地域づくり協議会については、市の職員のサポート体制というのを充てておりますので、その中でももう少し、より地域に合った具体的な情報提供というのをするような形で、まず地域の皆さんに、例えばその課題のポイントですとか、地域の問題とか、そういったものがある程度理解できるような取り組みをさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つ、ネットワークの話がございました。このコンパクトタウン&ネットワーク、ネットワークというのは単純に言いますと、地域ごとを結びつける、基本的には交通体系のようなものを想定しております。それらにつきましては、当然各地域というのがそれぞれ個別に離れたところがございます。そういった特徴のある伊豆市でございますので、これにつきましては、また公共交通の面での対応といったものがございます。少し言葉だけではわかりにくいところがあるかと思っておりますので、その辺をもう少し丁寧にわかりやすいような形で、情報提供を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） ネットワーク、今地域公共交通のあり方について検討を進めているという説明を受けておりますけれども、やっぱり過疎地域の大きな課題というのは、買い物や医療など、日常生活に必要な移動手段ということが大きな要因になると思っておりますけれども、2013年度から国土交通省が進めている集落地域における小さな拠点形成ということなんですけれども、この小さな拠点、伊豆市のコンパクトタウン&ネットワーク構想では、周辺集落部においても地域の生活拠点機能やコミュニティ機能などをあわせ持った集落中心拠点を整備し、地域のにぎわいを創生します。また中心市街地と各周辺集落部を公共交通、道路、情報、生活サービスなど多様なネットワークで結び、安心して住み続けられるまちの骨格を形成していきますとしていますけれども、集落中心拠点整備ということについては、具体的にどのように計画されているのでしょうか。これ、一般的なコンパクトシティ論ですけれども、

周辺の中山間地域を切り捨てる理屈ということで、誤用されていることもあるそうです。あくまでも、人を中心部に集めるというのは、かなり難しいし抵抗も大きいことですので、その集落中心拠点、そして国交省の考える小さな拠点、これらの違いというか、共通点というか、そんなものが、どのようなものがあるか少し教えていただきたいのと、あとは、先ほども政策部長が答弁されましたけれども、住民の足の確保なんですけれども、静岡市では、中山間地振興に重点を置いた補正予算をこのたび組んで、新方式のバス運行を予定しているということで、朝晩は定期バス、日中はデマンドというような、NPO法人に委託して、バスを10人乗り程度の小さなものにして、静岡市で今度そういうようなことを予定しているそうです。来年度からだそうですけれども、準備をするそうですけれども、そういったもう少し具体的に煮詰めていくスピードを速めていく必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、先ほど小さな拠点等のお話がありました。集落中心拠点整備、こういった集落という言葉が使われておりますように、一般的にコンパクトシティというのは、ある程度成熟した都市が、どんどん今具体化していく中で、機能を中心部にできるだけ集約することによって、市民の生活の利便性を高めようというのが目的でございます。小さな拠点というのは、やはりそれを全ての地域に当てはめるというわけではございませんで、やはりそういう地方都市、地方都市でもさらに小さな都市においては、同じように先ほど申し上げましたような形でいくわけにはまいりませんので、その中で、やはり必要なものについてはある程度、一定のものはそこに集約といいますか、拠点の中に置いておくということで、できる限り、今の現状の都市といいますか、地域の形態を維持するというようなことが目的ではないかと思っております。

もう一つ、公共交通、住民の足の確保、特にそういった過疎地域における事例として静岡の例を挙げていただきました。現在、伊豆市において進めておりますバス交通の関係、それはまず該当するんですが、ただ、今申し上げましたデマンド交通等、これも確かにさまざまところでやっておりますので、そういったものについては、現在やっているところで検討しているところでございます。

ただ、これもやはりデマンドということで、ある程度それだけの需要が必要であったり、やはり全てが多少、公共性という名のもとで経費の問題もございまして、そういったさまざまな観点から検討していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○14番（杉山 誠君） 今ある過疎地域の対策をいろいろ取り組んでいかなければならないと思っておりますけれども、最初に戻りまして、移住促進なんですけれども、田園回帰志向の中には、

本当の田舎の田舎、支所もない、交通もそれほど便利でないところで子育てをしたいというニーズがあるということも確かだそうです。一方で、これは国土交通省のアンケート結果なんですけれども、やはり移住するに当たっては、ある程度は生活の便利さ、これを求める方が多くいると思いますので、やはり過疎地域の利便性がこれ以上損なわれないような対策は、まずしっかりと取り組んでいく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、住民との合意形成、しっかりと地域の状況を把握して、地域住民のやる気を起こしていただけるような、そういった取り組みをさらに市としてもサポートしていただければありがたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次お願ひします。

○議長（三田忠男君） それでは、2件目お願ひします。

答弁願ひします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2点目の、バリアフリーについてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、バリアフリー法で定められた自治体の計画のみならず、住民などが基本構想を提案することも可能な制度となりました。伊豆市の状況を見ますと、修善寺駅周辺が、まずはバリアフリー法による重点整備地区として想定されるものと考えております。平成27年度末までに、駅前広場や新駅舎が完成し、利便性は大きく向上して利用しやすくなりました。あわせて、いろんなイベントも着実に進んでいただいているところでございます。

また、昨年度から、駅周辺道路の歩行者空間調査として、歩きやすさや段差等の調査など、このような調査を進めるなど、周辺のバリアフリーを推進する取り組みを継続しているところでございます。これをさらに強化するためにも、利用する方々からの視点によるチェック、このようなことも進めていくとともに、住民の参画自体が人材を活用させていただく、そのようなメリットもあることを考え、バリアフリーの取り組みを進める上で、地域の皆さん、それから実際にハンディキャップのある方々の声を幅広く集約して、何とか2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、現在の状況を可能な限り改善してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 取り組んでいることはよくわかりますけれども、私の質問では、基本構想の策定ということなんですけれども、なかなかこれ、基本構想を策定するには時間とお金がかかるということも伺っております。そこで、やはりこの基本構想を策定することによって、基本構想の策定に対しても、バリアフリー環境整備促進事業ということで、これ社会資本整備総合交付金で、策定に対しても助成が受けられるということ。また国土交通省でも、そのノウハウを必要としている市町村に、各地方支分部局の職員や専門家からなるバリ



アフリープロモーターを派遣する制度もあるということで、いろんな制度を用意して、基本構想を今、国のほうでも進めているんですけども、この基本構想ができることによって、その後の整備がスムーズに行くということが言われております。普通のバリアフリー化の整備助成に加えて、基本構想を作成することによって、バリアフリー環境整備促進事業ということで、基本構想に位置づけられた建築物の新築・改修に伴う移動システム等の整備について助成が受けられますということと、バリアフリー化設備等整備事業基本構想に位置づけられた駅のバリアフリー化、駅のバリアフリー化はもうできているんですけども、そういったいろいろな有利な助成が受けられるということなものですから、基本構想を策定する準備というか、せめてそういった、伊豆市全体を見据えて、これからのまちづくりにそういった構想があると非常に有利ということを知っておりますので、そういった準備会のようなものを準備するおつもりはないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） ただいまの御質問でございますが、まさしくバリアフリー基本構想、こちらのほうで確認しますと、全国で300弱ほどの自治体が構想を策定しているというところでございます。

このバリアフリー基本構想のそもそもの考え方というのは、一番最初にあったのは、やはりそういった交通結節点、端的に言いますと駅というような形になるんですが、その周辺の歩きやすさ、高齢者や障害者の皆様が使いやすいような形というものが、そもそもの出発点、それに、その後そういう建物、そういったもののバリアフリーを含めて、今総合的な形の法律の体系になっております。

先ほど、市長のほうから話をさせていただいた駅周辺というのは、まさしくそういった点では、伊豆市もいつかそういうものになるんだろうなということと、今考えております基本構想というのは、単純にそういう駅周辺だけではなくて、周辺にそういった、例えば、高齢者の方とか障害者の方たちが集まり得るような施設がある中で建てていくと、非常に効果が発揮されるというような状況でございます。

現状で申し上げますと、まだちょっと基本構想を策定するまでには、相当いろんな課題があるかと思えます。御提案のとおり、そういったことを研究してみるための事前の対応ということで、こちらについては非常に検討の余地がありますので、それについては今後進めていくことを考えてまいりたいと思えますが、ただ、今申し上げたエリアの設定やそういったところにおいて、こういった構想を立てることのメリットがあるかどうかということも含めて、全体で考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） わかりました。

確かに、構想を作成するには、相当かなりのお金もかかる、マンパワーも必要だということなんですけれども、そこで国交省でも、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、ことし8月に、ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめの施策の一環として、平成20年に策定したバリアフリー基本構想作成に関するガイドブックを改訂したということなんですけれども、これにより、市町村による鉄道駅等を中心とした面的なバリアフリー化の取り組みが、一層促進されるものと期待していますということなんですけれども、この作成ガイドブックというものを自分もネットで取り出してみたいんですけれども、百何十ページにわたっていて、一読するだけで大変なんですけれども、これからそれを検討するに当たっては、しっかりとしたそういう指針を参考にしながら進めていただきたいと思います。

あと、当面構想を作成する計画はまだ具体化していないということを伺いましたけれども、実情、現状、バリアフリー化を必要としている当事者の方々、そういった方々からいろんな意見、要望、これは現にあるかと思えますけれども、以前、私も中伊豆町の時代に、社会福祉協議会でそういった取り組みをしたと思うんですけれども、そういった住民からの意見を受けるような取り組み、これ現実に構想はないとしても、整備をしていく上で参考になると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えさせていただきます。

ただいま議員のほうから、そういった御意見ございましたので、そういった取り組み、特に当事者の御意見、そういったものを反映するためには、やはりそういった意見を取り入れるということについては、ちょっと私のほうでまた確認させて、むしろ今後進める中で、重要な要素だと思っておりますので、必要に応じてそういった対応に取り組めるように、ちょっと関係の部局で調整させていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。次ですね。

それでは、3件目お願いします。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ヘルプカードの普及促進についてでございますが、障害を持つお子さんを持つ親の会から、東部地区の市町の状況について説明をいただき、これ直接、会の方においでいただいたんですが、東部市長会において情報提供もさせていただきました。単独の市町ごとでやるよりも、やはり、かなり広範な地域で、広域連携でやったほうが有効だと考えたものですから、そこで広域的な普及が有効であると考え、県と連携を図り積極的に進めてまいりたいと、このような観点から提案はさせていただいたところです。

詳細について、それから現状について、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） ヘルプカードは、援助を必要とする方が携帯し、いざというときに、必要な支援や配慮を周囲の方をお願いするためのカードです。そのもとになりましたのが、東京都で作成しましたヘルプマークです。これは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病、または知的障害の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としているにもかかわらず、外見からは判断しにくい、わからない方々が、周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成されたものです。そしてこの7月に、日本工業規格J I Sの図記号に加われました。東京オリンピック・パラリンピックに向けて、全国的な普及が期待されるところです。

伊豆市におきましては、6月に障害児を持つ親の会から、ヘルプマーク、ヘルプカードの説明を受け、伊豆の国市とヘルプカードの記載内容を統一するなどの調整を進める予定となっております。また伊豆市地域自立支援協議会においても、既に協議を進めているところでございます。なお8月に本県においても、導入に当たって、市町と県の役割分担についての意向調査がございました。

今後は、県の動向を見据えながら、普及促進に取り組んでいく所存でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） かなり進んでいるということを伺いましたけれども、具体的なことの確認ですけれども、ヘルプマークとカード、これ一体的に普及していくおつもりでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 具体的には、推進していくという方向になりますけれども、県のほうの動きを見ながらということになりますので、広域的な普及と啓発活動が必要だと考えておりますので、進めてまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 県の出方を待つというよりも、伊豆市として積極的な方針を打ち出していきたいと思うものですから、質問しているわけなんですけれども、私も東京都の作成したヘルプカード作成のためのガイドラインというものを取り寄せて見てみました。これもかなり長いページになるんですけれども、その中で幾つか、やはり参考になることがありました。やっぱりヘルプカードと一体的に普及することによるメリットとして、この理解を促進するというので、日常的にヘルプマークをいろいろなところで掲示したり、御本人にかばんにつけたりしていただくことによって、そのマークに対する認知度を深める、そしてそれをヘルプカードという支援を求めることにつなげていくということで、やっぱり一体

的に普及していく必要があると思います。答弁の中では、やっぱり統一した様式ということで確認いたしました。

あと、東京消防庁の見解なんですけれども、先ほどのカードとマークの関係だと思っただけなんですけれども、本人の意識がない場合、カードを持っている有無の確認自体が難しくなるので、外見から容易に確認できるような方法が効果的に使えるという声も、これ東京都のガイドラインに入っております。そういった意味で、やはり多くの人に知っていただくことが必要だと思います。

あと、これは甲府市なんですけれども、チラシをつくって、ホームページでも公開していますけれども、ヘルプカードを作成しましたということと、ヘルプカードを持ちましょうという、援助する側、援助される側に対するチラシもつくっております。そういった取り組みとか、あと駐車場の障害者スペース、これは車椅子マークとか、いろいろありますけれども、やはりこのヘルプカード、内部障害とか、外見上わからない人が駐車場を利用する場合に理解をしていただけるような、そんな取り組みもこれから必要であると思います。あと、公共交通の優先席にこのマークを記載していただくというような、そういった取り組みも必要であると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるとおりで、まずはこのヘルプマーク、ヘルプカードというものを御存じでない方がかなりいらっしゃると思いますので、まずはどういうものかというところで、PRといいますか、必要があると思います。そしてその中では、やはり電車の中の広告であったりとか、公共の施設のところでそういうチラシ、ポスター等をまずは配布していくというところから始めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） できるだけ早くというのが当事者の方の要望だと思いますので、県にもそれを促すような取り組みをお願いしたいと思います。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、4件目、答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） おはようございます。

それでは、私のほうから杉山誠議員の、青少年のインターネットリテラシー、情報マナーの取り組みについてお答えします。

市内の小中学校におきましては、伊豆市情報支援員が各学校を巡回し、小学校高学年に向けて、スマートフォンの疑似体験により、ゲーム中の不用意な操作が高額な請求の原因にな

ることや、チャット、プロフィールサイトへの安易な個人情報を記載することの危険性などを子供向けのソフトを用いて、わかりやすく指導しているところでもあります。

また、従前より、県教委の社会教育課が主催する「小中学校ネット安心安全講座」というものがございますが、それを利用して、子供たちのインターネットトラブルを未然に防ぐための講座を開催し、情報通信企業の講師が、児童生徒向け、あるいは教師、保護者向けに、最新の被害事例や親子のスマホルール、トラブルを避けるためのフィルタリング等の講話をいただいているところでもあります。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） このインターネットリテラシーというのは、悪い使い方というか、被害を未然に防ぐということと、もう一つは、やはり正しくインターネットを活用するということ、インターネットを正しく活用できないと、やはり将来不利なとか、いろいろな不利益を被ることが今の時代多いということですので、やはり正しく利用するということが必要だと思います。

あと、これはネット利用に関するルールを学校で定めているという事例集の中から拾って見たんですけども、これ総務省から出しているマナー向上事例集なんですけれども、学校でそういった、生徒に自主的に取り組みをしていただくような、そういった促し、これも必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員がおっしゃられたように、このインターネットの世界、これから生きていく子供たちにとっては避けられない、必ずしもマイナスだけではないメリットもあるわけで、使いこなしていかなければならないという時代になっていくだろうと思います。

ただし、ここから生じるいろんな問題点等も多く、テレビ等でも報道される場所であり、それに向けては、今おっしゃられたように、学校としても子供たちに向けて、授業という形で今現在はやっているわけですが、各学校ごとといいますか、市全体、市教委を中心にしても、子供たち、それから保護者に対しても、ルール、マナー、それから守るべきこと等は提示していく方がいいのかなとは思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○14番（杉山 誠君） 次、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、最後の5件目をお願いいたします。

答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、次に、小学校のプログラミング教育必修化への取り組み

についてお答えします。

伊豆市としても、次代を担う子供たちがこれから社会で活躍できるよう、新学習指導要領に基づき、プログラミング教育を通して論理的思考力の育成を行うことが重要だと考えております。

文部科学省では、小中学校でのプログラミング教育を推進するため、児童生徒の発達段階に応じたプログラミング学習の事例を収集し、教員向けの指導に役立つ資料を作成しております。

伊豆市としても、こうした事例を踏まえ、プログラミング教育を幅広く検討し、教職員への研修等、教職員が適切に指導できるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 今、教職員の指導とかいろいろありましたけれども、一つには、やっぱり保護者の意識改革も必要だと思います。その辺と、あとプログラミング教育を行うそもそもの目的、これがIT人材を育成するのか、それとも社会に対応するために必要なものなのか、そういった基本的な考えはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） これも、議員がまさにおっしゃられたように、IT企業に勤めるための勉強ということではなくて、子供たちから見ると、もうお掃除ロボットなんかも勝手にやっているようで、それをただ受け入れているだけだけれども、そうではなくて、あの中にはいろんなことの発想で仕組まれて、指示をされてやっている、要するに、そういう中身への興味関心が湧くような、という意味での教育を進めていく。そして、また教科の中でも、プログラミングをしていくのを同じような、算数、数学なんかの解き方の中に入れることによって、論理的思考力を育てていくということが目的で、ITで活躍する子供たちという団体を育てるということではないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 藤枝市では、このIT人材を育成するということで、人型ロボットをメーカーから提供を受けて、もう既に始めているそうなんですけれども、人材育成という面とともに、基本的な論理的思考というか、そういうものを育成することを進めていくことが必要だと思いますので、そういった意味で、教育長のおっしゃったような取り組みをしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時35分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） それでは、次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、改めましておはようございます。2番、山口繁でございます。

通告に従いまして、質問させていただきますが、またしても、牛のよだれのように長々と書いてしまいまして、これだけで時間が終わってしまうのではないかと思います。多少早口になるかもしれませんが、読み上げて質問とさせていただきます。

大きくは、3つの点についての質問でございます。

1つ目は、第2次総合計画の見直しについて。

（1）この秋から、第2次総合計画の見直しに着手するということが、6月定例会の市長行政報告にあり、関連予算も承認されました。そこで質問いたします。

①第2次総合計画は、10カ年の基本構想と5カ年の基本計画の、大きくは2つで構成されていますが、その2つのどの部分をどのように見直そうとしているのか。

②第2次総合計画は、伊豆市政10年の経験を踏まえて策定されたとのこと。その経験というのは、合併時に定めた新市建設計画、平成18年度からスタートした第1次総合計画を進めながら得られたものと思います。平成27年度をもって計画満了となった第1次総合計画の総括はどのようになされ、第2次総合計画にどのように生かされ継承されたのか、説明を願いたい。

（2）です。文教ガーデンシティ創生が中止されたため、その中核事業と位置づけられていた新中学校建設も中止となりました。この間の議論の中では、中学校統合の是非といった初期議論を含めたさまざまなものがあり、単に新しい中学校を建設すればよいというものではないことが明らかになりました。この学校問題に関しては、さまざまな選択肢を吟味しながら、よりよいものを求めて議論を継続していかなければなりません。

ただ、6月定例会の市長行政報告の中で、総合教育会議を開催し、今後の進め方を検討したとして、第2次学校再編計画の見直しではなく、改めて、今後の学校施設の整備に関する計画を策定するということが表明されました。この学校施設の整備という表現から、あくまでも建物主体の考え方であることを感じ、その点が気になりました。そこで質問します。

学校問題に関しては、箱物重視の考え方を一旦横に置いて、幼児教育から小学校、中学校までの義務教育までを通した総合的な伊豆市型の教育のありようを検討すべきだと思います。

それが構築されたその先に、学校施設をどのように整備していくかということがあると思います。総合計画を見直すなら、こうした視点を取り入れるべきと思いますが、いかがか。

(3) 文教ガーデンシティ創生で目指そうとしたものは、伊豆市の喫緊の課題である人口減少対策に着眼し、移住・定住を促進するためのゆとりと潤いのある暮らしのシンボルとなるものをつくることでした。新中学校建設がこの事業の中核だとのことでしたが、それは総事業費に占めるウエイトが高いというだけのものであって、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、本来の意味からすれば、人口減少対策のシンボルになるエリアを創生する事業の中核は、住環境の整備でなければならなかったはずで、住環境が整い、こども園、学校、公園などが配置されて、初めて移住・定住の促進の仕掛けにつなげていくことが可能となるからです。そこで改めて質問します。

移住・定住の促進で人口減少対策を図ることに取り組んでいく方針に変更はありませんか。その方針を堅持するとしたなら、それを実現するための具体的政策として、どのようなことが考えられますか。

大きな2番です。中小企業・小規模企業振興政策についてであります。

(1) 昨年12月の静岡県議会において、中小企業・小規模企業振興基本条例が可決され、制定されました。中小企業・小規模企業は、地域の経済や雇用を支える担い手として、重要な役割を果たしているという観点から、その振興を図ることは、地域発展のための重要施策として必要不可欠なものです。

県条例では、県の責務として、「企業振興のための総合的な施策の策定、実施」、「国や市町、関係団体との連携」、「中小企業・小規模企業の重要性について、県民等への理解促進」、「県は市町に協力を求め、市町に協力する」を掲げ、各市町においても、同様の条例を制定することにより、より具体的、実効的に、その施策が展開されることを期待しています。

伊豆市においても、地域地場産業の持続的発展により、地域経済に寄与するよう、真に有効な条例の制定が必要ではないかと思えます。そこで質問いたします。

①総合計画において、まちづくりの課題として、産業競争力の強化を掲げています。市内に存在する観光業、農林水産業、商工業、サービス業等は、いずれも中小企業・小規模企業の範疇に入ります。これらの振興は、地域経済の発展のために必要不可欠なものです。

また、県内各市町のこうした振興条例への対応ですが、県条例制定前から取り組んでいるところが幾つかあり、昨年12月の条例制定以降、直ちに制定し、あるいは制定しようとしている市町もあります。

伊豆市としても、この条例の制定は必須だろうと思えます。まずは、現時点において、こうした条例を制定する考えがあるのかを伺いたい。

②条例制定を前提としてであります。条例を制定するに当たり、次の点について十分考慮すべきと思うので、その点についての見解を伺いたい。



条例を制定する以上、真に有効なものとなるよう、理念条例に終わらせない工夫をする。特に、市、中小企業・小規模企業事業者、関係団体等の責務を明確にし、振興を図ることを確実なものにするための協議機関を設置する。

市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定し、その実施に当たっての基本事項を定める。

事業者は、自立的な経営努力を前提に、経営基盤の強化、人材の確保・育成、雇用の安定、労働環境・勤労者福祉の向上等に配慮することを重要な責務とする。

当該企業に働く勤労者は、その企業が地域にとって重要な存在であること理解し、企業の将来を経営者とともに考え、企業におけるみずからの役割を自覚し、能力の向上、業務品質の向上を図ることを通じて、企業の発展に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

平成25年に施行された「伊豆市がんばる企業を応援する条例」との関係調整を図る。

(2)です。中小企業・小規模企業の振興に密接に関連するのは、そこに働く勤労者の労働環境や福利厚生の実態です。今年度より、中小企業勤労者の福祉推進事業である三島・田方地区の勤労者福祉サービスセンターに、伊豆の国市とともに加入いたしました。センター負担金は、当初予算、労働費に計上済みです。そこで質問です。

三島田方勤労者福祉サービスセンターにせっかく加入をしたわけですので、対象となる事業者、事業者団体に対して、センターの機能、事業者・勤労者の役割、受けることのできるサービス等についての啓蒙とともに、加入促進を図り、有効にセンターが機能することを期待します。この取り組みに対する具体的な措置についての見解を伺いたい。

大きな3番は、防災についてであります。

(1)風水害、地震などへの大災害時への対応ですが、基本的には、みずからの命はみずからで守るという初期の対応があります。そして、広域にわたって被災をした場合、被災の可能性のある場合も含めてですが、地域の助け合いでまずしのぐということが重要となります。自助・共助の考え方であります。そのための自主防災組織が、行政区を基本に各地に設置されていますが、置かれている環境等を含め、多分、組織の機能格差のようなものがあるのではないかと思います。そこで質問いたします。

地区ごとの自主防災組織が、どのように構成されていて、組織体制であるとか、連絡体制など、有事の際に、即機能するような状態（避難所であるとか、災害初期時に必要な装備）になっているのかといった内容の把握は、どのようにされているのか。

(2)地域消防団を補完する組織として、消防協力隊が整備されています。修善寺地区は自主防災の中の消火班だそうです。その存在は極めて重要で、消防団を補完する役割としての活躍を期待したいと思います。ただ、どうしても補完組織であり、消防団本体に比べて活動を制約されるところがあることは仕方ないと思います。そこで質問いたします。

①有事の際、消防協力隊が消防団を補完して「すべきこと」、「できること」、逆に「してはいけないこと」というものがあると思いますが、それらに関して、どのようになっ

ているのか。そして、消防協力隊に期待する一番のことは何ですか。

②特に、平日の昼間の有事に際して、消防意識の高い地元消防団OBが手助けをすることができずに、歯がゆい思いをしたことがあると聞いております。こうした消防団OBの活躍できる場の整備を期待したいと思いますが、どのようなことが考えられますか。

③昨年5月の修善寺温泉大火における消防活動では、反省点も含め、さまざまな教訓が得られたと思います。次なる有事への備えに対する具体的対応について、紹介できるものがあったら教えてほしい。

以上、大きくは3点の質問であります。いずれも市長に答弁を求めています。必要に応じて、教育長、担当部長の答弁をお願いします。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げますについて、1つ、御質問の趣旨がわからないところがあって、ここを確認させていただきたいのですが、6月に申し上げましたとおり、あるいはこれまでの議論で申し上げているとおり、私たちが学校再編成をやる、特に中学校における学校再編成の主眼は、教育委員会の立場からすると、教員の確保が今非常に大きな課題になっているわけです。小さな規模ですと、9人の先生方がそろわない。5科目と4科目の比重が違いかどうかは価値判断があると思いますが、5科目の教科の中でも、担当専門外の先生に教えていただくを得ない。このような環境を改善するために、あるいはそのほか、子供さんの立場からすると、好きな部活動ができない、そういった議論の上で、議論をずっと積み上げてまいって、そして文教ガーデンシティの頓挫に伴って、新たに検討しようということで、その中で、私たちも教育委員会も、箱物、つまり新しい校舎を建てれば済むとは、実はそういった議論は一回もなされたことはないのですが、議員がここで御指摘されている箱物重視というのは、すみません、認識が違うと困るものですから、どういった定義で述べられているのかだけをまず確認させていただきたいのですが。

○議長（三田忠男君） 時間はカウントしませんので、答えてください。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 箱物ですから、まさにその建物を建てる、いわゆる新中学校の議論にありましたように、あそこに新中学校をとにかく建設をするということありきの議論が進められてきたと思うんです。先ほど言いましたように、教員の数が足りないとかいうことに関しては、まだ既存の設備を使って有効に機能する方法論だってあるし、あるいは中学校を統合するということは、それ以外にも教育の仕方というのはまだあるというような議論が、かなり数多くこの間の議論の中であったんです。

ところが、とにかくあの土地に新しいものを建てて、しかもあの大きさを建てなければい

けないということにかなり終始したという感があったものですから、そのところを僕は箱物ということをおっしゃっていただきました。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 改めてお答え申し上げます。

基本的に、詳細については総合政策部長に答弁をさせますけれども、文教ガーデンシティ事業の断念を受け、総合計画の基本計画の中の「機能的で魅力あるコンパクトタウンの形成」の政策の再検討を中心に、これに関連する項目との調整を図りながら、新たな伊豆市の建設の方向性を検討していきたいと考えております。

それから、2つ目のところで、これ私も3月、5月でずっと申し上げてきたと思うんですが、最初から中学校は校舎が大事で、あそこという議論ではなくて、平成20年、私が市長になりましたときの教育振興審議会の議論から始まっているわけです。前にも申し上げたとおり、その前の、合併直後の平成17年の議論から、もう既に、着実に積み上げられてきた議論があるわけです。その中で、児童生徒数の推移を見ながら学校の再編成も視野に入れるような議論から始まり、そして教育振興審議会、これは平成20年度に議論いただいたんですが、仮に伊豆市に学校がなかったとしたら、どういう学校が欲しいですかという議論から始まったわけです。そうしないと統廃合の議論になってしまうわけですから。そこで、しかるべく答申案をいただいて、そしてその上で、地域の皆さんの御意見をいただきながら進めてきたわけです。

これ何度も申し上げますけれども、例えば、中伊豆地区においては、いろんな議論があった中で、大東小学校と大見小学校の統合を先行的にやるのではなくて、1年おくらせて、3小学校を一緒にやってくださいというのは地元の御要望でしたから、そういった地域との話し合いの中で、私たちは計画を修正して修正してやってきたわけです。

その中では、建てかえありき、建物ありき、建物が新しければ子供が来るという議論は、全くないわけでありまして、山口議員は、去年の10月から議員ですから、最初に議員として当面した課題は中学校の統合ということだったんですけれども、伊豆市の行政としては、平成17年からずっと積み上げてきた経緯、その中において、特に中学校においては、本当にこのまま担任外の先生が教えるという授業を続けていいのだろうかという大きな課題がございましたので、そこは改めて、ぜひ教育の内容について、教育の質のあり方について、ぜひ御議論を賜りたいと思っております。

そういった意味で、かつての学校再編成計画をもう一度見直して議論するのではなくて、改めて教育振興審議会を設置していただくということで、教育総合会議のほうで、認識を統一させていただいたということでございます。

それから、もう一つ、新市建設、文教ガーデンシティ事業の中で、「中学校建設というのは事業費だけの問題であって、事業の中核は住環境整備」、これは少し私どもと認識が異なる

っております。私たちは住宅地だけを整備すれば、まずは若者世代がここに残るという判断をしております。伊豆市は決して住みにくいところではないんです。都市交通としての伊豆箱根鉄道もありますし、地域医療も、順天堂まで二、三十分で行けるという環境の中で、そんなに住やすいわけではないけれども、多くの若者世代、特に、さっきコーフォートの議論でありましたように、三十過ぎの方々が、もう第二段階目として市外に転出される、その対策を講じたいということで、幾つかの事業を展開してきた。その中で私たちは、教育委員会はこれからまた改めて御議論いただきますけれども、私は今でも、やはり教育、これは幼児教育も福祉整備含めて、幼児教育、小学校教育、中学校教育は、極めて大切な課題なんだろうと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、ただいまの御質問に対して、私のほうから補足をさせていただきますと思います。

まず、先ほど第2次総合計画の見直しの点で、基本構想、基本計画の部分の内容についての御質問でございます。

基本計画、これにつきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、文教ガーデンの事業の見直しに伴い、改めての検討ということになります。基本構想に関しましては、こちらにつきましては、伊豆市の将来像、それから重点目標、また土地利用構想などが、これまでの取り巻く社会の潮流ですとか、それから今後の見通し、それからこれまでの伊豆市の課題から導き出されたものでございます。そういうところから、内容の大幅な変更ということとは想定されておりませんが、基本計画の中で、新たな施策、またまちづくりを検討する中では、その基本構想、基本計画との調整の部分というのは必要がある可能性がありますので、これらについてはあわせて対応するというようなことを考えてございます。

次に、第1次総合計画の総括、それから第2次総合計画への継承というところでございます。

第2次総合計画の策定作業というものは、第1次総合計画の後期基本計画、これの3年目に当たる平成26年ごろですから、計画としましては、第1次の終わる2年ぐらい前から第2次の準備作業を進めてまいったところでございますが、この策定に際しまして、市民の皆様へのアンケートというものを実施してございます。この中で、市のさまざまな取り組みに対します満足度、もしくはそういった取り組みに対しての重要度、こういったものを調査してまいりました。この結果を前期の第1次の総合計画の総括と捉えるとともに、これらのアンケートによって把握された市民のニーズ、こういったもの踏まえた中で、第2次総合計画というものをまとめてまいった経緯がでございます。

それから、また（3）で、移住・定住の促進、人口減少対策の方針の具体策というような内容についての御質問でございますが、まず移住・定住を含む人口減少対策を図る方針、これについては変更はございません。ただ、移住・定住を促進するためには、土地利用のみな

らず、今市長のほうの答弁もございましたが、教育を含めました子育て環境の充実とか、魅力のあるまちづくり、また雇用関係の整備など、さまざまな施策、これらに総合的に取り組む必要があると考えておりますので、これらの施策を総合的に進めることで、人口減少対策に寄与するものではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） まず、1番目の最初のほうから行きますが、①で10年の基本構想と、それから前期・後期、5カ年の基本計画があつて、どれをどういうふうに見直すのかと、そんな聞き方をしたんですけれども、6月の補正予算で、見直しをするということを前提に予算措置がとられました。その説明の中で、基本構想ということなので、基本計画の重点目標、まちづくりの方向性を検討していくと、こういうことであつたということは承知していますので、今の答弁で大体合っているんですけれども、なぜ今ここで見直さなければいけないのかという、私自身、個人としては問題意識があります。

基本構想は動かさないというのはわかります。10年先の市の姿を構想したものですから、これは動かさないというのはわかりますが、それに基づく計画が、前期計画5年間、後期計画5年間、まだできていませんけれども、前期計画5年間がようやくスタートしたんです、去年の4月からスタートした。ところが1年間くらいたった状況の中で、これが核だったからということだったろうと思うんですけれども、文教ガーデンシティ創生が断念せざるを得ないということになってしまったということはありますけれども、計画というのは、やっぱり5年間でするかということなんだろうと思うんです。やっぱりその計画を着実に進めていって、例えば、先ほども言いましたけれども、1次計画との関係もありましたけれども、3年か4年くらいたった時点で、その進捗状況を見据えながら、総括をしながら、ここで立ちどまって考えれば、達成できたものもあつたねと、それから全くできなかったものもありましたねと、道半ばのものもありますねというようなことが幾つかあると思うんです。そういうものをきちっと整理して総括をしながら、後期の計画に結びつけていって、それで、10年間の基本構想が成立をするというふうに結びつけていくということであつて、今ここで見直しをするというのはどういうことなのかということが、どうも理解できません。

せっかくなつて動き出した計画、端的に言えば、5年後の中継地点というか、ゴールというか、具合が悪くなったので、ゴールポストを勝手に移動させるよみたいな、そういうふうに私には映るんです。何もきちんと3年間ぐらいかけてやって、総括をして、そして後期でできなかった部分はやると、こういうことでいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前にも申し上げましたけれども、計画の性格なんです。計画というのは、そのとおりにやるのが目的ではなくて、政策を進めるための指針であり、かつ判断基準なんです。必ずいろんな状況が起こってきますから、そのときに、その状況の変化に応じて、これは計画とどこが違うんだらうか。その状況の変化というのは、計画を進める上で障害になるのかならないのか。変わったとしたら、どのように変わって、どう修正すべきなのかという一つの指針であるとともに、一つの判断基準であるわけです。そのとおりに執行するわけではなくて、計画と執行、つまり予算づけは修正されるんです。

今回問題なのは、平成28年3月議会で、第2次総合計画は承認いただきました。ところが、この第2次総合計画の重要な中身が否決されたわけです。これを進める上で、文教ガーデンシティ事業を進める上で、環境の変化が起こったのではなくて、事業そのもの、第2次総合計画の中身そのものが否決されたので、そこについて大きな計画変更ですから、計画を見直しますということをお願いしているわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ということは、やはり文教ガーデンシティ創生ということが断念せざるを得なくなったというのは、ものすごく重要なことだったという、そういう認識なんですね。そういうことですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新市建設計画の柱でございましたので、そのような視点で考えておりました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

この文教ガーデンシティの創生に関しては、相当な議論がなされまして、最終的には議会の議決で、あれは8対7でしょうか、否決をされた。市長はどこか、その議会で決まった瞬間といいますか、そのときに、これが通らなかった原因は何だという問いかけに対して、反対した8人に聞いてくれというようなことを言われたというふうに記憶をしておりますが、多分、多少、市長にしては、冷静さに欠けていたのかなというふうに思うんですけれども、ここまで来た以上は、やはり市長として、あれがなぜ否決をされたのかということは、かなりきちっと分析をしているんだらうと思うんです。その分析の上でこの見直しにかかろうと。それは次の何かを提起しようとするときには、その分析なくして新しい提起はできないはずですから、そこをちょっと伺いたいなというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまでの半年間で、議員の皆さんも、それから年末年始に16回のタウンミーティング、修善寺地区では10回のタウンミーティングを行いましたので、その中でいろんな議論を行いました。そこで議事録を読み返すと、その中に、中の個別の事業には反対ではないという御発言があるんです。これは議員さんからもありましたし、地域住民の皆さんからもありました。

そこで、ではどうして反対なんですかとというと、これセットで文教ガーデンシティ事業になっているからだめなんだと。これ実は、個別にはそれぞれの事業は賛成だという議員の御発言も、実際に議事録を見るとあるんです。事業はもう完全に頓挫したわけですから、そうすると、後で温泉病院が出てきましたけれども、中学校とこども園の新設、移転、公園整備、防災拠点整備、この4つの事業と、地域医療のあり方、温泉病院のあり方という5つの件について、今度はそれぞれ個別に検討しなければいけないわけです。

私が申し上げているのは、その中で5つの事業について、伊豆市議会としてどれは賛成ですか、どれは反対ですか、あるいは、それぞれ賛成なんだけれども、やり方が違ったから頓挫したのか、それについて判断したのは、我々行政ではなくて、議会のほうで判断されたので、その議会の御意向を確認をさせていただきたいということも6月にも申し上げているわけです。そうしないと、また私たちが私たちだけの判断で総合計画を改訂して、また議会で否決されるようなそういったことは繰り返したくないので、したがって、総合計画を見直す必要が出てまいります。それは議員の皆さんの御意向をしっかりと踏まえた上で進めさせていただきたいと、こういうことを申し上げた次第です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 8人の議員が反対をしたことによって、ということなんですけれども、8人は別に徒党を組んだわけでも何でもなし、それぞれ、多分、ほとんどの人が反対討論をしたと思います。反対討論の中で、なぜこの文教ガーデンシティに対して賛成ができないのかということとをそれぞれ個人がする申し上げていると思うんです。

私個人としては、個々の事業というよりも、やはり全体の12ヘクタールエリアということの構想が、全く将来の伊豆市にとって利益をもたらすようには思えないような事業であると、判断をさせてもらった理由の一つがそれです。やはり一番きつかったのは、僕は住環境が大事だということを申し上げましたけれども、住環境に関しては、前の議会では、いわゆる市が住宅を求めて分譲するのはいかなものかとか、高級住宅街をつくるのはいかなものかとかというような議論があったんですけれども、私はやはり、先ほど来というか、これまでも申し上げているとおり、やっぱり若者世代の住環境を整えるという意味で、やはり若者世代がきちっと住まえるような公設の賃貸といいますか、そういう住宅をきちっと備えて、そこにこども園があったり、公園があったり、学校があったりという、そういうエリアを目指すということならば、どこかで折り合えるところがあるのかなという思いがあったんですけれ

ども、そのシンボリックな住環境をつくるというところに、病院を持ってくるかもしれないという議論が入ったとたんに、これはちょっと、やはり相当厳しいものがあるなということが僕の発端です。

ですから、4月からスタートした計画では、どこにも病院なんてないわけです。確かに、地域医療の関係でそのことが入ってきたということがありますがけれども、僕は、そこに地域医療の関係は地域医療の関係で、別のところできちっとやればいいわけです。それをしないで、文教ガーデンに持ち込んだというところに、大きな失点があったというふうに思っています。それが多分というか、私自身、個人としては、文教ガーデンシティ創生は断じて許せたいというところの理由の一つだというふうに思います。こういうようなことはお考えにならなかったでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申しあげました計画のあり方の中での大事な視点なんです、駅からおおむね1キロの12ヘクタールを伊豆市の将来のために整備をするという事業の中の住宅地部分、ここが平成28年5月に厚生連からお話をいただいて、病院の場所を探しているので何とかということは、この計画を進める上での状況の変化なんです。私たちは、この事業は、新中学校を中核として位置づけてやってきましたので、つまり中学校、こども園、公園整備をする上で、住宅地のところを中伊豆温泉病院の候補地とすることは、計画の修正であって、その全体計画は進めることができると判断したわけです。今回は文教ガーデンシティ計画の全部の否決ですから、これは新しい計画をもってこななければいけないということなんです。

したがって、住宅地部分というのは、文教ガーデンシティというのは、1.7ヘクタールでできる事業ではありませんので、ガーデンシティというのは、いってみれば、本当は伊豆市全体を包含するような事業なのですが、シンボリックに我々は住むところのシンボルをつくるという意味でガーデンシティという名前をそこに使ってしまったものですから、ちょっと議会にも誤解を与える結果になったんですが、ガーデンシティという事業は、もっともっと広いエリアのことを指しますので、そこで都市計画の見直しを実現をし、それから私たちは、中伊豆にも湯ヶ島にも土肥にも人口を維持したいわけですから、そこは計画の修正が可能であるという判断で変えさせていただいたわけです。私は、ここは住宅地整備が第一義であるという議員の御判断と、私たちの判断は、そこでは少し誤差がございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 僕は、文教ガーデンシティというのは、あの12ヘクタールエリアのところに、いわゆる伊豆市としてのシンボリックなものを文教ガーデンシティだということをつくって、それがうまくいったらば、伊豆市全体に波及をしていくという、そのための象



徴的なエリアだよということの位置づけだというふうに思っていたんですけども、微妙に市長は話を変えて、伊豆市全体が文教ガーデンシティだと、こういうふうにもってくるというところが、これはちょっと納得いかないなという思いがありますが、いずれにしても、判断ということに関しては、やっぱり違っていたということがあったということで、私自身は間違った判断をしたとは思っていませんので、これはこれで仕方ありません。

それで、ちょっと別の観点から話をさせてもらいます。総合計画ということなんですけれども、この総合計画をつくったときもそうだと思うんですが、今回の見直しについても、業務委託の予算をとりました。この前540万円だったかな、とりましたよね。僕は、この総合計画というのは、やっぱり庁内組織でたたき台をつくるというのは、もちろん皆さんがつくるということなんですけれども、たたき台をつくったら、有識者の意見を聞くなり、市民の声を聞くなりして、それを熟成したものに、最後までやはり庁内組織がつくるべきだと思うんです。それを何か知らないけれども、どこかの時点で業務委託でどこかに投げてしまう、540万円もかけてです。というやり方、手法が、僕はどうも解せない。やっぱり自分で最後までつくらないから、骨にも身にもなっていないというところがあるんじゃないかなという感じがします。

こういうことは、ちょっと話は変わりますが、例えば広報も、前から言っていますけれども、広報なんかFM I Sに委託をするとか、そういうようなやり方をしていますけれども、何か業務委託が多過ぎるんじゃないかなという思いがあります。専門的に委託しなきゃいけない部分というのはいいんだけど、やはり庁内組織で完結すべきものは完結すべきだと思うんですね。総合計画なんていうのは、まさにそのものだと思います。

二、三年前に総合計画、いわゆる地方創生で全国各地いろいろ各市町がつくるようになりまして、その統計が何か出ていましたけれども、伊豆市と同じように85%くらいのところが業務委託をするということになっているそうですね。でも、15%のところでは象徴的な、例えば三鷹市だったかな、とか、とにかく僕らは最後までつくるんだといったところのほうやっぱりその計画の進捗というのはいままでかというふうにも聞いておりますし、ということじゃないかなというふうに思うんですね。

こういう総合計画のつくり方みたいなことに関して見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 500万円については部長から答弁をさせますけれども、ここも、もし議員のようなお考えの方がほかにいらっしゃいましたら、ぜひ、これは伊豆市の市行政、市役所のあり方になりますので、どこかで合意形成をさせていただきたい。というのは、私たちは合併してからどんどん職員を減らしてきたわけです。今、平塚市と友好都市、26万都市の平塚市と伊豆市で職員交流をやっているんですが、平塚の皆さんは、伊豆市の人たちは、職員さんは3つも4つも担当を持っているんですね。向こうですと、26万都市ですから、

一職員一任務なんですね。伊豆市でこれをやろうとすると、物すごい職員が必要になるわけです。なぜならば、3万人の人口も20万人の沼津市も26万人の平塚市もやるべき仕事は同じなんですね。その中で少ない人数でやろうとすれば、一職員の担当はふえるわけです。そこを、私たちは職員はふやせない。ふやせない。ひょっとしたら、もっと減らさなければいけないのかもしれない。

その中で、より効率的に行政を推進するためには、産業振興協議会のように観光協会や商工会と一緒に事業をやるという公民連携もありますし、基礎資料の作成というものは外部委託をするという選択肢を今、我々はとっているわけです。これを全部市役所の中で、いろんな行政手続、行政事務を市役所で完結しなさいということになると、かなりの職員の増員が必要になってくるわけです。それが、もし議会、議員、それから市民の皆さんの、とにかく予算をふやして職員を増員して全部完結させなさいということであれば一つの選択肢なんです。が、これまでの10年間の中で私は、議会においても、市民の皆さんの中でもそのような声は決して多くないと、このように判断をさせていただいております。もし議会で別の御意見があるようでしたら、ぜひそこは合意形成のための議論をさせていただきたいと思っております。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 静かにしてください。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、先ほどの業務の委託の関係について御回答させていただきます。

今、議員のほうからのお話ですと、例えば委託業者が形をつくっていくというふうな感じのもし思いであったら、そこは少々違ってございまして、あくまでも策定の主体は市でございます。その中で、例えば策定の仕方のノウハウ、もしくはほかの地域の情報、あとは資料の取りまとめ、そういった部分については委託をするという形でございまして、例えば決して丸投げのような感じで作るということではございません。その辺は御了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

それで、もう一つは、第1次計画からの関係です。

第1次総合計画の総括というのは、これは部長、何か市民アンケートを実施し、満足度とか重要度とかということをとったと、それはわかります。そのアンケート結果があり、それを分析して、市の庁内組織の中で第1次計画というのはこれこれこういうことだったよということを総括し、それで取捨選択するのか、どういうふうにするのかよくわかりませんが、2次に継承していくのは何なのかとかいうような、そういうことのきちとしたこと

はされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えさせていただきます。

今、議員の申し上げましたとおり、アンケートの内容というのは、例えば直接、総合計画がどうだったかとかというような評価の仕方ではなくて、やはりそれまでの市の進めた施策に対しての満足、良い悪いとか普通だとか、そういった感じでやったものがございますので、まずその結果というのは、年度でいきますと平成26年度当時ですか、やっているようでした。

具体的にその当時のどういうふうな作業を進めたかということは、なかなかちょっと私のほうで確認はし得ないんですけれども、古い、前回の総合計画の基本構想、また今回の基本構想を見たりしますと、やはり今回、産業の分野ですとか、そういったところで、そういった市民意見で気になるような部分について、新たに今回の、現在の基本構想、総合計画の中で反映された筋立てがされているようでございますので、恐らく、そういったことから考えても、中身について十分検証して進められたものと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 市長にお聞きします。

第1次総合計画というのは10年間計画で、市長は就任されて2期8年、多分この計画につき合っているんだろうと思うんですね。それで、その計画を終えて、そして今言ったような継承というか、何か総括的な、総括と言えるかどうかわかりませんが、そういうようなことを踏まえて第2次総合計画をおつくりになったということです。

その8年間をやられていて、その計画とその実行段階、実行していく中で、何か感想といいますかね、あったら教えていただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 平成16年に作成しました新市建設計画、全部一緒ではありませんけれども、総合計画は、やはり大変失礼ながらコンサルにお願いした計画かなというふうに見受けました。というのは、ほとんど具体的な地名が入ってなくて、表題を変えるとほかの合併市町村でも当てはまりそうな内容に正直言ってみると、これでは総合的な戦略にならないよなという感じを持っていたんですが、県なんかでも聞いてみますと、総合計画というのはそういうものなんだと。それまでの計画というのがいろいろあって、それを合わせて総合計画にするものですから。私が県に行って、伊豆半島はこうなっているのに、総合計画と個別の事業計画は違うじゃないですかと言うと、いや、総合計画というのはそう

いうものだからということだったんですね。

私は、それでは伊豆市のような小さな市町が、しかも将来、新市建設、4つの町を一つの伊豆市につくっていくような意味づけでの将来戦略においては、そのたぐいの総合計画、つまり集合計画ですね、ホチキスでとじた集合計画ではうまくいかないということで、後期計画で少し修正をし、そして第2次総合計画においてはかなり戦略的な書き方に変えたんです。そのような新しい第2次総合計画、そして、10年を経て新たにつけ足した新市建設計画の中で、この事業は中核的な位置だったわけです。

小学校の再編成というのは、大変残念ながら、学校再編成をやってきましたけれども、少なくとも旧町に1つ小学校は残る。天城湯ヶ島町にも小学校は残る、中伊豆町にも小学校は残る。しかし、中学校統合というのは、中伊豆町と天城湯ヶ島町から中学校がなくなってしまうという事業計画、これが教育委員会の学校再編計画でしたから、これはそのまま縮小、衰退するのではなくて、必ず伊豆市の未来に役立つような教育事業にしないと、それは伊豆市の未来が開けないということで、この事業は特出ししたわけです。ただ学校を減らしてどこかに統合という事業ではないという判断をしたものですから、そこはかなり力を入れて計画をつくりました。そういった観点で、第2次総合計画、そして新市建設計画というものは見直させていただいたつもりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） そうしたら、第1次総合計画を8年間御経験した市長のその計画の評価と、1次計画の評価と、これではどうもそこらじゅうがやっているような、何か総花的のようなことで、これではいかんというのが、ある意味は市長がそこで総括をされて第2次計画に結びつけたと、こういう判断をしてよろしいんでしょうかね。

ということにさせてもらって、次は、学校のことですから、これ市長からも話がありましたけれども、話がというか、教育長もいらっしゃるので。（2）番で、ちょっと言い方がひどかったと言われているかもしれません。箱物重視の考え方を一旦横に置いてということを申し上げました。

これは一緒だと思うんですよ。市長も言っていることと一緒だと思うんですよ。幼児教育から小学校、中学校までの義務教育までの一貫した教育のあり方。この前の議論で伊豆市型というのがあったけれども、設備の伊豆市型ではなくて、教育の伊豆市型ということを検討すべきじゃないかなと私は思っているんですね。それができた暁に、では、そのときに施設というのはどういうふうに配置したらいいのかということが出てくると思うんですよ。ですから、その際、一番本もとになる伊豆市型の教育ということに関して、この新しい総合計画の見直しの中に入れ込んで、入れるべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） どうしますか、通告がないんですけれども。総合教育会議なら市長の

所轄で今の答えられますかね。それとも教育長にお願いでいいですか。

〔「議長がよろしければ教育長に」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） それでは、教育長。

○教育長（西井伸美君） 伊豆市の子供たちにとってどういう教育、もっと言うなら教育環境がいいのかということは、先ほど市長が言われたように、平成21年1月に答申をいただきましたが、教育振興審議会、その中でも、子供たちの教育を抜きに語るわけにはいきませんで、子供たちにとってどういう教育がよくて、どういう環境が必要なのかということを議論しながら答申ということをもとめて、教育委員会のほうへ出していただきました。

また、子供たちの減っている推移等を見ながら、教育委員会としては、平成26年に今度はそれに基づいた再編計画があったわけですが、子供たちの推移がまた少し動いてきたものですから、中学校というものを中心に第2次再編計画を立てました。こういうときにおいても、当然建物をどうする、財政をどうするではなくて、教育委員会としては、子供たちにとってどうなのかということを中心に考えてきているわけです。

また、伊豆市の教育をどうするかというのは、新しい教育委員会制度ができて、平成27年には伊豆市の教育大綱というものを制定しました。この制定に当たりまして、総合教育会議の中で幾つか議論をされ、こういう方針で伊豆市の子供たちをやっていきましょうということで伊豆市教育大綱ができ上がり、それに基づいて、第2次再編計画はその文言の中から重点的にやっていくものが出てきておりますし、また教育委員会としても、その教育大綱に基づき、毎年、学校教育目標的なものを、教育委員会の定めるものをそれに基づいて修正していきながら各学校に示しているところであります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） どうもちょっとよくわからなかったけれども、まあいいや。ここの1番のところを早くしないと、時間が終わってしまいますので。

（3）のところで、移住・定住の促進で人口減少対策を図ると、これは基本だから、これは変えないということを先ほどきっちりとお話を伺いましたけれども、やはり移住・定住の肝というのは一体何だろうか。市長も教育が大事だということも言っていますけれども、やっぱり仕事のないところに人は集まらないんですよ。仕事がないところに人は集まらない。今、伊豆市に仕事がないわけじゃなくて、あるんだけど、やはりその吸収力がない、雇用の吸収力がないということなんですよね。やはりそこを、吸収力をもっと高めていくということに関して、どういう努力をしていくかということに尽きるんじゃないかなというふうに思います。

先ほど一部、土肥のITですか、いい話ですよ。こうやって光ファイバーが全市に、一部いっていないところもあるんですけども、全市に完備されれば、そういうことで仕事ができるというところは、山の中であろうと、どこであろうと、道路がありさえすればどんな

仕事もできるということで、そういうことを誘致するということに関しては、物すごく大事なことから、ぜひ進めてもらいたいですけれども、やはり誘致も大事ですけれども、既存の、今ある商工業、それから観光業を中心として幾つかの伊豆市のなりわいとなっている業態があるわけですね。そこをやっぱり強くしていくということが物すごく大事で、そこに雇用の吸収力をもう少し高めてもらうということをぜひやってもらいたいなということがあります。ですから、そういう意味では、移住・定住というのは総合的な、そんな政策をぶち込んでいかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

ただ、短期的には、短期的に効果がある。これ、社会増減をやるというのはどうも余り気に入らなくて、結局、伊豆の国市に移動したというだけの話であって、全体からすればどうってことはないじゃないかと。人口が減っていくのはもう目に見えているので、人口減少はもう当たり前の既知のものとして、もう人口は減っていくけれども、心豊かに暮らせる伊豆市をつくるというような方針に変更するのか。いや、そうじゃなくて、やっぱり人口はある程度ないところもあるからということなのか、ここをちょっときっちり押さえておきたいと思うんですけれども。手を打ったって減っていきますよね。ですから、そのところの方針をちょっと聞いておきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この10年間で社会の変化が大きく変わったというんじゃなくて、社会の変化が具体的に感じられるようになったという印象を持っているわけです。というのは、10年前は伊豆市の行政サービスを維持するため、伊豆市の活力を維持するために人口減少をとめなければいけないという視点でやってきたんですが、今はむしろ、それももちろん必要なんです、それが変わったというわけではありません、それも必要なんです、さらに加えて、伊豆市の移住・定住を確保しておかないと産業が危うくなるという認識を持っているわけです。

例えば伊豆市内、伊豆半島全体がそうなんです、旅館・ホテルさんの有効求人倍率は6なんです。1.5とかではなくて、盆・正月なんかはお客様もいて、部屋もあいているのに、お断りする旅館も出ているわけです。従業員さんがとれないわけですね。これは介護事業にしてもそうだし、ほかの、こちらに進出していただいた企業の皆さんからも、伊豆市で従業員をとれるかなという心配に今移行しているわけです。

これは、全体の景気がよくなって、就職がよくなっているんだったらいいんですけれども、明らかにこれは人口減少。働く世代の減少がこれを加速していますので、三島、沼津地域でもっといい職場も人手不足になっている。そうすると、伊豆市の子供さんをお持ちの世代が今まで同様に伊豆の国市、三島に行ってしまうと、三島、沼津でもいい仕事があって、こちらでも仕事があるときに、我々はどうやってこちらの仕事を選んでいただくだろうかということにもなり始めているわけですね。そうすると、やっぱり移住を促進し、定住を確保しな

いことには、今度は根っこの産業まで衰退し始めるという。10年前とはかなり変わってまいりました。

そういった観点から、引き続き伊豆市内の労働環境を改善し、従業員を確保するとともに、それをもって、あわせて人口減少対策にも対応していくと。その両面の目的を持った移住・定住事業ということに今なりつつございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 本当はやっぱり仕事を持ってくるというか、その仕事に当てはまるように、そのマッチする形をつくるのが一番いいと思うんですけども、なかなか難しいところなんですけれども、そこをどういうふうにするかということがあるんですけども、働くという、仕事のことではなくて、住むというところで、住む場所が少ないですね。伊豆市というのは物すごく少ないんですけども、若者、いわゆる子育て世代、それから、これから結婚しようよ、結婚するよ、それから子供を産むよ、子育てをするよという、その辺の世代を狙った公営住宅みたいなものをきちっと置いて、とにかく住んでくれと、とにかく住んでくれと。そうしたら、いわゆる子育ての期間のいろんなものを、俺は金を出すというのは余り好きじゃないんですけども、そういうことで少し、短期的な効果しかないけれども、そういうものをするというような考え方はないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは実は先ほどの議論に戻ってしまうものですから。ちょっと具体的なことを申し上げますと、昔の議論の蒸し返しになってしまいますので、長野県の下條村、これは非常に脚光を浴びて、人口がふえ、飯田市のお隣なんですけれども、しかし、今は逆に人口が減っています。それから、8月に夕張市を見てきたのですが、夕張市が今、何をしようとしているのか、そういったものをぜひ議員にも、今の夕張市の事業とか、ネットで検索できますので、見ていただきたいのですが、そういったよそ様の過去の状況と現状と伊豆市が参考になるところをいろいろ取り入れてやらせていただいております。

その中で、公営住宅をつくる、市営住宅をふやすということは、現時点では、公営住宅は維持しますけれども、さらに公営住宅をふやして人口減少対策にということよりも、同じ予算を使うのであれば、より効果的な事業があるのではないかと現時点では考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 基本はやはり仕事のところを主眼として、そこで雇用の場があり、雇用のミスマッチがないような状況をつくるということが一番大事なんだろうと思うんですけども。

さっき言ったように、短期的にというのは、そういう意味では、文教ガーデンシティとい

うのは終わっちゃったんだけど、文教ガーデンシティというのは本当にちゃんと着実にきちっとやっていたら、あそこにシンボリックな住宅の、若者世代のきちっとした子育てにふさわしい間取り、それから、これはいつまでもいてもらうということじゃなくて、子育て期間中にいてもらう。それから、適正な家賃をどういう設定にするかということもある。というようなものを持ってきて、それでシンボリックな世界をつくってということでは、ある意味有用な構想だったんだと思うんですけどもね。やっぱりそこが途中で何か変なことになってしまったということがあるものですから。

しかし、住むところをつくと、住環境ということは言っていますけれども、やはり仕事だと思えます。産業の、いわゆる雇用のミスマッチをなくすということだと思えます。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 具体的には産業部長に答弁をさせますが、伊豆市は率直に言って中小企業しかございませんので、中小企業団体連合会などの集まりにはなるべく顔も出させていただいております。

議員いろいろここに御質問がございますけれども、方向的には私は同じだと思っておりますので、企業誘致ももちろん大切な事業ではありますが、現に伊豆市の中で展開していただいております事業者さんに行政と一緒に頑張ってもらって、このような視点は常に気をつけているつもりでございます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから、まず①の条例を制定する考えがあるかについて答弁させていただきます。

中小企業・小規模企業振興基本条例につきましては、昨年の12月、静岡県議会で制定されました。その後、県内の市町、8市で制定済みであると聞いております。

伊豆市におきましても、現在、制定に向けまして準備を行っているところで、4月末から条例の素案の検討を行い、現在、伊豆市法令審査会において継続審議をいただいているところでございます。今後は、基本条例の制定に向け、関係諸団体の意見を聞きながら準備を進めていきたいと考えております。

続きまして、②でございます。

議員から御指摘がございました事項につきましては、県条例及び伊豆市の中小企業・小規模企業の現況等を検討しまして、基本条例に反映させるよう、関係諸団体とも協議の上、慎重に準備を進めていきたいと考えています。

特に、真に有効なものにする、理念条例で終わらせない工夫につきましては、静岡県条例のポイントとしても示されております、3点あります。1つは、中小企業、小規模企業振興を県の重要施策とし、基本理念や県の責務等を明記する。2つ目、理念条例とせず、関係機



関の役割や振興のための施策を明確に位置づける。3つ目、小規模企業の持続的発展を重視して支援に取り組むことを規定する。以上、この3点がありますので、この3点を伊豆市としても重く受けとめまして、詳細の内容につきましては、法令審査会等の指導を仰ぎながら、再度、商工会等と協議をして決めていきたいと考えております。

なお、協議機関につきましては、振興を図ることを確実にしていくためにはやはり必要であると考えておりますので、今現在は設置する方向で考えております。

また、伊豆市ががんばる企業を応援する条例との関係調整を図るようにとのことですが、両条例とも地域経済の活性化を図ることを目的の一つとしております。振興条例の中に施策の策定という項目を取り入れてもおりますので、そこで考慮していきたいと考えているところでございます。

続きまして、(2)の三島田方勤労者福祉サービスセンターについてでございますが、同センターは、市内中小企業で働く事業主、従業員の福利厚生事業の充実・向上を図ることを目的とされた団体で、中小企業単独では実施が困難な福利厚生についてのスケールメリットを利用して、慶弔共済金給付事業を初め、レクリエーション事業、健康維持増進事業等を行っております。

現在、先ほどから言っておりますが、三島市、函南町、伊豆の国市、伊豆市の3市1町が負担金を出して行っています。

伊豆市内での加入促進ですが、現在、伊豆市の商工会が主に行っておりまして、事業者向けのアンケートを実施しました。また、4月、6月の理事会開催時に加入説明、8月末には会員へのパンフレット送付を実施しまして、加入促進を進めているところでございます。

今後につきましては、伊豆市の広報、あるいはFM I S等を利用し、また、三島田方勤労者福祉サービスセンターとも連携した事業者への説明会等を実施して、加入促進を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 伊豆市にとって、中小企業、小規模企業しかないということで、ここが振興していかないと伊豆市が元気にならないということですから、ぜひこの制定に向けて頑張ってくださいと思います。

1つだけお聞きをいたします。

この条例を制定することになれば、主になるのは、やはり事業者団体という意味では商工会が一番大きなものでございまして、大きな役割を果たすということになると思うんですけども、既に現在、商工会に対して、この前、決算説明も受けましたけれども、経営指導とか相談業務等々を担っていただくと、そういうものを担っていただくというか、そういうことの運営補助ということで税金が投入をされております。800万円だったのでしょうか、投入

されております。

そういう商工会機能に関して市は大いなる期待をしているから、その税金投入ということをしているわけなんです、それに対する検証みたいな、検証という言い方はおかしいんですけれども、何かそれに関してはどういうようにされているのかということを知りたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） やはり税金から集められましたお金でございますので、一応補助金という名目がついております。年度当初に商工会から補助金の申請をいただきます。それに基づきまして、当然その中に事業執行の目的とか内容が書いてありますので、それに基づきまして執行されます。最終的にはその執行に基づいて、報告書がありますので、出てきますので、その報告書を検証して、最終的にはそこでお金を支払いするという形で行っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

もう一点は、勤労者福祉サービスセンターの件であります。

県内、もう既に大分前から、この勤労者福祉サービスセンターというのは、各市、あるいは隣の市と合同してつくるかということ、県内に何か所か既にでき上がっているんですが、西高東低ですね、やっぱり静岡から向こうが、浜松というか、そっちのほうはやはり活発に動いている。

活発に動いているといっても、どんな状況かというのをちょっと申し上げますと、藤枝は対象労働者5万1,000人ですが、それに対して5,800人、これが11%の加入率だそうです。これが一番、11%で県内で一番高いということだから、どうかなとは思いますが、加入数の多いところというのは浜松・湖西で、33万4,000人の対象者がいるところに対して6%の加入で、2万人の会員を持っているという。これはかなり大きな仕事ができるんじゃないかなというふうに思います。

今回、伊豆市と伊豆の国市が加入した三島・函南地区の今までの、入る前の状況は、5万1,000人が対象者。ですから、これは藤枝市と一緒になんですよね、ほぼ一緒。5万1,000人の規模で、加入している人が1,260人、2.5%しか入っていないということなものですから、これも、どういうやり方をしているのかよくわかりませんが、そういうことで、ちょっと少ないなという感じがあります。

伊豆半島は、伊豆市は今度入ったんですけれども、伊豆市の南側は全滅、全滅というか、どこも入っていないというように、そんな感じでありまして、今回の加入が一つの起

爆剤になるような形で、静岡県東部を押し上げる、伊豆半島を押し上げるような形になるように、ぜひ知恵を働かせて、啓蒙活動、加入促進ということに関しては、やっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

次へ行ってください。

○議長（三田忠男君） それでは、3件目をお願いします。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災については大変心配しているところで、かつての紀伊半島、広島、あるいは朝倉市のようなことは、伊豆半島では直撃を受ければ必ず起こります。その中で、阪神・淡路大震災以降、大きな災害において命を確保したものは自助・共助、つまり自分で逃げた方、そして地域コミュニティの中で助けていただいた方が9割を超えておりますので、やはり御自身と地域の中でしっかり防災体制をつくっていただきたい。

では、市は何をするかということなのですが、大きな災害のときに、当然、外から支援部隊がいっぱい来るわけですね。国交省のTEC-FORCE、自衛隊、警察、駿東伊豆消防等々が展開できる環境を整備するということ。

それから、本当に大災害を受けたときには、広域避難所、それから仮設住宅等、相当長期的に避難される場所が必要になってまいりますので、それは今、伊豆市の中では適地がまだございません。伊豆市としては、そのようなことをしっかりこれから整備に向けて準備するとともに、地域コミュニティの中の防災の体制強化の支援をさせていただきたいと思います。

具体的なことは防災監から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） まず、（1）の地区ごとの自主防災組織の内容の把握についてですが、各自主防ごと、年度の初めに組織図、役割分担や連絡網の作成をお願いしております。3月末には、市では役員名簿の提出を求めています。

また、各自主防災会の防災資機材につきましては、9月の防災訓練等を活用し、資機材の確認をしていただき、資機材整備台帳の提出をしていただいております。必要とする資機材については、自主防災組織資機材等整備事業補助金を活用いただき、資機材整備を進めておるところであります。

次に、（2）の質問でございますが、①、②につきましては、消防団OBが消防協力隊になられている場合がほとんどでございますので、関連して、あわせて説明させていただきます。

①、②につきまして、消防協力隊あるいは消火班のすべきこと、できることの1つ目としましては、消防署等が到着するまでの消火器、消火栓等での初期消火。2つ目としまして、

消防署・消防団に自然水利の供給、案内。3つ目としまして、消防署・消防団到着までの被災者の救出・救護。4つ目といたしまして、火災現場までの消防署等の誘導、状況報告。5つ目として、防災訓練等での消火器の扱い指導、消火訓練等を期待するものであります。いずれの5項目も、消防署等が到着し、迅速に消火活動に入るため極めて重要な役割であり、活躍の場と考えております。

次に、してはいけないとしてお願いしていることではありますが、消防車両等の特殊車両の持ち出しはしないようお願いしております。消防車両につきましては、日ごろからの訓練が必要なため、してはいけないこととしてお願いをしております。

③であります。

今回の大火において地元の方々が初期消火をした際に、消火栓が県道中央に埋設された地下式であったため、使用する際に手間取ってしまったことから、平成29年度に2カ所を地下式から立ち上げ式に変更いたします。

また、火災は連休中の温泉街であり、停電による温泉ポンプの停止、電話線の延焼等により、宿泊施設への影響が発生いたしました。これらライフラインの関係機関につきましては、昨年6月、連絡会議を実施しまして、連携を図るとともに、その後も、火災に限らず、台風接近等の事態に応じても、関係者間で緊密に連携をとっているところであります。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ありがとうございます。よくわかりました。

1点だけ。自主防災組織はそれぞれ、どれくらいあるんですかね、何十カ所、100とか何かあるのかもしれませんが、やはり中山間地とか住宅地、住宅密集地によって組織の形が違うんじゃないかなという思いがあるんですよね。それともう一つは、多分それぞれの組織が、自分たちの組織はもっとほかの組織に見習って何かしておくべきことがあるんじゃないかなというようなところもどこかあるのかなということがあるものですから、中山間地と住宅地を分けるかどうか。まだほかにも何かちょっと違う形があるかどうかわかりませんが、そういうところの防災組織のモデル的なものを公開してもらって、それぞれの組織がそれに倣って自分たちの組織の充実を図っていくことができるような仕組みをつくっていただいたらどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 伊豆市には今、先ほどありました消防支援隊等は実際52あります。あと、実際にこれは自助・共助でいいますと共助の範疇でやっているところが多いものですから、地域ごと、いろいろな、さまざまな努力をしていることによって、先ほど言われた格差といいますか、差があることは事実であります。今後、そういったことの調査から始めて、

問題点等を把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

12時の15分前ですが、議事の進行上、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。

再開は12時45分から、木村議員の質問から行います。

では、休憩してください。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時44分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

3点お尋ねします。

第1に、地域づくり協議会の改善についてお尋ねします。

1つ目、地域づくり協議会の区分けは、平成16年度時の小学校区を原則としていますが、中を見ますと、中伊豆地区は旧白岩小学校というのを区分けしております。説明を求めます。

2つ目、小学校区を比較しますと、500世帯から2,400世帯と5倍の開きがあります。身近な施策を住民みずからつくっていくことを目的にしているのですから、協議会の範囲は小学校区にこだわらず、地域住民が決めるという方向に改める必要があると考えますが、市長の所見を伺います。

3点目です。補助金に対する市の監査体制、内容を説明してください。また、世帯数にかかわらず支給しております一律上限500万円は、平等の原則から見て見直しが必要かと思いますが、これについての市長の所見も伺います。

大きな2つ目、天城湯ヶ島IC道の駅の管理運営方針について伺います。

議会に配られました基本計画案の地図をもとに質問いたします。

1つ目、920平方メートル規模の物販スペース、レストランから想定した年間の利用者数及び収支の目安は幾らですか。

2つ目、ここで働く人は何人と見えていますか。

3つ目、2階レストラン利用者と従業員のトイレは分けられていますか。

4つ目、従業員やイベント参加者のバックヤードは整っていますか。

3点目です。部活動で求められる教育とはなんのでしょうか。

1つ目、中学校再編問題では、長期にわたっていろんな論議をさせていただきましたが、その中で、生徒たちへのよりよい教育環境で、部活動のあり方が大いに議論されました。改めて基本に立ち戻ってということで今回質問です。部活動が教育活動の一環と教育委員会は捉えていますけれども、一方、学習指導要領を見ますと、自主的な活動としております。部活を通して生徒たちにどんな教育を求めますか。

2つ目です。教師の仕事の多忙改善の立場からも、部活動とは何か、教師、保護者や地域住民との議論の場が本当に今必要だと私は考えておりますので、教育長の所見をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 地域づくり協議会についてお答え申し上げます。

これを提案申し上げましたときに、それぞれの地域の将来像、例えば土肥の小下田と駅前と冷川では全く違いますよねと。それを画一的に市長がああしなさい、こうしなさいというのはあり得ないですよねというようなことを申し上げました。

もう一つ、当時は申し上げていなかった視点がございます、市の地域活性化事業との連携でございます。例えば、文教ガーデンシティの候補地というのは修善寺東小学校区内ですね。それから、修善寺駅前、これも駅周辺整備事業は一応片がつきましたけれども、これと都市計画見直しによる牧之郷の新たな将来像というのは、市の事業であり、かつ地域の事業になるわけです。そうしますと、市が直轄でかなり大きな事業をやる場所とそうでない場所の違いが当然あるわけですね。ただ地域の特色だけではなくて、市の行政のかかわり方そのものも変わってまいります。

他方、西豆村がスタートしていただいておりますけれども、八木沢の土肥南小学校跡は、まさにあそこはあの西豆村の拠点であったわけですから、拠点そのものを地域の皆さんにお願いする地域づくり協議会とはやはり特色が大きく違うんだらうと思います。ですから、人数割で均等にということだけではなしに、そういったものを総合的に考えて、おおむね、昭和初期ぐらいの村づくりの再生ということで、旧小学校区ということでお願いをしたわけでございます。

もう少し詳細については、担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。すみません、ちょっと要領を得なくて申しわけありませんでした。

先ほど、地域づくり協議会の中で、中伊豆地区の件でございます。中伊豆地区につきましては、地域の課題、これらを検討する担い手として想定しておりますものの中に、社会福祉

協議会、この中で事業を進めております地域福祉委員の活動範囲というものがございます。これがちょうど旧白岩小地区と旧大見小ですか、の地区ごとに分かれているということがございましたので、これを検討、考慮して設定したものでございます。

それから、3番目の監査体制等でございます。

こちらにつきましては、協議会の事業計画につきましては、毎年、各協議会が総会、これに事業計画を上げる前に、事業が要綱に定められている補助に該当するかどうかの確認のために、市のほうで内容の事前協議をさせていただいておるところでございます。

また、補助金同様、成果のほうですね、実施報告書、これを提出していただくんですが、この中で事業報告、それから収支報告、収支報告に係ります関係書類、領収書等でございますが、そういったものも提出をいただき、事業の内容を確認しているところでございます。

それから、500万円の交付金額についてのお話もございましたが、こちらにつきましては、地域の皆様がそれぞれの地域の課題、これらの解決に向けて必要な事業を要綱の中で各地区、自由度を持ってやっていただくというようなものにお使いいただくということで、そのための呼び水として使っていただきたいということを考えてございますので、いわゆる世帯数に基づいて交付する性格ではないものと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 中伊豆地区だけが平成16年度の小学校区ではなくて、もっと前の昭和四十何年のところを生かしている。なぜか。その答えが、地域福祉委員会が分かれているからという御説明だったんですけども、そうしますと、同じ地域づくり協議会をつくる原則、おおむねと言っていますけれども、地域福祉委員会が分かれているから、なぜ中伊豆のみ旧白岩小学校区にしなくてはならないのかという意味がわからないから、説明してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

意味がわからないといいますか、内容といたしましては、やはり各地域それぞれの、それぞれの地域ごとに皆様のコミュニティというのがございます。そういった中で、原則は議員の申し上げられたとおり、我々のほうでも一応おおむねということになっておりますので、必ずしもそれに限るものではないんですが、ただ、基本はやはり皆様の顔の見える範囲と、そういった活動の範囲を考えますと、中伊豆につきましては今回のような形で運営を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 矛盾していると思うんですけども、では、具体的にお尋ねしましょうね。

今、地域づくり協議会というのは顔の見える範囲ですというふうなお話ししました。したがって、2つ目に比較検討で、行政が小学校区というのを私は改めるべきだと思うんですけども、まさに自主的にその点は決めていくと。そして、報告して、そこで行政側にとってみるならば、余りにも小さ過ぎてなかなか運営がし切れないというんだったら、そこに相談を受けていくということだってあり得ると思うんですけども、私はもっと自主性を尊重すべきだと思うんですけどもね。

それで、今、顔の見えると言いました。中伊豆は顔の見えるということで2つに分けました。ちょっと具体的にお尋ねしましょうね。修善寺南小学校区は2,440世帯なんですよ。白岩、いわゆる旧白岩ね、899なんだけれども、900としましょう。そうすると、具体的にお尋ねしましょうね。顔の見える範囲ということで、旧白岩小学校区は地域福祉委員の関係もあって分けたんだけれども、では、修善寺南小学校区の2,440というのは顔が見えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 先ほどもちょっと申し上げたところなんですけど、人数だけで顔が見える、見えないということではないと思います。小学校、中伊豆の場合は2つに分かれておりますけれども、そこに通う子供たちがいるということは、そこにやはり一つのコミュニティがございます。

もう一つ、地域づくりの協議会ということの目的は、やはりそういった人口減少に対して地域が考えていくという一つの取り組みというのも目的でございますので、そういった点からしますと、全体、どこも人口は今減っていくことを考えますと、そういった議員の言われたようなところは余り当たらないのかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） では、具体的にお尋ねしましょうね。小学校区にこだわる必要性はどこにあるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それは先ほど来申し上げております、やはり一つの学校というのはさまざまな、小学校は特にそういった地域の行事の単位になるということで、そこでそういったものを考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） そうすると、また矛盾が起きちゃうんです、そういうことを言われ



ると。白岩と八幡、分けましたよね。分けていますよね。小学校区、そっちのほうがわかりやすいからというので、ここは分けないとわかりづらいということですか。

地域福祉云々ということを行ったけれども、地域福祉委員イコール協議会じゃないですよ。地域づくり協議会じゃないわけ。これは、地域の中における福祉委員会というのは一部分ですよ。一部分があるからといって、中伊豆だけは特別にそういうふうにするということ自体が私はわからない。

何か政策的に2つのことを掲げながらやるから、こういう矛盾が起きると私は思っているんですけども、変更する考えはないですか。もう一回見直すという考えはないのかどうかお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そもそも論のところに戻って御説明申し上げますけれども、この地域づくり協議会の活動を当時、当然予期すれば、地域福祉事業が中心になるだろうということを想定したわけですね。そこで、市が新たな事業を提案することによって、既に先行している地域福祉委員会の枠組みを、つまり行政が入ることによって現に行われていた福祉活動を変えたくはなかったわけです。それが1つ、要素としてございました。

そして、旧小学校区というのは、ここで何度も申し上げているとおり、おおむね、大体大正から昭和の中ごろまでの村づくりというものを、もう一回、地域の皆さんでやったらいかがでしょうかという提案だったわけです。

そこで、500世帯と2,400世帯の差があるわけですが、これはまさに今、国会の参議院議員を中心にあるように、本当に一人一票という、それが絶対的に行政の価値として必要なのか。こっちは500世帯、全部500世帯プラス・マイナス10%ぐらいでやるのが真の、本当の公平なのか。あるいは、地域ごとに特性があって、人数が少なくてもその地域に合ったまちづくりをやるべきなのかということで我々は判断をしたわけです。

ですから、これを提案した時点で世帯数の差があることは承知はしておりましたけれども、しかし、おおむね、おおむねですね、昔、村であった、上大見村であった、湯ヶ島村であった、西豆村であった、そのころの、小学校が歩いて行けるころの、時代のコミュニティを再生したらいかがでしょうかということで提案申し上げたわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） では、端的に聞きますけれども、小学校区単位じゃないような申請をしてきても、それは悪いねと言って、いや、協議会の支援要綱ではそうなっているからということで、だめですよという判断に立つわけですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど少し申し上げましたけれども、まだ伊豆市は新市建設の途上であって、これから総合計画はやり直しますけれども、しかし、やはり修善寺駅周辺とか牧之郷周辺というのがどうしても市の利便性の中心地になっていくわけですね。

私は、ふだん、常々、何で東京ばかりだとか思うわけです、市長としては。何で県の大きな施設は伊豆半島にはないんだと。浜松にあって、沼津にあって、静岡にあって、そして長泉町のように、がんセンターも県でつくってくれる、駅もJRがつくってくれるということに対して、私たちはこれでどうやって生きていけばいいのだという思いを市長として持っているわけです。

同じように、市が行政として地域づくりをやっていく修善寺駅周辺とか牧之郷駅周辺と、あるいは市の、行政の直轄事業で地域の活性化を今、事業として並べていないようなところを同じように人数の均等割でやるのが公平だとは、それだけが公平だとは私たちは思っていないくて、市の直轄事業がないところもしっかり地域の皆さんで住みやすいまちを、地域をつくっていただきたい、こういう思いで今、おおむね小学校区ということをお願いしているわけです。

この新市建設事業がある時期にめどが立って、都市計画の見直しに伴う新たなまちづくりもおおむねめどが立って、その時点での牧之郷周辺、その時点での駅周辺、その時点での大平周辺というのはひょっとしたらあるかもしれません。しかし、現時点においては、まだ市が一生懸命その地域を活性化、新市建設事業をやっているときに、同じように世帯割、人数割だけでやっていただく状況にまだないのではないかと、私たちはそのように判断をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 私は別に世帯割、人口割しろと言っているわけでないの。比較検討で言っているわけだから、顔の見える中でやっていくことがまちづくりにとって極めて、住民参加にとって私は大事な要素だと思っているから、だから、もう一回聞きますけれども、この小学校区単位じゃなくても、自分たちで、いや、ちょっと、もう少し自分たちは市の考え方のもとで協議会をつくりたいねと申請しても、この小学校区で分けていますよということに該当しないとだめですよと言うのかどうかということ。

あくまで自主的に自分たちでやりましょうというのが、この地域づくり協議会の本来の目的ですよ。行政も一緒になって頑張っていこうということは。僕は地域づくり協議会そのもののあるべき姿というのはすごく大事にしているから、まちづくりにとっても、人口減少対策にしても。だから、繰り返すけれども、世帯数とか人口云々と聞いているわけじゃないの。

地元の人たち、市民がこういう要求しましたといったときに、それは小学校区単位じゃないと、なかなかハードルは高いという見解ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ほかの市町で市民の提案による行政をやっているところはございます。市税の1%ぐらいを、事業を列举して、投票していただいて、一番票を得た事業に市税の1%ぐらいを充てていく。それも一つの選択肢としてあると考えたのですが、全部で12、13地区やったとして6,000万円から6,500万円ぐらい、市税の大体1.4%ぐらいになります。

現時点においては、伊豆市はまだ新市建設の途上にありますので、つまり、いわゆるコンパクト・アンド・ネットワークで、コンパクトの中心市街地と小さな拠点を中核としたそれぞれの地域を併存させたいと私たちは思っているわけです、私たちは。したがって、今、市の政策方向として、一人一人、一事業一事業ではなくて、それぞれの地域の再生、活性化というものに主眼を置きたい。これは未来永劫そうではなくて、今は新市建設の途上にあるから、第2次総合計画の遂行中であるから、こういう事業をさせていただきたいということです、当分の間は小学校区単位というものでお願いをしたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 堂々めぐりするから、もうよしますけれども、本来の自主的に組織された地域づくり協議会を支援要綱の中で定めているわけですからね。自主的ですよ、地域住民が決める。新市建設計画は市長がやる、そういう意味では責任を持ってやるべき。でも、この地域づくり協議会というのは自主的ですよ。自主的にとっているんだから、なぜそこにこだわるのか、私はわからない。

時間の関係で、500万円についてお尋ねしますね。

平等、二千何百世帯でも上限500万円ですよ。別に500万円、全部使えというんじゃないですね。申請してやると。総合政策部長が言われるように、申請してやると。そうすると、それこそ、このところで、例えば修善寺小学校区、南小学校区、土肥とか約1,000幾つかあるんですけども、それでも上限は500万円ですよ、いっぱい使っても。だから、そうじゃなくて、それに応じた幅というのは持たないんですかね。2,000世帯に対して500万円、500世帯に対して500万円、大いに使いましょうよとやりました。それでも、みんなの税金だから、大きな協議会は協議会なりのいろんなやり方があって、500万円を超えるかもしれない。それは今現在だめですよということですかね。

それからもう一つ、事前にチェックしていますよということですがけれどもね、提案して持ってきたときに。全て領収書があるということで、ちょっとごめんなさい、ここまで通告を出していなかったんですけども、以前は地域づくり協議会のこういうふうに使いましたよということがホームページに載っていたんですけども、最近これがない。どこを探したってなくなっちゃったから、ちょっと大分過去にさかのぼって申しわけないんですけども、1点だけ聞きますね。

ある地域づくり協議会が、ここに、住民が立ち寄ってお茶を飲みながら情報交換ができる場をつくるというところで、立ち寄りサロンというので10万円使ったとあったんですよ、総事業費の中で。ある地区が。参考例として今。これについては、では、立ち寄りサロンとして10万円かけましたということは、当然、今の総合政策部長の話によると、領収書をちゃんと添付して行政側に届け出たと。そうすると、立ち寄りサロンでこれだと何に使ったのか、ごめん、別にチェックする体制が我々が持っていないくて、これで物すごい詳細にわたって行政側は、立ち寄りサロンの10万円は何に使ったのかとわかるわけですね。飲食禁止ですよ、これ。協議会の負担、お金は。そういうふうに要綱で定められているもので。その点もし、ごめんなさいね、突然で、一例だけれども、わかりますか。わからなかったら結構ですけども、そこまで詰めたチェックを、ちゃんと領収書をもってチェックしているのかどうか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

まず最初に、500万円の件でございます。

2,000世帯、それに比べて500世帯、それで同じ500万円での活動というのはいかなものかというような内容だと思いますが、地域づくり協議会自体は、ここで自主的という言葉を使いますと、また少し御質問になってくるかもしれないんですが、地域としての自主的というのは、そこに住む方々、そこにいらっしゃる方々が活動するというところで、市の思いとしては、人数の多いところと少ないところで、どうしてもその活動の仕方、要するに人的なパワーの面では、やはり人数の多いところのほうがどうしても、そういう意味では活動しやすいのではないかとというふうに考えているところです。

活動資金としての500万円という考え方はあるんですが、それ以前に地域の方みずからが活動していただきたいという思いがございますので、今のところ、その500万円という内容について、今後修正するかという検討には至らないところでございます。

それからもう一つ、使い道の立ち寄りサロンという話がございました。私のほうで、ちょっとすみません、確認しておらなかったんですが、実際に、当然、個別の内容につきましては市の担当のほうで確認しておりますので、その使い道が適正であったからこそ、そういったことが掲げられていると思っておりますので、先ほど申し上げましたとおり、その使い道等については報告の義務がございますので、その中で検証されると思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） そうすると、500万円もこのままですよ。地域づくり協議会の小学校区は、中伊豆は地域福祉委員会というのがあって、そこは2つに分かれていたから。いわ

ゆる調べたらわかった。昭和47年4月1日時点での八幡小学校と白岩小学校を平成16年度の4月1日の小学校区に分けるということで、相矛盾するところを入れちゃったということでいいですね。これは動かさないと、500万円も。いいですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） お答えします。

相矛盾したというところはちょっとお答えしかねますが、今のところ、まだ、地域づくり協議会につきましては、各地区でその設立をこちらのほうでお願いしているところがございますので、当面この形でいかせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） ごめん、終わろうかなと。終われなくなっちゃった。矛盾するといふのを思わないのかわからない、私は。なぜかと。ここを読みますよ。地域づくり協議会の支援要綱の中に、第2条、この中に、（2）に「小学校区 平成16年4月1日現在の旧小学校区をいう。」と書いているんですよ。そうだなと思って、後でずっと見ていったら、白岩は違いますよと。白岩小学校区をやるといったら、これは昭和47年ですよ。そこのところはただし書きをちゃんとやっていかないと、先ほど言ったように、二千何百世帯のあるところを分けちゃだめなの。いや、それは違いますと、それは分けないでくださいということだから、矛盾しているということですよ。

もしも、反論と言ったら失礼だな、お答えがあったら求めます。なければ結構です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 区分けについては今、部長が答弁したとおりで、端的に言って2,400世帯、500世帯というところは、むしろ2,400もあるところだからふやせということではなくて、分ってふやせということではなくて、そういった小さなコミュニティであっても市としてはしっかり応援をしていきたいと、そういう意思のあらわれだと御理解をいただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

[「いいです。次をお願いします」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） それでは、2問目にいきます。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、木村議員の2問目の天城湯ヶ島IC道の駅の管理運営方針についてお答えさせていただきます。

今回計画しております道の駅の、これ基本計画というのを今策定したんですが、そこにおきます試算によりますと、道の駅の全体の入り込み客数というものは、想定では1日当たり約1,800人、これは年間にしますと約64万人程度。また、施設全体の年間の売上高でございますけれども、これは2億9,300万円余を想定しているところでございます。

それから次に、働く人、従業員につきましては、こちらにつきましては、現在、道の駅の運営につきましては、指定管理者制度の導入を目指しておりますので、運営事業者の考えによるところもございまして、施設の規模、それから提供するサービス、これらをもとにしますと、正規・非正規を合わせて25名程度ではないかと想定しているところでございます。

次に、2階レストランの利用者と従業員のトイレの区分ということでございまして、施設の中のトイレにつきましては、利用者、それから従業員のトイレの区分というのは考えてございません。

それから、バックヤードでございまして、バックヤードにつきましては、従業員の更衣室ですとか倉庫などのエリアを想定しているところでございまして、こちらにつきましては、現在、詳細設計をやってございまして、この中で検討を進めていく予定でございまして、

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 前に全協等でお示しなされましたところから来ているのか、確認の意味で説明しますけれども、平成42年の推計交通量、資料の中にあるんですけども、1日平均、天城北道路で1万2,600台、国道414号線で600台、合計1万3,200台ということで、台数だけはわかった。そうしますと、そのうちの、通行する交通量の中の何パーセントがこのインターチェンジに寄るのかということは、これ1,800人だということでいいわけですね。そうすると、この64万人というのがよくわからないんですが、掛け算するとこうなっちゃうんですけどもね。

ちなみに、今もう既にやっている函南の道の駅、あそこは何十万人でしたかね。参考程度に教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） すみません、ちょっと手元に資料を持ち合わせていないんですが、約70万人程度ではないかというふうに聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 70万人。あそこで70万人で、面積比較ちょっとわからないだけけれ

ども、相当こっちはちっちゃい。それでも64万人来る根拠というのは、推測だから、なんだけれども、本当に正しいですか。そんなにここに寄るんですか。

なぜこんな質問するかというと、前の説明の中で、いわゆる、何というかな、水際の、あいう、いわゆる、何というかな、子供たちが遊んだりするところ、そこで利益は上がらないですよ、遊ぶところは。どちらかというと管理で人手がかかるんだけど、そうじゃなくて、レストランとか物販コーナーの中で、そこで指定管理をやりたいのは、今、市としてはゼロ円だと。ゼロ円になるには、ゼロ円でもやっていけるよねという営業収益、収支をちゃんと出していかないと。では、それは誰がやると。指定管理者じゃないと思う、私は。これを開設するに当たっての指定管理者を募集しますよと言った行政側が収支バランスをちゃんと考えて、例えばほかの自治体なんかいろいろ見ていると、その中で食事する人は何人、トイレに行く人は何人、それから自販機を使う人は何人、それから1人単価を割り出して、ずっと計算して何十万人、何千万円になるからということが明らかじゃない限りは、指定管理料ゼロというのは言えないと思うんです。だから、ちょっと具体的にお尋ねしていつているんですけれども、まず最初に、では、ちょっとよくわからない、僕。あっちが70万人か、せいぜい来て80万人。ここが64万人来るであろうという根拠というのは本当に正しいんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） あくまでもこれは想定ということですので、正しいか正しくないかというところは現在の時点で申し上げることはできないんですが、これらにつきましては、他の事例等も踏まえた中で想定しているところでございます。ですので、最近整備をされました函南等との比較からしますと、今のところ、ここで想定している数字というのは、それほどおかしな予測ではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） では、より具体的にお尋ねしましょうね。64万人ですよという根拠を示してください。

もう一つ、それによって、64万人全てが物を買うとは限らないですよ。道の駅だから、トイレで帰る人もいるかもしれない。ここで今部長が言われた、売り上げも2億9,300万円だと。具体的に、億じゃなくて、300万という数字が出されましたから、お尋ねしますね。

国土交通省が推計した平成42年の1万3,200台。そうすると、これを割り振るには、ちゃんと計算していくには、平日と休日の台数を割り出して、平均乗車率、乗車人員は何人なのか。そして、この1万3,200台のうち何パーセントが立ち寄るのか。そして、この方々が、今言ったトイレへ行って帰る方、自販機で買う方、物販へ行って物を買って帰る方、レストランに寄って帰る方と、ほかの自治体の道の駅の試算を出していると、推計ですよ、あくま

で推計なので、こういうふうになるからお金は幾らですよ、だから指定管理料は幾らもらいますよという計算をやっているんですよ。幾つかの自治体を僕は調べただけけれども。そこまで調べた上で、1万3,200台通過した中で64万人が年間来て、売り上げが2億9,300万円という根拠を示してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 申しわけございません。根拠を細かく示すというのはなかなか、この場ではちょっと申し上げにくいのですが、実際にそういった算定する根拠となる数字というものは、算出した根拠はございます。今、木村議員が幾つか言われました、例えば平均乗車人員ですとか、要するにどのくらいが、そのうちの何パーセントくらいが買い物といますか、そういったところに立ち寄るかという数字は、一応そういうものを想定した数字というのはございまして、その中で最終的に先ほど私のほうで答弁させていただいた数字がでございます。

ちょっと、一部でございませけれども、例えば買い物する方々の数といったものについては、年間の入り込み客数の約3割から4割程度が物販スペースに入り込みするであろうというようなこと。また、数字につきましては、客単価というものも一定の資料、これまでのデータから推定された単価、それらを求めてこの数字を出してございますので、具体的な根拠を出すというと計算根拠を出さなきゃならないんですが、そういった根拠をもって今お話しさせていただいた数字の想定があるということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） わかりました。ということは、持っているということですね。それじゃ、イコール指定管理者がそれを出すということは限らない。ただし、その前にお話ししたように、指定管理料をゼロにする根拠というのをちゃんと示さないと、一般的にですよ、それをもっと上回って、指定管理者として僕は頑張るといふところもあるかもしれないけれども、ほかのところだと、この計画をつくった中で、収支の目安とか、事業運営計画、飲食コーナーは何人とか、テイクアウトとか軽飲食コーナー、消費人数に対する割合が何パーセントで、ここに年間何人来てということですと計算を出しているんです。そのときに、ただ一例じゃなくて、何十万人来たとき、何十万人来たとき、何十万人来たときということを出しているんです。なるほどなと思ふんですよ。それをお持ちなわけですから、参考程度に。

すごく大事なところですよ。なぜかという、こんなことを言っちゃ失礼なんだけれども、僕ははっきり言って、ほかの施設の直営にならざるを得なかったところもありますよね。だるま山とか、それから、どこだ、中伊豆のところも結局手を引いちゃって、市民が引いて、今、直営でやっているところがある。そうすると、ここについても、せっかくいろんなことを計画しているのに、結局この計算がちゃんとできて、計算というか、ちゃんとでないです



よ、ある程度の目安がついておかない限りは、本当に大丈夫なのという。そうすると、また直営ですかと。そうするとまた結局、これ余計な心配かもしれないんだけど、またそこは税金投入ですかとならないようにしたいわけですよ。であるならば、今言った収支の目安については出すべきだと私は思いますけれども、出す考えはありませんか。大枠でいいから。何人来て、どういう計算式のもとで64万人が来て、そのうち何人がお金を落とすかわからないけれども、売り上げ2億9,300万円に貢献するという根拠を出していただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 議員の皆様にお示しさせていただいた資料というのはダイジェスト版だったものですから、基本計画という中に一応そういった数値の根拠みたいなものを示しているものがございますので、これはまた後ほど議会のほうにお示しさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） すみません。働く人が何人かはいいでしょう。いろいろあるでしょうからね。当然、ここに25名働くとあって、逆に言うと、ここは指定管理者からすると持ち出しなんですよ、お金がね。2億円の売り上げの中からこの分は引かれるから、そのあたりも当然出てくるでしょう。

レストラン利用者と従業員のトイレ仕分けはどうなっていますかと言ったら、区分けは考えていないということです。そうしますと、あくまでもこの図面上、基本計画の状況から見ますと、2階にレストランがあるんだけど、そこはトイレがあって、厨房の隣にありました。2階部分です。厨房の中いわゆる多分これ従業員の、働く人のトイレだと思うけれども、区分けしてはいないというんですから、ここしかトイレが見当たらない。そうすると、レストランで食事をした方は、トイレに行きたいねと思ったら、2階からずっとおりてきて、外のところのトイレに行くという、そういう計画ですね。それでよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 考え方としては、今、議員のおっしゃるような考え方でございます。道の駅という中で、今回、トイレのスペースというのが、休憩施設ということで、駐車場に近いところにあるということでございますので、基本的にはそちらのほうを利用させていただくということを考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） わかりました。トイレへ行きたい方は外に行くという、道の駅の関係でね。ごめんね、こんなことを言って。雨が降ろうが何しようが、食事をしていた方が2

階から1階におりて、いわゆる道の駅の特徴があるから、そこでトイレは外まで行ってくださいということですね、今の計画だと。

最後に、従業員のバックヤードについてお尋ねします。

ちょっと見ていると、この地図を見ている限りは、どこでイベントをやっている人が、イベント、見る人じゃないですよ、いろんな諸行事をここのテラス等でやりたいよという人が、どこが準備をするための部屋なのかなということがよくわからないんですよ。わかりますか。そういうことも考えた上で。ここにはイベントや地元の集まり云々と書いているもので、当然イベントをする方がここに来ますよね。そのときに、どこで待機して、時間までに、準備があるから、やるのかなという、わからないんです。

きょう質問事項に出さなかったんだけど、ごめん、基本計画だからあれだけでも、ずっと図面を見ておきますとね、この計画書、農産物の集積庫から物販スペースまで運搬する、地場産品を出そうとすると、間仕切りがこれを見る限りないものだから、会議とか料理教室で利用する多目的スペースの端っこを何、野菜とか何か、いろんな特産品が運ばれていくのかなというイメージだったんですけども、それはすみません、きょう通告になかった。そういうバックヤードというのは、ただ単に、イベントをする人云々じゃなくて、いろんなことを、これ本当にこれでちゃんとできるかといういい意味で私は質問しているので、だめだ、だめだじゃなくて。ということなんですけれども、そのイベントをする人はどこで休憩しますか。待機だ。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 確かにイベントを中、外でやる場合がございますので、どういった形にするかというのは、今後また詳細設計の中で詰めていくこととはなりますが、基本的には今の基本計画の中の配置をもとに、またこれ今後また議会の皆さんにお願いしなければならないところでございますが、事前に指定管理を予定する者、そういった者が考える、そういう取り組みにあわせてそういったものも反映させていくようなことを考えてございます。

現状では、確かに今、御指摘のあったようなところについては、まだ明確にはなっていないところでございますので、そういったところも今後、設計の中で反映させていくということでございます。

〔「次にいってください。お願いします」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） それでは、次に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから、3つ目の部活動について、①、②をあわせてお答えいたします。

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツ及び文化的な技能の向上や心身の健全な発達、責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資すると思います。

一方で、部活動の指導が教員の長時間労働につながっていると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） それだけ。もっといろいろ聞いていたんですけどもね。いいでしょう、極めて簡潔で、質問したいことがいっぱい出てきましたけれども。

部活動ができるような学校をつかってほしいということで大きな論議になったんですね。したがって、私は、前も少し取り上げたんですけども、部活動というのは一体全体、子供にとってどういう影響を与えるんですかということをはっきりと、やっぱりみんなで、教育委員会も、議会も、それから今後話し合われている総合教育会議とか、それから教育委員会自身も、それから再編の計画をつくる、何だっけな、ちょっとごめんなさい、最近つくって第1回目をやった、そういう人たちも全部ひっくるめて、一つのやっぱり保護者にとって大事な課題として部活をどう見るということがなるもので、大いに論議をしてやっていく重要な課題だと思っているから、きょう質問します。

具体的にお尋ねしましょう。部活動は教科の授業や学校行事などと同じ位置づけですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 教育課程外ということですので、同じ位置づけではありません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

ということで、ここに部活動は教育活動の一環であるということが、文章が学習指導要領に一文、ぼんと載っているんですよ。だけど、その前に、ここはすごく大事なもの、どういうふうに捉えているのかお尋ねします。

あくまでも生徒の自主的・自発的な活動により行われと、こう書いているんですよ。それでいいですね。自主的・自発的な参加により部活動は行われるんですよということでよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 多分この学習指導要領に書かれている一文を言われていることと思いますし、私たちもこの学習指導要領に沿って教育活動をしているわけですから、ここに生徒の自主的・自発的な活動により行われる部活動と出ていますので、まさにそのとおりだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 意見が一致します、そこは。

それで、自主的・自発的な参加によって生徒がやるんだけれども、そうしますと、次は質問です。どうしても出てくるのが、先生は部活の顧問をしなければならないという義務はありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それは職務の中でどう捉えていくかの問題になるかと思いますが、職務の中で部活動に従事しなければならないという規定はないとは思いますが、現実の活動としては、全部の教師が力を合わせて、チーム一丸となって教育活動をするという観点からは、何らかの形で参加することが望ましいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） ということですね。

何年ごろから、何か日曜日か何かだと二千何百円とか、日当にすると、時間当たりになると300円とか600円ぐらいの手当を先生はもらうようになったみたいですけども、ここはどうしているかわからないんですけども、ということなんです。一生懸命部活をやる先生は、保護者サイドから見ると、一生懸命頑張っているねと生徒から思われるということでもいいわけですね。そうすると、あくまでも自主的ですね。子供たちは自主的にやっているのに、先生は、こんなことを言っちゃ失礼ですけども、今のずっと流れの中で、自主的な活動に対して先生は、顧問制度ということで、校長以下、それぞれの学校の中で、はい、あなたは何々部の顧問と、こう割り振りを受けるわけですね。それが現実ですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） そのとおりです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） その次です。

教育の観点だと言っているんですよね。教育活動だと、教育。いわゆる子供たちがいろんな意味で切磋琢磨してなんかということで学習指導要領の中にも書かれてあるんですけども、より具体的に聞きます。その部活、学校現場において競技ですか、教育ですか。競技をやるために先生はついているんですか、教育をするためについているんでしょうか。どちらですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） あくまで学校教育の一環として行われております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 学校教育の一環だけれども、生徒が自主的にやるんですよね。自主的に、そうすると、えっ、おかしくなっちゃうんです。

顧問は一応曲がりなりにも、僕は否定しない、今の現状では、なかなか顧問するなどは言えないから。教育活動の一環ということであるならば、先生の時間外労働というのは、時間外労働をやっているのは、もう時間がないから、4つと限られているんですよね、4つと。部活動は、時間外労働してもいい4つの中に入っていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 入っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） したがって、教育と言っているんだけど、完全じゃないんですよ。だから、最終的にはそのところをちゃんと理解する。生徒指導という教育の論理が競技の論理と同じ方向になっちゃうから大変なのかなと。もう一度、自主的にという意味はどういうことなのかということをついてほしいと。

それから、最後に、今いろんなこと、きょう途中で終わっちゃうんだけど、もう一度、今度、また次の機会にやりますけれども、これらのことをやっぱり、冒頭お話ししたような、それぞれの分野で部活というのは一体全体何ですかとちゃんと位置づけておかないと、結局、一生懸命部活をやる先生はいい先生で、余り連れていかない先生はだめだよと烙印を押されちゃう。でも、現実には先生というのはそういう立場じゃないということもちゃんと理解した上で、なおかつ先生の位置づけはどうあるべきかと考えてほしいんですけれども、そういう機会を持っていただけますか。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 部活動という自身の最初に言われた定義は、それぞれのところで部活動について話し合うことはとてもいいことだと思います。ただし、そこで定義づけることは無理だと思います。それは、国レベルを含めた、伊豆市だけが特別に部活動とはこういうものだと決めることはできません。だからといって話し合わないということではなくて、部活動の意義等を含めて話し合ってみる価値は、価値というか、必要性は当然あると思います。

それから、今、木村議員が言われた中に、そこが教員の勤務の特殊性であって、ふだんから限定4項目以外には勤務時間外命令は出されない。けれども、実際には先生方が残ってあ

したの授業の準備をしているのも、ある意味では時間外と世間では今みなされて、長時間労働という話になっているけれども、あれは誰もある意味では命令はしていません。校長が何時までに仕事をするようにというふうな命令はしておりませんで、言われたとおり、限定4項目以外は命令ができないことになっております。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） 9番、青木靖議員。

[9番 青木 靖君登壇]

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きい1番、新たなまちづくりの方向性について、市長に伺います。

市長は、ことし6月の行政報告の中で、総合計画の見直しについて、次のように述べております。平成28年から平成37年までの新たなまちづくりの指針となる第2次伊豆市総合計画基本構想を実現するため、前期5カ年間の基本計画に基づき、さまざまな事業を進めてまいりましたが、基軸となる事業の関連予算が否決となったことから、計画した枠組みでの事業推進を中止しました。したがって、改めてまちづくりの方向性の検討が必要となりましたので、第2次伊豆市総合計画の見直しの作業に入りたいと考えております。こういった内容だったと思います。

そこで、新たなまちづくりということで、以下の質問をさせていただきます。

①新たなまちづくりの方向性の検討をするに当たり、どのような考え方で、またどのような取り組み姿勢で臨んでいますか、伺います。

②これまでの流れの中で、市長は議会に対案を出せというふうに言っていますが、これは、その真意はどこにあるのか。議案提出義務は執行部にあるのではないですかという問いに対して、市長はどのようにお答えになりますか。

③政策への民意の反映、これをいかにするか、これが重要になってくるはずですが、これまでにさまざまな請願が出されてきましたが、請願や保護者に対して行ったアンケートの結果、これと議会での採決が異なっている、そのようなことが起きていることも事実ではありますが、そういった全体で起きていること、これらを調整することこそが執行部の責務のはずですが、こういった現状に対して今後はいかに対応していくのか伺います。

④番、新たなまちづくりをしていく上で、ここまでの中でも財政のことが大きなウエートを占めてきたと思います。今後の財政の見通しはどうなっているのでしょうか、現時点での見通しを伺います。全体の割り振りはどうなっていくのか。そして、とりわけ、これは絶対にやらないわけにいかないし、大きく先に延ばすわけにいかないと思われる学校の関係、3つの中学校、そして今ある6つの小学校をいかに維持していくのか、財政的な観点から見通

しを伺い、それが全体の割り振りの中でどう影響していくのかということ、全体の見直しとあわせて今後の見直しを伺います。

大きな2番目、入札制度の見直しについて。

6月の全員協議会の説明で、当市の入札制度の見直しについて、その背景、趣旨、現状、検討の経過、見直しの内容、メリットなどが示されたところであります。その説明の後に質疑が行われました。疑問点の確認などがなされたものの、入札制度の見直しの重要性に反して、理解が深まったとは言えないまま現在に至っていると感じています。

そこで、以下の質問をいたします。

①入札制度の見直しを今ここで行うことの必要性、これを再度確認させていただきたい。特に、いわゆる担い手三法の改正の趣旨、そして伊豆市の現状がどうなっているのかの説明、そしてさらに、改正の背景にありますダンプの防止、伊豆市ではないというふうにも前回も説明を聞きましたが、歩切りの廃止、こういったことが取り上げられている背景やその考え方について、再度確認の意味で伺います。

また、この見直しが行われると、どういうふうに変わっていくのかということをもう一度説明をしていただきたいと思います。

②一方で、そうした入札制度の見直しが行われる中で、公共工事の入札や契約、これらに関する透明性の確保というのは当然しなければいけません。この透明性の確保をどのように行っていくますか、あわせて伺います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

新たなまちづくりの方向性についてですが、これを行うためには、文教ガーデンシティ事業を構成していた新中学校、こども園、防災施設や公園、住宅等の個別事業の今後の方向性に加え、本年度から見直しが実現した都市計画や、あるいは東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降のまちづくりのあり方などとあわせて検討する必要があると考えております。

このような大きな要因の整理とあわせて、市民の皆さんへの意見聴取や、あるいはいろいろな事例を御承知の学識経験者など、そのような多様な御意見を整理させていただき、新しいまちづくりを検討してまいります。具体的には、市民アンケートなどのほか、中学生、高校生などへの意見聴取や子育てママさんへの意見聴取などの個別の意見聴取のあり方を進めてまいります。

2つ目で、私も改めて議事録を見て、議会は対案を出してくださいと再三お願いをした次第です。ただ、これはもちろん、市長として私から議会に議案として提案されるような熟度

の高い事業計画案を意味しているものではありません。5月の臨時議会において、新中学校、こども園、公園、防災拠点の4つの公共事業と中伊豆温泉病院の移転先候補地という事実上5つの案件が否決されました。しかし、昨年10月に新たな構成となった本市議会は、既に予算修正も附帯決議も経験されています。湯ヶ島小学校改修にエレベーターを設置する、あるいは周辺に防火水槽設置を含む防災計画をちゃんと盛り込むなどの具体的な附帯決議も採択されました。その一方、5月の臨時議会では附帯決議は一切ありません。これは以前、西島議員から御指摘があったとおり、全ての案件は否決された、全ての事業は進めなくなったということが、これは全く議員の御指摘のとおりなんです。

しかし、改めて3月から5月までの議論、議事録などを読み返しますと、例えば中学校の統合は必要だけれども、教科教室には反対という御主張や、あるいはこども園の建てかえ、機能充実はむしろ必要だなどの御意見もございました。

実際、6月の定例会において、修善寺東こども園の建てかえを推進してくださいとの御意見もありましたし、また、きのう、修善寺東こども園の保護者の皆さんの御意見を伺いましたけれども、そこで同席いただいた木村議員も、私は必ずしも反対ではないような印象を持った次第でございます。

そこで、新たな市長から提案する議員の皆さんの御意向を確認する意味で、例えばこども園の建てかえは賛成なのか、反対なのか、中学校は統合に反対なのか、賛成なのか、それとも教室に反対なのか、賛成なのか、あるいは防災拠点は必要なのか、今のままでいいのか、中伊豆温泉病院は市内にとどまっていたらいいのかなのか、市外移転でも構わないのか、そのようなことは、議会のほうで御意志をお示しいただかないと、私たちは新たな提案をする材料がございません、正直申し上げます。公園整備はどうしても優先順位は低くなると思いますが、5つの事業それぞれについて、それぞれ個別の事業について議会の御意志を確認させていただきたいという意味で対案を示していただきたいと申し上げた次第です。

次に、民意の反映については、今、議員からもございましたように、アンケートにおいては全体の6割、お子さんが小学校入学以前の保護者においては7割の方が賛成でした。また、きのう取りまとめたのですけれども、修善寺東こども園の保護者の皆さんは、回収率が87%、建てかえを望む声が80%、今の場所の近傍、立野とか大平よりも、やっぱり加殿周辺の場所が望ましいという御意見が70%というようなことが実際に当事者の皆さんの御意志でございました。こういった方々の御意志と我々行政とか議会の認識が必ずしも一致しない例というのは、伊豆市に限らず、全国に見られる例だそうでございます。

そこで、まず市長として検討しているのは、市民の多様な意見の聴取についてでございます。これまで9年間続けてまいりましたタウンミーティングや、あるいは文教ガーデンシティ構想に関する16回のタウンミーティングにおいても、あるいは市民説明会においても、正直な話、同じ顔ぶれの皆さんが参加する傾向が顕著に見てとれました。

これまで毎年実施してきた幼児教育施設の保護者意見交換会以外にも、政策取りまとめに



必要な多様な意見の聴取のあり方を検討しておりますけれども、そこで私が皆さんにお願いしたいことは、市長単独ではなく、市議会議員の皆さん、案件によっては県議会議員の方にも同席いただくことがよいのではないかと考えています。そこで、まずは、民意がどこにあるかなどは、その状況認識を共有した上で、その上で政策議論を展開することが、政策への民意の反映に寄与するものと考えております。

また、特に3月末から5月までの数回の議会に接しまして、議会開会のあり方についても改善の余地があるのではないかと感じた次第です。やはり市民の皆さんは、有権者というのは18歳以上ですけれども、何度も申し上げているとおり、きょう生まれた赤ちゃんからずっと主権者なわけですね。その中で、例えば現に仕事をお持ちの30代、40代の方々はこの議会の傍聴することができないわけです。そこで、やはり多くの市民の皆さん、望まれる皆さんが直接議会の傍聴できるような時間帯の議会の開会というものも検討されてよいのではないかと。これは議会で御検討いただくことですが、そのように感じました。例えば、ほかの市町で既に着手しているようですが、平日の夜と月に1回の週末を利用すれば、多くの市民の皆さんが傍聴できる時間帯に議会を開会することは可能なんだそうです。

私、市長も、そして議員の皆さんも、それぞれ主権者から権限を委託されて、その権限を行使しているものであって、それを感じ取ることのできる環境整備について、市民の皆さんが希望した場合には直接この議会の傍聴できるような議会開会のあり方についても、ぜひ皆さんとともに議論を深めさせていただきたいと思っております。

4つ目の財政見通しについては、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、担当部長。

まず初めに、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私から、4点目の財政と学校の維持管理についてお答えします。

まず、今後の財政の見通しですが、歳入のうち市税は、生産年齢人口の減少による個人市民税の減少などが引き続くものと考えております。全体としての税収、これは減少していくことが見込まれます。また、市の重要な財源であります地方交付税、こちらも合併特例の縮減の期限が平成31年度まで続きます。今後も総額として減少していくものと見込んでおります。

このように、市の基幹収入の両輪であります市税、そして地方交付税のいずれも減少が続くということは、経常的な一般財源の総額が減少していくこととなります。仮に経常的な事務事業を今後も同じ水準で維持、継続していけば、投資的な事業へ充てられる一般財源が減少していくこととなります。

しかし、新市建設に真に必要な効果的な投資事業につきましては、基金や地方債などを活用して事業を推進していかなければならないと考えております。全体としては、事業の集中と選択、果敢な行財政改革を推進しながら、効果的な財政運営に努めていかなければならないと考えております。

次の小中学校の維持管理についてですが、中学校につきましては、以前、議会でも御説明させていただきました。天城中学校と中伊豆中学校が15年以内には築60年を迎え、修善寺中学校につきましても築45年程度を迎えます。今のままでは、それぞれ建てかえや長寿命化のための大規模修繕を行っていく必要があると考えております。小学校につきましても、中学校と同様、今後15年程度で6つの小学校、これが全て校舎が築60年を迎えることとなります。

現存する9つの小中学校を建てかえや長寿命化により維持する場合、今後15年間で100億円程度になるのではないかと見込んでおります。この財政負担が今後の市民サービスへの影響を考えると、全ての学校の施設を主に建てかえなどで維持していくことは、財政の面からすると難しいのではないかと考えます。

しかし、小中学校の運営、これはもう市の責務でございます。しっかり教育委員会と協議し、児童生徒のための学校のあり方、これをしっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 市長のお考えというか、それは今聞いて大体わかりましたけれども、要するに見直しをしなければいけないということになっているわけですし、今、財政的にも厳しい中で、でもやらなきゃいけないということだと思います。

それで、今、市長のお考えというか、思いだと思いますけれども、伺ったんですけれども、もう一回確認します。要するに、これからも多様な住民の意見を吸い上げるために、アンケート等もやりますと、タウンミーティング的なものの開催のあり方も見直しますということですけども、現状認識として、恐らく、前もお話ししたかもしれませんが、執行部的にといいますか、市長としては、現状を踏まえて理想的な、一番合理的な案を提示して、議会にも諮ってきたんだと思うんですけども、結果的にそれが否定されたということが現実なわけですけども、民意が結局どこにあったのかということが捉えられていなかったのか、あるいは市役所と住民と言っているのか、その中に市長と議会もあるんですけども、そこに乖離があったということだと思いますね。それをいかに埋めていくかだと思いますけれども、その辺の、要するにまちづくりをしようとしてきて案を出したんですけども、それが税金の使い方として民意と合っていなかった、あるいは認識が共有できなかったということの認識があるかどうかということをもう一回確認させてもらって、次へいきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市役所のやり方ではなくて、私の、要するに市長の強引なやり方というような御批判があったようです。これは率直にいろんなところから耳にいたしました。どうしても合併特例債という期限が後ろにあったものですから、かなり急いでいるように、

あるいは強引に進めているような印象を多くの市民の皆さんに持たれたのだらうと。そこは十分に教訓として生かしていきたいと思います。

したがって、この事業はもう今、完全にとまっているか、完全に否決されておりますので、新たに、どの事業は進めるべきなのか。私たちは一つ一つの事業は大事だと思っていますので、どの事業は皆さんも必要だと思っているのか、どの事業は内容を変えて進めていくべきとお思いなのか、そこはぜひ丁寧に皆さんから確認をさせていただいて、そしてまた新たな方向に進めさせていただきたいと考えております。

私は、市役所の職員は本当に苦しい中でよくやっていただいたとっておきまして、そこは、市長として大いに今反省をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 要するに、それでこれから新しいまちづくりの見直しをして計画を具体的にしていくなですけども、もう一回ちょっと原点に立ち返って、市民あるいは民意との認識の共有ということで、もう一回大事なところだけ確認したいんですけども、総合計画の中の総論のところでは最初のほうに出てくるのが、やはり人口減少、これは全体の流れとして伊豆市だけの問題ではなくて大きな問題なわけなんですけれども、人口減少に挑戦するという言葉が、伊豆市だけではなくていろいろなところで出てくるんです。人口は、多分これから先何年は日本国中減少していくと思うんです、間違いなく。人口減少に挑戦するというのは、我々は一体何をしようとしているのかということではすごく個人差があって、その現状認識があるから、次に何をやるんだ、どういう政策をするんだということに税金の使い方になったときに、そこに差が生まれてしまうと思うんですよ。人口減少に挑戦するというのは何なのかということ、ある程度共通の認識にしておかないと、その次の段階で、それが人口減少に挑戦するということなのかということになってしまうと思うので、伊豆市としては、人口減少に挑戦するというのは何をしようとしているのかということを確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今でも自然減、亡くなった方マイナス、産まれた赤ちゃんの数は350ぐらいで、これはほぼ横ばい状況です。社会的流出のほうが、市外に転出した人マイナス、伊豆市に入ってきた方々が、ここ3年間ですと改善しているんですが、これまでは250人前後で、合わせて600人ぐらいが毎年人口が減っていくという状況でした。

これ全体として人口をふやすというのは、私はやはり目標としては過度な目標だし、余り実現の可能性がないんだらうとっておきます。

目的は、行政サービスを維持できる、ここが伊豆市として維持できる活力の確保が目的ですので、東京、横浜ではなくて、やはり近くの市町に流出している社会的流出のほうを何と

か抑制していきたい、そういった意味では、政策目標は社会的流出をより小さくする、もうできればゼロとかプラスに持っていきたいんですけども、社会的流出のほうを小さくすることを政策目標として掲げてまいりたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 社会的流出をより少なくするということが目標ですということで、今確認させてもらいました。

もう一つ、これも総合計画の中に書いてあるのでもう一つ確認します。さっき見直しについての6月のコメントの中のものを用いて言ったんですけども、ネットワーク型のコンパクトタウンが目指すべきまちの形であるということが書いてあるんです。実はこのコンパクトタウン&ネットワークでもいいんですけども、ネットワーク型のコンパクトタウンが、伊豆市が目指すべきまちの形であるということの認識が多分市民の中に共有されていないと思うんですよ。なので、次に何かやろうとして政策が出てきたときに、それかよと、そこにお金を使うのかよという話に多分なっているんだと思うんです。もうちょっと、これ再三やってきたんですけども、もう一回このネットワーク型のコンパクトタウンというのは何を狙っているのかというのをもう一度確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 国が言っているコンパクトシティ、うちが提唱してきたコンパクトタウン&ネットワークもそうなんですが、その方向を積極的に目指すというよりも、恐らくスタート地点はそうせざるを得ないという現実的な認識があったんだろうと思いますし、正直言って私にもありました。全ての行政サービスを従来どおりいろいろなところに置くというのは、市民の皆さんが物すごい負担をしてでもということであれば別ですが、やはりそこは現実的ではないんだろうと思います。

行政サービスを維持できるためには、やはり社会インフラも行政機能も集約せざるを得ないのであって、ここはちょっとつらい話なんですけれども、現実的にもう少し具体的な意味で、市民の皆さんにこれからも御説明申し上げたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 人口が減っていく中で伊豆市としても行政サービスは当然維持しなければいけないですし、行政サービスが維持できなければ市としての体をなさないということになってしまうと思いますから当然そうだと思います。そういう中で地理的な条件で社会的流出を抑えたい。全体としては縮小する、コンパクトにするという方向を入れないと財政的にも厳しいよ、先ほど総務部長も人口も減っていくし、当然税収も減っていくという中で、これから新しいまちづくりをしていかなければならないということの認識をもう一回多分、

そこの厳しい部分を共有しないと、では実際に自分たちが自分事としてまちづくりをするときにどうすればいいのかということにつながっていかないと思うんです。だから厳しい現実ではあるけれども、かといって夕張市のようにすぐ破綻するわけではないですから。その辺、今どこにいて、これからどうするべきなのか、何ができるのかというあたりをしっかりと確認していくことが必要だと思うんです。

そこで、財政のことをちょっと伺いましたけれども、もう一回確認しますけれども、一番最初の中で中学校がある程度決まらないと、ほかのことに対していつごろ、平成何年ぐらいに幾らぐらいのお金がかかるということが決まってくないと、全体的なことが決まってくるよなという、これ別にお尻が決まっているからどうのこうのとか、いつまでにしないとどうのということとは別に、ある程度計画的にやっていかなければいけないということの中で、これから組み直していくと思うんですけれども、優先順位というのはないのかもしれないんですけれども、学校のことはある程度優先して考えるという考え方なのかというあたりを、財政的な優先順位の点でもう一回確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり中学校のあるべき方向というのは大きなテーマなんだろうと思います。合併特例債は使えませんので、しかし、これからの教育委員会と議会の皆さんの御議論の中で、もしその方向に仮に進むのであれば財政調整基金等をうまく活用して、やはりつくってあげたいというのは、今度締め切りは合併特例債という国の制度の期限の締め切りではなくて、今の小学校、幼稚園の親御さんたちが早く決めてあげないと不安のままで、まさに社会的流出を小さくしようとしているときに、いたずらな不安が長引くことで市外流出することは何としても避けたい。ですから今度は財政の意味だけではなくて、そういった子供さんをお持ちの親御さんの不安を払拭する意味で、中学校を統合できるのか、3中学校維持でいくのか、そこの結論をやはり余り時間をかけないで出していただいて、もし3中学校維持であれば、それなりの財政を組み立てなければいけませんので、そこの結論は、今、教育委員会のほうでは来年5月ごろでしょうか。そんなに何年もかけないで、やはり結論を出さないことには、むしろ市外流出を加速してしまうような不安を抱いているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 先ほど財政のところでも総務部長から言及していただいて、小中学校については、小学校も含めて15年ぐらいの間に全部建てかえるなりすると100億円以上かかって、それはなかなか全部財政の中で難しいよということですので、今の見通しはそうなんだけれども、その中身をもう一回精査するののかということをしていかなければいけないということだと思います。

そこで、もう一回繰り返しになってしまうかもしれないんですけれども、伊豆市の自主財

源というのは、今現在でもそんなに多くないわけですよ、市税で賄えている部分というのは。市税で賄えている部分は20何%しかなくて、自主財源そのものも40%ちょっとしかないという中でますます市税は減っていくと、だけれども、まちづくりはしていかなければいけないというときに、この間までの議会の中の流れであったことをもう一回ちょっと確認しないと、次へまたいけないんだろうと思うので、くどいですがけれども確認しますけれども、国や県からの、いわゆる借り入れ、起債をして、それなるべく国からの交付措置がたくさんあるものを使って今までもやってきたんですけれども、自主財源だけでは、これからもやっていけませんよね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これぜひよい機会ですので議員の皆さんにも御理解をいただきたいのですが、伊豆市の市税が43億円で、今170億円予算を組んでいて、それで将来負担比率2.2というのは、もう本当にありとあらゆる手を使って、国・県の裏補助のある財政的支援のある事業を組んできたわけです。

そこで、今まで過去の国・県の補助制度ですと振りかえがきくんです。例えばよくありました土地改良、田んぼの改良とか、あるいは今でも市でやっています急傾斜、これ実際にあったんですが、地主さんの承諾を得られなくて別のところへつけかえる、あるいはこっちの事業はうまくいかないの、同意が得られないのでこっちの事業につけかえるというのは、例えばここで議案として出して、議会で否決されても振り回しがきくんです。ところが、ここ数年来の国・県の支援というのはほとんど提案型なんです。これは地方創生がそうですし、合併特例債事業もそうで、私たちから提案をして、それを承認されたらその補助が来る。それがだめなときに、本当にゼロになってしまうだけなんです。

ですから、我々が議案として提出して、それをその場で議員の皆さんに聞いていただいてマルかバツかではなくて、議案を、政策をつくる段階で議員の皆さんの意見を反映していただきたいんです。我々は、立場は違っても伊豆市のためにやっているわけですから、最後、マルかバツかではなくて、ちゃんとマルになるような政策、したがって民意がどこにあるかも共有させていただきたいわけです。

そこをよく御理解いただいた上で、すみません、今の御質問に率直にお答えさせていただくと43億円の市税で150億円以上の事業を毎年展開することは絶対不可能です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） それで、先日も千葉大学の秋田先生が来て議会の研修をやったときにもおっしゃっていたんですけれども、今まさに市長が言ったのと同じことをそのときも言っていたと思います。まちづくりを将来の未来のために必要なまちづくりのことを何かやりたいのであればルートがあるよと、できるよと。だけれども手を上げないとお金がつかないと

いうことですよというふうに言っていたと思うんですけども、要するにそういう国全体としても人口が減っているわけですから税収が減ってくるという中で、以前とはそういう国から地方自治体に対する交付税であるとか、そういった考え方が変わったということですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 交付税の算定につきましても、今一昨年来からやっている地方創生総合戦略、そこでいろいろな目標値等を設定しています。頑張る分とか、そういういろいろな計数が基準財政需要額の中に反映されておりますので、伊豆市のやる気の方とか行財政改革の実績とか、そういうものが算定根拠と一部となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問、青木議員。

○9番（青木 靖君） そういった大きい流れの中で変わってきていることとか、現状が自分だけではできないわけですから周りとの関係がどうなっているのかというのは、やはり正確に市民の皆さんにもお知らせする必要は当然あると思っていて、それによってまた民意が変わってくるとか、皆さんの考えが深まっていくとかということだと思いますから、その辺の意見聴取のあり方をこれからまた変えていくということですから、その辺ぜひ織り込んでいただきたいということです。

それで、それをどうやっていくのかということが課題だと思うんですけども、提案している市の政策と住民のためにこういうことをしてほしいんだという、市民のためにこういうことをしてほしいということの間にある差、その乖離があると思うです、正直言って。それをどうやって減らしていくのかという考え方もいいですし、具体的な方策があれば、もう一度伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、私今これで考えていることが正確かどうかというのは多少自信がないところもあるんですけども、やはり今回ずっといろいろ伺うと、例えば文教ガーデンシティ事業が実現できたとして、また修善寺だけかという御意見もかなりありました。特に中学校がなくなるところは、またなくなるのか、また修善寺に行くのか、そういった気持ちはやはりあるんだろうと思います。

それは承知の上で、そういったことがわかっているから、いい学校をつくろうと思ったんですけども、そのときに、8月に夕張市に行ってみたんですが、先ほど議員からありましたように、夕張市と伊豆市では全く違います。人口12万人のところは8,000人になってしまったわけですから。伊豆市の倍の面積、760平方キロメートルもあって中学校も小学校も1つですから、夕張市は市税8億円なので、350億円の借金を持っている伊豆市と夕張市では全く違いますが、私が恐れているのは、夕張市のような方向に進まないことをしっかりやら

なければいけないということであって、そこで鈴木夕張市長は、このままでは夕張市は二度目の破綻をするという心配を今強く持たれているんです。国にお願いをして、110億円の投資事業をお願いしたんです。それで官邸が了解をされて、夕張市に特別に110億円の投資的事業を認めました。それが学校と病院なんです。

ですから、私たちは本当に地域の活力を維持するためにどの事業が将来のために必要なかをもう一回皆さんと一緒に話をさせていただいて、将来投資に必要な事業は、やはりまだ伊豆市は大丈夫ですから、財政力、将来負担比率が300にいつているわけではないので、ここで改めて真に将来に必要な事業というものを考えさせていただきたい。何としても、それは議員の皆さんと腹を割って議論させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そういう市長の思いと市民の皆さんの差をどうやって埋めるかと、今それを聞いたんですけれども、もう一回最後に聞きますけれども、要するにそこが、そういう認識がなかなか共有できていないもので、さっきから再三言いますけれども、政策が出てくると、現状に対してなぜそこにいくのかというところがつながらないというのが今一番問題だと思うんです。それをこれからどうやっていくんですかということをもう一回聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、後半の部分の答弁をスキップしてしまいました。

先ほど議論しました地域づくり協議会もそうなんです、やはりそれぞれの地域のことを自主的にまちづくりを進めていただきたいと思います。そのためにいろいろな議論はあるでしょうけれども、まずは500万円程度は使っていただいて結構ですと。あるいは土肥のようにふるさと納税でさらに足しているところもあるんですけれども、そのようなことで市としても応援はさせていただきたい。

それから、今年度執行をやりますけれども、まず湯ヶ島地区がいろいろなことで地域的に、地形的にやりやすいものですから、あくまで社会実験としてデマンドバスも導入します。その行き先が支所なのか病院なのか買い物なのか、そういったことも検証して、そのデマンドバスが有効なのか、有効であれば上大見とか土肥でもどのように入れるのかということを検討して行って、そして、言葉は余りよくないんですけれども、いわゆる国が言っている小さな拠点の周辺に生活維持に必要な機能というものはしっかり、これは残させていただきたいと思っています。

地域づくり協会、旧村ですね、旧小学校区程度の、そこも出なければ生活できないような、その地域からも出なければ生活できないような行政サービスというのは何としても避けたいと思っておりますので、我々の生活の利便性の確保、生活に必要な拠点の確保と地域の皆さんのふるさとづくりをあわせて進めさせていただくことで、何とかこのギャップを少しでも



埋めさせていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 次の答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 大きな2点目の入札制度の見直しについてでございます。御質問のまず担い手三法について、これ各法の改正趣旨ということですが、公共工事の品質確保の促進を現在及び将来にわたって図ることと、そのために中長期的に担い手の育成及び確保を図ろうとするものです。

また、市の入札制度の現状でございますが、大きく現在3方式で実施しております。1つは、工事の内容により事業者の実績等を考慮し、あらかじめ市が入札参加者を指名する指名競争入札、2つ目は、原則として設計金額5,000万円未満、この工事を対象に市内に本店または営業所を有する事業者を対象とし、工事ごとに市の格づけ条件に見合った事業者のうち入札参加を希望するものが参加する受注工事希望型指名競争入札、3つ目は、設計金額5,000万円以上の工事を対象に事業者の所在地や実績などに一定の条件をつけて入札参加者を募る制限つき一般競争入札、この3方式となっております。

次に、ダンピング防止と歩切りの廃止についてですが、これは見積もり能力のない業者が最低制限価格で落札することの防止、また労務費や資材等の実勢価格を工事に反映させるため適正な積算を行うなど、いずれも入札契約の適正化を図り価格による過当競争を防止し、担い手の中長期的な育成確保に必要な適正な利潤を確保することになります。

市では、ダンピング防止のために入札時に工事内訳書の提出を求めるとともに最低制限価格と低入札価格調査制度を既に導入しております。

また、今回の見直しは土木一般工事に限りますが、受注工事希望型競争入札を廃止し、設計金額が1億円までは市内に本店を有する事業者を対象に制限つき一般競争入札に統一したいと考えております。これにより市内の同規模の事業者による適正な競争となり、適正な利潤が確保されることで就労環境の改善が進むことが期待されます。就職先としての魅力が向上することで新規就労者や技能労働者の確保、現労働者の技術力の向上、賃金の上昇による現労働者の労働意欲の向上、これらから品質の向上にもつながるものと期待しております。

②の入札契約の透明性の確保についてですが、建設工事につきましては、毎年度当初に1年間を通じての発注見通しを公表しております。これは、工事の概要や入札予定の時期、工期、工事の種別などをあらかじめ公表するものです。また、制限つき一般競争入札、これはあらかじめ工事について公告を行い、入札希望参加者を募り入札を行うとともに、その入札

結果についても予定価格落札金額等についてホームページで公表しております。

これらのことから入札の公平性や透明性は確保されるものと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 2年前の5月にも同じような質問をさせてもらって、もう2年たっちゃったかなという思いです、実は。そのときも東北の震災の後に、要するに土木業者の皆さんもみんな被災したわけですね。がれきでまちが埋まってしまって大変苦勞したということがあって、そもそも地域の建設業が疲弊していて重機がないとか、働き手がそもそもいないとか、そういう状況で災害が起きたときに困るよねということになって、この担い手三法の見直しにつながっていると思っています。

伊豆市でも大雪が降って、伊豆市内の建設業者の方が実は重機を持っていなくて、レンタルの重機を借りていこうとしたら、先にもう山梨だか向こうのほうにみんなレンタルが行っちゃっていて何もなくて、水道屋さんとか造園屋さんの重機で雪をかいたということがあったじゃないですか。その状況は今でも変わってなくて、それをやはり何とかしなければいけないと思って、それで今回の入札の見直しの具体的なことがやっと出てきたのかなと思っているんです。

残念なことに建設業というと、何か昔の高度成長期の印象がいまだにあって、ぼろもうけしているんじゃないだろうとか、入札というと、すぐ談合しているんじゃないかとかという人があって、今、建設業で働いて頑張っている若い人たちは本当にかわいそうだなと思って見えています。本当に若くて建設業を親から受け継いでやっている人たちは、もう本当に公共工事が減っちゃっていて、もう従業員をやっと抱えて仕事を続けているんだけど、もういつやめて、従業員に伊豆の国市とか三島市のほうにサラリーマンになって働きに行けと言おうかと思いつつながら、ぎりぎり仕事を一生懸命やっているわけです。

そういう中で国としても、これ平成25年ですけれども、国土交通省が地域のインフラを支える企業を確保するための入札契約の方式の見直しをなさいたいな指針が2年ぐらい前から具体的になってきていますけれども、出ています。そういう流れをしっかりと伊豆市としても確認をしながら、変えるべきところは変えて、さっきも言いましたけれども、透明性を確保するところはしなければいけないですよということの再確認をさせていただきたかったです。

それで、今現在の伊豆市内の建設業の現状みたいなものをどういうふうに認識しているのか、周辺の市町との関連も含めて、ちょっと認識を確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 数字を見ますと、ここ十数年で半減しています。建設業の経済活動が

百二、三十億円から今六、七十億円ぐらいまででしょうか、これももちろん公共事業だけではありません。国のデータで、あらゆる経済活動のデータが出ているのを見ますと、大体横ばいのサービス業300億円程度のものであって、建設業は半減しておりますので極めて厳しい状況にあると認識をしています。

その一方、364平方キロメートルある伊豆市の中である程度の配置に、やはり正直言って市長の立場ですと災害を考えた重機の配置というものは、何としても維持したい、これ以上オペレーターと重機が減ると、本当に災害時に大変なことになるという認識でおります。

ただ、いろいろな個別のお話を伺うと、災害協定を結んで災害時の復旧なんかは、すぐに近くの方をお願いしているんですが、これももう少し精査しなければいけないんですけども、災害復旧事業というのは時折赤字になるんだそうで、こういったことが構造的にどうして赤字になるのか、それは何とか改善する手段はないのか、制度としてどこを見直すべきなのか、市として対策があるのか、こういつて災害支援をお願いしておきながら赤字までしてやっていただいている現状については、これは何としても早く課題と対策を抽出させていただきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 恐らく多分建設業、特に土木工事業の仕事がすごく減っているというのをほとんどの方はそんなに知らないんだと思うんです。そこまで大変だよということが多分わからないので、そんなに重要ではないと思っているかもしれないですけども、何か入札の方式を見直したりとか契約の仕方を変えたりとかしながらでも、守っていくと言うと語弊があるんですけども、現状、今のまま放置していいという状態ではなくなっているということの情報の発信は行政のほうからしてもらいたいなと思っています。

これ国土交通省から出ているやつの中にも、要するに地域のインフラの維持管理とか災害の対応というのは、その地域を熟知している業者のほうに対応がすぐできるわけですよ。そういう例えば災害復旧の工事なんかは競争原理にそぐわないよということも国土交通省のほうも指摘をしています。なおかつ公共工事が減る中で、これからも多分減るんだと思うんです、人口が減りますから。その中で地域のインフラだったりとか災害復旧のときの対応をしてくれるような業者を最低限守るようなことをするのは、税金の使い方として間違っていないよなという、そのラインです。物すごく建設業を応援しろと言っているわけではないです。なおかつその中で複数の企業がないと、1社だけ残っていても対応できないでしょうと、伊豆市は広い範囲だし。それがどのくらい必要なのか、どこかがひとり勝ちしただけだとだめでしょう、それをある程度均等にというか、それを見て談合だと言われてしまうのは、これはまずいと思うし、そうではないということの理解をしてもらおうというのは多分すごく難しいんだと思うんですけども、でもやらなければいけないところに今来ているんだと思うんです。

その辺を上手に今回の入札制度の見直しの中で、現状を皆さんにも知っていただきながら最低限税金の使い方として、今これをやる必要があるんですよということを発信していただきたいんですけども、そういうことは何かうまくできないでしょうかというお願いですけども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど議員から建設業のイメージというのがあったんですが、まさに公共事業のイメージがそうであって、やはりマスコミなんかで公共事業というと、何かゼネコンの重役さんが銀座で飲み歩いているような、そんなイメージが公共事業という言葉でもう手あかがついてしまっているんですね。ところが、2年ぐらい前に調べさせたんですが、伊豆市内の県と市の事業が合わせて66億円ぐらいあったんですが、ちょうど半分の33億円は国の補助金なんです。つまり公共事業の中で総額を認めていただかないと、実は県も事業ができないんです。ですから、公共事業イコール悪玉、建設業イコール悪玉というイメージが強く続き過ぎてしまって、その間、公共事業を減らせという歳出圧力の中で、物すごい勢いで市内における県の事業も減ってきたんです。やはり市より県の事業のほうが多いですから、これを維持しないと、とても維持できないという状況になっております。

今、議員最後に御指摘のあった、これは別に談合とか癒着ではなくて市民のために必要ですねというところは、正直言って情報発信が少し弱かったと思っています。我々財務省とか国土交通省にはしょっちゅう行って、そこは物すごくお願いしてきているんですが、肝心の市民の皆さん向けにそこの情報発信はちょっと弱かったと思っておりますので、改めて工夫をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

○9番（青木 靖君） あくまでも持続可能な市のあり方の中で、これから公共インフラがどんどん老朽化を迎えていこうとしているわけですから、最低限行政サービスの範疇の土木工事をしていただけるような、地域のことを知っていて即対応できる業者さんに最低限生き残っていただくということが前提ですけども、そうした中で今回、1億円以下は市内の業者にとこのような内容が盛り込まれた入札制度の改革が今されようとしているわけですけども、近隣の市の工事の状況とかを見ると、もっと進んでいるところもあって、もう市内の工事は幾らでもその工事ができる業者があれば全部市内にやらせるというところもある。それから、大手のゼネコンがやるような大規模な工事、例えば今回ですと伊豆縦貫道の工事のような、本当に国クラスの工事、それに準ずるような工事、そういうものも地元の業者とジョイントベンチャー、JVを組みなさいと、全部ゼネコンにやらせるのではなくて、最低20%以上例えば地元の業者にやらせなさいというものをルールとして決めているところもあるんですけども、そういう地元の企業を最低限維持させていくための地域継続型のJVという

か、大きな仕事でも地元の業者を入れるようなジョイントベンチャーをなさいたいなものを入れるような検討をするような可能性というか、そういうお考えは今のところないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） J Vにつきましては伊豆市でも数件実施をしてきました。特に特殊な工事については、その資格を持っている、単独でもいいんですが、その業者と伊豆市内に本店を置いている業者と J Vを組むという、し尿処理の解体工事などは、やはり施設柄ダイオキシンとかいろいろな問題がありましたので、なかなか実績が欲しいということで単独か、もしくは市内の業者と J Vという方法もとりました。実際にその工事につきましては市内業者と J Vを組んで、土肥のし尿処理については解体をしております。

議員おっしゃられたように J Vにもいろいろな方式があります。特定の工事に限って J Vを組ませる方式、特定建設工事共同企業体というのもありますし、先ほどインフラ等の維持管理の話がありました。それについては、地域維持型建設共同企業体、地域の維持管理に不可欠な事業について、地域の建設企業が J Vを組むと、それを継続的にやるというような方法もありますので、今まで伊豆市については特定の工事についてのみ J Vの例があるんですけども、そういう地域のインフラの維持について、伊豆市内の事業体が J Vを組みながら、そういうインフラの維持管理などできないかどうかというのは今後検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問、青木議員。

○9番（青木 靖君） 近隣の市の状況を聞くと、伊豆市の業者さんが隣町へ行っても、ほとんどその仕事は今とれないそうです。その市はその市だけでやっていることが多くて、全体の仕事が減っている中でなかなか仕事が続けられるかどうかということのところだということ聞いていますので、それを伊豆市でもやれということではないですけれども、ある程度そうやっている批判もあるようですけれども、そうではなくて、さっきから繰り返していますけれども、最低限のインフラの維持はやはり本当に地元のことをよくわかっている人にやってもらうということと同時に、先ほどから仕事がないから社会的な流出をしているという話の中で、今本当に伊豆市の中に軸足を置いて頑張ってくれている人たちを最低限応援するというのをしないで、そこから人を呼ぶことだけを考えていてもいけないと思うんですよ。

そういう意味で地元の企業に優先発注するというような考え方を基本的に持って、これから進んでいくのかということをお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その方向でしっかり調整をしながら、もしどこかでさらに改善すべき

点があれば積極的に改善をして、今議員の御指摘の方向で進めさせていただきたいと思えます。

〔「以上です」という言う人あり〕

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで休憩をとりたいと思えます。

2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） それでは、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

文教ガーデンシティ構想の疑問点についてお伺いします。

私は文教ガーデンシティ、最初からこれはできっこないと思っていたんです。皆さん、どう思いますか。何だこれ伊豆市の土地ではないんですよ。他人様の土地でつくろうとする事業なんです。たとえ中学校用地4ヘクタールだけにしても、みんなこれ他人様の土地なんですよ。売ってくれないと言ったらどうなるんですか。その可能性は十分にあると思えます。それは沼津市を見ればわかるでしょう。10年たっても駅の改良はできないんです。それをできるできると。

では本題に入ります。

文教ガーデンシティ構想は迷走の果て、議会での否決という結果に終わりました。それは、今言ったようにずさんな計画だからです。建設の目的がないからです。

この文教ガーデンシティ建設の目的は何ですか。中学校を建てる、こども園を建てかえる、公園をつくる、こういうのは目的ではないですよ。まちづくりの手段にすぎないんです。これからこの手段が目的になっちゃうんですね。

コンパクトシティ&ネットワーク構想がずさんなんです。皆さん、コンパクトシティというのは何だかわかりますか。伊豆市のコンパクトシティというのは何もやらないことなんですよ。いわゆる旧修善寺町の市街地をただそう言っているだけなんです。コンパクトシティ&ネットワーク構想がずさんだからです。

コンパクトシティとは市街地のスケールを小さくしようとするものではありませんか。言葉からいったらそうですね。文教ガーデンシティは市の中心市街地から広がろうとしてい

ます。そもそもこの辺から暴走しちゃっているんですね。ネットワークとは意味不明です。天城湯ヶ島を見ればわかるでしょう。地域のさらに最奥地へ支所を持っていこうとしているわけですね。

まちづくりのコンパクトシティ&ネットワーク構想は全くの意味不明です。構想の建設目的もはっきりとしておりません。これでは文教ガーデンシティもうまく機能するとは思えません。このように文教ガーデンシティ構想は始めからほころんでいたんです。

文教ガーデンシティ構想の置き土産について質問します。ずさんな計画の迷走の果ての置き土産です。文教ガーデンシティ構想の置き土産である建物移転等補償金4,222万2,000円の補償についての経緯について説明してください。添付の図面では道路の外側ではありませんか。私の指摘が間違いであることを願います。

購入した土地の位置と経緯を説明してください。少なくとも私が以前に質問したときは、狩野川寄りの道路の狩野川側は手をつけないと言っていたんですね。

次に移ります。特定空き家です。

この質問の場所は狩野川公園の前です。狩野川公園前の特定空き家等について伺います。

空き家等対策の推進に関する特別措置法における特定空き家等とは、1、倒壊等著しく保安上、危険となるおそれがある状態、2、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3、適切な管理が行われないうことにより著しく景観を損なっている状態、4、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家等をいうとあります。

狩野川公園前の特定空き家は、北側は整備されて整地されていますが、南側は相変わらずの状態です。南側の対策は考えていますか。未整備の原因、理由を説明してください。

ここはどのような計画があるか、承知しているなら伺いたい。伊豆市として利用する計画はありませんか、伺いたい。

次に、安心安全についてです。

市民の安心安全を守るためには防犯カメラは必需品となりました。犯罪や交通事故の捜査にはなくてはならないアイテムとなっています。その威力は24時間監視を続けられるということですが。

市長は、伊豆市の市民により防犯体制があるから防犯カメラは必要ないと考えているようですが、現在も同様ですか。市民による防犯体制とはどのようなものですか、伺います。

瓜生野では、区長が軽自動車で巡回していましたが、これが市長の言う地域の防犯体制でしょうか、確認したい。

このような地域の体制も区長がかわれば維持できるとは限りません。防犯カメラはカメラが故障しない限り24時間体制で稼働しております。伊豆市の地域の防犯のために防犯カメラを積極的に導入していきませんか。

次に、オリンピックです。

オリンピックの準備について伺います。

オリンピックでは市民の参加をどのように考えていますか。市長は心のレガシーだなんて言っていますけれども、我々市民は、僕だけかもしれませんけれども、参加したいんですね。前回の質問では、組織委員会の指示待ちというような考えに聞こえましたが、組織委員会が市民の参加についても口を出してくるのでしょうか。

この質問は、地元である伊豆市民がどのようなおもてなしをするのか、おもてなしをできるのか伺いたいです。

市長として、伊豆市ではどのように市民がおもてなしをするつもりか、参加するのか伺いたいです。

市長はブラジルに行きましたね。確認します。何しに行ったんですか。ブラジル市民がどんなおもてなしをしているのか見に行ったのではなかったのですか。ブラジル市民のおもてなしの様子をぜひお聞かせ願いたい。

トレイルランニングレース。

トレイルランニングレース、御存じのない方も多いと思いますが、この伊豆市の南側には伊豆山陵線歩道というのがあるんです。そこを1,500人近い人が走るんですよ。がちがちにされちゃいます。トレイルランニングレースをこたしも行うようですね。コースは今までと同じでしょうか。どのような計画か伺いたい。

伊豆山陵線歩道は国立公園の中にあることは承知していますか。国立公園は風景がよいのはもちろんですが、それだけではありません。風景がよいところを走るは気持ちがよいのはわかりますが、風景がよいということは、それだけ変化があるということです。

市長は、このコースを歩いたことはありますか。歩いていないなら、ぜひ歩いてください。いかに壊れやすいコースか、身をもって体験していただきたい。特に二本杉峠から滑沢峠の間を歩いてください。独特の地質であることを見てください。伊豆市の貴重な自然を守ってください。貴重な動植物が存在することは承知していますか。伊豆市内の伊豆山陵線歩道はすばらしい景観と自然を持っています。コースを変更する考えはありませんか。

次に移ります。全国学力調査について伺います。

文教ガーデンシティはいろいろ議論されておりましたが、市民の皆さん、父兄の皆さんが本当に心配していることは何ですか。子供たちの学力の低下ではないですか。きょうの議論の中でもそんなことは一言も聞いていない。子供たちの学力がどの程度あるかということが一番客観的に知る方法が、この全国学力調査だと思うんですね。

平成29年度に実施された全国学力テストの結果を伺います。この質問が行われるころには結果が発表されていると思います。結果がよかったのかどうか伺います。細かいことは、後でまた聞きにいきますので、どの程度かでもいいですからお答え願いたい。

伊豆市の小中学校の学力調査ではどのようなことが見えてきたのでしょうか。どのような問題点が見えますか。伊豆市の生きる道は子供たちの教育だと思います。子供たちの学力向上のためにはどのような考えをお持ちか伺います。どのような対策を考えているか伺いたい。



発達障害。

この議会に児童発達支援事業所の早期設置及び医療的ケア児の支援に関する請願書が出されるようです。市長には、この請願書は文教ガーデンシティ構想で否決された事業と同じものかどうか伺います。まだ請願書が出ていないから、見ていないからわからないというお答えが返ってくると思いますけれども、それなら文教ガーデンシティにつくろうとした東こども園では何をしようとしているのか答えていただきたいんです。

その事業の内容はどのようなものなのか伺います。事業の内容、対象児童の年齢などを伺います。

文教ガーデンシティ構想における発達支援事業の内容を伺います。対象学齢を伺います。

教育長には、この事業をどのように理解しているか伺います。

学校教育の一環として、教育長にも同じです。文教ガーデンシティにつくろうとしていたこども園では何をしようとしていたのかお聞きしたいんです。学校教育の一環として小学校、中学校で行われている特別支援事業の延長として、延長というんですか、低年齢の方のための事業なのかどうか伺いたい。教育長の考えを伺います。

児童発達支援事業、医療的ケア児の支援事業について、教育振興審議会に審議を求める考えはありますか、伺います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えします。

購入した土地の場所ですが、議員御指摘の場所ではありません。

購入の経緯ですが、市と土地開発公社の間で締結した用地の先行取得に関する契約に基づき、土地建物ともに新中学校用地として土地開発公社が地権者から先行取得を行い、その後、市が土地開発公社から移転補償費を含んで購入したものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 場所が違うということですがけれども、ならば、私わざわざ図面をつけたですから、あの図面の上に現状の道路がどうなっているか、ぜひ後からチェックできるように、ひとつお願いしたいと思います。これはあとね。

開発公社の名前が出てきたから聞きますけれども、私今回の決算で開発公社からの違約金みたいなものの請求がないんじゃないかなと思って一生懸命探したんだよね。ないんだよね。この土地の取得には開発公社も絡んでいるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

- 総合政策部長（田村英樹君） お答えいたします。  
土地開発公社が最初に購入しております。
- 議長（三田忠男君） 再質問。  
森良雄議員。
- 15番（森 良雄君） そうすると購入手続等の契約資料というのは、土地開発公社も含めて載っていますね。確認できるかどうか伺いたい。
- 議長（三田忠男君） 答弁願います。  
総合政策部長。
- 総合政策部長（田村英樹君） 土地開発公社の書類については、そちらのほうに確認いただきたいと思います。
- 議長（三田忠男君） 再質問ありますか。  
森議員。
- 15番（森 良雄君） 私は基本的に今言ったように土地開発公社は何もしていないんじゃないかなと思っているんですけども、もう一回確認します。多少は土地の入手に土地開発公社もタッチしているというふうに理解していいですか。
- 議長（三田忠男君） 答弁願います。  
総合政策部長。
- 総合政策部長（田村英樹君） 用地の買収におきましては、土地開発公社が購入しております。
- 議長（三田忠男君） 再質問。  
森良雄議員。
- 15番（森 良雄君） では、この4,000万円何がしかの土地は、土地開発公社が買い上げたというふうに理解していいですか。
- 議長（三田忠男君） 答弁願います。  
総合政策部長。
- 総合政策部長（田村英樹君） 1度、土地開発公社が買いまして、それを市が後から買い戻しているという形でございます。
- 議長（三田忠男君） 再質問。  
森良雄議員。
- 15番（森 良雄君） そういうことだと、少なくとも土地開発公社は伊豆市から幾らかの金はもらっているわけですね。12日に質疑でも出すけれども、そういう費用が今度の決算には載っていないんだけど、それは僕の理解不足かな。
- 議長（三田忠男君） 答弁願います。  
総合政策部長。
- 総合政策部長（田村英樹君） 決算のほうで確認していただければわかると思いますが、そ

の分はございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 私はできるとは思わないと冒頭言ったわけですがけれども、文教ガーデンシティ、きょうの前の質問者の話ですがけれども、中学校がどうのこうのとかこども園がどうのこうのとかグラウンドがどうのこうのというもの、これは全部まちづくりの目的だと、まちづくりの手段にすぎないんですよ。僕がよく言うのは、手段の目的化、これではいいまちはできません。目的がしっかりしていないとだめなんです。どういうまちをつくるか。

これちょっと外れるかもしれないけれども、文教ガーデンシティ構想の目的というのは何だったんですかね、市長にお伺いしたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまでも何度も議論してきたように、伊豆市の場合には進学・就職で1回どんと市外に出て、次に残念なことに30過ぎの方々がもう一度結婚か子供さんの出産か何かで市外に出られるという傾向、これ数字ではっきりしているわけですね。流出先は伊豆の国市とか三島市とか沼津市とか、そういったところに出られてしまっているわけです。この社会的流出をとめることによって、結果として子育て世代が残りますから、出生数も上がるという結果につながっていくということであって。したがって、まずはばんそうこうがわりに、少しでも出る方を防ぐ目的で市内に土地と住宅を買っていただいたら100万円という事業をつくったわけです。これはあくまでもばんそうこうにすぎない。それよりももっとしっかりと、積極的に伊豆市に残っていただく、あるいは家から一旦出て行って、アパート住まいの方々も伊豆市に戻っていただく。これを目的として構想した事業でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 次をお願いします。

○議長（三田忠男君） 次、特定空き家ですね。それでは答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 南側の対策は考えておりますか、及び未整備の原因、理由については、南側と北側の所有者が異なったため、現在解体に至っておりません。今後は、南側の洗車場跡地等におきましても、所有者に解体をお願いしていく予定であります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） その狩野川公園の空き地でございますが、どのような利用経過があるかということでございます。

そこにつきましては、現在ある企業さんから店舗の建設をしたいという形の相談を受けております。計画ということではございません。

伊豆市としては、現在その土地につきましては市の土地ではありませんので計画はございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） この特定空き家については過去に再三言っていたんですよね。そして、ようやく何とかなるなと思ったら半分しかやっていないと。それは所有者が違うからだと。

まず、ここの面積全体と、いわゆるニュータウンのほうからおりてきて真っすぐ国道へぶつかる道路がありますね。今の荒れ地のままのところと整地されたところ、合わせてどのぐらいの面積があるのか。また荒れ地部分はどのぐらいの面積があるのか知りたい。

それから、その荒れ地の部分の所有者は把握されているのかどうなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁できますか。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 面積等については、現在まだ把握しておりません。あと所有者についても、これから把握いたします。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） あとまだ言いたいこといっぱいあるんだけど、所有者を把握されていないじゃ、もう話進まないじゃないですか。今まで何やっていたんですか、市長。私きょう初めてじゃないですよ、この質問。あそこの遠藤橋の上から始まって、それで狩野川公園の前に行っているんですよ。いつごろまでに所有者を把握するつもりですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 所有者につきましては、早急に把握いたします。今年度中を目途に進める予定であります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） ちょっと確認しますが、冒頭私、特定空き家って何だと読み上げた4つの条件がありますよね。これ間違いありませんか、僕の言っていることは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 特定空き家の4つの要件につきましては、このように法律で記載

されております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 市長答えてくださいよ、何をやっていたんですか。私はあそこをきれいにすべきでしょうと、オリンピックまでに何とかしませんかと、覚えていませんか、聞いたの。ちょっと市長答えてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前お答え申し上げましたのは、都市計画の見直しによって、ここが動きが出てくるというような未確認情報を得ておりました。したがって、それでも当分静観をして、それでも動きがない場合には、市としても何らかの対策を講じたいと、このように申し上げた次第です。その結果、見直しが実現した後すぐに解体作業が始まりましたので、ここは現時点においては、市が何らかの介入をするのではなく民間の動きをもう少し見てまわりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今まで私が一般質問でやっていた質問は、一体何だったんですか。全く無視されたんじゃないですか。無視ならいいですよ、こけにされているわけですよ。オリンピックまでにあそこをきれいにしましょうよと言って、確かにあの幽霊屋敷みたいなのはなくなった。しかし、まだまだ荒れ地が残っているわけです。

市長、全力を挙げてまだ所有者の把握もされていないって一体どういうことなんですか、答えてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） まず1つは、北側の空き家については、当初から不動産等の関連会社ではっきりしていたということと、都市計画の見直し等があって、これは今幾つか手掛けている空き家対策の中では極めて順調にいったという認識しております。

一方、恐らくこれ個人となると思うんですが、個人の分け合いにつきましては、いろいろな事情、土地の事情等により調べ方が非常に難しいところもありまして時間がかかるという認識できて、現在ちょうど着手、把握できていないんですが、着手したという状況であります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 未整備の原因とか何とかと、はっきり言って何もやっていなかったと、森良雄の質問はこけにされたと、ここまではそうだね。

一番最後のところの伊豆市としては、ここをなにか利用したいというけかはないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員先ほど別件で御指摘のとおり、市の土地ではありませんので、しかも公共事業の用地でもありませんので、当然市として、現時点で具体的な事業をここで組むことが当然できないわけでございますね。現時点では計画はございません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長さん、都合のいいようなことばかり言わないでくださいよ。文教ガーデンシティとなっても市の土地じゃないんだよ、他人様の土地なんですよ。わずか4ヘクタールといったって、2年や3年で確保できるなんて、そんな甘い考えだったんですか。もう話進めましょう。

多くの市民は、あそこで商売やったって、どうせ失敗するよと、私もそう思っているんですけどもね。そういうふうに思いませんか。

他人様の12ヘクタールを文教ガーデンシティなんて言っている人が、あそこ1ヘクタールぐらいですか、その利用も考えられないで、どうするんですか。多くの市民、一部の市民かもしれないけれども、私のところへは、あそこへ道の駅をつくってくれとか、公園つくってくれとか、駐車場つくって市民に利用させてくれよとか、例えば今、あそこの狩野川公園の駐車場、もう手狭になっているんでしょう、市長。あそこは利用価値があるんですね。例えばサイクリングの好きな人は、あそこまで自転車を車に乗ってきて、あそこで組み立てて、あそこから自転車、車はそこに置いて自転車でサイクリングに行くと、そういう利用者だったたくさんいるんですよ。

僕はぜひあそこを、はっきり言って皆さん、どうせあそこでつくったって、商売うまくいくわけないというのがこの50年ぐらい。僕の目で見てそうなんだね。多くの人もそう思いませんか。みんな駄目なつた、あそこから撤退しているわけです。

○議長（三田忠男君） 静かにしてください。

森議員、こちらを向いてやってください。

答えないでくださいね。

○15番（森 良雄君） 僕の独断的な考え方だけじゃないんですよ、やはり。市民の皆さんから言ってくるわけだ。何とか公共用地として確保して駐車場ぐらいしたらどうかとか、市長、前にあの狩野川公園、もっと活性化させたいと言っていたでしょう。遊具をもっとふやすと言ったって、あの狩野川公園じゃもう手いっぱいですよ。皆さん文教ガーデンシティをつくるのに、公園つくりたいと言っていたわけだ。せつかく、ちょっと道路の向こう側で条件が悪いけれども、ぜひ、やる気ないようだけれどもお願いだけしておきます。

やはり市のトップとしてほかの人があそこで商売やりたいと考えたら、工場か何かつくる

んだったら成り立つだろうけれども、お店か何か出そうというのだと余りぱっとしないと。僕の個人的な見解だけれども、あそこは入るにも入りにくい、出るにも出にくいんだよね。この車社会であそこで商売をやるといったってなかなか難しいと思いますよ。ぜひ考えてください。

お願いして次に移ります。

次は安心安全です。

○議長（三田忠男君） 森議員、答弁するそうですので。

補足説明ですか。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） すみません、先ほど私全くやっていないというような趣旨で発言してしまいましたが、下の土地の所有者は分かっているんですけれども、登記簿等を取りまして、上物がちょっといろいろな形態が過去にありまして、そちらの全体の把握が全部できていないということで発言しましたので、訂正させていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 3番目に入ってよろしいですか。

安心安全の答弁をお願いします。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 引き続きまして、安心安全につきまして、防犯カメラの件であります。防犯カメラの効果については、言われるとおりがございます。ただ、以前に何回かあります。市としましては市民が力を合わせて通学の見守りや暗いところについては区長さんと相談していただき、必要な街灯を設置し市民の力でいろいろ工夫しながら、力を合わせて防犯体制を構築していくのが伊豆市に合っていると考えております。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 傍聴者の皆さん、これでいいんですか、伊豆市のセキュリティーは。僕が質問しているのは、伊豆市のセキュリティーをどうするかということです。例えば今お話があったけれども、例えば伊豆市の区長さんはみんな立派な人だと思うけれども、松戸市であったのはPTA会長だったんですか。PTA会長だって安心できないような世の中ですよ。それを補完するのが防犯カメラじゃないんですか。あの松戸市の事件だってそうですね。犯人を特定したのは、やはり防犯カメラですよ。車載カメラだったかどうかあれですけれども。ほかの市町で、今、犯罪を告発するのは恐らく1割近くは防犯カメラじゃないんですか。1割未満、正確に言うと7%という数字が出ているようだけれども、1割ぐらいは防犯カメラなんですよ。

これからオリンピック、オリンピックの質問にも入るけれども、伊豆市がやるべきオリン

ピックのあれはセキュリティーと、僕はおもてなしだと思っただけけれども、その場合のセキュリティーでは何が一番大事かといったら、伊豆市で責任持てるのは防犯カメラの設置をふやすぐらいしかないと思うんですけれども、どうですか。

○議長（三田忠男君） 3番目の質問でよろしいですか。

答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 伊豆市が実施しております現在の防犯体制について簡単に説明させていただきます。

伊豆市は、現在大仁警察署を骨子体としまして、防犯ボランティア、地域安全推進員ということで、特に推進員の方々については日ごろから防犯パトロール及びその他の啓蒙啓発活動をやっております。伊豆市については、本年度38名の方々がやっています。年間、各月及びいろいろな機会にかけてやっていただいております。その中に防犯パトロールということも実施していただいております。

そういうことで、犯罪の発生率といいますと、平成26年から3年間にしますと、刑法犯罪数でいえば平成26年の216件から平成27年が153件、平成28年が114件と減少傾向にあり、一定の成果を上げているという認識ではおります。

ただ、今後議員が言われたとおり、状況に応じたそういった措置がこれから検討が必要かと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 軽微な犯罪が減少しているというのは、僕は全国的な傾向だと思うんですね。その大きな要因の一つは防犯カメラの設置が進んでいるということ、いわゆる犯罪者がどこに行っても防犯カメラがある、いかげんな犯罪はできないと思っているから、犯罪は減っているんですよ。その話を進めれば、伊豆市で市が設置した防犯カメラという何台ぐらいありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 市が保有する設置したものは、修善寺駅に1つ、駅と共同してやったという上であれば5つになりますが、それと移動用が1つということであります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今お話があっただけでも、たった5台しかないんですよ。市民の皆さん、大丈夫ですか。1台移動用というのは何だろうといったら、これは鹿、イノシシ対策用じゃないのかなと僕は想像するんだけど、非常に心もとない。

24時間、どんなに隣組の人たちが頑張ったって、24時間監視の目を働かせることはできま



せんよね。しかし、防犯カメラは24時間働いてくれるんですよ。それで過去にさかのぼって結果を見ることができわけですね。

いわゆる防犯カメラの抑止効果ということは認識しませんか。市長、教えてください。抑止効果があるということは知りませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どうしても行政には優先課題がございますので、防犯カメラが、いわゆるまちの繁華街なんかで多く行われている犯罪を抑止する効果を否定するものではありません。ただ、今防犯における伊豆市の最大課題は特殊詐欺なんですね。物すごく、毎年被害者もいらっしゃいますし、県警に確認をすると、県の西部、中部、東部と東部が突出して多いんです。電話もメールも東部に特に多いんです。顕著に多いんです。これ実はある理由があるんですけども、そこで被害が毎年出ている、我々にとって最も大切な実際に犯罪が起きている特殊詐欺に対しては防犯カメラは抑止効果、対策効果はございませんので、伊豆市においては、まずは市民の皆さんが最も危険な状態にある防犯体制のほうに、行政としてはまずはエネルギーを割かせていただきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次オリンピックに移りたいんですけども、市長がそんなことを言っていたんじゃないですか。特殊詐欺、僕のところには来ないですよ。なぜかといったらお金がないからですね。来るわけがないんです。

あれだって、特殊詐欺だって銀行のATMの前ではやらないですね。カメラがあるからですね。だから最近やり方が変わってきている。別に市長、これあなたにやれと言いませんよ。いろいろな方法があるということは御承知ですか、設置のための方法が。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 都会なんかでは、よく自治会なんかで防犯カメラを設置するときの補助金とか、そういうものを使っているところはあるかと思いますが。ただやはり住民の監視、プライバシーの問題もありますので、相当その運用基準というのは難しいというふうには伺っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 例えば松戸市で起きた子供の事故、最近全然ニュースにならないけれども、あんな事故が起きたときにプライバシーだ何だなんて言う近隣住民いますかね。僕はいないと思うんですよ。防犯カメラがなければ、あれはお手上げですよ、あれ。そう思いませんか。総務部長、どう思う。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 日常の運用基準が、やはり相当きめ細かくやらないと、日常生活のプライバシーという意味で申し上げました。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） また質問しますからね。きょうじゃなくて。ともかくオリンピックを迎える伊豆市として、いわゆるセキュリティーぐらいはやはりできる範囲でいいですよ。何もこの間、消防団員を配置させないのかと言ったら、嫌だと言ったね。消防団員を使わないですよ、オリンピック。少なくとも防犯カメラぐらい各地へ設置して、僕は伊豆市が金を出せとは言わないですよ。少なくとも伊豆市のコンビニぐらいには設置されていると思うけれども、例えば自販機を持っている人をみんなつけてくれないかと、10万円補助金を出すからつけてくれと言えば、すぐ協力してくれる人はいると思うんですけども、そういう考えはないんですかね、市長、答えてよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防犯カメラという視点でオリンピックとの関連の御質問だと理解をいたしましたけれども、実はオリンピック、非常に困ったことに選手村がまだ決まっています。プレスセンター、外国のマスコミはいっぱいいらっしゃるんですけども、その方々がどこに泊まるかも決まっています。そして、観客の皆さんが、一体熱海駅なのか伊東駅なのか、三島駅なのか、修善寺駅なのか、どこからシャトルバスが出るのか、どこに何台配置するかも実はまだ決まっていないんです。

ですから、オリンピック・パラリンピックに向けての防犯体制はしっかりとらなければいけないんですが、その前提となる選手村、お客さんの流れはまだ決まっていない中で、どのような防犯体制をとるかが、輸送計画もまだできていませんので、ですから、それは必ず必要なことですが、現時点では伊豆市として防犯体制をつくるだけの基礎となる計画が全く決まっていないという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次にオリンピックに移るけれども、その前に言っておきたい。少なくとも、どこに選手村ができて、どこに宿泊しようが、伊豆市で行われることは事実なんですよ。マウンテンバイクはどこへ行くのか知らないけれども、伊豆の国市のほうにつくるのかこっちにつくるのか、その辺は僕は知らないけれども、少なくとも間違っただけで修善寺駅に来る人だって、いるわけだよ。あの辺でうろうろする人だっていうわけですよ。少なくとも伊豆市のセキュリティーは防犯カメラでは抜かりなくしていますよと。そう言えるようなまちにしませんか。市長、答えて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） オリンピックの防犯としての防犯カメラという御質問でしたので、先ほどから申し上げているとおり保全すべき対象、場所がまだ決まっていませんので、やらないという意味ではなくて、しっかりとしたそういった前提の条件ができませんと具体的な計画はできませんので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、オリンピックについての答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） オリンピックの参加についてお答えいたします。

オリンピックの参加ということで考えられますことは、まずボランティアについての参加が考えられます。これにつきましては6月議会でも答弁させていただきましたとおり、伊豆市においては東京都に先駆けて都市ボランティアの募集及び育成を始めているところでございます。また、市民がボランティア以外に参加できることといたしまして、身近なまちを清掃したり花を植えたりするといった環境整備をし、訪れた世界各国の方々におもてなしの心で活動していただくことが一つの参加方法であると考えております。

また、東京2020大会ビジョンのもと「スポーツだけでなく文化芸術や地域での世代を超えた活動、被災地への支援など参加者みずからが体験・行動し、未来につなぐ」という参画プログラムがあります。市内の各種団体の皆様にこの内容を説明するとともに、広報伊豆などでもお知らせしているところでございますが、実際に市民の皆さんに取り組んでいけるよう再度啓発を進めていきたいと考えております。

リオでのおもてなしの状況でございますが、主にボランティア活動が主なものでありました。ボランティアは有償で対応しており、主要駅、五輪パーク内、競技場内で活動し、障害者にも対応できるようなマニュアルを作成している等の対応をしていました。

東京2020大会では、リオでの対応を参考にしまして、伊豆市らしいおもてなしの心で対応できるボランティアにつきまして、静岡県と連携して育成したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 私が聞きたいのは、これから伊豆市民がどうやってボランティアに参加できるかと、どういうふうを考えているかということを知りたいんですよ。リオに行って無償のボランティアはいなかったんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 私の聞いているところだと有償だったと聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 伊豆の国市、三島市、沼津市は9カ国語対応のWi-Fiポータルサイトを開設したというふうに聞いているんだけど、伊豆市は状況はどうですか。やるつもりがあるかどうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

〔「ちょっと今聞こえなかったの」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） すみません、もう一度お願いできますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 伊豆の国市、三島市、沼津市は9カ国語対応のWi-Fiポータルサイトを開設したというふうに聞いておるけれども、伊豆市はどうなんですか。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） Wi-Fiということではございませんが、8カ国対応のマップ等は作成しております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） お客さんが来て、それを使えるようになっているの。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 使えるようになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） いずれにしろ今までの話では、市民がどうやっておもてなしに参加できるか全くわかりません。ぜひ考えていただきたい。

次に移ってください。

○議長（三田忠男君） トレイルランニングですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも産業部長から答弁させます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） トレイルランニングにつきましては、今年度も12月10日に実施されると聞いております。松崎町の松崎新港から伊豆市の修善寺総合会館まで、全長約72キロメートルで実施すると聞いております。

議員のおっしゃいますとおり、伊豆山陵線歩道につきましては素晴らしい景観を有しまして、国立公園内にあることは承知しております。本トレイルランニングの大会は実施前、実施後にモニタリング調査を行っておりまして、その結果につきましては環境省、沼津自然保

護官事務所の自然保護官も確認をしていると伺っております。議員のおっしゃる自然保護、希少な動植物の保護、保全が必要であるということにつきましては、実行委員会でも十分認識しております。その上で人と自然との共生の中で伊豆の豊かな自然を満喫していただき、伊豆の魅力を知ってもらうことも、さらに重要ではないかと考えているところでございます。

コースの変更につきましては、今後、環境省との事業調整を進める中で検討されることと理解しておりますが、必要に応じましてコースの養生、コースの一部変更などの指導が入れば、そのような対応がなされることも想定していると聞いております。

いずれにしましても、自然保護官や静岡県等の御助言を仰ぎながら、関係諸機関と連携を図りながら事業を実施していくと聞いております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） ここは壊れやすい道なんですよ。現実に1回壊している。養生だなんだというような問題じゃないんです。

市長に聞きたいけれども、オーバーユースという言葉を知っていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） オーバーユースは英語だと思うんですけども、これは使い過ぎといえますか、負担を超えて使うという意味でしょうかね。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 1,500人もここを走ったらオーバーユースだと思いませんか。市長の答えが終わったら次に移ってね。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 要するに今の御質問ですと、1,500人は多過ぎないかという御質問だと思うんですけども、国立公園の自然保護が軽視されていいとは誰も思っておりませんし、そういった実行委員会のメンバーは誰もいないと思います。やはり自然保護と、それから利活用のバランスだろうと思っております。

これがトレイルランニングの参加者がコースを超えて踏み荒らしたり、草花をとったり、そういうようなことであれば私も断固として反対いたしますけれども、彼らはルールを守って走り、そして雪解けの後なんかで遊歩道が壊れた場合にはみずから復旧していただく、そしてそれをも抑止するために今度は雪が降る前の12月にということですので、自然保護とのバランスをとりながら進めていただければと考えております。

○議長（三田忠男君） 補足ですか。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 実行委員会のほうでは、やはりコースを安全にということを考えていまして、多くの人が走るということで、やはりいろいろな形で洗掘とかそういうのも可能性があるということを知っています。ただ、その中でもう事前に土のう等に土を詰めましてコースの危険な箇所とか、そういうところにはもう事前に最初から安全措置として、そんなことも実施しています。

また、今、月に一回クリーン清掃という形で現場を見て、清掃という形でボランティア活動をして、何とか実行委員会として大会を成功させようという形で動いておりますので、その辺は承知していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、全国学力調査について答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、本年度の全国学力学習状況調査の結果についてお答えします。

その前に、この学力調査につきましては国語A、国語B、算数A、算数Bという4種類のテストを実施しております。小学校も中学校も同じです。Aは基礎力を調べる調査、Bは活用力を調べる調査というふうになって、小学校4種類、中学校4種類の学力調査を行っております。

小学校では、国語A、算数Bにおいて全国の平均正答率と比較すると、若干ではありますが出回っている状況です。また、国語B、算数Aでは全国の平均正答率を上回っています。一方、中学校では全ての教科で全国の平均正答率を上回っているという状況です。

領域別に見ると、小学校の国語において話すこと、聞くことに課題が見られていますが、細かい分析についてはこれからということになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 質問というよりも先ほどもちょっと言いましたけれども、文教ガーデンシティでも父兄が心配しているのは、やはり学力が低下しないかということなんですよね。ぜひ現状でもこういう成績を残していますから、頑張ってもらいたい。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） 時間がないんですけれども。

○15番（森 良雄君） 回答だけ。

○議長（三田忠男君） 回答だけしてください。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 発達障害の1点目でございますが、請願書は議長宛てでありますので、その詳しい内容について市長は把握しておりませんので、お答えができません。

そして、2点目の議会否決で白紙となりました文教ガーデンシティ構想におけるこども園併設の児童発達支援施設の内容は、障害児の通所支援施設の一つで心身障害児あるいは発達に何らかの問題があり、支援を必要とする就学前の児童に対して日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など必要な支援を行う事業、施設でございます。

対象児は、療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の児童ということになります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長、答弁願います。

○教育長（西井伸美君） 未就学前の児童発達支援施設について私の見解をとということですが、これは大変重要であると考えております。就学前の状況で子供の発達障害が正しく把握され、また指導のあり方を把握していただければ、その子供たちが市内の小学校へ入学する際には、そこと連携をとりながら、早目に子供たちの指導を継続してできるものと考えております。

○議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

#### ◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） このまま引き続き行いたいと思います。

次に、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。通告してある2件について質問をさせていただきます。

答弁を市長に求めます。

1件目、美しい伊豆創造センター、伊豆市産業振興協議会、伊豆市行政との連携による観光推進事業。

美しい伊豆創造センターは、「伊豆は一つ」の実現に向け、世界から称賛され続ける地域を目指し策定された伊豆半島ランドデザインを推進するために設立された組織で、伊豆半島の市町、観光協会、商工会議所・商工会など、伊豆地域の全ての方々の力を結集し、一丸となって地域づくりを進める取り組みです。

伊豆市としては、平成29年4月3日より任意団体として活動していた伊豆市産業振興協議会が法人化され、行政とは別組織の一般社団法人伊豆市産業振興協議会として新しいスタートを切りました。美しい伊豆創造センター、伊豆市産業振興協議会、伊豆市行政の連携事業が今後の伊豆市の観光振興にとって非常に期待されるので、以下について質問をいたします。

1点目、美しい伊豆創造センターの現状の事業内容と、伊豆市産業振興協議会、伊豆市行

政との連携事業の進捗状況と今後の取り組みについて。

2点目、JRグループ旅客6社と自治体、観光事業者らが共同で全国展開する大型観光企画ディステーションキャンペーンの事業内容と、美しい伊豆創造センター、伊豆市産業振興協議会、伊豆市行政との連携事業について。

3点目、駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認され、今後の事業に対して大いに期待されますが、確定している事業内容と、美しい伊豆創造センター、伊豆市産業振興協議会、伊豆市行政としてこの事業にどのように連携し取り組んでいくのか伺います。

2点目、戦略的なシティプロモーション。

伊豆市総合計画基本計画の政策の中に、まちの個性づくりと情報発信として、戦略的なシティプロモーションの取り組みの方向性が示されています。シティプロモーションとは、「地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動」と定義されています。しかし、シティプロモーションを1つの地方自治体だけで進めることは難しい状況であり、各種団体と連携し活動していくことが成功の秘訣と考えます。シティプロモーションの現状と今後の取り組みについて以下の質問をいたします。

1点目、ホームページや広報誌、SNS、コミュニティFMなど、それぞれの特徴を生かした効果的で戦略的な情報発信を内外に幅広く発信するとともに、さまざまな機関と連携し情報の一元化を図る取り組みについて、2年前に情報発信の未来予想図として示した仮称伊豆市情報ポータルサイトの進捗状況。

2点目、フィルムコミッションによる地域の魅力を発信する取り組みの現状と課題。

3点目、増加する訪日外国人や東京五輪の開催に向けて、海外プロモーションを積極的にを行い、外国人観光客誘致を推進することによる受け入れ態勢の強化について。

4点目、本市の魅力や特産品等をPRするため、アンテナショップの開設やマーケティング調査結果等を商品開発につなげるDMOの進捗状況、ふるさと納税返礼品の充実について。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

基本的にDMOを推進するために、伊豆半島としては美しい伊豆創造センターを、そして伊豆市としては産業振興協議会の法人化をして、DMOというのは、より多くの皆様にここに来ていただくための事業ですね、これを今着手したところです。これをあえて私も伊豆市につくりましたのは、一つには伊豆市の産業部観光商工課、それから伊豆市の観光協会、伊豆市の商工会、それぞれ正直言って力が弱くてマンパワーも不足しているわけですね、職員も不足をしている。そして、では事業は全く別かという、かなりかぶっているわけです。そこを効率化するために、最大限効果的に事業を進めるために、チームとして集約をさせて



いただきました。これをもってDMOを推進する上で県のDMO、それから伊豆半島のDMO、ここの縦の連携も強化しようと思ったわけです。そうしませんと、伊豆半島がDMOをやったところで、それぞれまた各市町の各観光協会とそれぞれ調整するということになる、大変大きな負担になるわけです。それで伊豆市としては、県や伊豆半島のDMOを一元化して受ける体制をつくりたかったと。そして、相乗効果を期待するというものでございます。

その中で、詳細は部長から答弁をさせますけれども、残念ながら伊豆半島の中の各市町、そして伊豆市の中の例えば修善寺と土肥とか、修善寺と湯ヶ島とか、あるいは中伊豆と土肥とか、まだその協力関係が極めて不十分な状況にあるわけです。これをどうやったら克服し払拭できるかということも視野に入れながら、このような事業を進めております。

より具体的なことは、産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から答弁させていただきます。

まず、美しい伊豆創造センターの平成29年度事業は、現在任意団体と一般社団法人の2団体で実施しております。任意団体につきましては、伊豆半島の美しさを世界レベルに高め、多くの人から称賛され続ける美しい半島づくりを推進することを目的とした組織となっております。主な事業としまして、サイクリングリゾート伊豆推進事業や伊豆半島アンテナショップ運営事業などを行っております。一般社団法人につきましては、地域資源を有効に活用し、伊豆半島の観光、物産の振興をするなどを目的とした事業を行っております。主な事業といたしまして、DMO推進事業や広域連携国内プロモーション事業、海外プロモーション事業などを行っております。

また、伊豆市産業振興協議会及び伊豆市行政との連携する事業といたしまして、ディステーション2019に向けた素材の掘り起こし、JR駅構内で開催される伊豆産直市などの観光物産展への商品や事業者の斡旋、伊豆半島一周サイクリング、台湾との交流をメインとしたインバウンドについて、美しい伊豆創造センターと連携した事業を行っているという状況でございます。

続きまして、2番目の回答でございますが、DCキャンペーンにつきましては、静岡県、県内全市町、JR6社、旅行会社、協賛会社等が協力して実施する日本最大の規模の観光キャンペーンでございます。静岡県のDCキャンペーンは、平成31年4月から6月の3カ月に集中して誘客するキャンペーンでありまして、前後の1年にプレキャンペーン及びアフターキャンペーンを実施することになっております。

伊豆市行政及び伊豆市産業振興協議会との連携事業でございますが、DCキャンペーンにおきまして、伊豆市内への宿泊につながるツアー商品の造成を行うための素材掘り起こし事業を行っているのが現状でございます。

3番目になります。

「世界で最も美しい湾クラブ」につきましては、すぐれた自然環境を保全しながら、湾周辺地域の観光振興や地域経済の発展との共存を図ることを活動理念としたクラブで、フランスに本部を置く非政府組織でございます。現在加盟している湾は、世界25カ国、41湾になると聞いております。

加盟記念事業としまして静岡県が実施しましたものは、7月16日、17日に清水港発、土肥港から船原岬をめぐり沼津をゴールとするフェリーと自転車を組み合わせたイベントが静岡県主催で開催されました。この事業につきましては、伊豆市、伊豆市観光協会及び美しい伊豆創造センターも後援をしております。

今後は、静岡県のほうで推進体制を構築すると聞いておりますので、県と連携しながら事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） まず、伊豆半島グランドデザイン策定の目的に、伊豆を一体的に捉えた長期的視点による地域づくりの方向性と中期短期的な課題を解決しとの文言があります。昨年の3月から事務所が修善寺総合会館にも移ったわけですので、この美伊豆内で検討している課題の整理の状況と、それに対して伊豆市としてはどのように取り組んでいくのかという方向性について、わかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、ちょっと課題の認識が合うかどうかわかりませんが、美伊豆、我々美しい伊豆創造センターをニックネームで美伊豆（B-i-z-u）と呼んでいるわけですが、この構造的課題としては、2つに分かれた組織をどうするかというのがあります。DMOにするためにせつかく法人化したのですが、任意団体のところが残っていて、いわゆるかつては6市6町、今は7市6町が首長の集合体でいろんな道路とか陳情に行った、要望活動に行った組織がそもそもあったわけです。それをより具体的な事業にするために、美しい伊豆創造センターのグランドデザインをつくって、それで伊豆半島みんなでやりましょうと、一つ一つの事業では多少損得はあってもみんなでやりましょうという合意のもとにここまで来たんですけども、今2つに分かれていて、このところをどう調整していくかというところが今1つの焦点になっています。それぞれ進める事業に余りその是非の議論はないように感じておりますが、まず現状では少し組織論に終始しているかなという感じがいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） その一般社団法人と任意団体、これというのは市町の条例とかで改定しながらできるものなのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは人の出し方がひとつ難しかったようなんですね。伊豆市の場合には、条例の環境整備をして職員派遣ができるようにしてあるんですけども、よそ様の法人に人件費をつけて出すことが基本的にできないようなこれ実は判例があって、任意団体ならではできるのかと、こういった人の出し方と人件費の持ち方でいろいろ難しいところがあったようです。

それともう一つは、事業の切り分けでも多少うまく整理ができないところがあって、任意団体を残すことで、従来やっていた事業と職員を確保するという、変な話ですけども少し苦肉の策であったような感じを私は持っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 昨日の新聞にも、IZU食彩トレードフェアを9月8、9の2日間、函南町の文化センターで開催をします。それで9月9日は伊豆半島食の祭典を、同時開催として美伊豆主催のということでチラシが入っておりました。そこでちょっと質問なんですけれども、各市町から、あるいは観光協会とか商工会の団体から美伊豆に対してこういう事業を行っていただきたい、こういう事業に後援をしていただきたいという提案というのができるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） さっき申しあげましたように、経緯からいって7市6町の首長会議から始まったものですから、現時点における事業は、どちらかと言うと行政が調整をして提案する事業が多いように見受けられます。ただ、いつまでも行政がやることは望ましくもないし、効果も小さいということで、なるべく民間事業者が主体となっていく方向に、その方向性は合意が得られていると思うんですけども、現時点において、各事業者さんから希望をとって事業としてまとめていくような動きは、すみません、私は承知しておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 本来は、伊豆市ばかりが提案をして東伊豆町が少ないとかという、そういう不平不満みたいなものが出てくるので、なかなか難しいとは思いますが、せっかくつくった組織であるので、そういう課題も解決しながら、もっと美伊豆として伊豆半島のDMOとしていろんな事業に取り組み、こちらからも提案をできるような、そんな形になればいいなと思っております。

続きまして、DCなんですけれども、先ほど産業部長が答弁されたように、2018年、2019年、2020年の3カ年でイベントを行い静岡県観光資源を売り込むということがありますので、まず、来年からですよ、2019年という。プレイベントとして、何かそのDCとして決まっている事業というのは具体的にあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほど素材の掘り起こしという形でお話ししました。その中で、やはり宿泊につながっていくようなものがつくればいいのかという形で今考えております。その中で、案というんですかね、まだ具体的にということではないんですが、例えば達磨山というのがまだなかなか生かされていない状況がありますので、そういうところから見る夜景を売り物にしたキャンペーンにするとか、あるいは神社、お寺等にお寺さんの宝とかがありますよね、重宝というのはあると思いますが、そういうものを特別拝顔をできるようなものにするとか、そんなようないろんな素材を掘り起こして、DCキャンペーンとして伊豆市としては売っていればいいのかという形で今考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ちょっとこれがわからないんですけれども、美しい伊豆創造センターとしてDC沼津・中伊豆地区の部会とか、東海岸部会とか、西南海岸部会というトップ企画というような資料をちょっと観光協会の方から見せていただいたんですけれども、これはDCからではなくて、美伊豆のほうから整理をして、そういうイベントの企画みたいなものを行っているのでしょうか。その点について伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほどのDCキャンペーンにつきましては、県内を5地域に分けております。西部地域、中部地域、中東遠地域、富士地域、伊豆地域という形で部会を設けているということで聞いています。その中で、伊豆地域の事業につきましては、美しい伊豆創造センターが取りまとめるという形で聞いております。その中で伊豆地域につきましても、東海岸、あるいは西南海岸、沼津・中伊豆地区という3地区に分けてエリアを設定しているということで聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。何かちょっと名前はすごく大きいんですけれども、具体的に何をしているのかがちょっとわからなかったものですから、質問をさせていただきました。美伊豆との中でいろんな事業を提案してもらって、伊豆全体が盛り上がっていけばいいのではないかななんて思っております。

続きまして、世界で最も美しい湾クラブについてですけれども、先ほど部長が答弁しましたとおり、7月16、17日に初開催をした船と自転車で駿河湾を満喫するモニターサイクリングツアーというのを、これは静岡県の交通基盤部港湾局が主催で行ったと思います。カーフェリーが土肥に着いたものですから、その辺を見ていました。恐らくこの事業というのが加盟の記念事業ということで、今後その美しい湾クラブとしての事業展開をするのか、あるいはそういう加盟したことによって、美伊豆であるとかそちらから提案をして事業を持っていくのか、ちょっとその辺についてわかっている範囲で教えていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 一応静岡県が加盟したということですが、静岡県のほうでは今、推進体制をつくりたいということで聞いております。県と駿河湾の沿岸11市町になるとは思いますけれども、当然その中に伊豆市が含まれます。最終的には御前崎、吉田町まで含めた、それなので11市町になるとは思います。そこ観光協会と連携したものの組織をつくってきて、そこで推進体制をつくりたいという形では聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） これは1つ提案なんですけれども、自転車であるとかクルージングも今回土肥で10月に行われるということで、これは産業振興協議会なのか湾クラブなのかちょっとわからないんですけれども、海を使ったということで、自転車、クルージング、それ以外にも駿河湾と事業を絡めたカヌーであるとかSUPなど、海から魅力を発信するというそのようなイベントを、産業振興協議会でやるのか美伊豆でやるのかはちょっとわからないんですけれども、提案をしてもらいたんですけれども、そのようなことは可能でしょうか。ある程度地元の観光協会とかが企画を出して、それを産業振興協議会なり美伊豆に事業提案をしてということは可能なかどうか、その点について伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） それはぜひ進めていきたいと思っております。

これはそもそも論になるんですけれども、やはり伊豆は恵まれてきたところがちょっと逆効果になっていて、伊豆半島の中で競争になっている。伊豆市でも市内で競争になっているのは、やはり2,500万の首都圏という大きなマーケットがあって、そこのお客様で食べてこられたんですね。そうすると、1泊のお客様ですから、3時にチェックインして10時にチェックアウトすると、取り合いになるわけです。伊東に泊まった人は修善寺に泊まらない。長岡に泊まった人は土肥には泊まらない。だから、1泊のお客様が物すごく多く確保できたので伊豆半島は食べてこられたんですけれども、その結果、取り合い、競争になっているわけです。これをやはり世界レベルのリゾート地と私がずっと申し上げているのは、5日、1

週間滞在していただくと、修善寺だけではとても飽きてたまらないわけです。修善寺に泊まったお客様が世界一美しい駿河湾でシーカヤックをやりませんか、あるいは土肥に来たお客様が世界農業遺産候補のワサビ沢をごらんになりませんかと言ったことで、人が流れることによって数日間いられるわけです。そうすると、今まで伊豆市がやってきたように、基本的に我々本当にアウトドアレジャーというとゴルフぐらいだったわけです。ゴルフだけではとても3日、4日もたないので、マリンレジャーもある、サイクリングもある、ゴルフもある、ハイキングもある、それから文化事業もいっぱいあるという中で、これは世界レベルのリゾート地ですから、そのスタートさえ合意していただければ、私は今まであった中伊豆地区と西伊豆海岸の連携が弱いというようなことは払拭できると思っています。ぜひそういう方向に結束を強化したいと思っておりますので、そのどこにではなくて両方に、伊豆市のDMOにも伊豆半島のDMOにもそういったシーカヤックをもっと使いましょうとかSUPをもっと使いましょうということは、ぜひ提供させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

〔「次、お願いします」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） では、次お願いします。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これシティプロモーションについてもちょっと総論を申し上げたいんですが、実はさっきから申し上げているDMOがここに係ってくるんですね。それで、たしか私がデービッド・アトキンソンさんから聞いた話だと思うんですが、沖縄とインターネットで検索すると、もうあのイメージの写真が出てくるんです。あのエメラルドグリーン的大海とか白いビーチとか。それで北海道というのをインターネットで検索すると、いっぱい写真が出てくるんです。あの富良野とか雪まつりとか。ところが、ある県を検索すると、ほとんど地図で、日本地図の中に赤いマークがついて、これが何とか県ですと。それで静岡県をやると半々なんですね。つまり、イメージがまだ、静岡県てどこというイメージと、富士山があるよねとかというのが半々であって、その情報がきれいに静岡県、あるいはきれいに伊豆というイメージでいっていない。我々は、では伊豆半島のときに、伊豆と検索したらどういう写真が並ぶように情報発信していくかなんですね。まだ我々4町ばらばらなところがたくさんあると、いや修善寺だ、いや土肥の海だということになると、大体候補地はいつも4つ並ぶわけです。中伊豆、湯ヶ島、修善寺、土肥と。これでやるのも一つの選択肢だし、いつもやっている達磨山からの富士山一発でいくのか、あるいは伊豆へ来たら3年間はオリンピック・パラリンピックでいくのか、ここは少し工夫が必要だと思うんです。ですから、長期的なシティプロモーションと中期的にオリンピック・パラリンピックを見据えたシティプロモーションのその方向性を少し皆さんでもう一回話をして、この3年間はどれでいこうかという合意形成がとれないと、全部俺のところを並べろというのが、本当にそれは効果がある

のかどうかというところをまず今年度しっかり合意をしなければいけないところだと思っております。

より具体的には、産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） では、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、戦略的なプロモーションについての1について、私のほうからお答えさせていただきます。

伊豆市情報ポータルサイトの進捗状況でございます。昨年度伊豆市は、情報一元化の取り組みといたしまして、先行的に市のホームページのリニューアルを行いました。ことしの4月末から新たに公開したところでございます。トップページには、伊豆市の公式ポータルサイトと名を表記してございますが、伊豆市が東京2020大会の自転車競技の地区開催地であるということを守るために出したような形になっております。これによりまして、戦略的な情報発信の取り組みの一端としましては、伊豆市に係る情報の入り口については一元化され、市民のみならず、多くの方々が情報を得やすい環境になったのではないかと考えております。今後も伊豆市の情報を広く発信するために、御利用いただく方の立場に立った改善を行いながら、まだ今回は市のホームページのリニューアルという形だけでございますので、さまざまな機関と連携して、各種の情報が一括提供できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから2番、3番、4番について回答させていただきます。

フィルムコミッションによる地域の魅力を発信する取り組みの現状と課題ということでございます。議員御紹介のフィルムコミッションでございますが、伊豆地域のロケ支援を行っている団体で、フィルムコミッション伊豆、これにつきましては、伊豆市周辺のフィルムコミッションということでございます。伊豆の国とも一緒になっておりますが、存在しております。伊豆市では、この団体からの紹介がありますと候補地を検討しまして、伊豆市内のエリアの施設や場所の紹介をさせていただいている状況でございます。今後もフィルムコミッション伊豆との連携をし、必要に応じ支援をしていくという姿勢のもと、少しでも伊豆市がPRできる機会をふやせるよう、今後も努力していきたいと考えております。

また、課題につきましては、フィルムコミッションから聞いたところによりますと、行政職員の定期異動がありまして、ノウハウの蓄積が困難であるとかあるいはロケ支援依頼の案件についての費用対効果、これにつきまして新たな考え方が必要ではないかという形で聞いております。

続きまして、3番でございますが、東京2020大会開催に当たりまして、訪日外国人は当然増加していくものと想定しております。こうした状況のもと、自転車競技の盛んな欧米諸国の来訪も視野に入れまして、受け入れ態勢の整備充実やシティプロモーションの活動を始め

てまいりたいと考えております。現在までに、先ほども言いましたが多言語マップ、日本語を含めた8カ国語整備のマップを作成いたしました。また、現在動画の製作も進めておりまして、さまざまなプロモーションができるような体制づくりを整えていきたいと思っております。最終的には、伊豆半島に5日間から1週間程度滞在できるような世界的な滞在のリゾート地となるように、積極的なシティプロモーションを進めていきたいと考えているところでございます。

4番につきましては、平成28年度に3回DMO推進室で行いました関係アンケート調査の結果から、伊豆市内の買い物について満足度がいずれも50%前後と、他の満足度の状況に比べまして低い状況の結果が出ております。このため今年度伊豆市産業振興協議会では、伊豆市内の商品のブランド化を進めております。この事業は、伊豆市内の商品を10品程度選定しまして、伊豆市の統一的なパッケージデザインを作成しながら販路の拡大を図っていきたいと考えております。

また、ふるさと納税の返礼品につきましては、昨年8月から協力事業者を募り、現在50を超える事業者の皆様に伊豆市をPRできる返礼品の提供をいただいております。伊豆市のPRに大きな貢献をいただいていると考えております。この返礼品をさらに充実させるために、新たな協力事業者の募集や一事業者が提供できる品数をふやすなど、制度の改正を行いました。現在、10月1日に返礼品追加ができるように準備をしているところでございます。

また、これまでの単一の事業者による自家商品の提供に限らず、特産品を集めたコラボ商品、あるいは宿泊と体験をセットにした伊豆市の魅力を発信できる返礼品の開発を行っていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、1番のところから再質問をさせていただきます。

市のホームページのアクセス数ということで、これは総合計画にも記載されていますけれども、平成26年は347件、平成32年には500件を目標にしているというふうに書いてあります。先ほど部長の答弁にありましたけれども、伊豆市のホームページというのも伊豆市公式ポータルサイトとしてリニューアルされ、斬新なデザインになりました。これは個人の感想なんですけど、広報企画アドバイザーも入っていただくということで、伊豆半島の市町のホームページを見ても、伊豆市と下田市というのは非常に興味をそそられるような画面になっております。それで、伊豆市ホームページでバナー広告というのを募集しているんですけども、実はきのうの夜6時くらいに、伊豆市のフェイスブックにバナー広告の募集ということで入ったのを拝見させていただきました。当然アクセス数がふえることによって市内外に向けての企業イメージをPRするというので、バナー広告をされる企業もふえてくるということでございますので、ホームページをリニューアルしたということですが、もっともその



アクセス数をふやす取り組みというのを何か考えているのか、この件について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

アクセス数につきましては、今議員が御指摘いただきました総合計画の中で、一応目標値というものは定めてございます。平成26年に347万件ということで、平成27年、平成28年という数字はちょっと出ておるんですが、実は平成27年度はちょっとこのアクセスの統計ソフトがちょっとバージョンアップということで若干不都合があったということがありまして、数字的には336万件ということで数字が下がっておりました。ただ平成28年になりますと353万件ということで、目標500万件に対しますとまだ伸びが低いのですが、数値としては伸びているというような状況でございます。

今申し上げました、そのもう少しそういった意味ではその活用ということは、要するに皆さんに見ていただくということが重要だということで、現在のところは市のホームページの何と申しましょうか、リニューアルという形なものですから、皆さんの観光情報とかそういったものは出てまいります。市民向けのその情報発信と、それから市外の皆様への情報発信の仕方というのは、多分そこら辺は大分違うと思います。特にその観光等、そういった要するにアクセス数を直すということは、市の方もそうですが、それ以外の方に見ていただくということは、これは非常に重要でございますので、恐らくそういった部分の情報を提供することをもう少しリニューアルしたばかりではございますが、そういったところの改善をやっていかなければならないと思っております。

また、フェイスブックとかSNS等があっても、そういうことで情報が出ている、議員のほうもそちらのほうをごらんいただいたということでございます。残念ながら、私ちょっとフェイスブック等をやっていないものですから、実際に回答する側としては非常に申しわけないんですが、そういう中で、やはりこういったものというのは非常に情報が拡散しやすいという利点がございます。これに関しましては、逆に言うと、ここにかかると、市の職員を初めとしたところもそういった情報発信の担い手という形で出すことによって、広く発信することによって数値をアップするというようなことが考えられますので、まだ幾つか改善しなければならない点、また進めなければならない具体的な検討は必要だと思いますが、そういったことで進めていければと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） SNSの答えもいただいたものですから、少しその点について触れたいと思います。

本当にSNSの情報拡散というのは、目をみはるものがあります。ことしも土肥地区で伊

豆市映画祭というのを、3年目なんですけれども行いました。それでそのホームページを見て、全国からいろんな若者が実は遊びに来て、スタッフとして手伝っているというシーンを見かけたんです。時々顔を出すたびに知らない子がいるもので、その監督さんはよっぽど顔が広いのかなと思ったら、いやおととい来た子でねということで、何で来たのかと言ったら何か楽しそうだからみたいな形で、映画に興味があることがあったのかもしれないんですけども、やはりそういうフェイスブック等を見て来られたということがありますので、今部長はガラケーなのかちょっとよくわからないんですけども、伊豆市のフェイスブックも実は頻繁に更新、投稿をしています。防災に関することからイベントということで、その情報の内容によって「いいね」がたくさんあるときもありますし、シェアする人がいるときもありますし、ほとんど見ていないという、「いいね」を押していないものもあるんですけども、市役所には若い職員がたくさんいるわけですので、この「いいね」とかシェアをふやす方法というのを、ちょっといろいろ何かのときに検討をされたらいいかなというふうに思っております。

あと、7月に会派の研修でアンテナショップの「美・伊豆」の視察をしました。そのときに知り合った東伊豆町の鈴木さんという職員なんですけれども、この方が美伊豆の広報担当ということで、伊豆の情報を頻繁にフェイスブックで投稿しています。先ほど部長もおっしゃられたように、市役所の職員というのは非常に影響力も大きいわけですので、積極的にSNSに参加をしていただいて、情報発信に努めていただくというようなことを、これは市長のほうからトップダウンでできないものなのではないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私も本当にスマホは持ったんですけども疎いものですから、恥ずかしながら情報をやっていた人間が。本当に若い職員がみんなばばっと使っていますので、ぜひ改めて市長からみんな一緒にやってねと訴えてまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 続きまして、フィルムコミッションについて少し質問をさせていただきます。

2001年ですね、NPO伊豆が立ち上がって、一生懸命そのころは活動していたと思います。まだ旧町で伊豆地域は22市町あったと思うんですけども、その中の担当者に話を伺うことがありました。本当にのめり込めばのめり込むほど、朝早くから夜中までよく働いて生活が苦しくなってしまうと、そういうような状況だったそうです。

それで、最近では、皆さん御存じだと思うんですけども、熱海市では、「ADさん、いらっしゃい」として市の職員が365日24時間対応して、旅やグルメの情報番組やバラエティーなど、あるいはドラマ、映画等に無料でサポートしているということがあります。そして、

多くの好評を得ています。また、7月21日の新聞にもありましたけれども、東伊豆町でも、ロケの受け入れを町の観光商工課が担当し、ロケ隊に上限10万円を交付し、2016年度は51件と前年から倍増し、経済効果も470万円あったと、これは新聞に載っていました。本当にマスコミの力というのは非常に大きいわけで、そして聖地巡礼などという言葉もあって、町の活性化にもつながっていくことだと思いますので、先ほどちょっと答弁があったんですけども、現在そのフィルムコミッションから情報が入ったものを、市としてはどこの課で担当して協力しているのか、この件について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） ほとんどがやはり観光地ということでありますので、観光商工課のほうで対応しているという状況があります。ただやはり他課に属するものもありますが、それにつきましては観光商工課が間に入りまして、一応フィルムコミッションと対応しているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） これは少し提案になるんですけども、フィルムコミッションに限らず、市でも1人担当を決めて、情熱のある職員、あるいは地域おこし協力隊みたいな制度もありますので、しっかりと生活ができるお給料を与えてのめり込んでいただくというのも一つの方法なのかなと思っているんですけども、その辺の考えについてありましたらお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど議員からありましたように、熱海市では1人ではもう本当にもう大変なので2人にするというような話があって、何が大変かというところでいろいろ聞いてみますと、お金をちょっと財政支援するから来てねというよりも、ロケ地でのいろんな調整なんですね。伊豆市でも映画を撮っていただきましたけれども、例えばあのときにも、きれいなワサビ田を撮りたいので日覆いのあれをとってくださいというような、例えばあいつたことをフィルムコミッションの担当者は全生産者を回ってお願いできますかというような、例え話ですよ、そういう調整をしてくれるところは大変ありがたいということなんですね、お金云々よりも。ですから、そういった多様な利害調整をプロデューサー、ディレクターのかわりにやれるかどうかということが、一番どうもポイントのようです。弁当が続くので地元の御飯がありがたいとか、そういったことはたくさん耳にはしておりますけれども、どうもいろいろ聞くと、やっぱり現地での調整ですね、ロケのための。そのようなスタッフをつけるかどうかについては、現時点でそういった職員配置を検討しなさいということは指示しておりません。伊豆市でどういったところをもっと強化すれば、よりロケ地として使わ

れるかというところをもう少し検討をさせていただきたいと考えております。

ただ、先般私も土肥で映画を見て、あれ本当は福井県でイカを食べるストーリーにする予定だったある映画が、経費節約で戸田でタカアシガニを食べるシーンに変えたと、それを後で監督がおっしゃっていたんですが、やはり東京からの近さというのはあるんですよね。そう考えると、伊豆半島でいろんな撮影ができますので、フィルムコミッションを通じて強化してのロケ誘致というのは可能性として非常に高いと思っております。あとは職員のつけ方でまだ我々が結論まで至っていないということです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 課題の一つに、本当にロケ班というのも、そのフィルムコミッション担当者には非常に頼りにしているという中で、これ全国的な事例なんですけれども、FCの担当が平均だと0.8人で1人にも満たないということで、多くは観光業務などの兼任で行っているために人手不足になっていて、ロケ支援以外の活動がままならないということがあるということです。あと、ロケは、例えば伊豆の修善寺温泉で撮った後に下田へ行ったりということで市町をまたぐこともあるので、1つの自治体で対応するというのも難しいということも聞いています。

それで、これもちよっと提案になるんですけれども、さっきの美しい伊豆創造センターがせっかく立ち上がったわけですから、その辺の中で事業提案という、担当者を決めて行うということもありなのではないかななんて思っているんですけれども、そういう提案というのは市町からできるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 引き取らせてください。私も一応副会長を仰せつかっている身ですので、伊豆半島全体でフィルムコミッション事業をやることの効果について検討したいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） よろしくお願ひします。

それでは、3点目の受け入れ態勢についてですけれども、実は土肥の民宿組合にアンケートをとったその調査結果を見させていただいたんですけれども、不安に思っていることが言葉、トイレ、風呂、部屋、寝具、インターネット環境ということで、日本人と同じように宿泊をしてもらえるのか、あるいは日本人と同じように使えるようにできるのかということが説明できない民宿の経営者がいて、非常にその辺が不安で、正直受け入れたくないという答えが多かったように思っております。

この辺の課題については、本当に言葉の壁というのがあって、実はことし土肥ライオンズ

クラブが16歳のアメリカ人をホームステイで受け入れたんですけれども、我々も一緒についていても言葉がしゃべれないもので、彼女も非常につまらなそうにしているわけです。それで、市長に表敬訪問をしたときに、英語がしゃべれるもので、彼女のあんなにここをする姿を見たのは僕らは初めてで、えっと思うぐらいやっぱり言葉の壁というのはあるのかなという中で、そうはいつでも解決していかなければならないことですので、その宿泊施設に対して、大手の旅館、ホテルなんかではある程度対応ができると思うんですけれども、民宿等に言葉の壁等を対応できるような施策というのを何か考えているのか伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先にちょっと私のほうから。

土肥は民宿が多いものですから、しかも残念ながら廃業したところが多いものですから、そこをもう一回使いたいということは、私からも旅館組合にも民宿組合にも相談申しあげました。そこで、本当に布団だけで3,000円、4,000円でも多分利益が出ると思いますから。ただ、それをまず受け付けをするときにどこかで一元化して、英語だろうと中国語だろうが、受け付けは一元化してお客様を流してあげる。そこまではどこかで一元化してやる。問題はその先であって、お風呂の使い方とかトイレとかについては、まずはもうパンフレットのような8カ国語対応の説明書を置いておくしかないと思います。ただ幸いなことに、今は皆さん仮にガラケーであっても携帯電話を持っていますので、そこから先は外国語対応の窓口を、携帯電話でもスマホでもいいですけれども、それをつくることはそんなに難しくありませんから。ただどこか少なくとも1カ所には24時間配置しなければいけないんです。これをあるところでは、実は空港に委託しているところがある。空港は24時間動いているところがあるので、そこに外国語ができる、少なくとも英語ができる人は必ずいるということで、困ったらそこに電話をして、それで電話に出てもらおうというところもあるんですが、土肥なら土肥に1人24時間オープンにしなくてもよいわけであって、どこか1カ所で24時間対応できる、外国語、しかも8カ国となるとさすがにきついです。英、中、韓国語ぐらいでしたら、その最後の厳しいところの対応窓口ですね、それができれば、民宿の皆さんもかなり安心できるのではないかと思います。

まず今現時点で言っているのは、まず民宿で1回社会実験をやりませんかというところで、その先のところをこれから検証させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね。民泊とかいろいろ言葉がありますけれども、結局受け入れるところがなければ泊まれないわけですし、せめてオリンピックの開催期間中だけでも何とかして、その後ああこれだったらうちもできるのではないかという方がふえていただければ、また民宿の再開なんかにもつながるのではないかなと思っております。ぜひよろし

くお願いいたします。

それでは、最後のDMOの関係ですけれども、アンテナショップについては中華街を見してきました。今ここでその感想は述べませんけれども、頑張してほしいなと思っております。

その中で、先ほど答弁にもありましたけれども、伊豆市のブランドについて10アイテムぐらいを選定したいということですが、既存の今ある中から改めて10アイテムを選定するのか、あるいはいろんな商店さんに、伊豆市ブランドを確立したいので、認定したいので、ある意味その開発費を出すので新たな商品をつくってくれ、例えば伊豆のまんじゅうをつくってくれとか、そんなところまで発展していくのか、その件について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 10品程度ということでございますが、これは一応今年度の事業として考えておまして、現状やっぱりあるものをある程度10品程度抽出したいという形で考えております。

今後でございますが、当然これ事業は今年度で終わりではなくて、次年度以降もそういう形でのブランド化というのは進めていきたいと思っておりますので、その辺につきましては、今あるもの以外のものでそういう新たな商品の開発とか、そういうものも視野に入れていきたいなと思ってます。ただ、その支援については今現状では考えていないです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） よくイベントなんかで地元の食材を使って料理コンテストみたいなものを行って、そこで優勝してなんていうのをよくやっているんですけども、それで終わってしまっているんですよ。商品化につながっていかない。だから、最初から計画を立てて、この中の1位をブランドにするよというぐらいまでいかないと、なかなか新しい商品というのはできないのではないかなと思ってますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思っております。

あと、ふるさと納税の関係でございますが、ふるさと納税の金額というのは、平成26年が325万円でした。私も議員になってから何度も何度もふるさと納税推進の一般質問をさせていただいたんですけども、それが総合計画の目標では、平成32年に2億円にしたいという目標でしたのが、既に2億円を突破して平成29年は3億円を目指すということでございます。

総務省はこの4月に、ふるさと納税の返礼品の価格について3割にしてくれということで全国の自治体に要請をするということで、通知には強制力はないということでしたが、伊豆市としては、9月ぐらいから3割にするというようなことも伺っております。ですので、ひょっとしたら今までの推移も下がってしまう可能性もあると思っておりますので、3割になっても魅力ある返礼品というのを用意していただいて、自主財源の確保のためにもふるさと納税の推進を図っていただきたいと思っております。

昨年の9月にリニューアルしたときには、たしかDMO推進室のほうで担当して、何かこういう商品を出したいよと言うと、非常に熱心にキャッチボールをしながら商品の募集を行ったようなんですが、現在はまた財務課に戻ったような話も聞いています。新たな伊豆市のブランドも返礼品に加えて、それでふるさとチョイスから情報発信していくというのは非常にいいことですので、やはり財務課ではなくて、DMOの仕事ではないかなというふうには思っています。

それで先ほどの話に戻るんですけども、産業振興協議会が一般社団法人になったということでそれができなくなったのか、あるいは何か方法をとればDMOのほうでできるのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 確かに昨年までDMOに絡んでいただいて、いろいろ受け付けして業者さんとのやりとりとかをしていただきました。DMOでやられているブランドとか新しい商品開発、当然ふるさと納税の返礼品もセットでお願いしたいところなんですけれども、事実今、産業振興協議会は仕事が4月から始まったばかりで、本来の産業振興協議会の仕事をやるのが正直なところ今精いっぱいというところがあります。当然DMOのふるさと納税の返礼品も一緒に今後はやっていただきたいというのもあります。

ただ、もう一点ちょっと心配しているのが、若干その寄附者と返礼品に対してのトラブルではないんですけども、苦情も若干あります。そのときに、苦情は必ず市に来るんですね。そうすると、市のほうがやはり商品、返礼品にかかわっていないと、その苦情の対応とかが難しいところがありますので、全てが全てその産業振興協議会にお願いするというのではなくて、昨年財務課とDMOと一緒にやっていましたので、その辺もう少しDMOの産業振興協議会の業務がちょっと落ち着き、こういう返礼品のものにも携われるような状況になったら、もう一度財務のほうと協議をして、その辺の出展者と寄附者とトラブルがあったときの対応とか、そういうものを調整させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。

とにかく返礼品については、やはり今部長がおっしゃられたように、専門家にいろいろ入っていただいたほうがいいと思うんですけども、立ち上がったばかりということで、そちらはそちらで事情があるのかなと思っていますけれども、最後、したらというように連携をしながら、充実に努めていただきたいと思います。

2020年にはオリンピックが開催され、外国人のお客様も非常にふえる。また静岡県でも大きな観光事業を行うということで、それにぜひ伊豆市も便乗して、もう一度伊豆市のブランドを再構築して、伊豆半島の地形であるとか交通事情など、さまざまな課題というのはちょ

っとまだ置かれたような状態だと思うんですけども、伊豆市は美伊豆の事務所もありますし、ちょうど伊豆のへその部分にありますので、伊豆市が観光推進のリーダーシップをとっていただいて、地域の活性化をしていただきたいと思いますと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

#### ◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目につきましては、明日9月8日午前9時30分から行います。

本日はこれにて延会いたします。どうもお疲れさまでした。

延会 午後 4時35分



平成29年第3回(9月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年9月8日(金曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	田村 英樹君
総務部長	伊郷 伸之君	防災監	佐野 松太郎君
市民部長	梅原 敏男君	健康福祉部長	村井 克代君
産業部長	堀江 啓一君	建設部長	山田 博治君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	長谷川 文子君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田 博昭	次長	稲村 栄一
主査	滝川 和代		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年第3回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、発言順序7番の星谷和馬議員から発言順序12番の杉山武司議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（三田忠男君） まず、最初に、3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） おはようございます。3番、星谷和馬であります。

題名は、狩野川公園向かい側の開発計画についてでございます。

伊豆市は、事業所の移転、産業の空洞化そして人口減少と、大きな問題を抱えております。対策としまして、企業誘致、移転をさせない、土地の有効活用、開発促進を情熱と真心をもって進めるべきです。

さて、伊豆市の玄関でもある狩野川公園向かい側の未使用建物、長年撤去を要望してまいりました。一部分ではありますが、更地となりました。次は、伊豆市の発展のため更地をどのように活用するかが重要です。民間企業の進出計画があると聞いておりますが、市としてはどのように考えていらっしゃるのか質問をいたします。

1、開発計画はいつごろからあったのですか。

2、進出計画の開発を市としてどのように捉えていますか。

3、後ろの農業用地ですが、開発行為の場合、許可はどうなりますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

伊豆市は、企業を誘致するための市有地がほとんどございません。そこで、数年前から市内のしかるべき土地について、所有者からの申請により空き物件情報登録制度を利用して、市のホームページで活用できる土地として情報提供しております。

御指摘のありました狩野川公園の向かい側の土地については、この登録制度に登録をいただき、情報の提供をしまいいりました。

詳細については産業部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 私から、それでは詳細について述べさせていただきます。

まず、（１）の開発計画はいつごろからあったのかということでございますが、狩野川公園の向かい側の土地ということではなくて、西側の農地も含めた土地利用という形で、昨年の末から店舗を建設したいという相談を受けております。

（２）の進出企業の開発を市としてどのように捉えていますかということでございますが、地域発展のために企業が伊豆市に来ていただけることは多くの雇用が見込めますので、地域が活性化する大きなメリットであると考えています。ただ、市内に在する他企業との競合が考えられる場合などは、やはり地元の皆さんがどう考えるか、どっちにしても地権者の皆さんがどう考えるかということがやはり一番大切であると考えております。地域の皆様が反対するような施設につきましては、市としても誘致することは意向には反していると思いますので、その辺の地元の皆様の意向を大切に考えていきたいと考えています。また、先ほども言いましたとおり、そこは青地農地でございますので、そこが当然一番考慮しなければいけないと考えています。

（３）の質問でございますが、開発行為の場合、許可をどうしますかということですが、先ほど言いましたが、ほとんどの農地が農用地区域内の青地であります。開発するためには農用地区域から除外、そしてその後、農地転用という許可が必要になってきます。それぞれの許可につきましては、事業計画によりまして国あるいは県と協議していかなければならないと考えております。また、建築物や特定工作物を目的に行う土地の造成等につきましては、一定規模以上になりましたらば都市計画法で許可されます開発行為というものも該当してくると思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 私は、都市計画審議会の委員です。それで7月10日の日に会議がございました。そのとき冒頭で副市長の挨拶の中で、牧之郷の地区におきましては宅地造成並びに商業開発等の計画があるとおっしゃっておりました。進行の流れの中で、私は最後に質問をしました。牧之郷地区の開発はあるんだけれども、他の修善寺地区においてほかの地域はどうなっているのか、あるでしょうかと質問をいたしました。その結果、窓口は建設課でし

たから、建設課の皆さんが牧之郷以外には開発計画はございませんという答弁をいただきました。そして、次の11日の日に、観光商工課の課長さんと部下の方2名が私の家に訪れまして、実はあその場所ですね、今おっしゃった更地の横、後ろのところについては、開発計画ということで市のほうに御相談に伺っているということ伺いました。そして、課長と私とのもろもろの意見の中で、時間を割いていろいろ話したんですけども、課長いわく、固定資産税のアップだとかいろいろな条件で、市としては中立であるはずなただけけれども、前向きなような捉え方をという形で僕は捉えました。

ここについて、当然副市長さんも冒頭で挨拶をしたときには、牧之郷以外はないということをおっしゃったんですけども、副市長さんに質問していいのか悪いのかわかりませんが、どうだったんでしょうか。副市長さんも、当然牧之郷以外のところは知らなかったということでしょうか。副市長さんでよろしいですか。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

副市長、答弁願います。

○副市長（本多伸治君） 申しわけありません、そのときの詳細がちょっと、市、牧之郷以外に事例があったかどうかという……すみません、当日、御挨拶の中で、牧之郷で宅地開発であるとか、さまざまな幾つかの御相談が寄せられているということは挨拶で申し上げた記憶がございますが、それ以外に市内で特に修善寺地区内で相談があるかどうかという御質問があって、それに対して、私が明確にないというようなお答えをした記憶は今現時点で持っておらないものですから、お答えのしようがないんですけども、申しわけございません。そのようなことでよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 先ほど僕言ったとおり、私の質問に対して建設課の方が牧之郷以外はないとおっしゃったんですよね。ですから、副市長さんはそのときには今おっしゃったとおり、返事はしなかったわけです。でも、返事はしなかったんですけども、当然牧之郷以外に開発があったのかどうか知っていらっしゃるんでしょうか、その時点では、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願えますか。

副市長。

○副市長（本多伸治君） この狩野川記念公園に関するもの以外にも、私のところにはさまざまに情報は入ってきておりますけれども、ただ、それはまだ検討のぐあいも、本当にこんなことを考えたいというような話もレベル感もいろいろございますので、全てを公にまだここで進んでいるよというようなお話のレベル、それはレベル感がございますので、当時、狩野川記念公園のところで、この件について私は承知していたかどうかということに関しましては、承知はしておりました。そういう相談があるということは承知しておりました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 副市長に答弁をさせて、ありがとうございます。

そうですね、私は、この会社に開発の計画がある、相談があるということで私存じておりました、この会社にファクスと電話を差し上げました。そして電話でいろいろ伺って、これまでの経緯とそして現在の立ち位置、そしてこれからの計画状況をいろいろ聞いてきました。そうしたら、先方も紳士的にいろいろ答えていただきました。ここで言うていいかどうかちょっとわかりませんが、今おっしゃったとおり、地主さん、地域、そして市の協力があれば前向きにしたいということをおっしゃってありました。そういうことを捉えて、産業部長で結構ですけれども、いかがですか、計画という形は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 産業という立場で、当然産業では企業誘致もあります。ただ、やっぱり農業ということもありまして、青地を守らなければいけないというところがあります。やはり、先ほど申したとおり、地元の方がその施設をやはり必要かどうか、先ほど言いましたとおり、地主さんがそれに対して認めるかどうか、そういうことがやはり一番大切になってくるかなと思います。その辺のことがやはりできない以上、なかなかその先には進まないのかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） それでは、開発計画の一番のところは大体わかりました。

それでは、2番目に伺います。進出企業の開発を市としてどのように捉えておりますか。産業部長が先ほど述べていただきました。私は、基本的に伊豆市に進出していただける企業は、この御時世ですから、当然受け入れる。ここは商工会との関係もあると思います。ですが、私の住んでいる熊坂商工会というのは、約20年前は100軒以上ありました。今は残念ながら50軒ちょっとしかございません。そして、商業者もたった1軒です。これがもう現実なんです。当然さまざまな要因とかあるんですけれども、これについては省きますが、これが現実なんです。

それで、現在は、まだ出店計画の企業さん、さっき僕が述べたとおり、出店計画に関してはオーケーではなくて、白紙だけでも、地域の皆さん、市の協力があれば可能だということをおっしゃってありました。市としては、地権者並びに地元の賛同を得た場合、繰り返すことになるかもしれませんが、市としては、これは前向きに捉えていただけるんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほど申しましたとおり、やはり地元の皆さんとか、そういう方が賛成していただければ、市としても当然その先を考えなければいけないかなと思います。

ただ、やっぱり、青地農地ということもありますし、ほかの企業さんですね、店舗となりますとやはりいろいろな形でのライバル会社というのもあると思います。その辺のことも、いろいろな形で考慮しなければいけないかなとは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） わかりました、ありがとうございます。

開発は牧之郷だけではなくて、他の地域にも波及されるとよいと僕は思っていますけれども、これもなかなか現実には難しいだろうと思います。

それで、ここ自分ですね、3行目に移転をさせないということがあるんですけども、ちょっと関連ですから述べさせていただきますけれども、都市計画の見直しの会議である、都市計画審議会の会議である委員が、そのときはまだ都市計画だったです、都市計画の見直しだったんですけども、そのときにある委員が、牧之郷にある製造業、一番大きなところで、会社名はわかると思うんですけども、A社としておきます。社長さんいわく、工場の周りに家が建ち、そして騒音問題もある。それで工場の拡張がままならない。それで、他の場所に移転も考えなければと発言されました。そのときに、私はびっくりしましたけれども、これは議事録に多分載っているはずですよ。市長さん、このように大企業が移転も考えているということをおっしゃったことに対して、市長さん、どのように感じますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、今の御質問の御主旨がよくわからない。私が都市計画審議会で何を発言したかということですか。それであれば、ほかの案件でもございます。特に製造業は立地とか、それから道路のアクセス等、直接収支に影響してきますのでいろいろな話を伺いますが、可能な限り市内に当然残っていただきたいわけですが、先ほど申し上げたとおり、市の土地はほとんどないんですね。ですから、今、私は産業部のほうには買えるところはなるべく確保しなさいという方向だけ示しているんですが、これは行政の難しいところで、目的のない土地を買うことができないわけですよ。うちは土地公社が伊豆市として持っておりませんので、そこがいつも難しいところであって、基本的に企業も誘致したい、市内にある事業者さんに残っていただきたい。そのためにここは使って結構ですよという同意があるようなところは登録制度で、市の土地ではないけれども、紹介できるような体制をとらせていただいた。ですから、今度、このような状況の中で個別的な案件については、もう可能な限り事業主さんをここに残っていただくように、行政としても努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） これは牧之郷の伊豆市では一番の大企業なんですよ。そこの社長さんいわく、もう拡張もぎりぎりだということ、いろいろ市としては制約があると思いますが、やっぱりこれは真摯に話を聞いて前向きに捉えないと、工場の移転というのとはまらなくなると思います。やっぱり相談に乗って、イハラさんのような二の舞にさせてはいけない、これがもう私の率直な意見です。

それで、少し趣旨とはかけ離れるかもしれませんが、関連があるので質問をいたします。

空き家対策と同様に空き地対策も大変重要な政策です。かつて別荘地だとかニュータウンですね、伊豆市がたくさん何カ所もございました。しかし、今、残念ながら見るに忍びない荒地が余りにも多いです。そこで、この地域の再生として大企業の、趣旨を変えて保養所とか研修所を誘致するというふうに自分思ったんですけども、市長さん、どうでしょうか、保養所。

○議長（三田忠男君） 答弁願えますか。

市長。

○市長（菊地 豊君） こちらでしか、狩野川記念公園でいろいろ答弁を事務方は準備してきたものですから、市長から総論として申し上げますけれども、保養所の施設というのは急速に減ってまいりました。防衛庁というのは大きな組織ですから、直轄の共済組合の保養所も持っていたんですが、相当程度減らしております。警察も多分そのような傾向で、大企業も基本的には提携を結ぶことができるわけですから、ビジネスとしてやっていたらホテルや旅館さんと提携をして、ラフォーレ倶楽部のように、そのような傾向の中で保養所を、企業の保養所として誘致するというのは、もうそういう案件があればうれしい次第ですけども、行政として誘致するというのはなかなか現実の流れから見ると難しいのではないかと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 私は、なぜ質問したかといいますと、前に日本経済新聞の記事に載っておりました。大企業の話、大手商社2件の事例です。新卒者がIQの高い学生を採用しても、人間関係がうまくいかない。会社になじまない。そして大企業の社長さん、重役はどうしたかという、社員寮の復活、新設をした。それも東京の都心または郊外、それにスポーツ施設も併合してつくった。希望者ならば3年、5年間入所可能であり、同じ釜の飯を食べさせる。当然同期や、やや年齢が近いために、仕事の悩みだとか恋愛のこともあるでしょうけれども、いろいろ話し合い、雑談ができることによって、いい環境をつくった。そして、くつろぐ場所ということでコミュニティーの広場をすごく設けたそうです。寮は狭くして皆さんと雑談するコミュニティー広場をすごく設けたそうで、広くとったそうです。その結果、

仕事がやっぱり生き生きとして仕事をした。そして生産性も上がった。そして数年後には中間管理職になり、そしてなってもこの人脈を生かし、社内で討論をしながらいろいろ相談とか仕事のヒントも得られ、情報量もふえ、大変役に立った。そういう記事が載っていたわけですね。そうすると、寮の復活、新設というならば、もう一回福利厚生面で保養所とか研修所ですね、これもありきじゃないかと自分は感じたわけです。確かにバブル崩壊後にいろいろな企業とか役所関係さんは、保養所とか福利厚生をすごく減らしました。しかし、今は新聞にも載っているとおり、大企業さんは内部留保が余りにもたまっちゃって使い道ができない。それで株主訴訟に配当金をふやせとか、もっと事業をしろとかと言われているのが今の現状なんです。ですから、そういうところにヒントがあるんじゃないかと自分は直感したわけです。

そして、これらを踏まえて大企業の雑誌とかホームページにPRしたらどうかと思うんですけども、これいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 企業誘致という観点での御質問だと思いますので、市長としての所見を述べさせていただきますけれども、いつも申し上げているとおり、伊豆市の特性に合った企業を誘致する、その努力に集中したいと考えているわけです。例えば天城ふるさと広場でしたら、平日はほとんど使われておりません。その近隣、近傍もしくは隣接して天城北道路ができると、あそこから10分になりますから、しかるべく企業さんを誘致したいという考えは、潜在的には持っているわけです。ところが、あそこは借地ですので、伊豆市が単独でここをどうぞ買ってくださいというわけにいかないわけです。ですから、あるいは、ラフォーレ倶楽部とか中伊豆ワイナリーは研修室もグラウンドも持っていますから、そういったところを使っただきながら、会社の運動会をやってください。これは魅力プロジェクトでできるわけです。ですから、ソフトのところできるところと、企業誘致それから研修誘致のようなソフトでできるところと、場所を提供しなければいけないところの少し区分をしたいと思っているんです。場所を提供して事業所を誘致する場合には、これはやはり地域の皆さん、それから地権者の皆さんにやはり同意をいただかないと進めることができません。

先ほど、当初、狩野川公園のお話あるいは熊坂地域のお話でしたので、これは御参考までに申し上げたいのですけれども、東京ラスク伊豆ファクトリーを数年前に誘致を実現しました。これは、議員の皆さんイニシアチブで、私のお話に来る前にたしか8人だったと思うんですけれども、地元出身の社長の釜石の事業所に行ってお願いをしていただき、そして伊豆市に来ていただくところから行政が入ったわけです。それから、ベアードビールさんもお話はいただきました。そのときに15カ所ぐらい見ているという話を伺って、その間に市としてはちょっと活動はとめておりました。私は、最後はあそこになるという確信があったものですから、見守っていればよいと思っていたんですが、その間、実は地元の大平の皆さん



が物すごく情熱的にベアードさんと一緒に動いていただいたんです。行政は、地域の皆さんの意向を無視して先に走るということはしませんので、ですから企業誘致する場合には、その業種、業態が地域の皆さん、地権者の皆さんに同意をいただき、情熱的に受け入れていただき、その背景がないと、行政が先に突っ走ることはできませんので、そこについてはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 市長の言うことはよくわかりました。当然、企業ですからリゾート地、ラフォーレさんもございます。しかし、企業としてはやっぱり自前のものを持つということもあるわけです。当然雑誌とかPR、ホームページでPRすることによって、その大企業さんから、それでは伊豆市の別荘の跡、環境のいい自然のいいところ、では、つくってみようかという可能性もあると思うんです。あるかもしれません。そういう点で、市長さん、大変かもしれませんが、お金がかかりませんから、手土産1個でいいですから、この情熱を持って、その社長さんなり、重役さんに会って交渉していただきたいなと思っております。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） お静かに。

○3番（星谷和馬君） それで、ちょっと先ほど、私、現在、この狩野川公園の横のところに進出する企業さんに、先ほど述べましたけれども、開発計画この状況をいろいろ聞いてきました。そして真摯に答えてもいただきました。それで、現在は副市長さんがさっき言ったとおり、牧之郷、熊坂以外にもお話とか相談があるということで聞きましたから、ぜひ伊豆市としても企業を待っているんじゃないで、やっぱり自分から出向いて情熱と心で相手を、社長さんをやっぱりくどく、そういうことを僕はしないと、日本全国が誘致のもういっぱい窓口を持っていますから、もう市長みずからが手弁当を、まあ、いいじゃないですか、伊豆のワサビでも持って社長さんを直に口説いていただきたいなど、これまた思っております。

それで、もう一つ質問させていただきます。

この狩野川公園のところ、更地になりましたけれども、まだ一部です。まだその一部は残っております。地主さんとの交渉があることですから、防災監がきのうおっしゃっておいりました。ちょっと質問がダブったんですけれども、更地が残った部分の更地は、我々としてはすぐにでもやっていただきたいと思うんですけれども、なかなか難しいんでしょうけれども、これ防災監、いつごろの予定、できたら早くしてほしいんですけれども、きのうのきょうですから、地主さんも多分わからないでしょう。地主さんもわからないと思うんです。けれども、更地もすぐやってほしい。そして、だらだらすると嫌ですからね、いつごろまでに更地が可能なのか答えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 個人との話なので、いつごろかと期限を切るのは非常に難しいところもあるんですが、土地の所有者等については調べはついているんですけども、あと長年あった土地の上物とか、その辺の関係がなかなか個人の複雑な個々の事情もあるようで、特定が今おけているところがありまして、今そこにかかろうとしておりますので、きのう言ったとおり、早急にはやるように今進めているところであります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

私、なぜこれを質問したかという、この間、更地にしていただきましたよね。その更地にする場合に、熊坂区としてはもう数年にわたって陳情要望をしてきたわけですね。それがやっと何年越しにできたわけです。ただ、この状態でいくと、今の更地にしていただける部分も、また今までのようにだらだらするとできないと思ったものですから、この質問をさせていただきました。これは、前のようにだらだらしないで早急をお願いします。それで、あそこが更地が一体とならないと、開発行為ができないんですね、見たとおり、あの土地の問題で。

それで、最後になりますが、もしも全部更地になった場合、伊豆市は難しいでしょうけれども、伊豆市としてはどのような企業を、どのような業種が来ていただけるのが一番ふさわしいのか、ちょっと答えにならないと思うけれども、わかる範囲で結構ですから述べていただければ助かります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今のお話は、御質問のこの通告書にあった、その農地全体ではなくて、あの大きなカーブの横の部分ということでよろしいでしょうか。きのう、どなたかからも御発言があったと思いますけれども、ああいった形状の道路づけのところは商業地には非常に難しいんだそうです。そうしますと、私たちビジネスの素人が何か特定の業種を選んで誘致をお願いするというよりも、やはりビジネスの論理の中で商業施設なのか、あるいは小規模の何か製造業なのか、あるいはあの立地で住宅地なのか集合住宅なのか、そういったものを少し静観をさせていただき、その中でやはり何が最もよいのかというものを、何というんでしょうね、民間の力でやっていただければ、そこに対して市の支援はいろいろな仕方が当然ございますので、場所からいうと、浸水地域の危険性の程度が軽微であれば、無理に商業施設よりも住宅地も、集合住宅ですけども、あるのかなと思います。ただ、これは、あそこは高いからまだ別なんですけれども、熊坂、瓜生野は、御承知のとおり全体として浸水区域ですから、100年に1回、1階部分をどうするかというところを、そのリスクを飲み込んだ上でこの事業をという、そういった事業主さんということになりますので、その視点からも

やはり行政としては判断をさせていただかざるを得ないということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

あその場所は、狩野川記念公園、スポーツ施設もございます、メーンは。ですから、私個人としては、スポーツ施設はどうかなんていうことを考えたこともあるし、また地域の皆さんに相談したら、あのカーブは商業ベースとしては大変難しい、過去に成功例がない。ですから、民間企業とかなかなか難しいだろうと。それで、狩野川公園の拡張ということでスポーツ施設をつくったら、貸していただいたらどうかということ結構議論という形で上がったんですけども、スポーツ施設という形はどうでしょうか、お金がかかるかもしれませんけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 現状において、人口比でいうと圧倒的多数のスポーツ施設を既に持っておりますので、さらに土地があるからスポーツ施設をさらに整備というのは、なかなか難しいだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） それでは、3番目、後ろは農業用地ですが、開発行為の場合は許可はどうなりますかということです。実は私、学校卒業後12年間、某スーパーに勤めておりました。スーパーですから、出店の際、広い面積を必要とします。当然、用地は田んぼとか畑です、俗に言う。多かったです、出店場所が。ハードルはやや高かったです、私もう30年、40年前の就職ですが、この農地を除外申請した記憶もございます。これは先ほど部長がおっしゃったとおり、地域の皆さん、地主さん、そして市の協力ですね、そしてスーパーの力で、企業の方で、これ農地除外の申請はできるんですね。僕は現実にこれやってきましたよ。ですから、そういうことを考えて、あその場所も今おっしゃった、僕が言ったとおり、部長も言ったとおり、地権者と地域、市が一体となれば、現実には可能なんです。もう一回、再質問ですけども、これをどのように捉えますか、考えますか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほどと同じことの繰り返しになってしまいますが、やはりその地域の皆様が本当にまとまってくれて、本当に情熱的にそこに店舗を誘致したいということになれば、市としてもその方向は無視するわけにはいかないのかなと思います。片や、先ほど言いましたとおり、青地農地を大切にしなければいけないということもあります。大店舗法という法律なんかもありまして、やっぱり1,000平米以上あるときにつきましては、また

地元の皆さんであるとか、そういう方たちと協議しながら、騒音であるとか、そういうのもいろいろな形で検討しなければいけないというのもありますので、もろもろのいろいろな条例とか法律が絡んでいると思いますので、その辺を見きわめながらということになると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 文教とも絡みますけれども、文教の農地転用もやれば、あれはできるんですよ、皆さんいろいろ言っているけれども。僕は、現実にスーパーで働いていて、もう農地申請した記憶がございます。そして、実際出店もさせました。ですから、これできるよと、できるなら、できるんですよ、現実。僕の言ったのは30年、40年前ですから、今の時代とちょっと法律は変わったかもしれませんが、それで、最後ですけれども、僕は、後ろにある農地を持っている地権者、地主さんとも何人だかの人とお話をしてまいりました。1人は大口ですけれども、そして、その人は過去にもその場所は介護施設の建設計画があったそうです。部長、知っていましたか。知らなかった。いいです、いいです。やっぱり、ですけれども、いろいろがあって立ち消えとなったそうです。

それで、最後になりますけれども、やっぱり伊豆市の発展のためには商業施設であれ、何であれ、原則基本的に受け入れる、そして市が協力するということがなければできませんから、その辺をよろしく願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） これで星谷和馬議員の質問を終了いたします。

#### ◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 引き続きまして、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、通告に基づきまして3点、市長及び教育長に一般質問をさせていただきます。

最初に、文教ガーデン後の諸問題についてということでございます。

文教ガーデンシティ構想が民意により完全否定されてから5カ月が経過していますが、この件についてどのように修正を図っていくつもりなのかお尋ねをいたします。

1番目、教育委員会では、8月30日付で教育振興審議会を発足させたとのことですが、どのようなことを諮問したのか。また、着地点はどのようなものを目指しているのかお尋ねをします。

2番目、中伊豆温泉病院の移転誘致について、市長は、これから白紙的な状態で厚生連とは話をさせていただくと、これは6月議会ですけれども言っておりましたが、どのような話をしていただいたのかお伺いをいたします。

3番目、文教ガーデン否決後に、市長は、こども園の新築の方向性を優先的に検討すると

も言っておりましたが、現在どのように検討しているのかお尋ねをいたします。

大きな2番目、新ごみ処理施設建設計画について。

このごみ処理施設の建設については、伊豆市と伊豆の国市が一部事務組合を設け2市共同で設置しようとするものであります。そこで組合管理者でもある菊地市長にあくまでも伊豆市長ということで、これは組合管理者ということではなくて、伊豆市長ということで質問をさせていただきます。

日量83トンを焼却するという数字が基本計画で出ておりますが、これは過大な見積もりではないでしょうか。特に災害ごみに日量7.5トンは、財政難の折から不必要と思うが、どう考えますかお伺いをいたします。

2番目、余熱利用、特にごみ発電については計画に組み入れるとの方針のようだが、ごみ発電の装置に十数億円、維持管理費に20年間で20億円余分に費用がかかると言われております。また、効率的な発電ができるかどうか、非常に問題があります。これは焼却炉が小さいものですから、効率的な発電ができないんじゃないかということですが、交付金との絡みも当然あるわけですが、これについても十分精査が必要と思いますが、どのように対応するのでしょうか。

3番目、金がないないと言われている伊豆市にとって、一体幾らをかけて焼却場をつくる予定でしょうか。建設費及び維持管理費の大体の目安があると思うのですが、お答えをいただきたいと思います。

3番目、美術館建設計画について。

修善寺温泉入り口にあった郷土資料館は2年前に閉館になり、伊豆市の貴重な美術品を鑑賞できないという声を多くの市民から耳にしております。市長は、美術館を市内に建設すると、五、六年前から言っておりますが、どのような計画を立てているのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

1つ目は教育長の権限で、2つ目は副市長から答弁をさせます。

3つ目のこども園ですけれども、きのうもございましたとおり、議員の皆さん方の中にも賛成の方もいらっしゃいますし、また行政としては伊豆市の中で機能が薄い療育支援、発達障害のお子様のケアを含めて立地を考えたものですから、加殿、日向地区が適当であろうと、このように判断をいたしました。

ただ、ここでもう一度考え直すに当たり、当事者である修善寺東こども園の保護者の皆さんの御意向を確認したところ、9割近い回収率の中で72%の方が、やはり今の場所の近傍、

加殿、日向付近がいいということで御回答がございました。そうすると、そこには市の土地がございませんので、どこに土地を求めるのか、どこに土地を確保するのかということになります。ほかに場所が、適地があればよいのですけれども、市有地以外を模索するとなると、これは同じことの繰り返しでございまして、やはりまず議会で同意いただける確信がないと私も職員を派遣できませんので、これから市有地以外のところでもし建設をするのであれば、地主さんと話をしなければいけないわけです。その環境がまだ整っておりませんので、そこを今大変心配しているところでございます。何としましても、私はお子さんたちのためには、伊豆市の公設の拠点こども園となる多様な機能を持ったこども園の整備は早急に進めるべきであると、市長としては考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） おはようございます。

それでは、私のほうから、教育振興審議会につきまして答弁させていただきます。

今回の教育振興審議会への諮問事項は、「修善寺・中伊豆・天城湯ヶ島地区の中学校のあり方」についてであります。着地点は、上記諮問事項について第三者機関としてゼロベースから10年後、20年後という将来を見据えて中学校の教育環境について御審議いただき、委員の意見を取りまとめ、教育委員会に答申をいただきたいと思いますと考えております。

教育委員会では、この答申を受け、平成30年度中に基本方針を決定し、基本計画を検討してまいりたいと現在考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、副市長。

〔副市長 本多伸治君登壇〕

○副市長（本多伸治君） それでは、私から、②の中伊豆温泉病院の移転、誘致についてお答えをいたします。

5月の臨時会の審議結果を受けまして、5月30日に市長から厚生連理事長へ土地の確保が困難になった旨の報告をして以降、厚生連側でも候補地が白紙になったことに加えまして、JAグループ、厚生連役員の改選があったことにより、温泉病院移転に関する検討が中断をしておりましたので、私、また健康福祉部におきまして事務レベルでの情報交換を行ってきたところでございます。

こうした中、温泉病院の将来構想準備委員会が8月9日に新メンバーでスタートし、今後、候補地選定などの検討が加速するということが予測されましたことから、これまでの情報交換等で得ておりました情報につきまして、8月23日の全員協議会におきまして私から議員の皆様へ御報告をし、情報共有を図ったところでございます。また、全員協議会の後に8月28日になりますが、厚生連の役員の方2名と私は面談をしておきまして、その際、厚生連側から改めて平成33年4月の着工に向けて年度内には候補地を選定したいこと、そしてこれまで長い間お世話になり、病院関係者の愛着も強い伊豆市内での移転を優先的に考えていきたい。

そのためにも早期に議員も交えた意見交換の場を設けていただきたい旨のお話がありましたので、議長を通じて議員の皆様にもその旨お伝えをしておるところでございます。

市といたしましても、温泉病院の伊豆市内の移転に向けまして、今後、早急に厚生連また議員の代表者の皆様、また行政、この三者による意見交換の場を設けまして、具体的な議論を進めてまいりたいと考えておりますので、各会派議員各位の御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、教育振興審議会についてですけれども、諮問をしたということなんですけれども、まず、よく新聞の記事にも出ていましたけれども、ゼロベースで検討、諮問すると、今もゼロベースということをおっしゃいましたけれども、ゼロベースというのはどういうことですかお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） そのちょっと前、今の前までの第2次再編計画について、それを引きずるということではなくて、もう一度最初から中学校の子供たちの教育環境について検討してもらおうということです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 3月議会で教育長は、議員からの質問に対して修善寺中学に3校統合したらどうかという質問に対して、修中に3校統合するのは大変無理があるというような話をしましたね。これは今でもそう考えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） そのときと同じように、やはり難しい問題が多々現在の修善寺の中にはあると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、ゼロベースからということと整合性がないじゃないですか。

それから、もう一つ聞きますけれども、それからそのときに3月議会で教育長は、新中学校を新たな土地に建設して伊豆市の核となる中学校整備をすることが最善の教育環境であると考えているということですが、今でもそうお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、何か私が意見を言うと、ゼロベースじゃないということならば、その当時はその考えで、現在はお答えできません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が何でこんなことを言うかといいますと、教育委員会が諮問したのは、ゼロベースで考えろ、考えろということをおっしゃっているわけですがけれども、それでこの諮問は中学校についてという、再編成ですか、それについてということなんですけれども、例えば小中一貫校についてはこの中では検討しないですか。小中一貫校についてはどうということですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 審議会の中の話の流れの中で出てくることも想定されるとは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 出ることは考えておりますけれども、検討、要するにどういう着地点を目指すかということをお聞きしているわけですし、どういう選択肢を教育委員会のほうから提供するかということなんです。何もしないでゼロベースで考えろ、考えろと言ったって、そんなこと言ったって、委員にはそんな考えられませんよ。大概諮問というのは、ある程度こういうことでどうでしょうかということをお聞きしているんですよ。

では、市長にお伺いしますが、市長は、きのうの答弁で教育振興審議会のことについても言及されましたが、そのときに3中学校の統合か、それぞれ存続をするのか決めてもらいたいというようなこと、あるいは議員にもそのようなことも言っていましたが、それだけなんです。市長のあれは、3中学校の統合か、それぞれ存続するか、私が言うのは例えば今の修善寺中学に天城と修善寺を統合するとか、中伊豆は小中一貫校でやるとか、そういうことは全然お考えになっていないんですか。これ市長に聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、教育の中身に触れることはできませんが、財政はこちらで市長部局でやっているわけですね。きのう申し上げたことは、その新しい学校再編成事業は否決をされましたので、現時点においては3中学校、6小学校存続というのが決定されたことなわけです。そして、それをもう一回学校のあり方、教育環境のあり方については教育振興審議会をもう一度設置をして議論するということなんです。現時点での伊豆市議会の決定は



3 中学校、6 小学校の存続ですから、その場合には約180億円、伊豆市負担が100億円ですということをおし上げたわけです。そのとおりにやるのか、これから見直していくのかは、今まさに教育委員会のほうで再度検討いただいておりますので、その議論と議会の御意見を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 森議員、私語は慎んでください。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） そういう発言は不規則発言になりますので、注意願います。

西島議員。

○13番（西島信也君） 文教ガーデンは否決されたから、そういうことになるんでしょうけれども、選択肢としてさっき言った私の例えば小中一貫校であるとか、そういうことも当然範疇にそういう選択肢の中に入っていると思いますけれども、市長は、そういうことも入っているんでしょうか、お伺いしたい、市長に。市長にですよ。

[「権限外です」と言う人あり]

○13番（西島信也君） 権限以外じゃない、あんた、会長でしょう、総合教育会議の。座長、会長か。

[「座長」と言う人あり]

○13番（西島信也君） 座長でしょう。

○議長（三田忠男君） 権限外ですか。

では、教育長。

○教育長（西井伸美君） 振興審議会のほうは教育委員会がやっておりますので、私のほうから発言しますが、想定される、これからの振興審議会がどう進んでいくかですが、私自身の想定ということでは、小中一貫校含めいろいろな形というのは出てくることは十分考えられると思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから着地点をどういうふうにしようかということをお、教育委員会よく考えなきゃだめなんです。ただ、委員会の委員の皆さんに考えろ、考えろと言ったって、そんなの出てくるわけじゃないじゃないですか。とにかく、小中一貫校も題材に入れるということでございますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思っております。

それから、この諸問題についての2番目、中伊豆温泉病院、これは市長は中伊豆温泉病院の件について、厚生連と市長として市内に残っていただける方策についてしっかり協議をさせていただくと書いてある、市長として。さっきの話じゃ、あれじゃないですか、全部副市長に丸投げじゃないですか。市長、市長さん、話をしたんですか。それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その後、理事長とはお目にかかっておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それじゃ、6月議会での答弁は何ですか。いいですか、何と言ったかといいますと、市長という立場で、改めて市内に残っていただける方策について、その余地があるのかなのか、しっかりと協議をさせていただきます。何もやっていないじゃないですか、市長としては。

時間もなくなってきましたからいきますけれども、次に、こども園のことですけれども、先ほど市長が答弁しましたけれども、議会とよく協議するというのも言っておりましたが、市長は、きのうの答弁にもありましたけれども、対案を出せと言っていましたね。8人の反対の人に対案を出せと、対案を出せとといったって、一人一人それぞれ話や考え方は違いますし、では、一人一人出せばいいんですか。それで、その対案を出したら、それを誰が審査するんですかお伺いします。これ、市長ですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは3月、4月の議会での議論のときに何度も申し上げたんですけれども、要するに議決の安定性というものがないと、我々は予算化、何らかの根拠を持ってしか動けないわけですね。議員は、3月だったでしょうか、伊豆市議会においては議決の安定性はないとおっしゃいましたけれども、正直言ってそれでは我々動けないわけであって、最終的に通常の手続でいくと、これは最後は予算になるわけです。予算をここで承認いただいて、そして執行することになるわけですが、そうすると市の土地であればそれでいいのですけれども、もし市有地の外、民有地に適地を求める場合には、これ同じことの繰り返しになりますから、うちの職員を派遣することができません。そういうことが起こるとということも3月、4月に私は既に申し上げている、それがまさに起こったのであって、起こっているのであって、議会で何らかの担保をいただかないと、地権者さん、もし民有地に適地を求めるのであれば、候補地を求めるのであれば、地権者さんと話に入ることが、入る環境が整わないわけです。ですから、そのやり方は議会の皆さんにお任せいたしますけれども、きのう申し上げたことは、例えばということで、拘束力のある湯ヶ島小学校周辺の整備においては、エレベーターとか防災計画とかを拘束力のある附帯決議をいただいたわけです。その拘束力を私たちはその行政責任として負っているわけですね。そういった何らかの議会としての御意思の確認をさせていただきたい。そうしないと、我々としては、行政としてはこども園の移転、機能充実はしたいと思っているのですが、その行政手続に入れれないというのが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いているのは、対案を出せと言って、対案を仮に出したとしますよ。誰が審査する、審査するんですかということを知っているんです。市長は6月議会で、文教ガーデンは今でもいいと思っていると。現時点において、これを凌駕する対案がなかったら、私はちゃんとやってくれということを知っているんですけども、その凌駕するという対案って誰が審査するんですか。市長が審査するんですか。市長が議員の言ってきたことを審査するんですか。それじゃ、反対じゃないですか。いいですか、市長が提案したものを審査するのが議会なんです。議会が、議員が提案してきたものを審査するんですか、市長が。それだったら、それじゃ市長じゃないんですよ。それは議員なんです。そんなことだったら、市長やめたらどうですか。私はそう思いますけれどもね。市長やめて議員になったらどうですか。誰が審査するか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 5月の採決の前には、我々はその複数の事業をフルセットで提案申し上げたわけです。その時点でそれに反対されるのであれば、当然それを凌駕する案がおありだろうということで、私は市長として申し上げました。今それは否決されましたので、改めて一つ一つの事業を精査をすると、市民の要望も多いし、議員の皆さんの中にも賛成の方もいらっしゃる。ですから、今、議会に対案をお願いしたいと申し上げているのは、文教ガーデンシティ事業のフルセットの熟度の高い事業計画案を出してくださいということではなくて、一つ一つの事業についてこれは要りますか、これは要らないのですか、やり方が違うのですかということを知りたいというわけです。それであれば、例えば、例えばですよ、これ議会ですから、皆さんのところにイニシアチブがあるのであって、何らかの決議とか附帯決議であれば、これは議員に提案いただいて議会でお諮りするわけですね。全ての決議、動議でもそうですね。市長が審査するなんてことはあり得ないわけであって、議案、議員の御提案に対して議会が審議するわけですから、議会の何らかの御意思を確認させてください。そのやり方は議会の中で御相談いただきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 誰が審査する。では、審査しないんですね、市長はね。対案出せ、対案出せと議会で審査するといったって、対案出したって、対案だって一つは議案の一つは予算であり、一つは条例なんです、大きなことを2つに分ければ。予算は提案できないんですよ、議会としては、議員としては。議員提案できないんですよ、予算は。それをよく、全然もう9年間も市長をやっているのに何もわかっていないね。

それから、もう一つ、今も言いましたけれども、議員の意見を聞きたい、聞きたい、8人の議員の意見を聞きたいと言うけれども、聞きたいという割には、聞かせてくれということを知っていないですね。いついっかやりますから、西島さん来てくださいということ

1回もないですね。それ、どうなんですか。ほかの人は言いましたか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一つ一つの議案、議案というか、議案の予定している事業について、16人の皆さんから御意見を伺うというのも、そんなやり方もあるのかもしれませんが。ただ、今は具体的に我々の側でやるべきと考えている事業が、具体的に言えばここではこども園なんです。ですから、市長が1人で行くのではなくて、第2委員会の、本当は私、全議員でもいいと思うんですけども、声をかけさせていただき、一緒に保護者の皆さんの意見を聞いてください。その中で議員の意見も聞かせてくださいということをお願いしたわけです。これは、これから別の事業であれば、また別の形で議員の皆さんの個々の御意見を伺いたいと思いますけれども、しかし、具体的に事業化に入るときにはもう最後予算案だけを議案として出して、その議決をするということは案件によってはそれができるものもありますけれども、今回のように、かなり一定の規模の土地を仮に外に求めるのであれば、外というのは市有地以外に求めるのであれば、やはり何らかの議会の意思を確認させていただかなければ、地権者との交渉という行政手続に入れないということをお願いしているわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私、さっき言ったんですけども、議員の意見を、8人の議員の意見を聞きたいという、考え方を聞きたいというのに、何で言ってこないんですか、いついつか聞かせてくださいよということね。あなたね、それ、ただ口だけで言っているんじゃないですか、口だけで。行動が全然伴っていないですね。さっきの中伊豆温泉病院で厚生連と話をすると行ったって、何も話ししていないじゃないですか。ただ、口で言っているだけで、何も行動が伴っていないですね。まことに本当に遺憾だと思いますよ。

それから、もう一つ聞きますけれども、こども園ですけども、こども園、今、東こども園が云々と、東こども園ばかり言っていますけれども、例えば熊坂こども園のことについてどう考えていますか、熊坂こども園。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 熊坂こども園は、当分の間、現状で維持存続をさせたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 東こども園がいつできたかという、昭和50年なんです。熊坂こども園が昭和51年なんです。同じように考えてやらなきゃ、熊坂の子供たちがかわいそうじゃないですか。

時間も大分進んでいますから次にいきますけれども、では、次にいきます。

新ごみ処理場。

○議長（三田忠男君） 2番目について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、可能な限り議員からの御質問には答弁をさせていただきたいと思っておりますし、答弁拒否はしたくないものですから、質問の御趣旨を確認したいのですが、西島議員は、以前、職務として議会事務局にもいらっしゃいましたから、議会のルールは私より多分承知されておりますし、それから一部事務組合の議員でもいらっしゃいます。そこで、あえて一部事務組合ではなくて市議会で、伊豆市議会で、私、法的権限がないから、ここ答弁できないということを御承知の上で、市議会で御質問されている趣旨について、まず確認をさせていただきます。その上で、市長としてお答えできる範囲内でお答えをさせていただきます。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

〔「反問権なの」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） はい、認めます。

○13番（西島信也君） 反問権で認めるわけね。

○議長（三田忠男君） はい。反問って、質問。

○13番（西島信也君） 反問権っていうか、私に質問するんだから反問権でしょう。市長が質問、私に質問できるわけないんだから。反問権ということか。

〔「確認」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 確認ですか。

○議長（三田忠男君） 確認です。

○13番（西島信也君） 反問権のことですか。

○議長（三田忠男君） はい。

○13番（西島信也君） だから、反問権というのはおかしいじゃないですか。違う、違う。だって、内容がわからない……

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

議事の進行上、45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど市長からの申し出がありましたことの確認ですが、議論を整理するために改めて答弁の中身を確認するために、西島議員の質問に対して改めて趣旨を確認したいということで、西島議員、お願いいたします。

西島議員。

○13番（西島信也君） では、これはとめておいてくださいね。

趣旨はここに書いてあるんです。そんなことまで一々、私は趣旨を確認したいなんて、そんな質問をすることではないと思うけれども、市長が聞くから言いますけれども、私は、あくまでも伊豆市長として聞きたいと、そう言っているんです。ここに書いてあるじゃないですか。菊地市長は組合管理者でもあります。ありますけれども、あくまでも伊豆市長ということで聞きたいと。最初のあれでいきますと、伊豆市長として83トンというのはどうやって……、伊豆市分は何トンかということからまた聞きますけれども、そういうことを聞きたいんです。廃棄物の中身は何をもとにやっているんですか。だって、組合議会が勝手に、例えば何トン、何トンと決めているわけじゃないでしょう。当然、伊豆市、伊豆の国市から、伊豆市はこのごみは何トンだからお願いしますということで言っているわけでしょう。それを私は聞こうとしているの。わかりましたか。市長、わかりましたか、どちらですか、言ってください、わかったかわからないか。

○議長（三田忠男君） 市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） あえて一部事務組合ではなく、ここで質問されている趣旨が確認できませんので、事務方が準備したとおり、これは所管外でありますので、一部事務組合においてお答えさせていただきますということしか申し上げようがございません。

御存じのとおり、こちらには一組事務局は誰ひとりおりませんので、一部事務組合の件は、一部事務組合において管理者として説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 現状、伊豆市のごみは平成34年に何トンになりますか。焼却する現状のごみは何トンになりますか、言ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 伊豆市が作成しております伊豆市一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、伊豆市の部分は、平成34年でございますが、8,302トンというふうに基本計画に、記載されております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは現状じゃないでしょう。新しいごみも含んででしょう。新たに処理するごみも含んで8,302トンということになっているわけですね。

では、要するに83トンということについて聞きますけれども、83トンのうち、伊豆市で焼却する分は何トンと見込んでいますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 83トンのうち、現在計画されている部分については40%程度というふうに見込んでいます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） いいですか、そんな程度ですか。伊豆市のごみをわかっていないですね。伊豆市分は、伊豆の国市と合わせた分の36.6%なんですよ。伊豆市は1日幾らで計算しているかというのと、30.44トンなんです。新たに焼却するごみは530トンあるということですよ、それは間違いないですか。どうですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 平成34年、新ごみ処理施設で伊豆市の分として530トンは間違いございません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） では、530トンの中身について聞きますけれども、新たな処理対象物、伊豆市の分です、伊豆の国市は入っていません、剪定枝が236トンとなっていますけれども、これはどういう内容ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 現在の伊豆市で剪定枝等は、焼却処分はしておりません。その部分を新たな新施設で焼却処分をするということで、新たな処理対象物として見込んでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、部長もよくわかっていらっしゃらないんですけれども、236トンのうち36トンは剪定枝だと。200トンは大平ですか、貯木場をつくると言っていますね、あそこから出る木の皮を燃やすと言っているわけですね。それで間違いないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 基本計画上、そのとおりになっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私は83トンが多いじゃないかということを知っているわけです。36トンの剪定枝はいいとして、よくはないですけども、本当に持ってくるかどうかわからないけれども、その200トンについて、木の皮というのは誰が排出するんですか、貯木場とは言っているけれども、誰が貯木場を運営しているんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 現在、伊豆市で進めております食と農の天城北道路関連で、大平地区に予定しておりますところの伊豆市分として貯木場と、中間土場的なものを整備するというので進められておるはずで。その中で、その部分の中間土場を運営するところが経営していただく、伊豆市としては場所を提供するというのでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） その貯木場というのはどこが運営しているんですか、どこが主催者なんですか。

○議長（三田忠男君） 貯木場の所轄はどこですか。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まだそれは決定しておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 決定していないごみを伊豆市分として燃やすというのは、大体おかしいことじゃないですか。市長、どう思いますか、おかしくない、おかしいと思いますか、どちらですか。市長に聞いているんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 将来動向を見据えて一組の事務局のほうで検討した結果だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私は、一部事務組合に行って職員に聞いたんです。そうしたら、これは伊豆市から言ってきたから、これをそのままのせたと、こう言っているんですよ。言っていることが全然違うじゃないですか。

それともう一つ、木の皮は、産業廃棄物じゃないですか、あれは事業活動に伴って出すものですよ。いいですか、木材、それから木製品等を製作する上において出た木くずは、産業



廃棄物と決まっているんですよ。だから、そこら辺もよく、何も調べていないじゃないですか、伊豆市で決めた、決めたと言うけれども。

それから、もう一ついきます、時間もないから。その他プラスチックが90トンとありますけれども、これは何ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 伊豆市におきまして分別をされておるわけですが、分別の中でプラスチックに金属を含んでいるものにつきましては、その他の金属を含む、缶とか、その他の金属という形で収集をしていると、それ以外のものがその他プラスチックというふうに見込んでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） では、何でこの90トンが焼却に入っているんですか、新たな処理する対象物に。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 分別、リサイクル、それができない部分で燃やせる部分をその他プラスチックというふうに見込んでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、今は分別していないんですか、それは。今現在はどのようにしているんですか、そのその他プラスチックのやつは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○13番（西島信也君） 議長、答弁できないようだから、次の項にいきます。

○議長（三田忠男君） 再質問、西島議員。

○13番（西島信也君） よくよくそこら辺を、伊豆市は新しいごみの処理の内容について、全然把握していないじゃないですか。把握していないのに、何で何トンなんていっていくんですか、全然おかしいですね。

それから、災害ごみ日量7.5トンとありますけれども、伊豆市分は何トンですか。

○議長（三田忠男君） 災害ごみの伊豆市分です。答弁願います。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） これも答弁できないようですから私が言いますけれども、7.5トンというのは、実際に新しいごみの処理対象物も含めて75トンだと、伊豆市と伊豆の国市で75

トン、その10%が7.5トンだと、こういうことで決めてあるわけでしょう、災害ごみは。だから、伊豆市分はそのうちの36.6%ですよ、7.5トンの36.6%、そういうことになるでしょう。

災害ごみというのは、もう計算してあるんですか、どうなんですか。どういうことで、例えば伊豆市においては何トンの計算をしているのか、伊豆市は海は津波があるから、そういうことで計算しているんですか、そこら辺をお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 基本計画におきまして書かれている部分は、東海地震等の県が持っておりますデータをもとにはじき出された数字であると、それが10%、それを7.5トンと見込んでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、さっきのやつも新しい処理対象物もそうですけれども、7.5トンというのは架空のごみなんですよ。そんなものに伊豆市の分は3トンになるか、そのくらいかわかりませんが、それに対してそんな大きなものをつくる必要があるかどうかということを見直さないかということなんです。それを見直すつもりはありませんか。要するに、伊豆市分の30.44トンが計算されている、私が計算したんだけど、30.44トンについて、見直する考えはありませんかということ、これ市長、どうですか。

○議長（三田忠男君） 伊豆市長として答えてください。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私どもは、3.11の後、焼却灰の中に放射線が入っているということで、大変に苦勞いたしました。やはり廃棄物処理というのは、可能な限り自前で環境を整えたいと思っているわけです。とって、無制限に大きなものはできませんので、どこでバランスをとるかということは今、一部事務組合のほうで検討しておりますので、その検討の妥当性については、一部事務組合のほうで答えをさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、一部事務組合の幹部の人と伊豆市、伊豆の国市の幹部の人が同じ人なんですよ。同じ人がやっているのだから、他人事みたいに言わないでください。

過日、二、三日前に、伊豆の国市でこの新ごみ処理場についてやはり一般質問があったんですよ。そのときに市長は何と答えたと思いますか、小野市長ですよ、伊豆の国市の。災害ごみについては、議論を重ねると言っているんです。伊豆市は何も議論に参加しないんですか、市長にお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これ以上、質問されても、私も答えるべきスタッフがここにおりませんので、まさに議論を深めるためにも一部事務組合のほうでしっかり検討し、そして、その内容については、正確に組合のほうで説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 全く伊豆市長がすなわち管理者なんですよ、一部事務組合の。違う人がやっているんじゃないんですよ、同じ人がやっているんですよ。何でそんな答えられないんですか。

では、2番目にいきますけれども……

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 私語は慎んでください。

○13番（西島信也君） ごみ発電についても、何も言っていないんですけれども、伊豆の国市でもやはり質問がありまして、ごみ発電については、伊豆の国市では、伊豆の国市長が言っているんですよ、ごみ発電ありきではないと。これは十分に検証すると言っているんです。何の検証をするかということ、要するに費用対効果なんです。ごみ発電の装置に、ここに書いてありますけれども、十数億円かかるんですよ、今の規模で。それで、その維持管理費、メンテナンスに20年間で20億円、1年に1億円、20年で20億円かかるんです。それと、ごみを発電して幾らもうかるかと、幾ら発電できるかと、こういうことをちゃんと検証したらどうですかということを行っているんです。検証する気はありませんか、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 管理者と伊豆市長が同じ人間だからといって、法的に答弁できないわけですね。

そして、今の御質問のごみ発電については、一組の事務局長が正確に御説明できる資料を持っておりますので、当然ここにはおりません、別の議会ですから。ですから、その内容に現状についても、それから、そこに見直しの余地があるかどうかの皆さんの御質問についても、しっかり正確に丁寧に一部事務組合で御説明申し上げますので、今の議員の御質問は、これが費用対効果で妥当性があるかどうかということですから、まさにそれは事務局長が答弁する準備を今しておりますので、ぜひ一部事務組合のほうで説明をさせていただきます。

今、市民部長に私が振っても、彼が検討したわけではありませんので、一組の事務局長はちゃんとその資料を持っていますから、ぜひ正しい場で御議論を重ねていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） では、管理者も、一部事務組合の事務局長の言ったことは全部全て、何も疑問を持たずに受け入れるという、そういうことですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一部事務組合の事務局の、その上げてきた決裁を伊豆市長がしているわけではありませんので、管理者としてしっかりそこを報告させ、説明を受けて、管理者として指示するわけです。今、私は、ここに伊豆市長として市議会にいるわけですから、その内容を知っている、知っていないではなくて、立場としてそういった御質問は、管理者として答弁できる場で御質問いただきたいということを申し上げているわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が何でこんなことを言っているかということ、要するに費用対効果、余分な金を出したら困るじゃないかということを行っているわけなんですよ。ごみ発電のことについても言っている。伊豆市の議会、あるいは伊豆市は何も関係ないように言っていますけれども、これはお金が物すごくかかる話なんですよ。1トン1億円としても、DBOですから、デザイン・ビルド・オペレートですから、それを入れますと大体160億円かかるんですよ。それを伊豆市が出すんですよ、伊豆市議会がそれを認めるんですよ。それについて何も知らないで、そんなことでいいんですか。おかしいじゃないですか。全くおかしいですよ。

では、次にいきます。

3番目、要するに伊豆市にとって、この焼却場のあれも相当な費用負担になるわけですが、これをどう考えているかということ、伊豆市として幾ら出す予定なんですかということを知っているんです。幾らですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設費が上がっているのはそのとおりであって、私が市長になったころは、すみません、今、手元に数字を持っていませんけれども、たしか1トン4,800万円程度で見込んでいたと思います。今、現状ですと直近の資料を見ますと、1トン1億円ぐらいの例が出ているようです。これは、1つには、人員不足で労務費がかなり上がっているという傾向、それから、もう一つは、正確にわからないのですが、東京2020関連で建材費が上がっているという報道等、地方の公共事業をみんな先延ばししていますから、うちのよう合併特例債の期限が切れているところ以外は、沼津市のように2020年以降に相当公共事業を先送りしています。ですから、そこのプラスマイナスの中で建材費がこのまま高くなっていくのか、東京2020の後に落ちるのか、ここは、実はいろいろな報道があってよくわかりません。

したがって、私たちは、可能な限り建設費は抑えなければいけないと、そこは市長として重々承知しておりますけれども、現時点で平成32年、将来の時点での総額を幾らと、こう明言できる材料がないということでございます。ただし、ごみ焼却場は、何としましてもつくらねばならないということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長はいろいろ建設資材とか労務費が上がっていると言うんですけれども、それでは、オリンピック後にやるとか、延ばすとか、そういうことは検討しないんですか、それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先般、一部事務組合の議会のほうでも、議員からその御質問がございまして、私もちょっと気になったものですから、伊豆の国市の中にそのような声があるのではという西島議員の御質問でしたので、私も確認をさせていただきましたけれども、伊豆の国市も伊豆市も、老朽化している施設を何としましても早く建てかえたいということで、私が聞いている範囲の中では、平成32年以降に延ばすよりも、やはりなるべく早く建設すべきだという声が強いようでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） あたかも伊豆の国市がそう言っているからそうするんだというように聞こえるんですけれども、私はそうは聞いていないです、伊豆の国市長からは。

とにかく、そういうふうに市長がそれだから、それはそれでちゃんと私も確認とりますから、それは、伊豆の国市だって老朽化していますよ、それはわかっていますけれども。

とにかく発電については、伊豆市としては何も言わないで組合に任せると、そういうことでよろしいですか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 発電設備にしる、処理能力にいたしましても、基本計画が一度、組合のほうで協議され、また皆様にも報告され、承知されている部分がございます。そういった部分、基本計画をもとに今後、組合のほう、また2市で共同で実施しております事業でございますので、当然のことながら伊豆市としても、伊豆の国市さんと共同して、しっかりそこら辺の部分は、組合がある程度出している部分と一緒に検討をしていくべきものでありますので、うちのほうで今現在、処理能力、災害廃棄物、また発電設備と、そういった部分についてお答えする段階ではないと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 伊豆の国の市長は、ごみ発電ありきではないとはっきり言っているんですよ、検証すると。伊豆市もぜひ一緒に検証してもらいたいですね。どうですか、検証しますか、しませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁できますか。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 伊豆の国市で検証するというふうに言っておられるということでございますけれども、当然、この事務につきましては、一部事務組合で今、検証をしている最中というふうに私どもは伺っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） ごみ発電については、交付金の関係で循環型社会形成推進交付金をもらいたいがために、2分の1の交付金をもらいたいがためにやるよということになったんですけれども、厚生省のマニュアルはもうどんどん変更しているんです。今では二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金という、これだって2分の1出るんです。だから、そこら辺もぜひぜひ検討していただきたいと思います。

それから、さっき市長から安くした、安くしたと言うんですけれども、安くするといっても、これは業者がいるわけです。私の聞いた話だと、ストーカ炉をやっている業者3カ所から一応聞いたと。1つが75億円、1つが104億円、1つが140億円と、そういう参考見積もりをとったわけなんですけれども、ほうっておけば、この3社から高い値で決まっちゃいますから、業者をもっと多くして、見積もりあるいは入札に参加する業者を多くさせるということは、これもまた一部事務組合で決めるなんて言うんでしょうけれども、これも伊豆の国市役所の伊豆の国市議会でも市長の答弁では、経費節減に努めると。要するに多くの業者が参加できるよう組合に求めると言っているわけなんですけれども、この考えはどうか、市長、ありますか。伊豆の国市はそういうことを言っているんですよ、伊豆市はどうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これから、発注に向けての準備は進んでおりますので、その中で、もちろん最大限、財政的に効率的・効果的にできるような仕組みについては、当然管理者として指示してまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） とにかく伊豆市のごみ処理施設に対する財政計画もないみたいですから、こういうのは早急につくってくれないと困るじゃないですか。文教ガーデンなんてもう何年も前からつくっているんでしょう。これだけ何でつくらないんですかね、おかしいじ

やないですか。総務部長、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願えますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 2月にお示ししました財政シミュレーションの見直しの中では、このごみ処理施設の建設費も、概算ですが見込んでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは幾らですか、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 財政シミュレーションが平成38年までのシミュレーションのときに、まずは平成33年までは約5億円を見込んでおりました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、焼却炉の建設費と維持管理は幾らを見込んでいるんですかということを知っているの。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当時、シミュレーションをつくる段階では、そこまでの細かい資料をいただいておりますので、まずは5億円の建設、平成33年までの負担として5億円を見込んでおりました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんなことでは財政計画とは言えないですよ。

では、次の質問をお願いします。

○議長（三田忠男君） 美術館について答弁願います。

まず、市長。

3番の美術館です。

○市長（菊地 豊君） これは、担当が教育委員会のほうですので、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 美術館についてですが、教育委員会では、ことし1月の伊豆市美術館建設準備委員会の答申を受けて、今年度、伊豆市美術館建設推進委員会の設置準備を進めております。

現在、教育委員会では、この答申を踏まえ、さらに市民の皆様から意見を取り入れながら、

建設地、建設規模、運営方針等にかかわる諸課題を調査・検討していただきたいと考えております。

文化振興事業として検討する美術館の運営は、利益が期待できる施設ではありませんが、市民に愛され、伊豆市所蔵の貴重な美術品を地域振興や観光振興にもつなげるよう、慎重に検討してまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長に聞きますけれども、美術館はいつまでに建設する予定ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） こちらも教育部所管でございますので、総合計画では何回も御案内しているとおり、平成32年度までに計画策定、その後に当然のことながら実施設計等を踏まえて計画を進めておりますので、早くても平成34年度以降というのが現在の計画でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんなのは計画にならないんですよ。いつまでにつくるかということを知っているんですよ。市長、あなた、もう何年も前から美術館をつくる、つくると言っているじゃないですか。何年につくる、何年ごろつくるというのを計画だけ立てたってだめですよ、いつつくるかということをおっしゃってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 繰り返しになりますが、現在、先ほど教育長が申しましたとおり、伊豆市の文化振興に資する非常に大事な事業だということは重々認識しております。当然のことながら、市民の合意でありますとか、管理運営の方針、こういったものには十分な審議をいただく必要がございますので、現在は、平成34年度を最短の開館ということを目指して準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） では、平成34年度に開館するんですね、もう一回聞きます。そこをはっきり聞きますけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 平成34年度を目指して、現在、準備を進めているというふうに御



理解いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 目指してじゃしようがないじゃない、だから、私は市長に聞いているんですよ、いつつくるのかと。あなた、何にもつくる気がないじゃないですか。ただ、つくる、つくと、さっきも言いましたように口ばかりですよ、あなたは。全然実行力が伴っていない、そういう市長じゃしようがないですよ。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 補足があるそうです。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほどの財政シミュレーションでの関係なんですけれども、5億円、平成33年までと申し上げました。平成34年以降の元利償還金についても見込んでおります。補足させていただきます。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

私語が目立っておりますので、注意願います。

#### ◇ 下 山 祥 二 君

○議長（三田忠男君） 次に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

伊豆市のインフラ整備について。

2020東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催まで既に3年を切りました。開催地である伊豆市は、近隣市町とも連携して大会を成功に導くことは当然であります。さらには、このオリンピック大会の開催は、伊豆市・伊豆半島がどんなに素晴らしい観光地であり、また、その魅力を国内外にアピールする、最初で最後の最大のチャンスであると言っても過言ではないと思います。

そのための準備とそのチャンスをどのように捉え、今後のまちづくりに生かしていくのか、大会の開催に向けたインフラ整備、特に道路整備の進捗状況はどうか、そして、それが大会終了後の伊豆市の発展を見据えた整備となっているか、全市民が真剣に考え、交流人口の増加から定住人口の増加につなげていくように取り組んでいくべきであると考えます。

1番、大会関係者や観客を迎えるに当たり、修善寺駅から大会の開催場所であるサイクルスポーツセンターまでの県道80号の整備・拡幅の事業の進捗はどうか。

2番、市内各地の市道・県道・国道の狭隘部分についての拡幅予定はどうか。特に、サイクリストが安全・安心して気持ちよく走れる道路として整備が進んでいますでしょうか。

県道349号線、修善寺天城湯ヶ島線ですが、最近多くのサイクリストを見ます。また、平成34年4月には、佐野地区に伊豆市・伊豆の国市一般廃棄物処理施設の稼働も予定されており、地元からは、県道拡幅の要望が強く出されていると聞きます。伊豆市として、その要望に対して具体的にどのようにされていますか。

3番、平成31年4月には、天城湯ヶ島インターチェンジが開通し、同時に道の駅がグランドオープンを予定しております。それに伴い、青羽根地区の渋滞が緩和され、天城地区の南側、土肥地区のアクセスは改善されますが、その反面、現在の国道136号線沿線の疲弊対策が必要となると思いますが、その辺どのように考えていますか。

また、伊豆のへそとして、伊豆半島全体の観光発信が必要であると考えます。具体的にどのように考えているかお伺いします。

4番、オリンピックの開催を3年後に控え、伊豆市を初め、伊豆半島全体の自然の美しさと魅力を国内外に発信していくためにも、伊豆半島の景観形成は必要不可欠であると考えます。市内の不適格な看板の撤去や指導はどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、道路整備については、当然、これは建設部長から後ほど答弁させますけれども、市だけではなく、実は県のほうも国の交付金を活用して事業をしております。私もオリンピック関連であれ、伊豆縦貫道の要望であれ、必ず財務省と自民党にも伺って、総額確保、やはりこの公共事業費の総額がふえませんか、社会資本整備交付金を使つての社会インフラ整備がどうしてもおくれますので、そういったところまで踏み込んで毎年、要望を続けております。その中で、優先順位として、時期的優先順位をしっかりと見きわめていただきたいと、県のほうにはお願いをし、また進めているところでございます。

それから、天城北道路、（仮称）天城湯ヶ島インターチェンジの完成というのは、伊豆市にとっては極めて大きなインパクトがあり、西伊豆・土肥と、それから非常に道路形状のよくない天城湯ヶ島地区の観光施設の活性化のためには、極めて大きなインパクトがあります。

そこで、開通以降ではなく、事前にしっかりプロモーションをして、道路ができてから来てくださるのではなく、やはり道路ができますという段階で、今度の1月がおおむね1年前になりますので、ことしは予算づけしてございませぬけれども、しっかり準備をして、平成30年度にはこの天城北道路完成に向けてのプロモーションを相当広範囲に、戦略的に進めたいと考えております。

その中で、やはりDMOの中でデータを見ますと、修善寺のように宿泊も日帰りのお客様も多いところと、湯ヶ島、これはデータは浄蓮の滝あたりでとっているんですけども、下田に泊まった方も熱海に泊まれた方も、通過のお客様が立ち寄られるという特性が非常に

強いことが顕著にあらわれておりまして、そういったお客様をしっかりと取り込んでいくための工夫というのが必要なんだろうと思います。

きのうも幾つか御議論がございましたけれども、道路ができたから何人来て、何人買い物をするというのではなくて、国土交通省から再三言われております、道路というのはあくまで舞台であって、その上でどのように踊るのか、誰が演出をして、誰が主役として、誰が俳優としてしっかり劇をつくっていくのか、これは私たちの責任ですから、どのように土肥のお客様をふやすのか、湯ヶ島方向へのお客様をふやすのか、そして、西海岸・南伊豆へ向かうお客様をどのように取り込んでいくのか、それは私たちの工夫と努力次第だと思っておりますので、予測値だけで事業計画を組むのではなく、予測値と、それから私たちの工夫とを合わせて、かけ合わせて、しっかり事業というものを進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから、順番がちょっと前後いたしますが、3番の（仮称）天城湯ヶ島インターチェンジの開通に伴う件につきましての回答をさせていただきます。

現在進んでおります天城北道路、（仮称）天城湯ヶ島インターチェンジと、それから大平のインターチェンジの間でございますが、ここが開通いたしますと、国土交通省の予測では、まず現道のほう、現136号につきましては、交通量は確かに減少するという予測がなされております。しかしながら、天城北道路、今度開通する道路を含めたいわゆる南北軸全体の道平均の交通量というのは、増加するというふうな予測になってございます。

したがって、これらの増加する自動車交通量が、ここは主に観光のお客様になるかと思っておりますが、この方々が増加するような対策というのは講じる必要があるというふうにご考えているところでございます。

そこで、インターが開設された後の現在の国道136号の沿線に対する具体的な対策でございますが、例えばでございますけれども、このインター周辺にある、ここならではの場所、新たな魅力のあるような場所、お客様が立ち寄っていただけるような場所、こういった場所の洗い出しやPR、こういったものを進めて、お客様の流れをつかむような検討をしていかなければならないと考えてございます。

また、御質問にございました情報発信、これも非常に重要でございます。新たな道の駅につきましては、伊豆半島の南西部、西伊豆・南伊豆方面の玄関口ともいえます。そういった下田方面、それから西伊豆方面、そちらとの広域連携も視野に入れて、その地域ごとのネットワークを強化すること、これをするためにもやはり観光・地域情報の効果的な発信というものを考えていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから1番と2番、そして4番についてお答え

いたします。

まず、県道80号線の整備・拡幅の進捗ですけれども、修善寺駅からサイクルスポーツセンターまでの整備ですが、県道80号線（熱海大仁線）と市道大野中ノ沢線につながっております。県では、県道熱海大仁線柏久保工区と大野工区の2カ所で改良を計画しております。市につきましては、大野中ノ沢線の改良を計画しております。現在、どちらとも地元への説明は終わりました、用地交渉に入っているところでございます。

それで、用地交渉の中で県にお願いするばかりではなく、市のほうが県と用地の取得事務契約ということをして、市も一緒に行って、市が段取りをとって県にお願いするというような、そういう契約を結んで、市も一緒になって頑張っているところでございます。

現在、8月末時点では、契約は県道の柏久保・大野の工区で1件ずつでございますが、今年度には用地買収契約を締結させ、来年度からは工事に着手しまして、平成31年2月に開催される自転車競技の世界選手権に間に合わせるよう、現在、事業を進めているところでございます。

関連します市道につきましては、先ほど言いましたように、大野中ノ沢線、そして駅前柏久保線といいまして、県道とタッチするところでございますけれども、そちらも平成30年度に用地買収を完了させ、県の進捗に合わせ、可能な限り、その自転車競技世界選手権に間に合うように事業を進めているところでございます。

2番の市内各地の市道・県道・国道の狭隘部分の拡幅予定ということで、これは県に確認しましたところ、国道につきましては、国道136号、横瀬地区、それと土肥峠、そして下船原のバイパス、今トンネルができましたけれども、その整備が行われております。横瀬につきましては今年度、平成29年度、そして土肥峠、下船原バイパスにつきましては平成30年度完成予定と聞いております。

あと県道ですが、まず県道伊東西伊豆線につきましては、筏場工区と湯ヶ島工区の2カ所で整備を行っており、筏場工区が平成30年、そして湯ヶ島工区が平成32年で完成というふうに伺っております。

また、県道修善寺戸田線につきましては、修善寺の温泉場の歩道改良というものを平成31年完成予定ということで伺っております。

また、県道沼津土肥線につきましては、自転車の安全で快適な走行空間を創出するために、車道上に自転車の走行位置を示す、矢羽根型の路面標示の整備を始めているところでございます。

そして、県道修善寺天城湯ヶ島線の整備の状況ですけれども、現在、日向地区と雲金地区の2カ所で整備を行っております。今後の予定は、佐野地区の伊豆聖苑付近から佐野の梶山という峠を下ったところの付近までの改良が平成29年、今年度ですけれども、設計をしまして、平成30年、平成31年で用地買収、平成32年で工事を完成というふうに伺っております。

市道の整備につきましては、市道の狭隘箇所、市内で13地区を計画して、安全・安心な道

路整備を進めているところでございます。

続きまして、4番の伊豆半島の景観形成につきまして、伊豆半島の景観形成に向けた取り組みの一環としまして、今年度11月を目途に屋外広告物の規制を強化する、静岡県の屋外広告物条例の改正が施行される予定でございます。

伊豆市におきましても、今年度から月1回、屋外広告物パトロールを実施し、設置場所や看板の大きさが基準に合致しているか、看板が安全に管理されているかを確認し、違反物件に対して随時、是正指導をしています。また、設置の許可を受けていない屋外広告物につきましても、是正指導を行っております。

そして、現在、静岡県では、伊豆半島全体の屋外広告物の設置状況に関する実態調査を行っております。今後は、県からそのデータの報告がありまして、違反の広告物についての指導を市のほうで行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、何点か再質問させていただきます。

御丁寧な説明をありがとうございます。メモをし切れませんでしたけれども、昨日の市長の答弁で、現状では選手村もプレスセンターも決まっていないということでしたが、オリンピック開催時には修善寺駅は間違いなく、伊豆市の玄関となります。先ほど来、説明がありましたが、修善寺駅周辺、それから大野地区の県道・市道の拡幅、用地交渉について鋭意進めているということですが、地権者や地元とのコンセンサスは十分に図られているかどうか、特に問題がないか、もう一度確認させていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 一番の問題は、幾ら計画しても、地権者が協力していただければ道路はできません。その中で、やはり地元には本当に丁寧に入って、何回も何回も市の職員が行って、市の職員だけで行くときと、県の職員も一緒に行くときとかいろいろやりまして、今は大まかな理解は得られております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 特に問題なく進んでいるということであれば、今後も着実に事業を進めてもらいたいと思いますが、このオリンピックを機に、単に道路の拡幅をするだけではなく、将来的には大野地区の小中学生の通学路として、自転車でも歩行者でも安全・安心なものとして、歩道等もしっかり整備すべきであると考えます。また、オリンピック終了後も、地元の生活道路あるいは観光道路として十分に耐えられる道路整備が必要と思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） やはり議員おっしゃるとおり、修善寺のまず柏久保工区につきましては、クランクの部分が現況の幅員が6.6メートルとなかなか狭い状況にあります。そして、大野の工区につきましては、現況4メートルぐらいなものですから、大型が交互通行できないというような状況で非常に不便であります。

今回、それを改良するというので、柏久保につきましては、幅員、全幅で10.5メートル、車道が8メートルで歩道が2.5メートルということで、歩道をしっかり設置しますので、ここは安心してそこを歩けるとおもいます。

大野につきましては、歩道は設置しませんけれども、計画が7メートルということで、2.75メートルという幅員をとって、外に75センチずつとります。75センチは十分人が歩けるということで、今の4メートルから2車線になるということで、まず安全と考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） さきの文教ガーデンの事業の新中学校の建設あるいは統合について、大野地区のある保護者に意見を聞いたんですが、統合には本当に賛成ですけれども、通学方法が一番心配ですと、それが一番の課題であるということでした。しつこいようですが、将来的に中高生の自転車通学も考慮して、安全・安心な道路整備を県に対しても強く要望していただくようお願いいたします。

次、2番ですが、県道349号線（修善寺天城湯ヶ島線）の県道拡幅についてお伺いいたします。

現在、あゆみ橋から伊豆聖苑まで、それから矢熊から市山までは十分な幅員があります。特に日向地区におきましては、両側に広い歩道が立派に整備されて、ふだんは多くのサイクリスト、ウォーキングしている方、ジョギングをしている方をよく見かけます。

反面、旧天城湯ヶ島地区の佐野、雲金地区の県道拡幅は、現在、先ほどの答弁にもありましたが、工事が進んでいるんですけども、実は20年以上前から地区要望であり、同時にこの修善寺天城湯ヶ島線は伊豆市の合併支援道路でもあります。東京オリンピックを控えているだけではなく、先ほども申しましたとおり、平成34年には新ごみ処理施設の稼働が予定されておりまして、平成30年度からはその造成工事もスケジュール化されております。現状の状態ですが、河津桜の季節も大渋滞、また修善寺方面からの大型バスが田方南消防署をそのまま直進して、その先のカーブで一般車両と交われずに、その結果、大渋滞が発生するなど、同じ県道349号線でも、日向地区や市山、田沢、矢熊地区とは大きなギャップを感じておりまして、地元は大変迷惑をしている状況です。

早期の解消をあえて望みますが、あくまでもこの修善寺天城湯ヶ島線は県道であります。県の予算の関係もあることは承知の上で、伊豆市としてさらに、さらに加速していただき

いんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、議員おっしゃるとおり、その区間が非常に狭くて狭隘箇所で大渋滞、あとは事故とか発生することもあります。非常に狭いということで、ちょっとその中に、まず旭日橋のところに「幅員減少」の標識があります。あと、雲金橋のところに、修善寺方面に向かいまして「幅員減少」の標識がありますけれども、なかなかそれが見にくいという状態なものですから、その辺を踏まえまして、今回、伊豆聖苑まで道路改良ができます。なものですから、そこから先というところが狭いということで、県にその辺はちょっと情報提供しまして、まずその対応をしていただくようなことは考えております。

20年来という話ですけれども、非常に天城湯ヶ島線も長い中で、県としてもやっていないわけではないということで、1路線に何カ所も工事は入れないということで、まずは危険な箇所からということで、雲金のかの川ホテル、民宿おがわさんのところの非常に狭いところですが、あの辺を整備して、順次やっていくということなものですから、市としましても、切らさないでずっと要望をかけて、なるべく早い時期に完成するように働きかけていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 約1年半前ですが、平成28年2月24日に伊豆市・伊豆の国市の両市長が、伊豆市・伊豆の国市一般廃棄物処理施設の管理者・副管理者として、地元の佐野区に中間報告に出席され、この施設の建設の地域振興の要望として、再度、県道拡幅について強く要望されております。市長、覚えていらっしゃると思っておりますけれども、先ほどの第1質問の中で、鋭意、県・国へも要望活動をしていただいているということですので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

もう一点気になることですが、県が4月に佐野区民全戸を対象にして、県道のルート案について、先ほど説明がありましたが、梶山から妙本寺まで、区間としてBということで聞いていますが、そのルート案についてアンケートを実施されましたが、その結果がいまだに区民にはフィードバックがされておられません。その区間、あの雲金地区の多くの小学生が通学路として使っておりまして、佐野区民から遅々として進まないというような意見もいまだに多くあります。決して地元だけに任せることなく、伊豆市として地元と連携しながら、事業の推進を図ってほしいと思っております。ただ単に、地元の地区要望としてではなく、この一般質問をすることによって、本当に危険であるということを知っていただきたいとの思いで質問させていただきました。ぜひよろしく願いします。

我々議員も多くの場面で静岡県に対して強く要望している事業の一つであります。ぜひ天城湯ヶ島インターチェンジのアクセス道路として、またサイクリングのメッカとして、多く

の市民がウォーキングやジョギングが安心してできるような道路、そして将来的に伊豆市の発展に寄与する道路として早期の実現を切に要望いたします。

それから、次に、3番、天城北道路が天城湯ヶ島インターチェンジまで開通した後ですが、先ほど説明を受けまして、しっかりとプロモーションしていくということでしたけれども、修善寺地区から大平、それから月ヶ瀬までは、観光客の車の流れ、そして人の流れが大きく変わってきて、沿線の商店が廃れてしまうのではないかという懸念があります。特に青羽根地区のあるスーパーは、この天城北道路が開通した後は撤退してしまうのではないかというよううわさもあり、地元の方々は心配しております。

もちろん事業者の個々の経営努力も必要かと思いますが、行政として、地元と一体となってこの疲弊対策にも何か手を講じるべきであると思いますが、その辺何か具体的に考えていることはありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと先ほどの道路の切実な状況について、市長として補足させていただきますけれども、県道修善寺天城湯ヶ島線は、本当に交通量がふえてまいりまして、幾つかの狭隘なところでなれない観光の乗用車等、バスが入ってしまうと、本当に動けない状況です。そこは重々承知をしております。そして、ごみ焼却場を佐野で決めていただいたときにも、極めて強い要望でしたので、県のほうにも強く要望しております。

ホテルと民宿の間のところが遅々として進まない、その状況は全く地元の皆さんはそう感じられておりますし、私もそう感じて、県には強く申し上げましたけれども、沼津土木事務所修善寺出張所がもう実は職員さんの事業としてもいっぱいいっぱいの状況で、たしかことし1名増員をしていただいたと思います。県の中でも、それくらい優先的に予算配分していただいておりますので、やはりその少ない人員の中で発注業務が相当重なっているそうです。予算のほうは、私どもも引き続き県にお願いしてまいりますけれども、そういった状況の中で、より事業が進捗するように、さらにはお願いはしてまいります。

それを踏まえて、さらに大平と月ヶ瀬の間の、今度はそこが生活道路になって、今まで観光のお客様のマーケットとして成り立っていたビジネスがどうなるかと、それは確かに御指摘のとおりでございます。現時点で、まだ幾つかの具体的な撤退のお話があるのかどうか、私は確認はしておりませんが、もう完成が視野に入っておりますので、しかるべく事業をやっている方とは、率直な意見交換をさせていただきたいと思います。もし、道路の進捗を踏まえて場所を変えるような選択肢があるのであれば、それも市としての支援のあり方についても検討してまいりたいと思います。

いずれにせよ、大きくまちの形が変わりますので、時間をかけて、どのような再配置をしていくのかというのは、大きな課題になろうかと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。



[「いいですか」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 答弁ですか。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうからも補足をさせていただきたいと思えます。

議員御指摘のとおり、やはり私のほうも先ほど説明いたしました、交通の流れというのが変わる、これは事実でございます。その中で、そういった地域の皆様が御懸念されていたり、不安になっているというところはあると思いますので、そういった中で、やはりある程度、情報を出すということも重要というふうにご覧いただき、道の駅の今の進捗とか検討状況等につきましては、この後も広報いずですとか、ホームページなどでもお知らせしていたところなんですが、より具体的、正確な情報を地域の皆様に出す、そういったことを検討してまいりたいと思います。そういう中で、また地域の皆様みずからお考えいただける部分というのもし参考になろうかと思えますので、そういったところは進めてまいりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 例えば大平から青羽根の区間には、旭滝とか軽野神社や狩野城なんかもありますので、その辺のインフォメーションも積極的に推進していただいて、観光客が素通りすることがないように、ぜひよろしく願いいたします。

道の駅の管理運営方針の一つに、「日常的に地元に使われる施設を目指す」とありました。全く同感です。私は、7月に道の駅掛川へ行ってきました。やはり国交省と掛川市が整備主体となっております、現在は掛川地域振興センターが事業をされております。多くの道の駅とちょっと違うなと思ったのは、地元の皆さんが本当に安価な農産物を求めて、毎日、毎日通っているような様子で大変にぎわってございました。

ぜひ、今度の道の駅も農産物だけに限らず、地元市民のにぎわい、あるいは憩いの場として気軽に訪れるような、そんな施設を目指してもらいたいと思いますが、その辺は具体的に考えていらっしゃいますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） ただいまの御質問でございます。まさしく今回整備しようとする道の駅は、地域の振興ということでございますので、やはり地域の皆様のためになる、そういったものでなければなりません。どうしても道の駅といいますと、観光客に対するお土産品の販売だとか、そういったような形に目が行きがちでございますが、今回計画しております道の駅につきましては、多目的広場等の利用、これは地域の皆様にも利用いただけるようなものにしていきたいと思っております。そういった中で、今後検討していかなければなら

りませんが、今後の指定管理の中でも、そういった使い方ができるようなことを想定した運営というものを検討しているようなところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 先ほど第1質問の中で、広域的に視野に入れながら観光案内もしていくというような答弁がありましたけれども、5月にオープンした伊豆ゲートウェイ函南、私も何回かお邪魔しましたけれども、インフォメーションのコーナーにいつも係の人がいないようなことが多くて、ちょっとその辺が不安に思いますが、今度の天城湯ヶ島インターチェンジにオープンいたします道の駅の観光案内については、例えば道の駅内のコーナーに天城湯ヶ島の観光協会の出先を設けて、「伊豆は一つ」というコンセプトのもと、西伊豆や南伊豆方面の観光案内もさらに充実させて、観光客のニーズに十分応えられるものとするべきであると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部と産業部とまたがるものですから、私のほうからお答えさせていただきますけれども、やはりガイド、案内の担当の方がいるところといないところが物すごく違うんですね。修善寺駅前の観光案内所は非常にお客様が集まっていますし、大変残念ながら、私たちが職員を配置しておりません道の駅のビジターセンター、ジオのビジターセンター、それから奥の近代文学館、やはり正直言ってがらがらです。そこで、やはりガイドさんがいて、そこでストーリーを説明してくれるところとそうでないところの差が正直言って大きいです。

ですから、観光協会の出先にするかどうかはともかくとしても、そこでやはり楽しい、十分な案内ができるような整備というものはさせていただきたいと思います。まだ具体的なことは、事業者が決まっていないものですから、具体的にはその後、事業を詳細に詰めてまいります。

○議長（三田忠男君） 補足はありますか、よろしいですか。

再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） いろいろな選択肢を探りながら、この可能性を探っていただきたいと思います。公設公営で指定管理者だけに任せるのではなくて、観光案内についても、魅力ある道の駅として十分にその機能を果たすよう進めていただきたいと思っています。

それでは、4番目ですが、先ほど丁寧な説明もありましたけれども、第1質問の答弁で説明がありました、景観に対して県の条例が11月に改正されるということですが、屋外広告物に関する規制が強化されるということを聞いております。具体的にどのように変わるのかお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 現在、国道や県道などの幹線道路の沿線において、原則、設置許可をとれば屋外広告物を設置できる普通規制地域と、原則、屋外広告物を設置してはならない特別規制区域が決められております。それぞれ設置できる屋外広告物の基準が定められていますけれども、現在は普通規制地域や無指定である地域が、11月から特別規制地域に変更となり、規制が強化されます。例えば県道修善寺天城湯ヶ島線につきましては、これまで無指定だったものが特別規制地域になります。また、修善寺道路から天城北道路までの区間につきましては、広告整備地区というように、より景観に配慮した基準の区域となります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 私も佐野に住んでおりまして、修善寺まで行く間にいろいろ気になる看板がありますが、11月に県条例が改正されて、屋外の広告物に関する規制が強化されるということですが、それが伊豆市にとりましてどのような影響があるか、再度お聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今現在、基準に適合していきまして、許可を得て設置している屋外広告物であっても、11月の規制強化に伴い不適合物件になる場合があります。その物件については是正が必要になりますので、その辺はまず随時、是正の通知とか、そういうことで対応をとっていききたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） ぜひ、オリンピック開催までではなく、伊豆市においてこれから多くのイベントが予定されております。風光明媚なこの自然を自信を持って国内外にアピールするためにも、景観形成は進めていただきたいと要望いたします。

最後に、いまだに「道路は政治」と言う政治家がおります。たしかに日本の各地を見ますと、ほとんど通行車両がないのに、まるで高速道路ではないかというような一般道が多く存在している事実があります。道路は政治と言うなら、きっとその地区には過去に強い大物政治家がいて、莫大な事業予算を投資できたのではないかなと想像いたします。伊豆市の政治家は清廉潔白な方だったようで、伊豆縦貫道は当初の計画から本当に長い年月を経て、ようやくこの平成30年度に天城湯ヶ島インターチェンジまで、やっと開通見込みとなりました。便利さだけの追求だけではなく、防災のため、未曾有の災害時の復旧工事のためにも、私自身、一市民として完成を心待ちにしております。

そして、多くの伊豆市民が今以上に働きやすく、暮らしやすくするために、例えば旧中伊豆町と旧天城湯ヶ島町を結ぶ矢熊筏場線、また旧修善寺町と旧中伊豆町を結ぶ小川遠藤橋線は、合併特例債の活用も可能と聞いております。限られた財政であります。可能であれば、今以上に積極的に整備を進めてほしいと思います。

景観とマッチした便利さを追求し、この伊豆市の若者がこの伊豆市にずっと住み続けたいと思うように、本当に必要不可欠なインフラ整備、そして、10年、20年後を見据え、将来的に伊豆市の魅力を最大限にアピールする美しい伊豆市、住みやすい伊豆市、その創造を目指し、効果的なインフラ整備を推進することを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（三田忠男君） これで下山祥二議員の質問を終了いたします。

ここで時間の都合により、昼の休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 引き続きまして、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明、通告に従い、市長並びに関係部長に質問いたします。

まず、伊豆市の防災対策について。

近年多発している自然災害、中でも、集中豪雨は甚大な被害をもたらしております。伊豆市は山に囲まれた中山間地であり、ことし7月に起きた九州北部の豪雨による災害は、決して他人事ではなく、類似した地形での災害が考えられます。そこで、伊豆市の防災対策について、以下の質問をいたします。

①治水対策として、砂防ダム、砂防堰堤の重要性は把握しており、市内には128カ所の国直轄の砂防ダムまたは堰堤があると聞いております。しかし、それが常に管理されていて、有事の際に生かされる状態にあるのか伺います。

②北九州の豪雨による被害は、大量の雨量に耐えられなかった山が崩れ、さらに、多くの流木が住宅地を襲いました。各地区でも防災意識の強化は必要と思いますが、崩れにくい山の整備は、市民の命と暮らしを守るために大変重要だと思います。現在の森林整備と今後の管理に新たな取り組みが考えられているのか伺います。

③大きな災害に巻き込まれたとき、命を維持していくために必要な物資は多くございます。その中でも、水は大変重要な存在でございます。各家庭、各地区等でも飲料水、またはそれなりの備蓄はあると思います。それ以外に生活用水が必要であれば、近くに流れている川の水を利用することがあると思います。しかし、修善寺ニュータウンでは、近くに川も農業用水もございません。また、ニュータウン地区の出入り口3方向の道路は、大きな震災では崩落のおそれがございます。そのため、災害時の物資はもちろん、水の確保が大変難しい状況になり、井戸の設置が必要と自治会からの強い要望が上がっております。

ニュータウン地区に限らず、こうした災害時の生活用水の確保は大きな課題と考えますが、いかがお考えでしょうか。

2、消防団員への優遇措置について。

昨年12月議会において一般質問しました消防団員への優遇措置の経過を教えてくださいと思います。どちらも市長に答弁を求めます。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し答弁を求めます。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

狩野川台風を契機として、その上流部、この狩野川砂防事業が国の直轄となりました。これは大変に心強い事業でございまして、もし仮に128基がなかったとしたら、幾つもの集落がなくなっていたであろうと思います。特に、根っこは何度も何度も土石流をとめていただいて、こういったことは、地域住民の皆さんにもその効果をより御理解を深めていただきたいと、啓発事業の必要性を感じているところでございます。国と伊豆市と一緒に、点検をしたり管理をしております。

それから、2つ目の森林整備のところですが、長年要望してまいりました森林環境税がかなり実現の見通しが高まったといえますか、これは、実は全国の町村会が主体としてやってきたところに市長会が加わり、長年、国に市町村の財源として森林を保全するための事実上目的税としての森林環境税をお願いしてきたところです。これが実現しますと、森林整備のための貴重な財源が、これは市町村に配分されますので、何とんでも国に実現を求めて、この必要性は相当理解が深まっておりますので、森林整備が環境保全、防災のために非常に大切だということはほぼ認識は共有されておりますので、市長としてはほかの市長、町長と力を合わせて、このような財源確保に取り組み、もって時間をかけてしっかり私たちのふるさとの森林を整備したいと、このように考えております。

より詳細については、防災監及び建設部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、1番についてお答えいたします。

議員おっしゃった市内の128というのは国の直轄の砂防なものですから、うちが国土交通

省のほうに確認しましたところ、市内の狩野川水系の直轄砂防上の区域では、362の危険溪流が存在しております。平成29年3月までには、国土交通省により、128の砂防施設を整備していただいております。整備した砂防施設と危険溪流は国土交通省により適切に管理されており、128の砂防施設と362の危険溪流を対象に、毎年、点検を実施していただいております。

点検方法ですが、砂防の施設については出水期前、5月までに定期点検と、あと大雨の降った後の緊急点検を実施しまして、危険溪流は出水期後、10月からの定期点検と台風等大雨の後の緊急点検を実施していると聞いております。

主な点検の方法ですけれども、砂防施設の場合は、施設の沈下とか変形、亀裂とか漏水などはないかということと、あと、危険溪流につきましては、地すべりがあるのか崩壊があるのか、あとは木が倒れて天然ダムになっていないかとか、そういうものを確認をしております。

防災は、国の進めるハード対策とソフト対策が相まって効果があると聞いております。市の職員も、毎年6月の土砂災害防止月間には、国土交通省と1日かけて砂防施設の合同点検を実施しているとともに、職員の技術力の向上を図っております。また、庁舎への懸垂幕等の掲示を行い、市民に対して土砂災害への周知啓蒙を図っているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから、②について説明させていただきます。

伊豆市では、平成28年度に平成29年4月1日から39年3月31日までの10年間の伊豆市森林整備計画を策定しました。この整備計画に基づきまして、市内の林業事業者の施業についての指導を行っております。その中で、伊豆市内では、民有林については市内及び近隣の林業事業者が森の力再生事業等の補助金を活用しまして、整備に努めております。平成26年から平成28年までの過去3年間の平均で、年間約210ヘクタールの整備を進めている状況でございます。また、市有林に関しましては、現在、冷川の大幡野地区を主な作業地といたしまして、ここ数年、20から30ヘクタールの間伐を毎年行いまして、利用できる木材を搬出している状況でございます。

今後の管理といたしまして、伊豆市森林整備計画及び森林法に基づく伐採の事前届け出による確認から、伐採後の造林に係る報告、これは義務化されると思いますが、これを受けることによりまして、届け出どおりに伐採、造林が行われているのかどうか、森林の状況を把握し、場合によっては再造林等の指導を行ってまいりたいと考えております。

新たな取り組みといたしまして、既に市有林の一部におきましては、針葉樹の伐採地に広葉樹の植栽を行うなど、地元のしいたけ産業の行く末を見据えながら、地に根の張るような植林をしていくなどの樹種転換も試みておりますが、森林整備と防災の関係については、今後、国や県などの意見を聞きながら新たな森づくりについて検討していきたいと考えている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 災害時の生活用水の確保についてであります。議員御指摘のとおり、災害時の水の確保は、飲料水はもちろんのこと生活用水も非常に重要であると考えております。市内ワサビ沢や湧水や用水といった災害時に水源として活用できる箇所が市内ですと多くあることは考えておりますが、地域によってはそういったものがなく、備蓄等に頼らなければならない地域もあるとは認識しております。井戸も災害時には水を確保する上で1つの方法と考えますが、地下水を利用するため、地震が発生すると、水量が減ったり、枯れてしまうことも考慮しなければならないと考えております。

今後の対策ですが、地域の実情を考慮した水の確保は重要であり、関係部署間でさまざまな方法を検討していきたいと考えております。まずは、日ごろの備えからお願いするものであります。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、かなり整備というのは5月までに点検もしてもらっていますし、大雨の後も点検をしてもらっている。また、市の職員も同行しているということで、大変メンテナンスというのは行き届いているのかと思われませんが、まだ、多分整備されてない箇所、これから必要な箇所というのがあると思うんですけれども、できれば今後、今計画できている場所でするので、これは確認にもなりますが、いつこの場所、またその整備にかかる費用なんかはどうなるのかお答えいただけるとよろしいかと思っております。

お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） これから計画しているとか整備の金額とかという話ですけども、ちょっと国のやることなものですから、金額については、ちょっと把握しておりません。ただ、整備につきましては、市のほうも要望をかけたり、用地交渉とかいろいろ手伝っていますので、その辺の状況につきましては、現在事業をしているところは、まず、湯ヶ島の上に本谷第3砂防堰堤というのがあります。それは既存の堰堤があります。その補修を行っているところでございます。それは堰堤のサイドから水が出ているということで非常に不安だということで、それを国のほうで今直している状況でございます。

続きまして、市山地区に砂防堰堤群というのがあります。市山の市役所を少し下田寄りに行った直線のところの山側になりますけれども、あの辺の施設を堰堤群といいまして、その中で入洞という川があります。その砂防堰堤の整備を今推進してやっているところでござ

ございます。今年度は入洞の第4砂防堰堤の工事上の道路と本体工事に着手予定と聞いております。

続きまして、佐野地区といいまして、先ほど言いました県道修善寺天城湯ヶ島線の佐野になりますけれども、その山側になりますけれども、その砂防堰堤群といいまして、桜洞の砂防堰堤という整備がありまして、まず、28年度には用ヶ洞の砂防堰堤が完成をいたしました。29年度、今は桜洞の砂防堰堤を工事しておりまして、ことし完了の予定でございます。これから次は、加殿地区になりまして、セブンイレブンの十字交差点を中伊豆に向かったほうのところの山側になりますけれども、その鹿群山砂防堰堤といいまして、そこを29年度から用地取得とかそういうものに入っていきたいと聞いております。

あと、もう一点は、上白岩地区の小川地区になりますけれども、その中伊豆温泉病院の上の山の手になります。その2カ所について、ことしから用地取得とか道路工事に着手予定というように聞いております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） かなり計画も進んでいるそうなので、その辺も順次進めていただきたいなと思います。昨日は入札制度についてお話がありましたが、そういうときにも、国の工事だからということではなく、やはり地元の業者というのは使っていただけるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 発注機関が市じゃないものですから、国の発注方法がありますので、それは国のほうのどういう条件でいくかということで、規模もありますし、その辺がありますので、うちのほうでということちょっと答弁はできません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 国のほうだからということもなく、やはり地元のことでありますので、幾ら国がお金を出してくれるから、私たちは何も関係ないというわけではないとは思いますが、だけれども、やはり地元の業者というのを優先といたしますか、地元のことで、地元の業者がやることによって、いろいろメンテナンスだとか工事の進捗なんかもスムーズにいくんじゃないかと私は思っておりますので、その辺は少し考慮していただければと思います。

また、この時期になると、狩野川台風なんかがよく思い出されます。例えば、狩野川台風と同じ雨量が今の伊豆市に降った場合、川の氾濫だとか山崩れの被害というのはどの程度になるのか、また、シミュレーションというものはあるのでしょうか。



○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 水についてちょっと私のほうから言わせてもらえれば、今、洪水予報河川、水位周知川等が狩野川上流部が周知河川、修善寺川が周知河川で、修善寺橋より下流部が予報河川ということになっております。それらにつきましては、狩野川台風レベルの際の浸水域等が浸水想定域として出ております。特に、国の管理部分については、昨年12月に予想し得る最大限の浸水域という形で公表されております。

○議長（三田忠男君） 建設部長、何かありますか。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 業者の関係ですけれども、実際のところを見てみますと、やっぱり地元の業者も頑張ってやっていますので、その辺はうちのほうも何とか頑張ってもらいたいという話というか、応援はできるというところで、何も応援しないわけではないですから、というのと、狩野川台風の関係で同じ雨が降ったらという、要するに河川断面が大丈夫かという話ですけれども、その辺は多分、同じ雨が降れば、今の河川断面では流量は飲めないと思います。山腹とかの崩壊はどうかとなりますと、やっぱりこれだけの施設が入っていますから、先ほど市長が言いましたように、入っていなければどれだけ集落がなくなったかとかありますので、これだけの効果は出ていると思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そうですね。まだ整備が行き届いていないということですが、もうそろそろ昭和33年の狩野川台風からは、その被害から60年になろうとしています。全国で死者・行方不明者を出す大きな被害がいろいろと相次いでいる中で、伊豆市ではそれ以降、大きな災害に見舞われることはないのですが、今後も大丈夫という保証はございません。ですので、備えは常に万全だ、犠牲者が出ないと動かないということでは困りますので、これ以上悲しみはふやすことなく、安心・安全な伊豆市を目指して行っていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今いろいろ森林の整備計画というものが進んでいるということで、また民有林は森の力再生事業で、市有林についてもいろいろと計画もあるということでお話を聞いたんですけれども、7月に起きた北九州の豪雨による災害なんかも、大量の雨量に耐えられなかった山が崩れたわけですが、表面崩壊というのがかなり大きかったんじゃないかと思われています。表面崩壊の防止策というのは、今、進めているのでしょうか。また、そういう表面崩壊防止というところで、今後予定されている場所はあるのかお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたけれども、森林が持つ多面的な機能というのは、相当広く深く理解をされてきました。環境保全であり防災であり、そして森林の活用であり、いろんな意味で、恐らく最もいろいろな事業の中で、今、補助制度が厚い事業の1つだろうと思っております。したがって、今、具体的に防災のためにどこどこの山を整備するという計画はないのですが、それをちゃんと私たちが理解しながら、県有林、市有林、それから民有林というものをそれぞれ整備をしています。防災のための整備の仕方というのはありませんので、しっかり山の元気がないところを手を入れて間伐をして、山を元気にしていくという事業になります。

それから、国のほうも、特に阪神大震災以降は、一つ一つの教訓がかなりストレートに教訓として対応されておりまして、画像をごらんになったことがあるかと思えますけれども、今回の朝倉市を中心として、おびただしい数の流木が流れているんですね。それは当然、水だけよりも破壊力が増してきます。これまでつくってまいりました砂防堰堤よりもスリット型のほうがとめる効果が高いんですね。ですから、今までの砂防堰堤でも十分に効果はありますけれども、より効果を高めるために、国ではスリット型の砂防堰堤にするとともに、従来型のものも改修しているところもあります。そのような工夫の中で、土砂災害に流木が巻き込まれた場合の対応というものはとられているところです。

その視点のみから、個々に森林整備計画というものはなかなか難しいかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 落葉広葉樹ということですが、その種類、木の種類について教えてください。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 今回、土肥地区で実施したものにつきましては、コナラのほうを植えさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） コナラだとか、あと先ほど言ったシイタケのほだ木、そういったものに使えるクヌギなんかは使っていただけるということによろしいんですけれども、今度そういうものがやはり手入れをされていないと、木の上下バランスというのですか、そういうものが崩れてくると、根は張っているけれども、だんだん上に伸びてくる。そうすると、上が重たくなるので、ちょっとした風で倒れやすくなってしまうということで、例えばモミジなんかは余り上に成長しないので、上下バランスとしてもかなり安定していますし、落葉広葉樹の中でも腐葉土になって土が肥えていく、そして保水、治水にもかなり適しているとい

うことが調べた上ではわかっているのですが、そういうところを利用してもらいたいなと思います。

また、杉の木なんかは30年以降からはスギ花粉を多く出していきます。40年、50年たとうがスギ花粉を多く出していきますので、そうしたときに、例えば市民だったり近隣の方たちのスギの花粉症なんかにもかなり対応できると思いますので、そういうところも考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほども述べましたが、伊豆市としますと、やはり林業の中でシイタケ栽培というのがあります。その中で、やっぱりクヌギであるとか、当然そういうのも必要になっていると思います。杉なんかでも、今、当然、材としては必要な場合もありますので、要は花粉が少なくなるような杉の苗というのものもあることも聞いております。その辺を総合的に考えまして、やはり最終的には国・県と相談しながら、いろんな形での地場産業の育成等も考えまして、災害の抑制、それらを鑑みまして考えていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） いろいろと整備が進んでいますし、考えていられるということで、私も少しはほっとしていますが、まだまだ山の整備というのは行き届いてはいません。天城山に限ってですが、日本では第二の降水量のある天城山がございます。この伊豆市の中山間地である地形をうまく利用した、木材を活用したバイオマス発電だとか、豊富な水量がありますので、そこにまた高低差が加わりますので、そういう河川を利用した水力発電というのが将来、伊豆市の新しい産業につながっていくのではないかと思います。市長は、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新エネルギーについては、伊豆市ができたときに新エネルギービジョンができておりまして、その中では、風力を含めていろんな新エネルギーに関する記述がございます。しかし、この9年半ほど市長としてやってきた中で、風力発電は非常に住民の皆さんの合意形成が難しいだろうなど。

それから、バイオマスも何件もありました。いろんな話がございましたけれども、岡山でうまくいっている例は、45万立方メートルの燃料材が必要だということで、45万というのは静岡県全体で切っている量ぐらいなんです。まだ目標値までたしか行っていなかったと思います。北駿とか富士あたりを含めても、伊豆半島にバイオマス発電は岡山県タイプは少し難しいなということで、大体断念をされました。そうすると、身の丈に合った中でのバイオマスの使い方というのは、どのような小規模なものがあるのかということで、今はまだ情報

収集の段階です。

それから、小水力は、本当は一番伊豆市に合っているだろうなと思っておりまして、山梨県の北杜市が進んでおりますので、そこを参考にと、いろいろアンテナは上げてみたんですが、なかなかうまくいきません。幾つかやっていただく話があったときにも、ちょっと通常の水利権とは違って、飲んだり農業に使わないので、小水力は水を戻すのですが、やはりなかなか合意がいただけなかった場所もあるようです。

ただ、客観的に考えたときに、伊豆市の自然条件からいって、私はやはり、小水力発電が一番可能性があるだろうなと思っておりまして、引き続き、情報収集を続けてまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 以前、私が所属していました商工会青年部のほうでも、やはりマイクロ水力発電などの検討をされたことが実際ありました。ただ、やっぱり地元の合意形成がなかなか得られなかったということですが、伊豆市としても、特にそういう若者からの発信でしたので、そういうところをしっかりとサポートできるような体制というのは、今後もしっかりつくってってもらいたいなと思います。

次の3番のほうに行かせていただきます。

特に井戸というものに限ったものではないんですけども、例えば、貯水タンクだとか貯水槽という水をためる設備があると思いますが、その中でも、やはり貯水タンクをつくるにしても、いざというときの耐震性なんかを考えると、それ相当の費用がかかります。貯水槽にしても同じだと思うんです。そうしたときに、井戸を掘るとなれば、大体聞いている金額ですと200万円そこそこで掘れるのではないかということを知っておりますので、そういうところでも費用の面でも、費用対効果としても井戸というのがかなりメリットが大きいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 井戸以外にも、防災に対しては先ほど言いましたように、ある程度広い手段を保持をするということを考えております。先ほど言ったとおり、井戸のリスクもありますし、そこをまた貯水槽をつくる必要もあります。貯水タンクを設置していることもあります。そういったものをあわせて考えております。

ですから、例えばニュータウンの話が出ていますが、ニュータウンですと、考え方としまして、4次想定では、4日目以降、1日20リットルの個人の生活水が必要だと答えられています。そうすると、ニュータウンで700名と計算しますと14トン、14トンをいかに確保していくかという方策の中で、具体的にお話をしていきたいなと思います。

ですから、それをもって、井戸だけに限らず、いろんな面も考える必要があるということ

で認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今のところ、例えば補助金の制度とかは考えられていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 現在のところ、補助金の制度はありません。県のほうにも確認をしても、補助金の制度はありません。

今、この話もありましたので、全国的にちょっと調べましたが、全国的に特異例として、試掘としていっぱい掘ったというところがあるんですけども、それ以外につきましては、防災用の井戸の掘削に対する補助というのはちょっと探せなかったというところなんです。既存になりますと、大体既存の井戸を指定をして、その管理とかポンプとか、そういうものに対して幾らかの補助をしているというところは何市かありましたが、先ほど言った掘削自体に純粋に補助を出しているというところは、ちょっと調べられなかったというのが現状であります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、先ほど防災監のほう地震のときに井戸が枯れてしまうのではないかという心配を言われましたが、実は、民間の会社の調査なんですけど、東日本大震災による井戸の被害調査によると、東北6県で、工場や学校のものまで含めて、種類、大きさというのはさまざまなんですけど、261の井戸を調査したようです。そのうち、地震の振動とかによるものによる構造の被害を受けたものというのは、たった3つだけの井戸だったそうなんです。そうすると、全調査井戸のたった1.2%だったという報告もございます。残りの98.8%の井戸は、地震の発生後もその機能を維持できたということは、井戸というのは、結構地震に強いのではないかということが証明されたのかと思います。

また、1923年の関東大震災では、数日前から井戸が濁ったりした現象は起きたものの、その後は、地域の住民の皆様の飲料水や生活用水として使用していたと。またほかにも、その後の戦争だとか水害だとか渇水にも、井戸というのは大変住民の命をつなぐ役割をしていたという記述がございますが、どのようにお考えになりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 言われるとおり、井戸も水の確保のためには、非常に有効な手段だという認識をしております。今後もそういう話をちょっと調べまして、継続して調べていくということはしたいと思っております。

それと、ちょっと話は変わってしまうんですが、先ほど、ニュータウンであれば、3方向

からの道路が土砂くずれでないから水が必要だということを前提として言われていますが、私、防災的に言いますと、700人の方々がいる地域で、道が3つ壊れて孤立したというのは、別の問題で非常に大きな事故であります。ですから、そういったトータル面として、我々としては、どちらかという道路を早く通すとか、そういうことも極めて重要な話です。そういうことを踏まえながら、先ほどの1日14トンはどうしようかと、広い部分でも並行的に考えさせていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 別にニュータウンに限ったわけではなくて、大きい、小さいありますが、山の上の新興住宅地というのは、伊豆市内に幾つもあるわけです。そうしたときに、道路を直すというのは確かに重要なんですけども、そういう大きな災害のときには、よく市長も言っていますよね。自衛隊がどこに来たらいいのかとか、そういう場所も確保しなければいけない、そうしたときに、まちの中心地とか市街地のほうは道路の整備というか復興は進んでいくと思うんですけども、山のほうまでというのは、なかなか難しいんじゃないかなと思うんです。そうしたときにも、少しでも住民の大規模災害のときの長期的な避難になったときには、水だとか食料の人命に直接かかわってくる維持というのは、かなり大切だと思うんです。そういうところをもう少し考えていただけるといいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） まさに言われるとおりであります、当面の我々の策としましては、例えばニュータウンの入り口にあります上下水道倉庫の中には、タンクが8個今保有しております。そういったものを有効的に活用したり、あとやっぱり生活水は1日14トンですと、やっぱり各自の浴槽に1日置いてもらうとか、そういうやつを地道に積み上げた中で確保していきたいと。先ほど言いました話も、並行的に調査のほうは継続させていただきたいと思っております。

あと、自衛隊等の話が出ましたから補足しますと、今、自衛隊については、ことしから虹の郷の駐車場を使うように指定しました。ということは、そういうことでちょっと自衛隊のほうにも、これからそういう意味では、そういった道路上の話はできるのかなと思っております。

あと、いろんなところがありますが、基本的には、個々それぞれの特性を持って対応していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

大きな2番でいいですね。

それでは、消防団について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災監に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 波多野議員の消防団員への優遇措置についてお答えいたします。

消防団員の優遇措置は、消防団の活動を理解し、協賛していただける優遇参加店を募り、団員がその店を利用する際、一定の優遇が受けられるものとするもので、消防団員の獲得策の1つとなります。現在、来年度からの実施を目途に、消防団員であることを証明するカード作成のために、カードに必要な項目等の確認作業を行っております。今後、商工会等と打ち合わせをし、加入店の募集方法等具体的に進めてまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 進んでいるということで、大変喜ばしいと思います。ありがとうございます。再三言いますが、消防団員というのは、火事があれば、昼夜を問わず、勇敢に市民の生命や財産を守るために働いてくれる正義のヒーローでございます。そして、伊豆市を愛し、伊豆市を守ろうとして、この地に残ってくれている心強い若者でもあるということを経験につけ加えさせて終了させていただきます。

○議長（三田忠男君） これで、波多野靖明議員の質問を終了いたします。

#### ◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 引き続きまして、12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

質問する前に、大変申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。

私の大きな1番のリード文の中ほどになりますが、「土肥・小土肥地区、八岳地区、本年7月」、その次になります。「、8月」を消してください。同時にその行で、熊坂小地区「、大東小地区の2地区」まで消してください。それから、その下の行に行つて「6地区」と書いてありますが、「5」に変えてください。すみません。私の早とちりで間違えましたので、訂正をお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

1つ目でございますが、今後の地域づくり協議会のあり方について御質問させていただきます。

現在、市内で事業展開されている地域づくり協議会は、平成25年5月28日告示第74号、伊豆市地域づくり協議会支援要綱に基づき、平成16年4月1日現在の旧小学校区で地域づくり協議会を立ち上げ、事業実践されています。初めて議員になった6カ月後の提案に、大変興味、関心を引いた施策に大きな期待感を持ったことを今でも覚えております。もちろん、現在も同じ考えです。

設立順に、湯ヶ島地区、西豆地区、土肥・小土肥地区、八岳地区、本年7月には熊坂小地区が設立し、私の知るところでは5地区と理解しています。告示以来、本年5月28日で丸4年が経過し、5年目を迎えております。この間、この件について、より設立しやすい改善を求め、過去に2回ほどだったと思います、一般質問の場で審議されました。

そこで、市長に改めて伺います。

5年目を迎え、設立数、各地域づくり協議会の事業内容、または要綱の見直し等、また、今後の推進を含め、5年目を一区切りとして総括的な見解を伺います。

2つ目に、重点施策3本柱の1つである定住の促進について、市長が長い間言い続けてきた3本柱、雇用の創出、所得の向上、定住の促進、この中の1つである定住の促進について伺います。

22年度導入した100万円の定住促進助成事業等、定住促進のための事業を実施しています。しかしながら、人口減少に歯どめをかける決定打にはなかなか難しいところがあり、現在も減少の方向に動いています。せめて横ばいを保ち、現在の人口で今後も推移していきたいと私は考えております。

本年4月1日をもって、長い間懸案事項であった田方地区広域都市計画から旧修善寺町が外れ、特定用途地域として生まれかわり、規制の範囲内で住居や商業施設等の建築が可能になりました。現状が変わった今、市長の言う定住の促進を実現するため、今後、市内に具体的に求めていくのか、仮にそうであるならば、どのような施策を講じるのかを伺います。

最後、3つ目になります。

市内3中学校のあり方について御質問させていただきます。

平成29年6月29日に採択された請願書、中学校教育環境改善に関する請願には、3つの請願項目があります。私なりに3点を要約すれば、一丸となって速やかに複数案を示してほしいということになります。今回、早速請願を受けて、伊豆市の教育課題を調査審議する目的で、第1回目の伊豆市教育振興審議会が開催されました。

そこで、教育長に伺います。

①としまして、伊豆市の教育行政にかかわる総合教育会議、教育委員会と今回の教育振興審議会とのかかわり合いについてを伺います。

2つ目に、今後進めるに当たって、請願項目とのかかわりについて伺います。

3つ目に、今後の推進計画の全体像について伺います。

以上、3点、よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

これまで5カ所、特に最初は西豆村から、西豆地区といたしますか、そこから始まり、土肥



で2地区、それから湯ヶ島小学校区、そして八岳小学校区、今、大東小学校区でも議論は進んでいるようですので、そのようなところで協議会が設立され、そして、それぞれ地域の特性に応じた事業が進められていることを大変心強く考えております。

西豆については、当初から小下田地区もいずれお入りいただくような設計のもとに進められてきたのですが、今まだ少し、そこは八木沢だけで進んでいるようですけれども、非常に悩ましかったわけですね。土肥南小学校を行政が主体的に主導する形で校舎を壊したくなかった、その中で地元の皆さんから、自分たちで使っていくので、壁が落ちたり不安もある、そして津波の浸水地域である校舎を壊してくださいという御依頼をいただいたときに、本当にどうやって市は支援していこうと思いました。その後、校庭が芝生化され、周辺の花の事業、それから遊具も並び、今は一部は西伊豆のお子さんも遊びにいられていると聞いております。そのように、やはりその地域の皆さんのニーズに基づく、地域の皆さんによる事業というものが本当に進んできたなと思っております。

それぞれ事業内容は違いますので、それでももちろんそれが望ましいわけです。では5カ所でよいのか、もっと加速しないのかという御意見も、きのう来、あったようですが、これは提案は市長から申しあげましたけれども、この性格からいって、市長が主導して加速化する、あっちも急いでください、こっちも急いでくださいという事業ではないんだろうと思うんですね。地域の皆さんが話し合っていて、合意が得られて、事業化が具体化したところをつくっていただき、それを市長のほうで頑張ってくださいと、こう加速を促すような性格のものではないような気はいたします。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうから若干補足させていただきます。

ただいま市長のほうから申しあげましたとおり、これまでの総括としますと、やはり各協議会ともにぎわいの拠点づくりですとか、防災対策、そういった地域の課題を解決するために、住民が主体となり、特色のある地域づくりに取り組むさまざまな活動をされて、そのうちコミュニティーの創生といったものにつながってきているのではないかと感じております。

ただ、先ほど議員のほうからもございましたが、これまで5カ所の協議会が設立されておりますが、一応13カ所ということで考えている中で、まだ半数以上の地域がまだそういった設立に至っていないのが現状でございます。したがって、市といたしましては、まず、地域づくり協議会、この活動というものはどういうものかというのを知っていただくための広報、これにつきましては、最新号の広報いずにもちょっと紹介させていただいておるんですが、そういったことを初めにして、まず、全小学校区の協議会設立、これに向けて取り組んでいければと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 実は再質問の1つ目にこういう質問を用意していたんですが、今

市長の答弁でこの事業については行政側から市当局側から促すものではないということですから、多分お答えができないと思いますが、一応こういう質問を用意させていただきました。

今後、先ほどお話のあった大東小学校区も準備会を開いたということですから、近々6つ目の地区になるのではないかなと予想を立てております。現時点でこの協議会の数、5地区は予定どおりに来ているのかどうかということをお尋ねしようと思ったんです。でも、先ほどの市長の答弁ではこちらが促すものではないんだから、適当であるかどうかというのは多分私の推測ではお答えようがないだろうなと思って、これは省略します。

ただ、つい先日、今総合政策部長の田村部長のお話にもありましたように、伊豆市のまち・ひと・しごと創生総合戦略で上方修正しましたよね。何カ所でしたか。7団体に平成27年から平成31年までの5年間の中で目標値を7団体に上方修正しました。というのは、やはり今の数よりももっともって理解していただいて、地域づくり協議会を設立してほしいという私は願いがあるのではないかなと思います。

それから、もう一つ、部長からも今お話がありましたけれども、9月ごろに2ページを割いてこの説明と報告がございました。それは当局側に意図として、やはりこの事業を広く市民の方に理解していただいて推進を図ってほしいという願いがあるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そもそもこのスタートが市長として提案申し上げたことですから、当然やっていただきたい気持ちはあるわけです。したがって、どこか地域づくり協議会について検討しようというところはしっかりサポーターの職員もつけておりますし、地域、地域によって事情が違いますので、その地域に応じた障害の状況についてはしっかり行政として支援をさせていただきます。どうしても数値目標が地方創生戦略には義務づけられていますので、一定の数は出すんですが、しかし、こちらがまだできてませんから、あなたたちも急いでくださいという、そんなスタイルでの市長が押しつけるものではないだろうと。したがって、その話し合いをしますというところについては行政は全力で支援をさせていただく体制をとっております。こういうような意味でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ちょっとピンポイントで聞きたいと思います。例えば13小学校区の残り、要するにまだ設立してないところ、この中に仮に設立したくても設立できないという地区がもしあるならば、その要因は何だと思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、ちょっと質問の御趣旨がよく理解できなくて、何が障害

になっているのかというのは地域によって違うと思いますので、今具体的に設立の障害になっている案件については、ちょっと私は思い当たらないのですが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） じゃ、ちょっと質問変えます。具体的にいきたいと思うんですが、昨日も木村議員の質問の中でこのやりとりがあったんですが、私だけでしょうかね。やればやるほどベクトルの方向は逆に向いて、要するに混ざるところがないんですね。要するに質問とお答えが。だから、ちょっと視点を変えて同じような質問をしていくわけですが、旧白岩小学校区はなぜ13小学校区に選ばれたんですか、もう一度教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） これにつきましては、昨日の木村議員のほうに答弁した社会福祉協議会の活動範囲というようなものがあって、その地域を分けたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） きのうのやりとりの中で相反する矛盾した話題が出てきました。要するに白岩小学校区を選んだその理由の中にね。あと2つ、こういうふうに言いましたよね。顔が見える範囲だよと。要するに市長の言葉を借りれば昭和の中ごろの村のイメージ、顔が見える範囲。だから選びました。それから、もう一つは、社会福祉協議会の地域福祉委員会の区割りがこうなっているからという理由も言ってくれました。ただ、ちょっと私、協議会の区分けというところを見てみますと、こう書いてありますよね。市内を13小学校区に分けます。これが現在社会福祉協議会の地域福祉委員会や消防団、PTAなどの小学校区単位で活動され、一定のまとまりがあり、地域としても話し合いがしやすいのではないかとこの判断からこの区分けをしましたと書いてある。だけど、きのうの話題では地域福祉協議会しか出てこないのね。多分腹の中にはPTAの活動だとか消防団あったと思いますが、そこが際立って全面に出てやりとりをしているから、え、そうなのと思うんですが、私の認識は全然違うんです。私は、部長に釈迦に説法ですが、要綱というのは行政マンが仕事するときどういう立ち、要綱は仕事をする上で大切にしているかということをちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 要綱というのは当然内規といいますか、進める上での、行政を進めるための基本、基準というふうに考えるものでございます。要するに法的な形で定めるものではないために、具体的な進め方についてその基準というものを行政が持つような

性格のものです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そうだと思っんですね。だから、この要綱をよく見ますと、第2条の（2）に小学校区、平成16年4月1日現在の旧小学校区を言うを書いてある。明記してあるわけですね。だけど、これを曲げたわけですよ。要するに白岩小学校というのは昭和46年度、したがって、昭和47年3月31日をもって閉校になったわけですよ、統合のために。ですから、この第2条の（2）を曲げている。それはなぜかという、23条にこの告示に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定めると書いてあるわけですよ。だから、多分私はこの条文を要綱に従って出発のときから、もうそこを弾力化と言ったらおかしいんですが、そういう意味合いで捉えて、旧白岩小学校を入れたのではないかなと私は考えたんです。違いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど来部長も答弁しておりますように、地域福祉委員会、社協の中のそこが分かれていたんですね。市長が行政として新しく提案するときに、恐らく地域福祉の中心であるだろう社協のほうの組織をこちらの都合で変えさせるということは避けたかったということなんです。今回の区割りはそれ以上でもそれ以下でもございません。その1点、市長が提案する事業によって既にある既存の福祉事業を変更するのは適切ではないだろうと判断した。それ以外の理由はございません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 1つのことを長くやっていると次へ進みませんので、ただ、そうであるならば、要綱の（2）で終わらないで、（3）にそれを発足当時にきちっと白岩小学校が13小学校に入っていく要綱に改めるべきですね。僕はそう思います。だって、要綱に反しているわけですから、だから問われるのではないかなと。

それで、今私がこの質問をしているのは、より設立しやすいためにお互いに考えましょうということで話をしているんですから、多少批判じみたことも言っていますが、思いはその思いで言っています。

きのうは世帯数が話題になりましたけれども、きょう私は人口でいきたいと思っいます。ちょっと早口で申し上げますが、湯ヶ島小学校の地域づくり協議会は対象人口1,799人ですよ。一番新しいもので。それから、西豆地区は1,180人、土肥、小土肥地区は2,617人、それから八岳地区は1,533人、熊坂地区は2,132人になります。これを、では、私ども修善寺南小学校区に当てはめると何人になるかという、5,748人なんです、南小学校区は。だから、変な話ですが、土肥全体の対象人口よりも3,797人よりもはるかに多い。それから、市長の御在所

のある天城地区の旧天城湯ヶ島町の6,058人に迫る人数ですよ。そうすると、きのう話題になって議論になっていた顔が見えるというのはとても5,748人では私は顔は見えないのではないかというのが私の持論でございます。

ですから、これ提案なんです、決して人口だとか世帯割りではないきのうも話が出ておりますが、余りにも格差があり過ぎますということです。ですから、牧之郷区をちょっと例に挙げますと、牧之郷区1,857人いるんです、1つの区で。世帯数約750なんです。そして、市長の言う昭和の中ごろの北狩野村、浮橋、下畑、田原野、そしてこっちへ来て牧之郷、柏久保、大野、年川、古川の8地区が北狩野村だったんですが、このときの牧之郷は170戸なんです。これは顔が見えるんです。ところが、今750戸になった牧之郷の実態だけを考えただけで、顔が見えないと思います。ですから、5年というのになぜこだわったかといったら、以前、私が常任委員会で傍聴議員として質問したときに、5年は要綱を変えるつもりはありませんという答弁があったんです。それがずっと私の胸の中にあっただけです。だから来年の5月になると丸5年になるから、ちょっと見直してはいかがですかというのが私の1つ目の提案でございます。

ほかのじゃ2つ目に行きます。2つ目は、これ私が議員になってからちっとも改善されていないなど。これ無理もないんです。というのは何かといいますと、120近く行政区があるわけですよ。そして、毎年5つの地区要望が出てきます。それで、これを取りまとめる作業というのは非常に大変な作業だと思います。そして、それよくわかるんです。わかるんだけど、なかなかそれが前進しない。そこで提案なんです。この要するに地域づくり協議会をもとにして、今後この120という組織体にちょっとメスを入れてお考えになったらいかがですかというのが私の考えなんです。

それで、かつて修善寺町には体育協会の支部割りのときには旧修善寺町は12に分かれていたのは御存じの方はたくさんいらっしゃると思います。例えば温泉場で言うと桂谷・温泉場、それから下の下半横瀬、この3つがある。熊坂へ行って瓜熊、大堀山、要するに大沢、堀切、山田です。こういうように12に分けていった要するに生活空間も昔はあったんですね。ですから、ぜひともそんなことも要するに考慮に入れて、来年度以降すぐにはいきませんが、見直したらいかがだと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはりこの地域づくり協議会の事業を進める上で、その人口比で調整はしたくないと思っております。と申しますのは、各地区500万円を基準に人口割りでいくと逆に西豆村も、では100万円にすることですよ。それは幾ら何でもやっぱり市長としてはとてもできない。現状市民の皆さんの強い不満はやはり俺たちは取り残されるのか。周りはずたれるのかということに対して、いや、生活拠点はしっかりつくりますと。地域はそれぞれの皆さんでお考えいただきますということを約束してやっているわけですから、そこは

そのような人口による調整というものは避けさせていただきたいと思います。

そして、未来永劫変えないとはきのうも申し上げませんでした。今新市建設の途上で、中心市街地等、いわゆる小さな拠点のところ投資するわけですね。土肥なら中心部、天城は今湯ヶ島小学校周辺になっていますけれども、中伊豆であれば八幡に、そして伊豆市全体として修善寺駅周辺、そして今度は都市計画見直しになりましたから、牧之郷も市として直轄事業として投資していくわけです。そことさらに人口が5倍だから、そこに5倍足せというのは、やはり全体のバランスを見ながら、各地域のそれぞれの皆さんの思いをやはり配慮しながら進めることが行政のバランスだろうと思います。修善寺南小学校区とか牧之郷が置いていかれるのではなくて、そこはまだまだ市の直轄事業がこれから入るところですから、その中で今必要な主としてソフト事業を地域コミュニティをしっかりと強化する事業をお考えいただければと思っております。いずれかの段階で新市建設事業が一定のめどが立って、いわゆる市の形をつくり変える事業が終わった、めどが立ったときには、このような地域コミュニティのあり方というものはまた見直す余地はあるんだろうと思います。そこは今伊豆市の形成段階ということで当面この状況を見守らせていただきたいと思いますと考えております。

それから、各区の要望をもう一度見てみました。そうすると、中には5つに精査していただいた中にもさらに県の事業が入っていたり、それから、回答としてこれは原材料支給でお願いします。これもその時点で本当は入ってないはずなんです。ですから、もう一度よくまずはどれが区ごとに本当の伊豆市の事業としてやるべきなのかをもう1回精査をさせていただいた上で、要望のいただき方というものについてはあり方を検討したいと考えております。

○議長（三田忠男君） それでは、大きな2番をお願いします。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 定住促進についてでございますけれども、きのうも申し上げましたが、数年前につくりました100万円、今ちょっといろいろ変えましたけれども、は本当に伊豆市の子育て世代がお隣に流れていくことをとりあえず止血するばんそうこうのようなもので、特に沖の原のインシナーの跡地については約50軒の家が建って、子どもさんの移住促進には相当効果がございました。しかし、これはあくまでも血どめだけであって、それをもって住むところとしての魅力が向上するような事業ではございません。そこで、私どもは都市計画の見直し、それから土地の利活用、そして住むところとしての住環境の整備というものを考えてきたわけです。都市計画の見直しは実現をいたしました。土地利用については農地転用権限は国のほうでは見直しているんですけれども、今具体的に伊豆市の中で住宅地のための土地利用というものは今中断をしているところです。

その中で住宅があって、学校があって、人口が減ってきたわけですね。本当にこういう話はずらい話なんですけれども、湯ヶ島小学校は昔私のころは全部2学級あって、狩野小学校

は私の1つ下以外はみんな1学級、それが逆に湯ヶ島小学校がもう狩野小学校の半分ぐらいになってきた。そこに住んでいらっしゃる方、町営住宅も小学校も幼稚園もあった。だから住宅があって学校があれば人口がふえるのではなくて、どういう環境を整えれば若い人たち、子育て世代はここに残るんだろうかということを考えたわけです。その中で高校生の通学費が非常にきつい。土肥からだとも10万円とか15万円かかる。その方々は例えばお隣の東芝テックであれば、三島に引っ越してしまうと、通学費がかからない上に通勤手当は会社から出るわけですね。そういったものをいろいろ声をいただく中で高校生の通学支援もつくりました。そして、幼児教育施設も近くも欲しいけれども、やっぱり友達が多いところということで、集約をし、改築もしてまいりました。私たちはその中で小学校は2クラスあったほうがいいけれども、1クラスでもいいけれども、中学校についてはさすがに1クラス、それから教科専門外の先生というのは問題だろうということで、そこに着目したわけです。

では、これもだめだとすると、何、どういう環境をつくれば子育て世代の方々は伊豆の国市に行かないんだろうか、三島市に行かないんだろうかということで今考え直さなければいけない段階に来ているわけですね。ですから、改めて行政としても議会の皆さんにも考えていただきたいのですが、どういう環境を整えれば、わざわざ伊豆市の中に仕事があるのに伊豆の国市に引っ越している方々、あるいは引っ越したけれども、まだアパート住まいの方々を伊豆市の中にもう1回戻せるだろうかということについて御議論いただきたいと思えますし、私の定住促進の中では今それが一番大きなテーマとなっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○12番（小長谷朗夫君） ありがとうございます。今のお話のその前に、牧之郷に直轄事業として云々という市長のお話がありましたので、私も牧之郷に住んでいますので、ちょっと牧之郷と定住促進という観点で話をさせていただきます。

御承知のとおり、牧之郷区には平成27年の区民総会の折に承認されました地域づくり協議会というのがございます。そして、今2年と6カ月活動してきました。32名の役員さん、3プロジェクトチームを構成しておりまして、トータルでもう16回の会議を開いて、牧之郷のあすをどうしていったらいいんだということでやっております。それで、これは市長が言っている定住の促進と、私どもが目指しているのは全く同じなんです。だから、むしろ私ども地域づくり協議会は市のお手伝いをしようではないかという心もあるんです、気持ち。そこでちょっといろいろ聞いていきますが、私どもがそういう行動、アクションを起こしている、活動をしている一番の糧は、市長の例えば施政方針だとか、本年の6月8日にあった行政報告だとか、または選挙の折に牧之郷で立会演説でやってくれたお話だとか、そういうものを熱く受けとめて活動しているんです。そういう中で、ちょっと市長にお尋ねします。牧之郷の地域づくり協議会というのは市長のお考えではどのように評価しているか、ちょっと考えがあったらお聞かせ願います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 牧之郷地区については第1次総合計画、前大城市長がおつくりになったときに既に入っていたんですね。その後、どのように住宅環境を整備するんだろうかということですとずっと動いてこなかったわけです。そこで、やはり市街化調整区域を外すというのは非常に難しかった。そこで、市街化調整区域の中で地区計画をつくって開発することも検討させたところが、以前の議会でも申し上げましたけれども、最初の見積もりではそれだけで50億円くらいかかってしまう。そうやって物すごく巨額のお金がかかるんですね。調整区域の中に下水道とか上水道とか道路を入れて、住宅地に整備するというのは。そんな中で、どのような形が可能かということで見直す。そして都市計画も見直す可能性が出てきた中で、牧之郷は独自のそういった地域で検討するチームをつくっていただきましたので、その活動、その協議会の存在と活動には大変心強く思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そういう地域づくり協議会のもう活動の中で1つ、2つ紹介しますが、既にコミュニティ広場の真ん前の3,119平米、坪数で言いますと944坪ですが、既に東海バスと仮契約をしております。これは牧之郷区の今言った地域づくり協議会有一些程度仲立ちをしながらの仕事でございます。それから、ちょっと小ぶりになるんですが、210平米の3棟家が建つ予定ですが、それについてもそうなんですが、今後こういう形で行くんですが、先ほど市長の話にありましたように、今年度の予算の中に地区計画を策定する予算がございます。それで、今その公募をかけているということで、おっつけ来年の3月ごろですか、地区計画ができると思っておりますが、それを見ればなお一層私どもの地域づくり協議会の仕事に拍車がかかって、活発になっていくと思っております。だから、それを今待っているところもあるんですが、この地域づくり協議会に私、市長に4つほどお願いをしたいなというのがありまして、それを虫のいい話ですが、させていただきます。

1つは、要するに市長も行政報告の中で言っていたんですが、地域づくり協議会がまず欲しいのは情報なんです。要するに市に入ってくる情報、宅地分譲だとか共同住宅だとか店舗等問い合わせが複数寄せられているならば、ぜひ支障のない範囲で情報を私どもにだけませんかというのが、私どもというのは地域づくり協議会にだけませんかというのが1つ目のお願いなんです。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） まず地区計画に対する期待があるということ、これは非常に地元の方がそういうふうに言っていただくことは市としても心強いと。

〔発言する人あり〕

○総合政策部長（田村英樹君） 非常に地域の方々がそれに期待しているということは心強い話です。ただ、地区計画というのは、これは都市計画の1つでございます。当然のことなが



らルールを決めて、そのルールに沿った形で土地利用を、そこに住む方々が皆さん、それに  
応じた土地利用をしていただくということがまず前提でございます。ですから、今できる  
だけではなくて、やはりそこには地元の皆さんがそのことについて皆さん同意していただ  
いてやっていくということがまず前提にあるということをまず一つお伝えしておきたいと思  
います。

それから、情報が欲しいというのは、多分開発等のお話ではないかと思えます。確かにそ  
ういった内容につきましては、個々に市のほうに来る場合もございます。ただ、その開発の  
内容にもよるんですけども、やはり実際にはそこで土地を所有されている方、そういう地  
域の方にはまずそういった話が行くのではないかとということがちょっと考えられます。もち  
ろんお伝えできる範囲のことについては地域にお伝えすることは可能だと思っております、  
やはりそういった開発等に関するものというのは、一義的にまず地域の皆さんのほうに行く  
のが早いのではないかと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 田村部長の言う、その地域のほうにと、もちろんそれもあります  
よね。直接来ると。私どもの受けの体制は、地権者の3エリアのそれぞれの地権者の固まり  
が、グループがありますので、そういうところへ来たら、そういう方にお話し合いをして  
もらうということに、そういうシステムになっていますから、おっしゃるとおりだと思います。  
それから、地区計画についても、もちろん住人が主体ですから、地権者を含めてね。だから、  
そことの調整ということで今後スケジュールを見ますと、そういう会があるようですので、  
なるべく牧之郷にとっていい地区計画ができればいいなと思っております。

2つ目に行きます。今都市計画課の指導をいただいております。それこそ不安を抱きなが  
ら私ども活動しているんですが、今後もなお一層の、ここが問題なんですが、的確な指導を  
欲しい。非常に曖昧模糊としていますが、では、的確ではなかったのといったら、そうい  
うときもあったんです。だから、的確な指導をぜひいただきたいんですがという、これにつ  
いてはいかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、的確な指導ということですね。それはやはり地域の皆様の今の状況や今後の見通し  
についてできるだけわかりやすく伝えるようにまた指導してまいりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、その次なんですが、これは大変虫のいい話なんですが、それから、先ほど来の

市長の答弁を聞いていると、多分だめだなという感じはするんですが、一応傍聴席にも役員がたくさんお座りになっていますので、お尋ねしたいと思います。

要するに地域づくり協議会2年6カ月たったんですが、最初から市から何かの補助を受けただとか何とかというのは全くなくて、ゼロベースで来ているわけですね。そういう中で、役員会の中でも出てくるんですが、スズメの涙でもいいから、運営資金として補助していただくということはできないだろうかという、要するにこれは市が進めようとしている仕事をやっているという観点から言って、牧之郷独自の牧之郷のただの事業だよというのではなくて、市全体の仕事のお手伝いをさせていただいているということで、そういう補助はできないだろうか、ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） 地元の皆様が特にまちづくり、地域づくりについて一生懸命取り組んでいる姿に大変敬服するところでございますが、ただ、現状を考えますと、やはりまず自分たちのまちはどうあるかということを中心で考えていただくのであれば、やはりそこは皆さんの力で頑張ってください、そう考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 多分そういうお答えだなと思いました。どうしようもないということですね。ただ、だからこそ虫のいい話ですがと私、冠をつけたんですが、虫のいい話をさせていただきました。

最後になります。これは私どもしよせん素人なんですね。その素人の集団が何を一番この活動をするために力強いかといったら、私は市長の一言だと思っんです。市長の後押しだと思っんです。背中をぽんとたたき、そのぽんが私ども地域づくり協議会のメンバーには大変力強く感じられるんです。過日、市長のところに訪問させていただいたと思います、うちの4役が。その報告も役員会でお話がありました。それを聞いたときに、これは私の認識でそういう理解をしたんですが、ちょっとぽんが足りないよねという、そういうことで受けとめましたので、今後やはり理解を示していただければ、共に頑張りましょうとか、平たい言葉で言えばそういう言葉が素人の私どもにとっては非常に力強く感じるというところがありますので、市長、これでこの部分は最後になりますので、もしお考えがあったら述べてみてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この牧之郷地区は私というよりも、やはりもう長年大変期待されていたところなんだろうと思っんです。これだけ人口が減って行って、子供の数も減っていく中で、修善寺駅の乗降客数はわずかですけども、ふえているわけですね。伊豆箱根鉄道14駅

でしょうか。13駅かな、14駅かな。町なかでもかなり減っている中で、修善寺がふえていて、牧之郷は少ししか減っていたと思います。ここは線引きを見直したことで、これからむしろポテンシャルがあると思っておりますし、地域の皆さんにも御説明しましたが、やはりあそこから伊豆総合高校への通学路も整備したいと思いますし、それから、恐らく駅前のロータリーも整備する必要が出てくると思います。

また、長年の御希望であります公民館についても、私はほかの地域の皆さんにも申し上げているんですが、収益を生まない施設をいいところにつくるよりは、複合施設の中に一部として公民館をおつくりになったほうがよろしいのではないですかというようなことで、特に立地のいいところ、ましてや駅前に公民館をお考えであれば、何らかのほかの事業と一緒にやるということが望ましいのではないかとというようなことも申し上げてまいりました。

いずれにせよ、この1時間に4本、朝夕5本も電車が通っているという、本当に都市交通なんですね。JR飯田線は1時間に1本か2本しかない。それでJRですから、そういったところと比べてこれだけの環境が整っているところに、今全国市長会の土地利活用研究会の中でもモデルとして上がった都市計画の見直しが実現したという今話題になっている伊豆市の場所の1つが牧之郷地区なんですね。ですから、私たちはそういった方向でぜひ地域の皆さんの御理解と御協力を賜りながら一緒に進みたいと思っております。

○議長（三田忠男君） それでは、3番、中学校のあり方について答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、小長谷議員に答弁をします。

①②③3つありますが、一まとめにしてお答えさせていただきます。

まず、それぞれの役割、かかわり合いですが、教育委員会は合議制の執行機関で、教育長及び教育委員をもって組織されています。会議において伊豆市の教育行政の基本方針等を決定しています。

総合教育会議は、市長と教育委員会により構成され、会議では大きく3つ、1つ目は教育行政の大綱の策定、2つ目は教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、3つ目は児童生徒の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行います。

教育振興審議会は、伊豆市の教育課題に関する事項について、第三者により組織され、調査審議する教育委員会の諮問機関です。

次に、請願項目とのかかわりについてですが、教育委員会ではこの請願を踏まえ、中学校のあり方を改めて検討するため、総合教育会議において協議し、当初の学校再編計画の策定と同様、教育振興審議会に諮問することを決定しました。

また、第1回の審議会において、委員の皆様にご意見を提示したところであります。

次に、今後の推進計画の全体像ですが、第1回目の審議会を8月30日に開催し、委員の委嘱と今後の進め方を協議しました。

当面は各中学校の課題や現状を踏まえ、教育環境改善に向けて協議をしていただきたいと思います。

考えています。現時点では平成30年、来年の5月を目途に答申をまとめていただき、答申に基づき教育委員会で協議するとともに、総合教育会議においても協議し、平成30年度中を目途に中学校の新たな計画を策定したいと考えております。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 幾つか質問を用意してきましたんですが、時間の関係ではしよります。取捨選択してやりたいと思いますが、あくまで請願を受けてということですよ、この審議会は。教育振興審議会は新聞紙上でも要するに案内でも請願を受けて開きますよということで、先ほど私申し上げました3つの請願があるんですが、速やかにというのはこの8月30日にまず1回目のアクションを起こしたということで、これは速やかにいいでしょうね。この中で今後非常に難しいなと感じているのは、複数案を考えて、それを保護者を初め市民にどういうふうに提示をしていくか、その手順が難しいと思うんですよ。その辺、教育長、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） おっしゃるとおりだと思います。どうやってそこへ持っていくか、またその3つというか、幾つかを提案することが答申ではないと思っています。先ほど言いましたように、請願を中心としましたが、さきに最初に計画した私たちの第2次学校再編計画がなくなりましたので、それも含めてこの審議会を立ち上げたということで、請願だけではない。もちろんあの請願もそれが根底にはあると思うんですが、作成しています。ただ、やはり今議論されていますように、途中の過程の中に幾つかの案というようなものが出てくるでしょうから、その幾つかの案を上手に整理できるかどうかというのが1つあるんですが、整理した上で保護者や市民の皆様提示をして、そして審議会の委員の皆様がその意見を聞くという会は設定したいなというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 請願にこだわるわけですが、複数案だとか、それについては一連の文教の関係のときの市民の要するに声、要するに請願の裏返しにはそれがなかったよということなんですよ。要するに1点集中型の説明会で、それについてのご意見を聞くという会であったということを何人もの人が言うております。ですから、今回複数案を示してくれというのは、やはりそういう反省を生かした上での熱い願望だと私は思っております。ですから、ぜひそれは実現してほしいなと思います。

ただ、その中で来年の5月22日に答申を教育委員会出すわけですよ。それで、その年度中、だから平成31年の3月31日までがその年度ですから、その中でまとめていくわけですよ、今度それを受けて。それで、これはまとめていくだけですから、このときのまとめ方は

要するにテーブルの上でのまとめなのか、さっき今教育長が言った外に出て行って、説明会も含めたまとめなのか、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 1つわからないのは、そのまとめというのが答申を受けた後、教育委員会のまとめなのか、答申のまとめなのか、どちらを聞かれているのかちょっと教えていただけるとありがたいんです。

○12番（小長谷朗夫君） 要するに教育振興審議会から答申が出るわけですよね。それで、それを一番最初に審議していくのは教育委員会なんでしょう。だから、その教育委員会がきょうの話の中に30年度中にまとめると言いましたよね。だから、そのまとめ方を聞いているんです。まとめ方。要するに教育委員会の席上で、テーブルの上で意見を交互に出し合っ、これはああだね、こうだねと言ってまとめていくのか、出てきたものをある程度まとめたものを皆さんに説明していく、複数案をね。そういうのもこのまとめに入っているのかどうかということなんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それはこう進めていく中でちょっと宿題として持たせてください。どういうふうにしていくほうがいいのか。要するに1つにまとめたものを市民の皆さんにまた声を聞くために提示していくのがいいのか、それともやはり教育委員会や総合教育会議の中でどうもここはみんなの意見を聞いたほうがいいのかという段階が話し合いの中で出てきたならば、それもまた聞くという形になるだろうし、それから、答申がどういう形でされてくるのかちょっと僕も想像つかないんです。1つの案、市民の意見聞いたり、委員会の中でいろいろ言ったら、やっぱりこの案がいいよねと、それを教育委員会に答申されるのか、いや、この中でちょっと決め切れないと。だから、2つまでは絞ったから、あとは教育委員会でその辺は審議してくださいという答申が来るのか、そこら辺もちょっと見えないところもあるもので、今おっしゃっていることは大変よくわかりますし、途中の過程の中で宿題ということにさせていただければありがたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今一連の質問をなぜしたかといいますと、5月22日に答申を受けて、その年度中にまとめていくというお話があったもので、年度中、そうですね。まとめていくという話があったので、え、そんなに早くまとまるものかなという僕は感じたんです。もうちょっと長い目で十分検討した上での1つずつのクリアではないかなというふうに思っていたもので、だから、そうしますと、大方のことが来年度中に全部決まってしまうということになってしまうわけですよ。だから、そうではなくて、もっと十分もう少しそこは時間

をかけてもいいんじゃないかなというふうな思いがあったもので、質問させていただきました。ぜひそういうところも酌み取っていただければと思います。

私、振興審議会に出席させていただきました。それで、前回これを招集したとき、平成20年ですか、そのころですね。今回のようにコマーシャル、要するに案内をいろいろなところにいろんな方法を使ってやったではないですか。やりますよと。それは前もやったんですか、そういうこと。僕もわからないから聞いているんだけど、まあいいです。

それで、今回やってくれたわけですよ。そして、これは大変いいことだと思います。この前、市長が東こども園の保護者とも話し合いますよという案内もらいました。たまたま僕行けなかったもので残念なんですけど、そういう案内を出してくれるということは大変いいことなんでしょうけども、その会議に出たときに、余りにもちょっと人が少な過ぎる、傍聴に来た人が。要するに私ども議員5人と、それからいつもこうする人と、そのぐらいしかいなかったですよ。文教のときに学校に関するあれだけ燃えて、意見を言い、実際に行動を起こした人もいるし、いろんなことがあった割に何かちょっと静かだなという感じがしますけれども、もし感想をお持ちだったら、会議の内容ではなくて、そのことについて教育長、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 先にその前のことについてちょっとしゃべらせてください。何か5月22日にこだわっていますが、僕は5月中ということで22日は言っていないので、大体もう5月を目途に答申はまとめたという計画。それから、年度中は言いました。これもやはりあくまでも一応僕らもスケジュール立てて、請願にもなるべく早くというような部分もあるものでやっていきますが、内容によっては延びていくこともあるかもしれませんが、慌ててやるということではありません。

それから、この間の会議、確かに傍聴者はおっしゃるとおり、そんなに多くはありませんでしたが、私たちが驚いたのはマスコミがあんなに来るとは想定していませんでした。投げ込みはしましたが、まさかテレビも含めて第1回目から来るなどとは思ってもいなくて、委員の方に先に言ってなかったのも、しゃべりにくかったんだろうと、委員の方はテレビカメラが回ったりしているところでは。

ただ、そうして見ると、マスコミ等を含めて大変関心を持たれている。また、翌日の新聞等を見ても、我々の第1回の想定よりも大きな記事として出ているなというふうに感じて、関心の高さはあるんだということは感じたところであります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○教育長（西井伸美君） わかりました。5月22日と答えたのは、この間のスケジュール表の中に書いてある日だからですが、ごめんなさい、この日はあくまで仮の日なもので、あくま

で5月中というのがまず第1回目の目標です。すみません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） すみません。私ども、私の近い議員も含めて、中学校がいい方向に進んでほしいというのはみんな願っているんです。

ただ、誤解されると困るんですが、文教のあの構想の中の教科教室型を導入したあの中学校はだめなんだけれども、例えばどう決まろうと、中学校の今後の行く末はもう私ども見守っている。むしろどんどん推し進めてください。どういう格好になろうと、それは。だから、私は5月19日以降、自分の持論である小中一貫校は封印しました。それはなぜかというと、複数案を示せと言っているんですから、請願は。だから、そういう意味で全く同じように東保育園もそう、あの場所は否定されたけれども、やっていいですよと議会の流れを見ていて、議員がどんなことをしゃべったかということ、大体わかるような気がするんですが、中学校は特に私ども応援していますので、ぜひ頑張ってやってください。

以上です。

○議長（三田忠男君） 多少長くなりましたが、これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

それでは、休憩をとりたいと思います。

50分まで休憩したいと思います。お願いいたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時50分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 杉 山 武 司 君

○議長（三田忠男君） 本日最後になりますので、よろしくお願いたします。

それでは、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

いましばらく御辛抱願いたいと思います。

通告に従いまして、2点質問をいたします。

1点目、タイムライン（防災行動計画）の策定・活用について。

ことしの7月5日から6日にかけての九州北部豪雨は、福岡県朝倉市や東峰村、大分県の日田市に大きな被害をもたらしました。今回の被害は、山合いの中小の河川の氾濫が被害の主原因とされています。被害を受けた地域の中小河川のうち、水位計を設置してあるのは3

河川にとどまっています、多くの河川の水位の把握が行政当局はできていませんでした。県内の藤枝市では市内河川の観測網の空白域の補完を目的に、水位計や雨量計にI o Tを活用し、正確なデータを取得し、迅速適切な情報発信を目的に機器を設置する方針を固めたようです。

台風や局地的豪雨による水害を想定し、自治体や住民、防災関係機関等がとるべき行動を時系列でまとめて、いつ誰が何をするのかに着目して、実施主体の防災行動を時系列で整理計画したとされると定義される事前防災行動計画（タイムライン）の普及によって地域の防災関係機関の災害対応力が向上すると期待されています。

台風のような災害発生まで時間があり、事前に災害や被害の規模等が想定される場合においては、災害発生前の早い段階で防災関係機関が緊密に連携した対応に防災や減災は可能だとされています。

国土交通省では、平成26年1月に国土交通省水害に関する防災・減災対策本部を設置し、台風等に伴う大規模な災害を最小限にとどめるべく検討を始めました。同年4月には、災害が発生する前にとるべき行動を時系列で示すタイムラインの考え方を生かした行動計画を検討する防災行動計画ワーキンググループを設置し、検討化され、平成28年8月、タイムライン防災行動計画策定活用指針を取りまとめました。この指針では、地方公共団体管理河川や水害以外の災害においても広く普及すべきとしています。現在では多くの自治体においてタイムラインの策定が始まっています。

国の管理河川を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定状況は、平成29年6月までに伊豆市を含め、全国の対象市町村730全ての自治体で策定を完了しています。静岡県では、全県下にタイムラインを普及するためのモデルとして、遠州灘に流れている二級河川の太田川とその支流の原野谷川を対象として、袋井市と多くの関係機関が連携した台風との風水害に対応したタイムラインの運用を昨年6月に開始いたしました。

以上を踏まえまして、以下の点について伺います。

1つ目、伊豆市内における国や県の管理の河川及び市が管理する二級河川の規定を適用する準用河川95河川のうち水位観測空白河川はどれほどあるのか、旧4町別にお伺いをいたします。

2点目、伊豆市として準用河川のタイムラインを策定する計画があるのかお伺いをいたします。

3点目、タイムラインの活用指針の基本的な考えでは、住民の避難行動等にかかわる部分については、公表することを原則としています。市職員の周知と市民に対しての今までの取り組みと今後の対応をお伺いいたします。

4点目、タイムライン導入後に期待される効果はどのようなことが想定されるのかお伺いいたします。

大きな2点目、森林の管理について。

森林は土砂災害防止の機能や水源の涵養、豊かな海づくり、生物の多様性の保全、地球温



暖化防止等の多面的な機能を通じて、人々が安全で安心して暮らせる社会環境の実現や農林水産物を通じて地域の経済とも大きなかかわり合いがあります。

九州北部豪雨では、切り捨て間伐で放置された木が流出したことが被害拡大の一因とされています。こういった災害を未然に防止するための流木の発生源を特定し、森林の保全と適正な管理を行い、発生を抑止する方策を実施する必要があります。

本年7月4日、総務省は森林の管理・活用に関する行政評価監視等に基づき、農林水産省に改善の勧告を行いました。森林は多くの公益的機能を有しており、この公益的機能を維持するために適正な森林施業管理が求められます。現在の日本では、国土の20%に相当する410万ヘクタール、九州を上回る広大農地の所有者が不明だと言われています。森林所有者がわからないと所有者に対しての適切な森林施業の助言や指導が困難となります。さらに無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、災害発生の原因にもなり、貴重な森林資源の減少にもつながります。

平成23年の森林法改正に基づき、平成28年1月時点の伊豆市を含む全国39市町村を対象に総務省が森林の土地所有者の把握状況を調査した結果、売買や相続で不明になった森林の土地所有者を把握する市町村の取り組みが不十分だとして改善を求めました。さらに、森林の効率的な施業と適切な保護により森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とした森林経営計画制度が創設されましたが、森林経営計画制度の適正な運用がなされていない例が散見されたとしています。

そこで、以下の質問をいたします。

1 番目、伊豆市の森林の土地所有者の把握状況はいかがですか。

2 点目、平成24年4月以降に売買や相続により新たに森林の所有者となった者は、その取得面積にかかわらず取得後90日以内に森林の土地所有者届けをするよう義務づけられ、届け出を行わなかった場合については、10万円以下の過料が課せられることになっていますが、伊豆市の届け出制度の周知状況はいかがでしょう。

3 点目、森林経営計画の認定基準によると、適正な間伐は立木材積35%以内とされていますが、今回の総務省の調査によると、伊豆市の平成26年から27年にかけて行った2例の間伐施業では、計画及び基準を大幅に上回る伐採が行われました。このことをいかに捉えますか。

4 点目、平成28年の森林法の改正により林地台帳の作成が義務づけられました。平成31年度から本格的な制度運用が開始となっていますが、市としての対応と今後森林所有者にとってはどのような義務が課せられるのか伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） タイムラインについてお答え申し上げます。

これは非常に有益な事業でございまして、実は自衛隊では別の用語、業務予定表という言

葉を使っているんですが、この業務予定表がつくれれば幕僚の勤務は合格だと言われるくらい難しく、かつ大切な作業でございます。これはタイムラインと同じある日ある時間に発生して何時間後に何をやるかという一覧の表になっているわけです。どの部どの課誰が発生後何時間後に何をやるという一覧の表になっているわけです。これは議員も御質問の中に取りましたとおり、行動計画としてのタイムラインつまり計画ですから、行動の指針、それから判断基準ということで、大変に有益であり、チェックリストになるわけです。大きな災害が起こりそう、あるいは起こったときにパニックの中で何をすべきか、判然としない中でチェックしていくわけです。もう書いてありますから、その中でこれをやった、これをやっていないと消さずにそのまま上から書いていくという次の参考にも教訓にもなるような一覧表をつくっておくことはきわめて有益です。

ただ一つ問題は、これは先日偶然県の幹部と同じ認識を持ったんですが、計画ですから、防災計画、タイムラインも同じなんですが、このとおりやらなければいけないという勘違いを起こす場合があるんです。状況によって違うわけですから、あくまでもこれはチェックリスト、判断基準ですので、このとおりやる、やらないということもある、大体はちょっと時間差があってもそのままほぼやることが多いのですが、このとおりやることが目的ではないということをやはりよく理解しながらやらなければいけないということになります。

ちなみに伊豆市では、大規模災害時の南海トラフ、東海地震のときの防災計画というのは、インパクトが一番大きいのですが、発生公算からいって決して高くない、毎年1回、2回台風、大雨のときには、この下の災害対策室に集まって必ず準備しているわけです。これが毎年起こり得る災害なので、それは実は残さずにしっかり記録をして、このタイムラインをつくるための基礎資料としております。今はちゃんとある程度の業務予定表がまずは掲示されるようになっているんですけれども、これによって職員のスキルレベルが上がっていきますので、実際に発生公算の高い大雨、洪水、土砂災害に向けては、伊豆市役所は体制を整えつつございます。

詳細について防災監から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、防災監。

○防災監（佐野松太郎君） タイムラインの作成・活用についてお答えいたします。

まず①の水位観測空白河川はどれほどあるかですが、議員の質問にあったとおり非常に少ないものですから、まずはあるところを言わせていただきます。

まず国・県管理河川が44河川ありますが、そのうち水位観測所が設定されている河川を地区ごと説明させていただきます。

天城湯ヶ島地区では、狩野川にかかる嵯峨沢橋、修善寺地区では修善寺川にかかる修善寺川橋、中伊豆地区では大見川にかかる梅木橋、土肥地区では土肥山川にかかる土肥金山橋の4カ所です。

なお、狩野川の修善寺橋より下流については、大仁橋水位観測所により管理されております。

す。

したがって、先ほど言いました上記以外の一、二級河川39カ所と市が管理する準用河川95河川が水位観測空白河川となります。

次に、2番目の準用河川のタイムライン策定についてであります。データ管理が当然できませんので、現時点では計画しておりません。

3番目につきましては、伊豆市内には洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された国管理の洪水予報河川が一つ、それに準ずるものとして県管理の水位周知河川が2つあります。水防法の改正により平成28年12月に国管理河川の修善寺橋より下流部分の狩野川については、想定災害規模の洪水浸水想定区域等が公表されました。市としましては、県管理の周知河川の最大浸水域等の公表を待ち、タイムラインを公表する予定でしたが、県の作業がおくれているため公表に至っておりません。今後はこれを待たず国管理の部分でハザードマップを作成し、あわせて住民の避難にかかわる避難勧告等に着目したタイムラインを掲載する予定です。

また、災害の発生を前提とした防災関係機関等の連携のためのタイムラインにつきましては、作成をしまして、台風接近等の事前配備職員の業務手順や本部会議等に使用しております。

次に、タイムラインの導入後に期待される効果ですが、タイムラインの導入により防災関係機関等の防災活動について次に何をすべきかを明示にされているため、先を見越した早めの行動ができ、また意思決定者の不測事態等の重大な対応に専念できる体制をつくりやすいと考えております。また、事前に防災関係機関と調整し作成するため、防災関係機関の責任の明確化、防災行動の抜け落ちの防止及び顔の見える関係を構築できるとともに、避難勧告に着目したタイムラインは、市民の早めの行動を促すことができ、市民・自主防災会等との密接な連携が期待できます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） まず1点目からですけれども、非常に観測空白河川が多いというのに驚きました。それで、近年50年に一度と言われる水害が雨量、洪水が全国各地で発生しているんですけども、そのような状態が市内で発生した場合について、市内で本当に危険だと思われる河川というのは把握してあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 市内で今数的にちょっと手元にありませんが、土砂災害につきましては、山間部等の河川が県に指定されております。土砂災害危険溪流等で指定されていません。

なお、河川につきましてもハザードマップ等により浸水予想域が示されております。

具体的に地域防災計画の中で周辺の中にそういう指定されたものについては、掲載しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 掲載されていますというんですけれども、それは市民、住民の方々が知り得る情報となっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） あわせてまして県の災害用のホームページから引けます。ただ非常に伊豆市間が非常に多いところで、具体的にはほとんどの地域が指定されているものですから、その方がそれを見て自分の地域と確認をしていただくことになります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） みずからが自助の努力でそういったものを探しなさいというように受け取りましたけれども、よろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 今ハザードマップの更新作業等もしているところですが、従来ありました市が出していますハザードマップ等に非常に大きな部分ですが、それにはそういう危険溪流というのは掲載しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） わかりました。私の住んでいる区のほうでも今まではそういったハザードマップというのはその区単位で以前に配布されて私は持っておりますけれども、ぜひともそういうものを早めに更新していただいて住民に周知をしていただきたいなというふうに思っています。

それと2点目の質問ですけれども、余りにも観測空白河川が多いんですけれども、そういうところを段階的に計画を持って解消していくというお考えはおありでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 現在のところは先ほど藤枝市等の話がございましたが、ああいった形で整備していくというのは、ちょっと今まだ検討に至っておりません。藤枝市の話ちょっと出してもらおうと、藤枝市はその前にネットワーク網を市内全域に山間部も市内全域に構成した中にそういったものを比較的軽易に入れられたというところがあると聞いております。

伊豆市もいろいろな部分で防災的意味も含めてそういったネットワーク構成というのは業者等に確認はしているんですが、なかなか山間部ということで、そういったもののうまく入るという話がまだ今のところ聞けない状態であります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それでは2点目にいきますけれども、私は長いスパンを持って市としてタイムラインというものを要するに県と調整をしながら策定していくという意思があるのかなと思って準用河川までタイムラインを策定する計画がありますかという質問をしたんですけれども、計画をしていないということではその後が続いていかないんですけれども、ではタイムラインというのは今までの防災計画とどこがどういうふうに違うのかわかるように説明をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） タイムラインは、それは時期ごと実施すべき事項とあとそれをやる役割を一覧表にしたものであります。従来の防災計画というのは、その役割役割は別々に記載されていると、それを時系列的に一覧表にしたものがタイムラインということであります。ですから、対処する事態が起きたらそれを時間ごとチェックできると、していけるといところで違いがあると認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 私自身はちょっと違うような感じがしますが、ぜひとも太田川と原野谷川のタイムラインを参考にさせていただきたいなというふうに思います。

先ほども市長が言われましたけれども、時間と行動及び関係する自治体は何をすべきかということが全部まとめられているわけですね。そういったところがまとめられていますので、一々指示、命令をしなくても誰がその時間になったら何をすべきかとか全部できているわけですね。さっき市長が説明しましたが、そういったことなものですから、防災計画というのは被害が遭ってから行動に移すのではなくて、その前の段階で72時間ぐらい前から全部こういうふうに項目があるわけですね。そういったところを全ての住民、関係機関が知り得ることによって縦と横の連絡が全部できてしまうということで、抜けたとか落ちたとかということがなくて、避難計画というものが立てられるというふうな方法になっているのではないかと私は思いますけれども、3番目にいきますけれども、昨年8月ですが、台風10号によって岩手県岩泉町の高齢者グループホームの楽ん楽んという施設が多く被害が出ました。犠牲者が出ました。施設の運営者が町が発令した避難準備情報というものの意味がわからなかった、そのために避難がおくれてああいうような結果になってしまったということが言われています。原因ではないかと言われています。内閣府の中央防災

会議によりますと、市町村は避難準備情報であるとか、避難勧告であるとか、それとか避難指示の言葉の意味をしっかりと明確に理解した上で住民等に対して周知徹底することが必要であると言われてはいますが、今、市としての取り組みはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私からお答え申し上げます。

その前にタイムライン準用河川ごとにつくってないということなんですが、今防災監からありましたように、市役所のほうの防災関係担当者のほうは持っているんですけども、これを地区ごとに例えば自主防災会ごとにつくることも有益だと思います。現状は私たちが事前に判断をしてそして台風、大雨が夜間に来そうな場合には、大体午後3時ごろまず災害対策会議を開くんです。そして明るいうちに避難をしていただく、これが現状においてはまず明るい間に心配な方を避難していただくことが最優先ということで、今はそういう体制をとっています。ただこれからは、もう少し自主防災会単位のタイムラインをつくることも視野に入れて準備しなければいけない、少し時間かかるものですから、そこは御理解をいただきたいと思います。

それから、避難準備情報とかこれは御存じのとおり国もなかなか言葉がわかりにくくて、避難指示と避難勧告とどっちが上だみたいなのところもあって、かなり工夫をされていて、避難準備情報も最近はまだ言い方が変わってまいりました。そこで、伊豆市は同報無線を使って、あるいは消防の巡回で情報発信していることがメインだったんですが、御存じのとおり同報無線は大雨のとき、台風のときは聞こえません。それでFMを入れたわけです。私は今可能な限り自分が事前に夕方の明るい間にラジオに出て、これはこれくらいの危険が起こりそうですから心配な方は早く避難してくださいということを避難準備情報とかそういったことでなくて、わかりやすく発信はしているんです。問題は台風が来そうなときもまだラジオの視聴率が多分低いということなんです。これはいずれ同報無線をデジタル化しないで、デジタル化に20億円ぐらいかかりますから、コミュニティFMをもってかえるという視野の中で今やっている事業なものですから、ふだん聞いてない方も台風が来そうなときは必ずつけていただくくせをつけていただきたいんです。そうすると行政用語をさらに砕いて直接御説明申し上げますので、その言葉の使い方を我々行政サイドで改善するとともに、もう可能な限り伊豆市としては災害が起こったとき、台風が来そうなときにはラジオを聞いていただきたい、そこで丁寧に情報発信をしていきたい、現在そのような取り組みをしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 次の質問に入るんですけども、先ほど今市長が言われましたけれども、同報無線のことですけれども、新たな防災行政無線は更新しないというのは確かですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実際に個別受信機を含めると20億円ぐらいと想定されています。したがって、それよりはコミュニティFMで切りかえようということで、県の担当部局とも調整をして進めました。過去形なんです。ただし、それを踏まえて今国のほうが幾つかの電気業界にもっと安く更新できないのかという行政指導ではないんですが、相談を持ちかけているということを通じて直接メーカーの方から伺いました。それで費用がどこまでデジタル化への換装がかかるかを見ながら、今もう絶対かえないということではなくて、その費用対効果を見据えて状況が変わればまた再度検討したいと考えております。現時点では災害時によく聞こえないデジタル化を20億円近くかけてやるのはなかなか大変だろうと判断しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ですから、今すぐにはではないんですけども、近い将来には今の同報無線は使用不能となってしまうということで、その場合の市民の情報伝達をいかにするかということなんですけれども、先ほどFMのことが出ましたけれども、その中で国の中央防災会議が言っていることがここにあるんですけども、市町村の防災リテラシーの向上ということ、先ほどのうも杉山誠議員のほうからリテラシーという言葉が出てきましたけれども、読み書きがしっかり判断できる、いわば生きる力という解釈があるそうなんですけれども、市町村の防災リテラシーの向上、市町村は防災担当職員及びそれ以外の全職員の防災リテラシー向上に取り組むことが必要です。また、災害対応は防災部局のみならず全庁職員の職務との意識の醸成も必要ということに提言されていますけれども、市民の中には障害者もいますし、それからひとり暮らしの高齢者の方もいます。そういった方々も対象にした中でしっかりと情報が伝達できるような施策をとっていただくんですけども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そのような被災経験のある市長、町長の教訓を伺ってまずは実際に大きな災害を経験したところで最も有効だったというコミュニティFMをつくりました。それから、もう一つは、全市民に情報を流さなければいけないとこれも強い教訓がありまして、去る6月に情報伝達訓練というものをやりました。今回は全員にはいかないだろうと思ってどこに課題が出てくるかをやってみたんですが、なるほど情報伝達の難しさを痛感をいたしました。

その情報伝達訓練の結果成果については、防災監のほうからもう少し説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 情報の伝達につきましては、山間部及び町との違いがまず1点目

としてははっきり出たというところがございます。日ごろからコミュニケーション、エリアのまとまりができていているところについては、それぞれが補完し合って伝える手段を保持したと、ただアパートとか多いところのほうがその手段がほとんどなく、そこでなかなか伝わりにくかったという点があります。

あと手段でございますが、やはりちょっと今回は情報収集の仕方が段階的にしたものですからあれですが、やはりラジオ及び同報を共有して使っていたというのが非常にはっきり効果があったという認識であります。あと情報メールにつきましても効果がありました。その結果、やはり最終的には地域に呼びかけ等は非常に重要だ、最終的な伝わる伝わらないに限らず地域の呼びかけに至るところも非常に重要だという認識を受けております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 先ほどの市長の回答の中でタイムラインというのは計画をつくるんですけれども、勘違いを発生する場合があるというお話でしたけれども、実際のタイムラインをつくったとしても実際の災害というのはタイムラインどおりにはいかない場合があります。単に計画をつくれればいいというだけではなくて、それに対応した対策をしなければならない、運用しなければならないということなんですけれども、その場合の想定外が発生した場合の対策として考えられることはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 想定外への対応というのは本当に難しいです。そこで想定外への対応云々ということではちょっと私は即答できないのですが、どのような事態であれ、まずは命の確保これに集中をしていただきたいと思います。例えばちょっと津波の例を取り上げますが、L1、L2かというのは終わってみないとわかりません。今からL1津波が来るからあなたたちは大丈夫ですというのはあり得ないのであって、生き残って逃げてその結果3メートルかもしれないし、10メートルであるかもしれない、今少し怖いのは、やはり狩野川台風で浸水を被害を受けた地域の皆さんが翌年の昭和34年の伊勢湾台風の時にはほぼ皆さん逃げられたんだそうです。ところが今は相当安心感があってなかなか熊坂、瓜生野地区でも避難される方が少ない、一つはそこです。もう一つは、熊坂は小学校で安全なんです、体育館も高いですし、2階に行けばいいんですが、瓜生野と沖ノ原は実は逃げ場がまだ十分にはございません。そこで、想定外というよりもどのような事態であってもまずは近くで命を確保するという事に尽きると思っています。

そこで、これも勘違いをされている方がいるので、広域避難所というのはあくまで一避難をした後、長期的に逃げるところですから、近くの公民館とか近くのお寺とか、近くの企業のがっちりした施設なんかにまずは逃げていただきたいということを各区長さん、自主防災



会を通じて今一生懸命お願いをしているところです。そういうようなことの組み合わせの中で、どのような事態でもまずは命を確保していただくという対策を今進めております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 想定外というものに対応するというのは、用意周到と臨機応変とこの2つが非常に大切だと言われてはいますが、被害が大きくなればなるほど行政の力というものは限りがあります。それにプラスして対応できるのが地域の力なんです。その地域の力を今後いわゆる醸成するためには何が必要かと考えているかお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大変難しい御質問をいただきました。先ほど来別の案件で御質問いただいてまいりました地域づくり協議会というのは、まさにそのような地域のコミュニティの復活を機としたわけですが、多分今議員が御質問されたのは、もっと小さなコミュニティの中での地域力だと思いますけれども、そこについてはまだ行政としてそこに焦点を当てて何かを進めるという事業は現在行っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問、杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） ぜひとも人の命、財産にかかわることですので、そういったことを力を込めて考えて、そして計画をつくって、そして実行していただきたいというふうに思っています。

大きな2番目に進みます。

○議長（三田忠男君） それでは、森林の管理について、市長答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、森林の管理について回答させていただきます。

先ほども申しましたとおり、伊豆市では平成28年度に10年間の伊豆森林整備計画を策定いたしました。この整備計画に基づきまして、市内の林業事業体に施業していく旨の指導を行っているのが現状でございます。

また、九州北部豪雨での切り捨て間伐が問題になった件でございますが、伊豆市での現状につきましても、切り捨て間伐と利用間伐の両方が行われております。この切り捨て間伐については、やはりコストの面からやむを得ず実施している状況でございます。

①でございます。土地所有者の把握につきましては、法務局のデータをもとにいたしまして、農林水産課に設置しております森林情報システムにより森林簿として把握しているのが現状でございます。

②でございます。伊豆市での周知の方法でございますが、林野庁森林整備部計画課が作成

しました「森林の土地を取得したときは届け出が必要です」というチラシを窓口を用意しております。窓口につきましては、農林水産課、税務課の窓口を用意しております。また、伊豆市のホームページにおいて掲載し、周知に努めているところでございます。

③につきましては、議員がおっしゃいます基準を上回る伐採について2例報告があったということは承知しております。しかし、そのうちの一つの事例でございますが、これにつきましては、総務省行政評価局の森林の管理・監視に関する行政評価監視結果報告書の中で、森林簿の情報が必ずしも現地の状況と一致しなかったということで、届け出者が実際の現場の状況を見て間伐を実施したものと考えられます。よって、間伐の材積率につきましては、規定どおり35%を超えておらなかったという形で問題なかったという形で報告しております。

また、もう一つの事例につきましても、伐採届出書が提出されますが、その際に伐採すべき材積を掲載するところを山林全体の材積を計上してしまったという形で、実際の間伐の材積率は30%という形で、実際は問題なかったという形で認識しております。これらのことから伊豆市の森林整備計画に定める間伐材積率35%を超える間伐施業はなく、森林計画の認定は適切だと考えているところでございます。

続きまして、④でございますが、平成31年度から運用開始となる林地台帳については、伊豆市としては県と連携を図りながら整備を進めていきたいと考えております。市では平成31年度の運用開始に向けまして、30年度から農林水産課内で試験運用を開始していく予定でございます。

次に、今後森林所有者にはどのような義務が課せられるかについてでございますが、引き続き森林状況の把握や適切な維持のために森林の土地所有者届、伐採届につきましては、今までどおり義務になっていると思います。また新たに平成29年4月1日より森林所有者に対し、伐採届の追加事項としまして、伐採後の造林の報告制度が義務づけられました。この報告制度によりまして、市町村が伐採後の森林状況を把握することができるようになりまして、その後の再生林の確保が期せるようになりました。

あわせて、森林の公的機能を増進していくため、伊豆市森林整備計画において鳥獣害防止森林区域を設定しまして、森林経営計画の作成者に対しまして、鳥獣害防止方法の記載等の履行を求め、森林整備と一体となった鳥獣害防止をお願いしていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 土地所有者の把握状況ですけれども、法務局においての資料をもとにやっているということなんですけれども、その数値というものは全国平均、または県平均と比較していかがでしょうか。わかる範囲内でいいですけれども、お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願えますか。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 全国平均とか県平均につきましてというか、一番最初の法務局のデータをもとにやっております、現在いろいろな意味で法務局等で所有者がかわったり、相続があった場合には当然届け出をするわけですが、そういうものが全部市のほうの情報としてその森林簿に掲載されているかどうかというのは、ちょっと不明なところがあります。今後法務局等から税務課のほうには登記済み通知書とかそういうものが送られてきますので、その辺との整合を図りながら、それは税務課との協議が必要になりますけれども、図りながら森林簿の精度を上げていきたいなという形で考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） それはあなた任せの方法になってしまっているわけですね。要するに市としては横断的な情報をとれば、死亡届等々をとればその中でどの程度所有者が届け出てないなというのがわかるんですけども、そういったところがなされてない、要するにこの39市町村を調査したところ、約70%が相続であったということなんです。ですから、相続が一番多いわけですけども、中には相続でいろいろな問題を抱えている部分もあります。スムーズに相続ができる場合とそうでない場合がありますけれども、そういったところも横の連絡であるとかそういったところととりながらやっていく方法もあろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか、そのところは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 先ほども申しましたとおり森林の土地を取得したときは届け出が必要だというものは先ほど税務課のほうにも置かせていただいているところでございます。今議員おっしゃいますとおり7割のものは相続という形で、そのうち実施の案内をしているのは3割の市町にしかすぎないということで聞いております。その辺につきましても今後先ほど言いましたとおり議員おっしゃいましたとおり、九州の面積を越すものが不明者等がいるということで聞いておりますので、その辺を含みましてその辺の連携というものを強化していく必要があると考えております。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 実は市役所内の情報の共有が私が信じられないくらい難しいんです。この個人情報保護法が運用が大分改善されたんですが、ある方が亡くなってうちの秘書課で叙勲の申請するときうちの秘書室長から市民課長にペーパーを出さなければいけないんです。なんちゃらかんちゃらのためにこういう情報ください、ほかには回しませんみたいな。毎年何千枚もそういう手続が多くなって、これは市長の仕事を分担しているんだから市長としてやる仕事だからこっちからこっちの課長にそんな手続必要ないだろうといったところが全部基準があるんです。物すごく大変なんです。市役所の中だからこの情報とこの情報を当

然自動的に共有されるということが全くできない制度になっていて、今議員御指摘のような例えば相続のときにこの情報はこっちと共有してこっちへ共有してということがもう至難のわざというものがあまして、土地の掌握の仕方というのは国でも問題になっていますので、しっかりやりますけれども、構造的にそのようなきわめて難しい構造的問題があるということは、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） なぜこのように質問したかといいますと、平成28年1月時点の調査によると、調査した39の市町村の中で何にもしてなかったのは全国で静岡市だけなんです。伊豆市は唯一平成24年3月号の市の広報に載せたということが1回だけであって、その後今言われたようにホームページであるとか、窓口のチラシであるとかということに改善がなされたというんですけれども、実は私湯ヶ島支所へ行ってちょっと聞いたんですけれども、死亡届に何を出せばいいのと言ったら、これに載ってないんですよ。ですからそういったところを改善していく必要があるのではないかなということで、ちょっと提案ではないんですけれども、そういったところもひとつ考えていただきたいなということを申し上げておきます。

本当に静岡市、静岡県だめだったんですね。そういうことがありましたものですから、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思っています。

それと、先ほど認定要件満たさないで間伐をしてしまったということは、記載漏れということですか。伊豆市の回答の事例で事例の6ですけれども、面積が1.63ヘクタールで立木材積が540立方のところの30%の160立方の間伐計画のところを全間伐してしまったというのはこれ記載ミスですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 義務化されていますので、伐採届出書を提出しますよね。そのときに本当は材積、間伐する材積を記載するところがあるんですけれども、そこに山の面積、施業面積全体を載せてしまったと、記載ミスがあったということで、それがその後ということになりまして、実際は30%でおさまっていたというのを聞いておりますので、そこら辺につきましても指導していきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） その中の伊豆市の報告の中で材積搬出が困難と判断し、材積を搬出しない切り捨て間伐をしたという報告を市がしているんですよ、市の回答で。それは行政評価報告書の中見ていただければそういう表記を市の担当者が回答しているものですから、私はそれを見て質問しているんです。ですから、今言ったのは記載ミスということはこの数字的なことなんですけれども、実際にはそういったことと認識しているということを市の職員

はその当時の職員でしょうけれども、判断をして、誰が誰だかそんなの別に責任を追及するとは思いませんけれども、そういったことを書いてあるものですから、切り捨て間伐ということがコストがかかりますけれども、九州北部豪雨の問題の一つ、被害が多くなった一つの一因としてああいうことがありますものですから、ぜひともその施業管理等の最後のところについては、しっかりと検査をしていただきたいなというふうに思っています。

それで、平成24年に静岡県ではふじのくに森林・林業再生プロジェクトという取り組みの一環として、森林経営計画の促進の支援をするために市町村ごとに支援を行う担当のチームを編成したと言われていています。それで平成27年から伊豆市ではそれを活用して森林経営計画の中の認定に携わってもらっているということがあるらしいんですけども、その平成27年から県の職員が携わったために得られたよい効果というものはどんなものがありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） その辺につきましてちょっと今現在把握しておりませんので、もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 最後になりますけれども、林地台帳の作成ですけれども、この中に林地台帳を作成するについては、土地の境界をしっかりと測量しなさいという1項目があるんですけども、市としてこれを実施いたしますか。そうすると先ほど私が一番最初に言った今後森林所有者がどのような義務が課せられますかということと重なることがあるんですけども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） 森林法の一部改正の中に市町村が作成する林地台帳、森林の土地の所有者、境界測量の実施状況等を記載するという規定を設けるといのは承知しておりますが、ちょっとその辺につきましては、今後の課題という形に考えているところでございます。なかなか山の境界をとというのは本当に今までも難しいという状況は聞いております。所有者がわからないところもありますので、それにつきましてはこれからのまた林業の課題かなという形で考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 実は南に行けば南に行くほどそのところの管理があやふやで、東北のほうのある市町では、山も100%地籍調査みたいな境界がはっきりしているというところもあります。宅地、それから田んぼでも地籍調査というのは大変な労力とお金がかかります

けれども、そういったところを少しずつ進めていくのもこの林地台帳の作成に必要なことで、後になってから大きな負担が森林所有者、それから市町にかかってこないようにそういうところもしっかりと対応していただきたいなというふうに思っています。

最後ですけれども、そういったことをすることによって豊かで災害に強い森林を育てていくことが市民の生命財産を守ることにつながってきますので、汗を流していただきたいなというふうに思っています。

以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の議会は、9月12日午前9時半から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 3時39分

## 平成29年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成29年9月12日（火曜日）午前9時30分開議

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第64号 | 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第65号 | 平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第66号 | 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第67号 | 平成28年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第68号 | 平成28年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第69号 | 平成28年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第70号 | 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 8 | 議案第71号 | 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第72号 | 平成28年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第10 | 議案第73号 | 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第74号 | 平成28年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第75号 | 平成28年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第13 | 議案第76号 | 平成28年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第14 | 議案第77号 | 平成28年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第15 | 議案第78号 | 平成28年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |

- 日程第16 議案第79号 平成28年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）
- 日程第19 議案第82号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第20 議案第83号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第21 議案第84号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第22 議案第85号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第23 議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第24 議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第88号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第89号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第27 議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第91号 伊豆市指定金融機関の指定について
- 日程第29 議案第92号 工事請負契約の締結について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（16名）

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊 地 豊 君 副 市 長 本 多 伸 治 君



教 育 長	西 井 伸 美 君	総 合 政 策 部 長	田 村 英 樹 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	防 災 監	佐 野 松 太 郎 君
市 民 部 長	梅 原 敏 男 君	健 康 福 祉 部 長	村 井 克 代 君
産 業 部 長	堀 江 啓 一 君	建 設 部 長	山 田 博 治 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	長 谷 川 文 子 君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

事 務 局 長	植 田 博 昭	次	長	稲 村 栄 一
主 査	滝 川 和 代			

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆様、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成29年第3回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第64号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

早速、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、何点か質問をさせていただきます。

ここに書いてあるわけですが、ちょっと内容的に細かいことも入るんですけども、大きく分けて3つ書いてあるわけですが、これはいずれも予算が未計上のものであります。流用したと思われるんですけども、これについて説明がないものですからお伺いをいたします。

まず1番目としまして、決算書の179ページ、6款の2-2-5、いずれも歳出ですが、食肉加工センター管理運営事業、8節報償費、シカ・イノシシ報償費というのがあるわけですが、これはシカ・イノシシ報償費というとは何のことですか、よくわからない。平成28年度の当初予算では、加工用原材料費800万円と、こうなっていたわけですが、多分これがこっちへ行っちゃったのではないのかと思うんですけども、それがそうとしましたら、16節が何で8節の報償費になったのかをお伺いいたします。内容についても、それがそうなら、当初予算は800万円でしたけれども、これが940万5,000円になっているということで、16節の加工用原材料費がシカ・イノシシ報償費としたならば、何頭分受け入れたのかお伺いいたします。

それから次、181ページ、同じく6款ですが、2-2-6、地域おこし協力隊推進

事業ということで、ここに書いてありますのは13節の協力隊活動推進業務委託料、それから18節事務備品購入費ですけれども、その下同じく18節複合プリンター購入費ですけれども、これにつきまして、やはりこれも予算に載っていないわけですね。当初予算にはこの地域おこし協力隊推進事業というのは載っているわけですが、この13節、18節はいずれもないということで、これはどういうことなのか、特に13節協力隊活動推進業務委託料というのがあるんですけれども、これは多分当初予算では8節報償費、協力隊受け入れ農家謝礼というのがあったわけですが、これがここに行ったのではないかと思うんですけれども、どういうわけで勝手に節を変えるのかということをお伺いしたいと思います。

それから一番下の193ページ、7款、1-3-8、自転車まちづくり推進事業、これは昨年の6月定例会で第2回の補正予算で自転車まちづくり推進事業というのは予算が認定されたわけですが、13節のサイクルステーション管理運営委託料、これが37万8,000円ですけれども、これは場所はどこなんでしょうか。それと管理運営をどこに頼んでいるのかお伺いします。それからその下、14節家屋借上料64万円ですけれども、この場所、どこに家屋を借り上げたんでしょうか。この2つとも補正予算の中には載っていないんですね、これが。載っていないのに、何でここへこんなお金が出てくるのかということですね、これも流用と言うかもしれませんが、大体、そうそう勝手に流用していいものでもないと思うんですけれども、これよりほかに、まだいっぱい流用したやつがあるんです、私が調べた範囲では。もう本当に数十、数百とあるわけですが、細かいものだったら、それはどうということはないんですけれども、大きなものだったら流用したなら何で議会に報告しないのか、黙っているのかということが1つ。

それから、こんな大きな金額ですよ、特に最初のシカ・イノシシ報償費にしたって、原材料費としては800万が940万円になるということですから、当然、補正予算でも組んでもいい、補正予算で変えてもいいのではないかと思うんですけれども、何で安易にどんどん流用しちゃうのかということも、あわせてお伺いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

産業部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、私から説明させていただきます。

まず最初のシカ・イノシシの報償費の件ですが、西島議員がおっしゃるとおり、原材料費を報償費に変えたということで間違いありません。それにつきましては、前年度まではイズシカ問屋に搬入される各個体につきましては、その代価として、当初は原材料費で計上して

おりました。それが平成28年度からは国の補助金、これを受け入れることができるようになりました。その関係で原材料費という項目ではだめだということがありまして、人に対しての報償費に変更させていただきまして支出させていただきまして、原材料費が報償費に変わったということでございます。

それで、搬入個数ですけれども、シカにつきましては887頭、イノシシにつきましては184頭で、合計1,071頭を一応搬入しております。

続きまして、地域おこし協力隊の件でございますが、協力隊活動推進業務委託料につきましては、協力隊員が国から派遣されまして、市内で隊員活動を実施していく中で、協力隊の活動を調整、生活及び定住のための支援等のさまざまなコーディネートをするために生じた費用でございます、そこで支出させていただきまして。

もとの予算につきまして、地域おこし協力隊員生活費助成金等からの流用をさせていただきまして、隊員の活動を支援するというにはかわりがなかったということで、目的どおりというか、もともとの目的は達成したのかなという形で考えております。

続きまして、備品の購入でございますが、事務備品の購入につきまして、最初のことで、それにつきましては、隊員の1人がシカ皮等の加工を旧月ヶ瀬幼稚園で実施するようになりました。活動していく中で、皮なめし用の高圧洗浄機、皮なめしというのは、毛がついている部分を剥がすものなんです、その高圧洗浄機が必要になったということと、また工房内での、そこで生活、作業をしておりますので、掃除機もなかったということから、一応、消耗品のほうから備品として流用させていただきまして購入したという状況でございます。

複合プリンターにつきましては、同じく旧月ヶ瀬幼稚園内で購入させていただきました。旧月ヶ瀬幼稚園につきましては、昨年度より地域おこし協力隊員4人が活動する拠点になっております。事務作業であるとか説明資料作成など事務事業を実施していく中で複合プリンターが必要でありまして、備品として購入させていただきました。

続きまして、サイクルステーションのほうでございます。これにつきましては、先ほど言いましたとおり、昨年度の補正の中で対応させていただきました。昨年度、自転車まちづくり計画を策定していく中で、修善寺駅前で、電動アシストつき自転車によるサイクルシェアリングの実証実験を行いました。この実証実験に伴うサイクルステーションの管理運営費用につきましては、当初、自転車まちづくり計画策定業務委託料799万2,000円の中に費用を盛り込んでおりまして、それが実施されたのは平成28年11月から平成29年3月の4カ月ということになっておりました。この実証実験につきましては、一応3月10日で終了したわけですが、昨年度、一応、まちづくり協議会を実施しておりまして、その中で自転車まちづくりを推進していく必要があるならば、春休み期間中も実証実験を続けたらどうかという意見がありまして、そのことから引き続き自転車まちづくり推進事業の中で、サイクルステーション管理運営委託料として37万8,000円を利用させていただきまして実施したということになります。

これによりまして、春休み中の観光客の自転車利用ができたということになっております。続きまして、家屋借上料でございますが、先ほど言いました電動アシストつき自転車につきましては、サイクルシェアリング実証実験ということで、当初は駅の構内でやろうということで計画しておりましたが、自転車の台数が20台という形でかなり多くなりましたので、その自転車使用が可能なスペースということで、修善寺駅付近の賃貸物件を確保して実証実験を行いました。交通結節点でもある修善寺駅にサイクルシェアリングの拠点を置くことによりまして、利用者の利便性の向上、温泉街と駅、駅から狩野川下流池のサイクリングコース等をつなぐ動線上における利用状況の検証を図ることができたと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

西島議員、款ごとでお願いします。

○13番（西島信也君） それでは6款に行きますけれども、シカ・イノシン報償費が加工用原材料費から来たということなんですけれども、これは理由としては、何ですか、補助金の関係と言っていましたですね。そのところをどういうことなのか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

それから、地域おこし協力隊のほうですけれども、その13節の地域おこし協力隊活動推進業務委託料というのは、当初予算で協力隊を受け入れ農家謝礼から行ったのかどうなのかということですね。

それで、この6款、2つあるわけですが、これは流用しているのでしょうか。要するに予算がないのに、当初予算、補正予算ともないのに、節を当局側で勝手につくって、それはつくるのはいいかもしれないですね、勝手につくってというか、目節間の流用はいいよと。款項については議決項目であるから、これは議会の議決に付きなきゃならないということですが、流用はそれはいいかもしれないけれども、非常にこういうのが多過ぎる。予算の立て方が非常にずさんである、ずさんであるから、こういうことが起こってくるわけですよ。

それで市長にお伺いするわけですが、こういうことを続けるんですか、これからもずっと。議員に何の説明もなく、どんどん節をつくって、それは款項に予算はありますよ、お金はありますけれども、予算の科目が節がないのにもかかわらず、それをどんどんつくって、これだけではないですよ、ほかにもまだいっぱいあるですよ、調べてみると。そういうことをこれからもやっていくのか。それは法律的にはやっちゃだめだということはないかもしれないけれども、少なくとも議員にあらかじめ説明するとか、あるいはもっと正當的にやるんだったら補正予算を組み直すとか、そういうことをしなきゃならないと思うでしょう、どう思いますか、そこら辺、市長は。

こういうことでは、私自身のことを言って申しわけないんですけれども、私が修善寺役場にいたころは、こんなことはなかったですよ。流用がどんどん、ばらばらやるなどというこ

とはなかったんですよ。これは非常に問題だと思いますが、この辺、市長はどうお考えになりますか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 意見は結構ですので、質疑でよろしくお願ひいたします。

答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、西島議員が職員のところ、どういう仕事をしたかは、修善寺町の経験がございませんので存じませんが、ここで議員の皆さんによく御理解をいただきたいのは、伊豆市市税43億円で160億円、170億円の予算執行をしているわけですね、毎年毎年。そして将来負担比率が2.2、去年が3.5、つまりそれだけ私たちは国・県の補助金を思いきり全力で、ありとあらゆる手段を使って、いろんな補助財源、国・県の支援の裏づけのある予算を可能な限り使っているわけですね。そうしないと、これだけの予算執行、つまり事業ができないわけです。それが反対であるのであれば、それはその1つとしてあると思うんですけども、私は議会の皆さん、そして市民の皆さんは、やはりなるべく国・県の補助をしっかりと使いながら、そして伊豆市のために事業を組んでほしいというのが大方の御意見なんだろうと思っております。

したがって、国・県の制度が変われば、私たちはそれに合わせて、それを使わないのではなくて、可能な限り使うように工夫をさせていただくことは、市民の利益にかなっていると思っております。

それからもう一つ、地域おこし協力隊のような、いわゆる固定した何というんでしょうか、毎年同じスタイルの事業を、固定した事業をやるものと違って、その事業によって、その人によって内容が変わり得るわけですね。しかも地域おこし協力隊用の施設なんか伊豆市は持っていないわけですから、これまでは西島議員にも何度も何度も、ほかの件でも申し上げてきましたけれども、私たちは施設を転用して転用して使っているわけです。そこにはどうしてもふぐあいが出てまいりますので、その結果として、決算でこうやって御説明しているわけですね。今回、決算のあり方についても、国のほうの制度が変わって、御承知だと思いますけれども、この決算のあり方が違うのであれば、議会として御意見をいただき、私たちはそれに応じて修正していく方法も当然あるわけですが、したがって、今、予算をいただいた、こういうように決算を、支出をいたしましたということでお諮りしているわけです。これが不適當であるということであれば、それは参考にさせていただきますけれども、こういった使い方に対して、ほかの議員の皆さんからも、いや、幾ら何でもこれは不適切だということであれば、それは将来のための参考にさせていただきます。

なお、補正予算ということですが、節の組み替えの補正予算というのは、ちょっと議案にしようがありませんので、それはやはり説明をさせていただくということで十分なのではないかと、こう考えております。

○議長（三田忠男君） 各論で。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） イズシカの関係の補助金ということでしたが、一応、国のほうの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業というのがありまして、これによりましてシカ1頭で8,000円の補助金が出てございます。イズシカ問屋につきましては、一応買い取りのほうで8,000円から1万3,000円ぐらいという形で買い取りをしておりますので、そのうちの8,000円分が国の補助金で出ているということでございます。

流用につきましては、地域おこし協力隊の流用でございますが、もともとの流用のものが、一応、地域おこし協力隊委員の生活費助成金と、協力隊員受け入れ農家の謝礼という形で、この2点から一応出ているということでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長から、いろいろお金を国・県からいただいて、いろいろ組み替えなりしてやっているから、そういうのは問題だと西島議員は言っているようなことを言っていたんですけども、私はそんなこと何にも言っていないですよ。先ほど、こうやって決算で説明すると言いましたよね。いいですか、こんな膨大な決算書を端から端まで読むなどということは、これは本当に大変なことなんですけれども、私はとにもかくにも決算で説明するといったって、実際、あらかじめ何も説明していないではないですか。私が言ったらから、そこでようやく説明したわけでしょう、流用したということ。だから、誰も言わなきゃ、誰もわからない、そのままになって、ずっとそれで終わりだということになっちゃいますね。

ですから、先ほど市長は、節の組み替えで補正予算は考えられないなんて言いましたけれども、それは議決事項は款項ですから、そのままだったら、それは多少考えられないこともないかもしれませんけれども、少なくとも議員にあらかじめ説明するとか、そういうことはやらなきゃわからないではないですか、こっちが。いきなり見ても、いきなり決算書を見て、何だこれはとなるではないですか、皆さん、見ればなりますよ。

あらかじめ、そういうことを、例えば自転車まちづくり推進事業で家屋借上料とかありますよね。家屋借上料などということは一言も載っていなかったですよ。去年の第2回の補正予算、6月議会的时候には、1つも載っていなかった、そんな説明は何もなかったではないですか。それをここに来て決算で……

○議長（三田忠男君） 6款に絞ってください。

○13番（西島信也君） 失礼、でも181ページの第6款でも、事務備品購入費でも複合プリンター購入費でも、何も説明がないではないですか。予算の節の科目もないということで、そういうのはあらかじめ何らかの折にでも議会に説明する義務があると、説明しなければならないと思うんですよ、そこはどうお考えですか、議会軽視ではないですか、私はそう思い

ますけれども、いかがですか、市長。

○議長（三田忠男君） 最後の質疑でした。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今回の御質問は6款の食肉加工センター及び地域おこし協力隊の支出が不適切だという御質問ではなくて、説明が必要だという御質問、御主張のように私は理解をいたしました。半年くらい前に、私のほうから議会のほうに月に2回、隔週で部長会議をやっておりますので、部長会議を終わった直後に、議会にその内容を御報告したいということを通じました。それは全員ではなくて、議長、副議長、3委員長に対して御説明をしたいということを通じました。それは適切ではないということを受け入れていただけませんでした。私はそれが5人だけで不適切であるのであれば、部長会議の終わった、その午後にでも、全議員の皆さんに御説明を申し上げたい。ぜひ議会の中で、そういったことをやるべきなのかやらなくてもよいのか、私としては議会のほうには、いつでもいいんですけれども、部長会議が終わった後がよいのではないかと、こう提案申し上げているわけですから、ぜひ議会の中で御検討いただければと思います。

○議長（三田忠男君） 総務部長、補足説明を。

〔「7款ですか」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） まだ6款の補足です。

○総務部長（伊郷伸之君） この6款の中での特に食肉加工センターの原材料費が報償費になったと。金額的には800万円という大きな金額ですが、そもそもこの当初予算で認めていただいている食肉加工センターの管理運営の趣旨に反しているかどうかということ、全く趣旨には反しておらず、たまたま800万円という原材料で出資すべきものを報償費として支出していると。これは当然、議員、ご存じのとおり目と節、これはいわゆる市長の予算の執行科目ということで、ある程度、執行権限は市長に認められております。

ただ、何が何でも全部流用いかということ、当然、議員おっしゃるとおり補正で対応すべき内容のものもあろうかと思いますが、今回のこの食肉加工センターと地域おこし協力隊につきましては、当然、当初の議決の趣旨を損なっていないと。当然、予算の執行科目の中での流用ということで対応しております。

ただ、これを何から何まで、では議会に報告すべきなのかということですが、当然、いろんな事情や計画の変更等あります。その中で目や節を流用して円滑な行政運営をするというのは、この自治法の趣旨でございます。法律である程度認められている内容について、その法の中での手続、それを全て一から百まで全部報告するというのも、相当事務的にもこちらもなかなかボリュームが出てきますので、当然、補正すべきものなのか、流用で対応できるものなのかというのは精査しながら、これからも運用させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） それでは7款。

西島信也議員。



○13番（西島信也君） 次に、7款に行きますけれども、先ほどの続きになりますけれども、私、決算書見てみたら、これだけではないですよ、節がなくて流用を物すごくしているんです。そういうものが何十、何百とありますよ。だから、そういうことが、さっきこれはこれで目節は執行科目だからいいんだということ、それは確かにそれはそのとおりのかもしれませんよ。だけれども余りに多過ぎる、多いということは予算の立て方がずさんだということではないですか。予算書の説明書には節まで書いてあるんですよ、細節まで書いてあるんですよ。それでは、節とか細節なんて要らないではないですか、どうなんでしょうかね。

○議長（三田忠男君） 西島議員、7款で……

○13番（西島信也君） 議長、余計なことは言わないでくださいね。

○議長（三田忠男君） 7款の質疑でお願いいたします。

○13番（西島信也君） だから、私は7款の、要するに言ったでしょう、流用をこんなに頻繁に、もうほとんどやりたい放題にやって、目というのは余りなかったみたいですが、節の中の流用というのは、それこそじゃんじゃんやっているわけですよ。私は、議会で予算を審議するに、説明書に節を細節まで書いてあるわけではないですか。それを見て、これはこの予算が適切かどうかということ判断して可決なりしているわけですよ。それをどんどん流用でやって、ありもしない節までどんどんつくってやるというのは、これからもそういうことをやっていくつもりなんですかどうですかということをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 7款の具体的な例を挙げながら、そういった考え方みたいですがけれども、私から見て6款と同じみたいですがけれども、改めて答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 原則論を先に、議会では事業を認めていただいているわけですね。ですから、予算の議決権は議会でございますので、こういう事業をやってよいかどうかということは議会にお諮りして、議会で議決をいただいているわけです。どのように進めるかについては、当然、そこは執行権限は市長にございますから、与えられた予算と事業をセットで承認いただいておりますので、それをどのように進めるかというのは、やっぱり市長の執行権限なんだろうと思います。

それがこの事業から明らかに逸脱している、あるいは変えるということであれば、それはその都度、補正予算をちゃんとつけさせていただいて、議会にお諮りすることだと思っています。ここで要するに、この事業をこのように執行しました、これはこの事業の範囲内で御承認いただけますねということですので、議案はですね、そこは適切な議案設定にされると私どもは考えております。

それから、予算執行のあり方について、総務部長からさらに少しつけ加えさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 同じことの繰り返しにはなるんですけれども、14節の家屋借上料につきましても、この自転車まちづくりを推進する事業、それを総枠として議会のほうでお

認めいただいて、目の予算、款項の予算を認めていただいております。いろんな状況の変化とか、この家屋の借り上げにつきましても、この事業を推進するのに必要になったと。では、その原資はどこかという、同じ事業の中で予算上、当初の計画の見通しから若干予算に余裕ができたときに、新たに持ってきて家屋の借上料を設定しておるものです。伊豆市も、過去にもしっかり減額すべきところは減額して、増額すべきところは増額するという補正予算も何回かやらせていただいております。何から何まで目節、同じ目内だから流用しているというわけではありません。やはりその予算措置をする時期的なタイミングもありますし、当初、款項で認めていただいている予算の事業執行の目的、趣旨に反しないという範囲で、制度上、認められている範囲で流用しているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） この一番の原因は何かという、予算の立て方が余りにもずさんだということなんです。ずさんだから、こういうことが起きるんです、流用なんてことがね。それはやむを得ないこともありますよ。だけれども、これを見てもただら出てるわけですよ。ですから、これからはぜひ予算の立て方、ちゃんとしっかり検討してから予算を立てていただきたいと思いますね。

それから、流用とかそういう補正予算、補正予算は当然、議会にかけるわけですが、そういうときには、重要なものについては、ちゃんと議会のほうに報告してもらおうということで、ぜひお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、森良雄議員になりますが、先ほど私の解釈ですけれども、意見もまざっていますので、これは質疑の時間ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○議長（三田忠男君） 質疑に徹してくださいと申し上げております。

○15番（森 良雄君） 議長さん、質疑とは何だか理解しているんだったらいいけれどもね。15番、森良雄です。

平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

私は、いつも言っているんだけれども、決算書、予算のときもそうですけれども、そのときは予算書、それに倍する説明資料が必要だと。確かに少しずつ厚くなってきているけれども、中身を見れば、これをそのまま写しているだけだというのも相当ある。ですから、よくわからない。今の西島議員の質問なんかも、そういうところが隠されているんだね。だから、私がよくいつも言っているのは、行き当たりばったりの思いつき行政でやりたい放題だと。款項目節と言っているんだったら、節度のある行政をやらなきゃだめだ。全く節度がない。質問に入る前に、まずそこを指摘しておく。

それではまず歳入のところ、12-1-2-2、放課後児童クラブ利用者負担金1,006万円、1人当たりの負担額、その算出根拠、これは放課後児童クラブの隠れ待機児童はいないか。活動の内容、学習指導もしているのか。放課後児童クラブを利用している方は、恐らく児童数の半数ぐらいということなので、放課後児童クラブへ入っていない人はどうしているのかを伺いたい。

次、13-1-5-3、市営住宅使用料5,987万円、各市営住宅の納付状況について伺いたい。市営住宅の空きが目につきます、顕著に目につく。どのぐらいの空き家がありますか、利用状況を伺いたい。何でこんなに空き家があるのか。伊豆市の振興を図るんだったら、公営住宅をふやせと、公営住宅をふやした町は住民がふえていますよと、そんな統計もあるんですよ。ところが議員の皆さん、どうですか。

○議長（三田忠男君） 質疑でお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 質疑だよ。

○議長（三田忠男君） 議員の皆さんに問いかけとかは質疑ではないと思います。

○15番（森 良雄君） 何でだよ、議員の皆さん、皆さんの近くの市営住宅、どのぐらい空き家があるかわかっていますか。私は1割以上あるのではないかと。ちょっと異常な事態なんですね。こういうのを市当局が把握しているかどうか。当然、50世帯分の市営住宅があったら、1割以上といったら5世帯分があいちゃっていると。1軒、2軒、政策的な空き家をつくっておくというのは、これは理解できますけれども、1割近い、1割以上空き家がある、これはちょっと異常事態だと思いますので、ぜひ詳しく説明していただきたい。

次に、歳出、2款1項5目、設計管理業務委託料が46万4,400円ありますね。土地購入費が1,605万4,011円、これはさっき言ったように、説明資料を見ても、どこで何が行われたのかさっぱりわからないですね。

次の2款1項8目、文教ガーデンシティ事業5,611万2,395円、本決算でも文教ガーデンシティ事業の歳出はここだけなのかどうなのか、いろいろ見たんだけど、僕は1億円を超えるのではないかと思っているんだけど、文教ガーデンシティ構想で使われた事業費というのは。ところが、まともな数字はここだけしか見えないんですね。ぜひ、これ以外にもどこかにあるんだったら、それを教えていただきたい。

次、2-1-8、総合計画・総合戦略推進事業1,906万224円、この数字は、成果資料のどこに載っているのか、文教ガーデンシティ関連事業に含まれるのか含まれないのか、どのぐらいの金額で示されているのか。

私、よく言うんですけれども、西島議員の質問にも関連すると思うんだけど、余りにも何が何だかわからない事業が多過ぎる。特に今回は質問しなかったけれども、建設部関係では、どこで何が行われたのか、どんなボリュームの事業が幾らで行われたのか、そういうのをわかるようにしてください。ぜひ3月議会、期待していますから。今回は余りにも、どこで何が行われたかなどというのは、わかるのもあるけれども数点しかわからない。節が行

き当たりばったりで思いつきで使われていたのでは、建設関係の事業費などというのは、もう要は勝手に使っておりますよと言っているのと同じだね。ごめんなさいね、建設部長。今、指摘しているのは……

○議長（三田忠男君） 2款の質疑をお願いします。

○15番（森 良雄君） これは全体がわけがわからないと僕は言っているんだ。

○議長（三田忠男君） ここには2款しかありません。

○15番（森 良雄君） 2款でいいですよ。

○議長（三田忠男君） 通告の内容でお願いいたします。

○15番（森 良雄君） まだあったね。

○議長（三田忠男君） 3款もありますか。

○15番（森 良雄君） 次のページ、3-2-3、保育所費、ここで隠れ待機児童はいませんかということです。

次、10-3-1、土肥小中一貫校建設事業、予算、受注業者、受注金額、入札方法、入札参加業者、工事の内容、進捗状況を伺いたい。現在の工事は、この決算とは別のものかも伺いたい。現在の工事中のものは、どこが、どの予算で受注していたのかも伺いたい。

これは、土肥小中一貫校建設事業、総額10億円ぐらいだと思うんだけど、3期に分かれているのではないのかというのが僕の理解だったんだけど、これは何期目の事業なのか伺いたいです。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

まず、市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 教育委員会及びそれぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） おはようございます。

それでは、森議員の御質問、放課後児童クラブ利用者負担金について、歳入歳出ございますが、まず歳入についての御質問、1人当たりの負担額について、その算出根拠について御説明申し上げます。

決算書については19ページでございます。1,006万円を平成28年度に保護者からいただきました。この負担額でございますが、1人当たりの負担額は、月額5,000円となっております。こちらは伊豆市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例という条例の規定に基づきまして、いわゆる運営に係る人件費の一部として御負担をいただいております。

それから、待機児童の御質問でございますが、入所申請を受け付けておりますが、施設等の定員等の理由により、待機をしていただいている児童は10名と把握をしております。また、入所の相談は受けておりますが、正式に申請書を受けていない、そういった児童もいらい

やいまして、この方も10名程度相談がございます。

それから歳出、こちらは123ページの活動内容等の御質問についてお答え申し上げます。

活動につきましては、こちらは実施要綱に基づいておりますけれども、あくまでも小学校の子供さんで、昼間、保護者の方が労働等により家庭にいない子どもについて、その子の発達段階に応じて主体的な遊びとか生活習慣、こういったものを支援員の方が指導して見守るという制度でございます。

当然のことながら、こちらの教育関係、学習の内容につきましては、場合によりましては学校からの宿題等を一緒に学ぶという機会等を設けておりますが、特にそれぞれの各委託先の運営にお任せしているという状況でございます。

それから最後の御質問、利用者以外の児童は何をしているかということでございますが、当然のことながら、先ほどの要綱に基づきまして、昼間、保護者の方が家庭にいない子供さんをお預かりしているという事業でございます。それ以外の子供たちは、校庭でそれぞれ遊んだりするお子さんもいらっしゃいますし、時間等を調整されて、それぞれの方法で帰宅をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、市営住宅。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 森議員の市営住宅の使用料についてお答えします。

市営住宅の使用料ですけれども、市営住宅は全部で14団地ありまして、納付は全体で97%の納付率であります。各市営住宅の納付状況ということで、14団地全部ありますけれども、一番納付率がいいところは100%、一番悪いところで90.7%というような状況になります。

次に、利用状況ですけれども、入居率でお話ししますと、全戸数で279戸の中で入居している戸数は246戸になります。入居率は88.2%で、1割ちょっとの空きがある状況であります。

空き家が目につくが、理由を把握していますかということですが、なかなか理由は難しいと思うんですけれども、1つ考えることは、住宅の築年数が経過したということと、あと立地条件とか入居条件を満たすことができないことが原因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公有財産管理事業の中の13節の設計管理業務委託料46万4,400円につきましては、昨年平成28年6月議会で旧湯ヶ島小学校の改修工事に伴う事故繰り越しの報告をさせていただきました。その中で工事費と工事管理業務を事故繰り越しさせていただきましたうちの現場の工事管理業務の46万4,400円でございます。

17節の土地購入費ですが、こちらは旧大東小学校のグラウンドの一部が借地になっておりました。この借地の部分につきましては、2名の方から合計で3,557平方メートルを1,605万

4,011円で購入いたしました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 文教ガーデンシティ。

総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それでは私のほうからは、まず先に総合計画・総合戦略推進事業の決算についてお答えさせていただきます。

この決算額1,906万224円には、文教ガーデンシティ関係が含まれてございます。その中身は、決算書の79ページでございますが、13の新中学校周辺整備検討調査業務委託料の777万6,000円が該当いたします。

続きまして、文教ガーデンシティ事業の決算額は5,611万2,395円だけですかという御質問でございますが、総務費に係る決算額につきましては、この金額のとおりでございます。総務費といたしまして、先ほど御説明をいたしました777万6,000円と合わせた6,388万8,395円が総務費の分の計でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、隠れ待機児童の関係でお答えいたします。

平成28年度における隠れ待機児童はおりませんでした。平成28年度は、あまぎ認定こども園の開園等に伴ない、待機児童対策が図られ、年度当初、待機児童なしでスタートいたしました。年度途中の入園希望児童数は61人、そのうち50人は、0歳児、1歳児、2歳児です。また、教育部から保育部に籍がえした児童は27人でした。年度末には保護者の第一希望に添えないケースは多々あったことは確かでございます。今後も待機児童の対策は重要であると考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは10款。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、10款、土肥小中一貫校建設事業でございますが、こちらは森議員さんのすみません、発言通告書の最後の数字が、これは3億3,063万4,789円でございますけれども、3億3,063万4,780円が決算額でございます。

御質問の内容について御報告を申し上げます。

まず、今回の決算に計上させていただきました内容につきましては、1期工事、それから2期工事と2つの工事をそれぞれ平成28年度、平成29年度の2カ年の事業として契約を結びまして、特に学校運営、中学校の授業等に支障のない範囲で工事を実施しているところでございます。

1期工事につきましては、制限つき一般競争入札を実施いたしまして、中豆・青木特定建設工事共同企業体、小野建設、山本建設、イズケン株式会社、駿豆建設株式会社、加和太建

設株式会社の6社が参加をいたしまして、中豆・青木特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。

工事内容につきましては、昨年6月の議会で御説明申し上げ、御承認いただきました契約額は4億5,036万円でございます。この契約期間は2カ年にまたがっておりまして、昨年の6月30日から本年9月29日まででございます。そのうち今回決算書で計上させていただきましたものは、ことし3月末までの施工分1億8,014万円を工事費として支出をさせていただきました。工事の内容につきましては、正門を入れて正面の一番古い校舎、A棟と申します、こちらのほうを解体、新築をいたしました。またB棟のトイレの改修、さらには音楽室、図書室の改修工事を行っております。この1期工事は順調に進みまして、本年8月に完了して検査も終了いたしました。

続きまして、2期工事でございますが、こちらは今、メインのB棟、それから昔、プールがあったC棟、それから体育館の改修、こちらに現在、放課後児童クラブ等の整備を行っております。2期工事につきましても制限つき一般競争入札で行いました。先ほど申し上げました6社が参加をいたしまして、中豆・青木特定建設工事共同企業体が落札をいたしました。

工事期間は昨年の12月20日から来年、平成30年2月28日までの工期となっております。契約額は平成28年度、平成29年度の2カ年で3億3,724万円でございます。こちらにつきましても昨年12月の議会で工事の概要を御説明し、御承認いただいております。平成28年度は、こちら3月末までの工事分として1億3,089万円を支出してございます。決算書の工事費3億1,103万円の内訳は、1期工事、2期工事の平成28年度の施工分の額ということで御了解いただきたいと思っております。

また、委託料もございます。こちらは工事管理業務委託料としまして、やはり2カ年にまたがる契約をしております。契約額は2,567万円でございます。随意契約として、株式会社小林建築事務所が建築の工事管理を行っていただいております。こちら精算分としまして、平成28年度、ことしの3月管理分までの1,026万円を支出させていただきました。

最後に、現在の工事と決算の関係でございますけれども、当然のことながら2カ年の債務負担行為の額を設定させていただいております。その中で平成28年度の工事の実績に応じまして、ことしの3月分までの平成28年度分の委託料を支出してございます。

また、再度質問、現在行われている工事につきましては、平成29年度一般会計予算、10款3項中学校費、1目事業8土肥小中一貫校建設事業で予算化をさせていただきまして、先ほど申し上げました共同企業体に施工していただいております。予算額は4億7,317万4,000円、債務負担の上限額は平成29年度5億2,242万円でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、款ごとに行います。

12款、再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

そうしますと、入れなかった方が10名いたというふうに理解してよろしいでしょうか、それは確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 申請をいただきながら、現在、待機していただいておりますので、そのとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そうすると、これで終わりかな。この入れなかった方はどうしているのかということと、この放課後児童クラブを利用して、子供の学力アップを図るといような自治体があるんですけれども、そういう考えは、まずないのかどうなのか。

それと3つ目、質問しますよ。放課後児童クラブは、中心部の学校は別として、周辺部の学校というか、バスで通学している子供たちがいますよね。放課後児童クラブ、終わってからの、いわゆる家へ帰る方法については考慮しているかどうか、この3点伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、待機児童の保護者の方については、現在、子供さんを預かっておりませんので、何らかの形で家庭なり周辺地区の方で守っていただいているというふうに考えております。当然のことながら、仕事ができないということもございますので、それについては課題というふうに認識をしております。

それから、通学の関係の児童でございますけれども、ちょっと詳細等については、具体的には承知しておりませんので、調べまして後ほど御回答申し上げますということで御勘弁いただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） それでは、13款、再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 私は1割以上の空き家があるのではないかと。ということは、今まで数年前まで見ていたのと比べて、いわゆる住んでないと思われる部屋が目についたもので質問しているんですよね。いわば異常ではないかと僕は思うんですけれども、市当局としてはどうですか、市長さん、できたら答えてもらえませんか、異常に空いているのではないかと、思うんですけれども。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 1割強ということで、三十数件、空き家になってはいますが、市としても毎年、年に3回は、しっかりホームページとか広報とかで募集して、そういう状況でやっております。平成28年度も3回で15戸のところをホームページ等で広報しましたけ



れども、申し込みは9件、9件のうち入居した人は6件でございます。その3件は、そのうちの2件につきましては、要するに所得で上回ったということで要件は外れている。もう一人は持ち家を持っていたということで、そういうような状況がありますので、何らかの方法をしなきゃいけないんですけども、ここからは、それをまたいろいろ内部で検討して、どういう方法がいいかということ、またこれから検討していきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 伊豆市の市営住宅、古くて余りきれいだとは思えないけれども、リフォームすればきれいになるんですよ。まず1つ、リフォームして、きれいな、どうも伊豆市は建てかえる気はないんでしょう。壊している市営住宅はあるけれども、新しい市営住宅、僕は基本的に安くて良質の住宅を供給してやれば入る人はいるという考えでおりますので言うんですけども、要はこれはちょっと極論ですけども、まずリフォームする気はないかということ、1つ。

それから、伊豆市はいい市営住宅が空きがありますよと。さっき遠距離でというふうな話もあったけれども、例えば旧修善寺町だけ考えただけでも、そう遠距離とは思えないよね。修善寺町の中では遠くかもしれないけれども、まとまったところに数十世帯の方が住んでいると。伊豆市の中では条件はいいのではないかと思うので、積極的な入居策をとったらどうかと思うんですけども、そういう考えはないかどうか。

それともう一つ、3つ質問します。市営住宅、今、保証人は1人いればいいんですよ、それをちょっと確認します。そういうことも恐らく古い人は、保証人は2人はそろえられないよという人もいるんだよね、昔そうだったもんで、それをちょっと確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） リフォーム、建てかえとかという話でありますけれども、リフォームというのは、その辺、うちでも何も手を入れないわけではなくて、防水処理とか必要に応じて、そういうことはしっかりやっております。建てかえというのは、ちょっと今は考えておりません。

あと、修善寺地区ではどうかということでもありますけれども、やっぱり住む方が、例えば子供さんがどこの学校へ通学とか、職場の関係とか、そういう問題があると思っておりますので、できる限り、そういうことでいろいろと広報はしていきたいんですけども、そういう問題があるかもしれないです。

あと、保証人の関係ですけども、今は連帯保証人ということで1名あれば大丈夫です。以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、歳出2款、まとめて再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） まとめて1つで行きましょう。

これ以外に、文教ガーデンシティ関連のものはありませんね、それだけ確認したい。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（田村英樹君） それではお答えします。

2款の総務費についてはこれだけでございます。

ただ、こども園、それから中学校は別の支出がございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか、よろしいですか。

それでは3款、再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 保育所費、隠れ待機児童については、部長とよく議論しているもので、部長、さっきちょっと言ってくれたけれども、私の指摘する隠れ待機児童というのは、1次志望は通らなかったのを、僕は隠れ待機児童といいますからね、そのつもりで。

確認しますけれども、現在、部長は恐らく1次志望はあいているところを紹介して入ってもらっているということだと思うんですけども、そういう方は現在でもいるんですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今の御質問は、今現在の状況ということでよろしいですか。

今現在は、第1希望のところ定員がいっぱいの場合には、ほかの自宅から通える範囲のところ御紹介をして、相談をちゃんと保護者としながら、そこの中でほかのところを利用していただいたりということによってやっております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 質問というよりもお願いになるわけだけれども……

○議長（三田忠男君） 質疑でお願いいたします。

○15番（森 良雄君） では、質問でいいよ。

市長、私の言う1次志望に入れなかった人は、ほかへ行くというのは大変なんです。私いつもよく例に出すけれども、熊坂に入りたいと。なぜ、熊坂へ入りたいかという、熊坂というのは、通勤で行きに置いていく、帰りに引き取る、非常に便利なところなんです、そういう希望があるんですね。だけれども、これは大分前の話だからね、今の部長さん、関係ないけれども、熊坂に入りたいと言っても、熊坂はいっぱいだ、修善寺保育園へ連れていってくれと。この方は半年ぐらい頑張ったですよ。そういうケース、市長、どう思いますか、教えてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁、お願いします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員がそういうお考えであるのであれば、ぜひ賛成していただきたい

のですが、先般も修善寺東こども園に伺って、お母さん方から、私たちも同じ保育料を払っているのですから、やっぱりいい施設にしてくださいと。それから一時預かりができなくて、ちょっと近くのところに移ったときに、やっぱり子供さんも親御さんも、向こうは新しくいいのに、こちらは、しかも横は大雨のときには、いっぱい川の水があふれるしという率直な声、何人かの議員さんも、そのとき聞いていただきましたけれども、そういった声に応えるために、土肥のこども園は、まだ比較的好い施設なんですけど、あと修善寺東と熊坂、修善寺東こども園を優先したのは、やはり100メートル以上も雨の日に通園しなければいけない。熊坂の場合には、今回、熊坂の将来構想、つまり開発の方向がまだはっきりしておりませんので、もう少し様子を見て、その熊坂全体のまちづくりの中で、こども園をどのようにするかを位置づけたいんです。修善寺東こども園のほうは、私たちとしては方向性は一旦決めたわけですから、ぜひその方向に、今、御意見をいただくと、森議員はお考えが多分同じだと思いますので、ぜひ、この点については御賛成いただければと思います。

○議長（三田忠男君） 10款に入りたいと思います。再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） まだ2回ですよ。

○議長（三田忠男君） 終わりです。

○15番（森 良雄君） 終わりなの。

○議長（三田忠男君） はい、3回ですから。

10款、お願いします。

○15番（森 良雄君） 市長に聞きたいけれども、熊坂保育園は……

○議長（三田忠男君） 10款でお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 聞いたですか、父兄に、そういうお話を。聞いてないんでしょう。

さて、土肥小中一貫校、これは3期工事まであるんですね、それを確認したい。

それで、この工事は1期か2期か3期か、僕はわからなかったので質問したんですよ。現状は、2期工事はもう終わったと考えていいですか。それと、恐らくもうじき終わるわけですか、2期工事も3期工事も今、並行して入っているというふうに考えていいのかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、3期工事はございません。今回は校舎の改修を1期と2期とに分けて行いました。1期工事については、ことしの7月末に工事が完了して検査が終わったという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 最後の質疑です。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そうすると確認したいんですけども、後でまた聞きに行きますけれ

ども、外構なんか、いわゆる最終、いろいろお化粧しますよね。最終工事は2期工事に入っているというふうに考えていいんですか。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） こちらは平成29年度の予算書の中で、先ほどお話ししたとおり予算を計上させていただいております。工事本体と外構工事ということで、それぞれ工事の内容等については、また委員会等で御説明申し上げますけれども、別途、工事の事業立てをしまして、進捗状況に応じて生徒の安全、そういったものを踏まえて工事の施工に入る予定でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

それでは、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

大きく5点あります。

2款、決算概要成果説明資料25ページ、光ファイバー網整備補助金について、土肥・八木沢局、光ファイバー網整備事業、これをやることで市内全域でのサービスエリア化が最終年度となりましたが、利用し始めた事業者はつかんでいるのでしょうか、お願いします。

4款、59ページ、在宅医療連携推進事業について、当初予算約1,000万円の在宅医療連携推進事業が決算では約350万円でした。訪問診療等々、いろいろ取り組んだことによる主な成果というのは、どのようにつかんでおられますか、お願いします。

6款は3点お伺いします。

78ページ、84ページ、それぞれ地域おこし協力隊推進事業がありますが、新規就農など隊員の移住に向けて展望が開けたという捉え方でいいのかどうかお尋ねします。

次の有害鳥獣については、決算書のみだったものですから、したがって、これは179ページになります。年度途中でドッグマーカー購入ということでありました。いろいろ質疑し、どういう目的なのか聞きましたが、その結果、いわゆるイノシシ・シカを取ることによって、どんな影響が出たのでしょうか。

最後です。6款、83ページ、森林整備事業、毎年お尋ねしております。極めて重要な施策だと思えますから。平成25年度から平成32年度まで、間伐施策を具体化した伊豆市特定間伐等促進計画というのがありますけれども、ずっと取り組んでいる中で、平成28年度の到達点、具体的に言うと、最初にどのくらいの面積をこの計画で持ちましようよと、今現在、いわゆる平成28年度どこまで進んでいるのかということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 光ファイバー網の整備補助金で、利用し始めた事業者ということですが、大変申しわけありません、事業者の数というのがはっきりつかめておりません。現在、この事業を行った事業者に、なるべく把握するように言っているんですが、利用者が会社名の場合、申請者がわかるんですが、個人事業主の場合は個人名で申請されますと、それが事業者かどうか区分けがないということなんです。ですので、今、事業者のほうには申請書を1枚1枚見ながら、明らかに会社の場合がいいんですが、事業者と思われるものも含めて数字を出すようには依頼をしております。ただ、出てきた数字が100%個人というか、私たちのような個人なのか、事業をやっているかというのは、そこまで正確性はないかもしれないんですが、できる限り早いうちにお示しさせていただきたいと思います。

ちなみに、この4地区、中伊豆、天城、湯ヶ島、土肥地区で、先ほど修正させていただきました成果資料25ページで、合計でいきますと36.8%の加入率になっております。最新のこの平成29年8月末ですと、3地区で41.5%と、この間に約5%程度伸びているということです。また、産業部のほうで、今、事業を推進していますIT関連のサテライトオフィス、これで、中伊豆、天城、土肥まで整備されましたので、いろんな地区での事業推進というのが期待されると。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは4款。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは、在宅医療連携推進事業についてでございますけれども、伊豆市はとにかく高齢化ということで、これからの課題としたら、地域医療を守っていき、在宅医療を推進していくことは大事なことだと考えております。

その中で、当初予算の中では、在宅診療のできる医師による緊急時の訪問や訪問指導を計画し、医師の賃金等を計上させていただき、1,000万円ということを計上いたしました。しかし、医師の確保が困難となり、看護師の賃金等となり、決算額は約350万円となりました。

事業内容につきましては、在宅医療を推進するために、医療に精通している医療機関による相談支援が必要であると判断し、相談支援に係る看護師などのスタッフの賃金、緊急時の訪問体制の整備、地域住民への在宅医療、みとりの啓発活動を実施するために、10月から伊豆赤十字病院に委託をいたしました。

事業の成果といたしましては、地域包括支援センターと伊豆赤十字病院の連携が図られ、緊急時の対応により医療機関に早期につながり、入院が可能となりました。また、医療の必要なケースへの支援は、訪問看護師による助言等で受診することができ、重症化予防につながったと考えております。

1年目であり、大きな成果は見られなかったかもしれませんが、在宅医療の拠点病院が存在していることで、いつでも相談、緊急の対応ができる体制づくりができたことは大きな意義があったと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 6款。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） それでは、6款について説明させていただきます。

まず最初の地域おこし協力隊推進事業におきましては、市外より移住した隊員につきましては、3年間の任期中にビジョンを作成しまして、任期終了後には、生活基盤が確保できるように協力いただいている農家や農協、森林組合などの事業体に協力を仰ぎながら、任期終了後、伊豆市内に定住できるようにバックアップしていただいている状況でございます。

現時点では、任期を終了した隊員はございませんが、来年の4月からは、1名が任期終了します。その方につきましては、ワサビ農家の一員として独立する予定になっております。

今後は、農林業以外にも観光業などの協力隊員が誕生してきますので、市内がますます活性化されることを期待しておりまして、地域おこし協力隊が伊豆市に残って事業展開できるよう支援していきたいと考えているところでございます。

続きまして、有害鳥獣対策事業につきましてでございます。市で購入しましたドッグマーカーにつきましては、日本の電波法に適合しておりまして、GPS付きの機種になっております。このことから捕獲作業中に、画面上の地図に、猟犬それぞれの細かい位置情報をリアルタイムに把握することができるようになりました。今までにつきましては、多くの者が無線で猟犬の音声を聞きまして、方向だけしかわからなかった状況でございます。実際には、これによりまして猟犬の方向や距離が確認できるようになりました。また、リストから音声の中で聞きたい猟犬を選択できるということにもなりました。また、自分自身や猟犬の軌跡、それを表示できるというようになりました。このようなことから、捕獲作業の見える化が実現しまして、安全対策にも配慮できるようになったと考えております。また、捕獲作業終了後の猟犬の回収作業につきましても、大幅に短縮することができまして、捕獲作業従事者の負担軽減に大きく貢献できたと考えております。

続きまして、森林整備事業についてでございますが、平成25年度から平成32年度までに間伐施業を具体化した伊豆市特定間伐等促進計画を策定しました。議員質問の平成28年度の到達点でございますが、平成25年度に作成した計画におきましては、市内間伐の範囲を8カ年で822ヘクタール実施するという形で目標を立てております。その中で、ここ数年におきましては、年間平均面積は210ヘクタールを超えているということで、目標以上の事業が行われていると考えているところでございます。

事業箇所につきましては、当初の計画では市有林がかなりの面積を占めておりましたが、当初計画にはなかった市内の林業事業体や近隣の林業事業体の方が森林経営計画を策定しま

して、各林業事業者みずからの努力による施業箇所が確保できたことによりまして、計画以外の施業地もありまして、市内の林業振興にも寄与していると考えている状況でございます。以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、款ごとに2款について再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 光ファイバーが、年度途中でこのこともお尋ねしたんですね。そうすると今、総務部長が言われるように、個人なのか自分はよくわからないと、つかみ切れていないということだったのはよくわかるんですけども、ちょっとこれは質疑に入りませんから、別にこちらのほう、お答えしなくて結構です。入っていないんですが、今お話しなさいました企業誘致のITとの兼ね合いが、今、その後に出てきますよね。そうすると、このITと光ファイバーを結ぶというのは、セットみたいな形になるのではないかと私は思っているんですね。だから、ITは載せませんでした。いろんな今後、どういう計画だったよということがあるものですから、聞かないんですけども、この光ファイバー網とセットだと考えたときに、いわゆる、もともとの光ファイバーをなぜつなごうかという、ITとの兼ね合いも出てくるんだ、どうしたって。どれだけ、市長もよく言われている、光ファイバーがないおかげで、結局、伊豆市に光ファイバーありませんかと、ないと言われてがっかりしたと。やっぱり入れるべきだということで、そんな話も何年前にもあったんですが、つかめるかどうかもう一度お尋ねします。

なぜかという、ある自治体が資料的に見ていると、光ファイバー網整備事業で、これを入れることによって、それぞれ自治体の規模も違うから何とも言えないんですけども、それぞれ勤労者の人数が何人で、それで法人数何人ということで、これは地域再生計画という、こちらも別途の地域再生計画で、伊豆市もあるんですけども、この自治体は光ファイバー網をどういうふうにして、いわゆる雇用の問題とか、地域づくりのためにやっていこうかということで、こういう計画ができていたんです。そうすると、今言われた、伊豆市はなかなかつかみ切れないということだったんですけども、そのあたりの、こっちでできるんだけど何なのかなという、できないからけしからんとは思っていないんですけども、伊豆市は、ほかの自治体は件数をつかんでいる。人数はどのくらいにしようかということになるんだけど、何が違うのかなと、ちょっとわからない、ごめんなさい、中途半端になっちゃう。

それからもう一点お尋ねしたい。

はっきりわからないのはよくわかりました、理由もわかりましたが、では、現実にこの平成28年度の中で、事業者というのは何社あったかわかるでしょうか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私からお答え申し上げますが、光ファイバーのニーズは2つあっ

て、1つは、やはり若い伊豆市民の方々から、光ファイバーがないと、とてもとても、ここでは生活できない、ブロードバンドが必要なんですということで、現に住んでいらっしゃる方からの強い要望がありました。

もう一つは、企業誘致に際して、もう数年前、私が市長になってしばらくのころ、当時の三島周辺の市長さんから、あなたのところも大変だねと。あのあたりは自動的に光ファイバーが整備されるわけです。川根本町とか、うちから南は、行政がやらないと、どこも引いてくれないわけですね。そんな状況で、では、将来、何年後に光ファイバーを引く予定ですからと言ったって、まず話にならない。企業の場合には、皆さんに来ていただけたらこうしますというのは、ほとんどスタートラインにならないんです。ですから、光ファイバーを整備をします。整備をしてし終わったので、ITのベンチャーとか皆さんとか、テレワークでどうぞという、ようやくスタートラインにつけたのであって、セットでこれから、土肥まで光ファイバー整備しましたので、これからITのテレワーク等々をいらしてくださいという、ようやくスタートラインに立てたわけであって、今、現にあった1社は、既に場所が決定しましたから、それは当然、これを使っていただけだと思いますけれども、今までのような、整備もされていないのに、候補の会社がありますかという話自体が難しかったということです。

今回、ようやく何とかおくれればせながらできましたので、しっかり、これを使っての伊豆市にとって実現可能な企業誘致というものを。当然、数字もこれから出てまいりますので、もう少し具体的に御報告できると、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 具体的な数は。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 平成28年度実績の事業者ということは、土肥地区で加入された事業者ということでしょうか。

〔「別に土肥とは限らない、全部を……」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 平成28年度中に新たな加入された事業者ということで、申しわけありません、先ほど申しました事業者につきましては、平成28年度の動きというものは把握しておりません。

それと、議員、先に言われました、ほかの市町ではある程度、事業関係の方の人数を把握しているということで、我々もこの事業を行ったNTT西日本、いろいろ相談はしたんですが、やはりなかなか相手方は相手方の企業の企業秘密というか、そういう状況もあります。先ほど申したとおり、申請書からははっきりしないということがありますので、市として状況を把握するには、やはり事業者の方にアンケートをとる方法しかないのかなということも考えられますので、こちらから逆にアンケート調査等も、もう一度検討をしたいと考えております。

以上でございます。



○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○16番（木村建一君） いいです。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

それでは4款。

再質疑ありますか。

○16番（木村建一君） 自分の第2委員会の管轄ですから余りやりません。詳細はまた委員会のほうでやらせていただきますけれども。

今言われた中で、ちょっと気になるのが、気になったというか総括の中で、当初の中で、いわゆる拠点となる医療機関の医師による定期的な訪問診療云々と言われたんですね、この当初やられるときに。そうすると確認も含めて、拠点となる医療機関というから、私はもっと拠点というのはあちこちになるのかなと思ったら、今の話で総括的に平成28年度、日赤という話をなされたから、では市が考えている拠点というのは、そこの病院のみということだったのかお尋ねしたい。

そうしますと、次に出てくる訪問診療で、前の当初やった、なぜこれをやるのと。いわゆる在宅治療、介護連携しましょうねという、その目的というのが、常にいわゆる切れ目のないということを言われているんですけども、そうすると、訪問診療をやると、では、どこがやるのと言ったら、拠点の医療機関というと日赤だけに負担がかかる。そうすると今、なるほど医療費が、ここにかかった費用が約3分の1とか、もうちょっと行くぐらいしかなかったんです、結果的に1,000万円に対して。そうすると、看護師だと当然、少しは医者と違って、賃金が安いとわかったんですけども、そうしますと、看護師が派遣、行くということになっちゃうと。医師による定期的な訪問診療というのが、なかなか医師の確保が困難で、そちらのほうを平成28年度はやる必要性があったと。そうすると、この看護師によって訪問診療をやって、当初の目的だった重症化予防とか異常の早期発見とか、それから今、相談とも言われましたけれども、家族の療養相談なども可能になりますという話だったんですね、当初はこれをやることによって。

そうすると、切りかわったのが、医療機関は日赤だけだったのというのと、医師ではなくて看護師による、当初、市が目的としていた訪問診療の中身が変わったのか変わってなかったのか。市として目標としていた訪問診療の中身の問題です。看護師によって、基本的には変わるかわらないのか、ちょっとわからないもので、その点お尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まず、拠点ということで、伊豆赤十字病院しか考えていなかったのかということでもよろしいでしょうか。その点につきましては、やはりどの病院におきましても、医師不足というところがございますので、なかなかそこに手をつけていただけないというような状況の中で、やはり公的病院というところが伊豆赤十字病院と、中伊豆温泉

病院というところもありまして、その在宅医療の事業を推進させたいということでお願いをできるところでございます。

その中で、伊豆赤十字病院さんのほうは、その前に伊豆赤十字病院にかかっていた患者さんに対しては、訪問診療的にお医者様が行くということをしてくださっていましたので、そのところを、まずは伊豆赤十字病院さんのほうで拠点ということで考えていただけないかということで、お話をまずさせていただきました。

この在宅医療につきましては、やはり伊豆市はひどいですし、全体的にも高齢化というところは進んでおりますので、診療所はもちろんのこと、病院等がこの在宅医療の中で、訪問診療とかをやってくださるのは、大変希望するところで、これからどうかということだと思います。

そして、医師による訪問診療というところが、こちらの考えていたところが看護師になって、その内容がどうだったのかというところなんですけれども、やはり病院に定期的にかかかっていなくて、在宅でぐあいが悪くなってといいますと、やはりそのところには、こちらから出かけていって訪問診療ということが必要になってくると思うんですけれども、やはりそこは、まずは看護師と行っていただいて、ここは訪問で来ていただいたほうがいいのか、入院したほうがいいのか、受診が可能なのかというようなところを判断していただくというところになると思いますので、まずは看護師が訪問してくださるところが第一歩だったと考えます。

そしてまた、在宅医療の相談というところでは、各家のほうにチラシということで各戸配布されましたが、在宅医療についての相談については、伊豆赤十字病院さんのほうで常に受けてくださるということなものですから、そこも住民にとっては、心強いところかと考えております。

そして、連携というところでは、もう平成27年度から、この在宅医療に関する推進協議会ということで、いろんな職種の方たちを交えた会議も行ってありますし、多職種の連携というところで、具体的に講師を呼んで、中伊豆温泉病院であったり、伊豆赤十字病院で、そういう連携の研修を行っておりますので、そういう点につきましても、伊豆市のほうはかなり進んだ状態ではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員、

○16番（木村建一君） 1つだけお尋ねします。

国もいろんなことを、これは一つの在宅医療に、今、病院ではなくて、一定程度病状が安定したら家に帰りましょうよという政策をとり始めた。いい悪いは置きましょう、国会ではないから。だけど、そうすると、そういう流れの中で総括的にお尋ねします。

今聞いていますと、やっぱり在宅をきちっと安心して見てもらおうとしたときに、これは大変さがあるんですけれども、やっぱり専門的な医師が、そこに在宅医療ということで、や

っぱり行くというところを目指すんだけど、なかなか難しいのは十分わかるんですけども、市として、例えば中伊豆温泉病院の先生も、訪問をやりますよというチラシを天城でその看護師さんたちがまいていたのを1年ぐらい前に私、お目にかかったんですけども、たまたま、だからそういうことで、この日赤を重視するというのはよくわかるんですけども、この総括した中で、ほかの医師に広げるといふことの総括というのはやられましたか。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁をお願いいたします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に私のほうから申し上げて、それから部長のほうに。

本当に地域医療については本当に極めて厳しい状況ですので、そこは何としても議会にも御理解を賜りたいと思います。まず、田方医師会の先生方、地域の診療所、数が相当減ってまいりました。そして残念なことになり高齢化してまいりました。今の田方医師会の各先生方に、昔のように、私たちが柿木にいたころのように、おじいちゃん、危ないから来てくださいというの、なかなか難しい。

それから、何度も申し上げているとおり、中伊豆温泉病院は、基本的に整形外科、リハビリ系に強い病院であって、公的病院として日赤ともしっかり連携をとっていただいておりますけれども、内科系は日赤が強いということです。ただし、それも3人、県から派遣していただけるという、ちょっとほかではあり得ない、今、いい意味で非常に例外的な状況なんです。これは来年、医師2人を引き上げると言われても実はおかしくない。伊豆赤十字病院は、準僻地病院として県の支援は1人の医師の派遣をということですずっとやってきたわけです。そこに戻っても決しておかしくない状況なんです。

そういう状況の中で、地域包括ケアとか在宅医療というものをどのように考えているかということ、今、私は結論は申し上げられませんが、かなり深刻な状況ですので、ぜひ現実を直視してお考えいただきたい。例えば日赤のお医者さんに1人で回ってくださいというのはすごく身勝手なお願いだと思うんです。あれだけ自治医大系の先生方が、朝から夜11時ごろまでずっと勤務されているわけですね。そうすると、日中、訪問診察するときには、では、伊豆市の車で、伊豆市の保健師さんに運転してもらって、伊豆市と一緒にやれませんかという話になるわけですね。そうすると、では、日赤だけなのかという議論にならない議論が出てくるわけです。

したがって、伊豆市として、どのような枠組みの中で、行政も一緒になって力を合わせて、ここで最後まで安らかな人生を送っていただくかということ、これは相当厳しい状況ですので、何とか基本的に地域医療のあり方について考えていただく特別な場を、議会と私どもで持たせていただきたい、これはもう切にお願いを申し上げたいと思います。

この現在の訪問診療と訪問看護の現状については、もう少し部長のほうから加えさせてください。

○議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 木村議員の御質問の、平成28年度はほかの病院への働きかけがなかったかどうかということによろしかったでしょうか。

その点につきましては、まずは公的病院の中でも、伊豆赤十字病院のほうが内科医が充実、それでもしているのではないかということで、やはり平成28年度につきましては、伊豆赤十字病院のほうへの働きかけしかしておりません。

ただ、全体的には在宅医療の大事なところとか、そういう連携ということで、会議のほうを広く開いておりますので、今後につきましては、広く考えていかなければいけないと考えております。

○議長（三田忠男君） それでは、6款、再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 6款に行きます。

地域おこし協力隊、今の部長の御説明ですと、ちょっとわからなかったのは1名が終了と。平成27年度からやっているから、平成27年、平成28年、平成29年で終わるんですね。いろんなニュースを見て、ネット上を見ていると、平成28年の1月に地域おこし協力隊という方が来て、こちらに就任して、結果的には4名という話だったんですけども、そうしますと、総括、成果資料を読ませていただきますと、なかなか大変なのかなと思いながら見たんですが、事業の成果として、一言で言って移住を推進するという、その成果、そういうふうにとすると。そして以前の監査委員の中でも望むのが、1年以上3年以下という活動期間があるんだけれども、隊員の活動が地域おこしにつながって、さらには定住につながることを期待したいと、皆さんがそう思っていることだと思うんです。

そうしますと、ちょうど平成27年度から多分、間違っていたら失礼ですが、3年になるもので来年の3月に終了するんですね。そうすると終了したときに、本当に、2015年12月の広報には、伊豆市の地域おこし協力隊を紹介しますということで、3人の笑顔の写真が載っているのを見させてもらったんだけれども、そうすると、それぞれの分野でワサビとか農林業とか木材の関係で、この方が今、活動をやっている。

そうしますと、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、総合戦略課から前、資料として成果目標実績管理表というのを読ませていただいた中で、今言った地域おこし協力隊においては、結論だけ言うと平成28年度は活動中ですよ、まだあと1年ぐらいあるから、このときには。ただ、この中に今後の展開として地域おこし協力隊制度を活用して、ここところがちょっとわからない。新規就農を目指す人材を採用しということは、この新規採用するという意味は、今、一生懸命、千葉、清水町、福岡から、もう一人はどこだかちょっとわかりませんが、はるか遠くから来られた青年が、さらにいわゆる平成28年度の総括だけでも、その次に向かって、いわゆる平成29年で終わるから平成30年に向かって生活できると。伊豆市ならではの産業に就職して、そういうことが可能性として平成28年度は出てきたということでしょうか、そのあたりがちょっと、僕自身がこれを読む中でわからないものですからお願い

いしたい。

それと、有害鳥獣、提案されるときに、今、部長が基本的なことを話されて、さらに、きょうはそういうGPSは、こういう機能があるのかと思ったんですが、結果的には隊員の負担軽減と、確かにそうですね、犬がどこへ行ったかわからない、一生懸命探すと。やっぱりある意味では不幸な事故が前に起こったときに、命がなくなったので、その状況もこれによって防げるだろうと思うんですけれども、これによって、いわゆる結果論になっちゃうかもしれないんだけど、イノシシ・シカが、現場にいる方々が、これをやることによって、何というか、楽になった猟師、それからもう一つ、捕獲がふえたのかどうか確認していますか。

それから最後にもう一点、この有害鳥獣でお尋ねしたいのは、このドックマーカが、結局は市がやるものですから有害鳥獣には使えるが、猟期には使えませんよということがあるのかなと思うので、その点の貸し借りのチェック体制は、この平成28年度はどうだったのかお尋ねします。

森林林業、とりわけこの中におけるお尋ねした特定間伐等の促進計画からちょっとお尋ねしますが、数字的にわからないものですからお尋ねします。

伊豆市の市有林、市の持ち物、これだけ見ますと、これは入っているのかちょっとわからないんですが、5,230ヘクタールあるんです、この資料を見ると。森林何だか、国がよくやっているとあるんですけれども、何を目的にしてここまで間伐をやりますといったその822ヘクタールというのは、何と何を入れての822ヘクタールと想定して、平成28年度を210ヘクタールといたしましたか、ちょっとわからないものでもう一回、すみません、確認したい、到達点、パーセンテージでもヘクタールでも結構ですから、822ヘクタールに対して、すみません、もう一度答弁してください、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（堀江啓一君） まず、地域おこし協力隊の件でございますが、平成27年度、平成28年度、平成29年度で終わるということではなくて、それぞれの年で何人か、1名とか2名とか雇っているわけです。その関係で、この平成30年3月31日にやめる方が1名ということなんです。あと3名の方につきましては、1人の方が平成30年8月31日までが任期となっております。もう一人の方は平成31年3月31日、もう一人の方が平成32年12月31日という形で3年間なんです。採用している時期が違いますので、それぞれの時期によって異なっているという状況でございます。その中で1名の方、来年の3月でやめる方につきましては、ワサビ農家として独立していくということだものですから、地域おこし協力隊の最初の目的であったものが達成できているのかなという形で考えているところでございます。

あと有害鳥獣の関係でございますが、現場での当然、作業の負担が減ったわけですから、当然、楽になったという言い方はちょっと変なんですけれども、やはり作業量が減ったとい

う形で、人の体に与える影響というのは少なくなったのではないかなという形で考えております。

それで、ふえたかどうかというのも、前と比較することはなかなかできませんので、それについては、ちょっとわからない状況かなという形で考えています。

猟期の期間に使えないということは当然なんですけれども、ただ、今、猟期の期間も有害鳥獣という関係で依頼しているところはかなりありますので、猟期であっても有害鳥獣をお願いしますという形で当然たくさんおりますのでやっていますので、有害鳥獣の関係でやっている場合については、そのGPS機能を使ってもいいという形ではあります。

ただ、個人というか、猟期間に独自にやる場合については、当然、使ってはいけないという形での指導はしております。

あと、森林の計画でございますが、当初、平成24年度に計画がつくられまして、そのときには県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、8年間で822ヘクタールやっていこうという形、多分、1年間に100ヘクタール前後ですか、その辺をやっていこうという形で計画したものと考えております。多分、その当時というのは、余り間伐のほうも進んでいなかったということもありますけれども、現在は先ほど言いましたとおり、国や県のいろんな形の支援事業がかなり多く出てきておりますので、その関係で、市のほうも当然、実施面積がふえてきていますし、民間のほうの事業者のほう、それにつきましてもかなり支援がありますので、森林経営計画をつくりながら実施している状況で、822ヘクタールにつきましても、今の現状では達成できているという形で考えています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 最後に質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 地域おこし、それから若者定住、さまざまな課題が、ある面では、ほんのわずかなんですけれども、地域おこし協力隊というのは、私ずっといい意味で注目させていただいているんですが、それでちょっと具体的にお尋ねします。なかなか定住まで結ぶか結ばないかというのが一つの大きな、国から直接的な補助金をいただきながらやるということですけども、2つお尋ねします。

1つは、いろんな協力隊員の仕事の割り振りというのは、幾つかのことに割り振られていると思うんですけども、こういう割り振りも途中でなされていたのかどうかお尋ねします。

土肥地区の名前も全然わからない、私は。土肥地区の協力隊の仕事として、シイタケ農園と、1つだけなかなか大変だから、もう一つ、オリーブの木を植えるという複数の仕事を受け持ちながらやったというか、やるという、やってきた、そのオリーブの木、それからシイタケは、いまだに、ある1人の隊員が、一生懸命地域おこしのため、産業おこしのためにやられているということよろしいでしょうか。

それから大事なこと、この事業をやることによって、よく市長が言う東京並みの賃金では

なくても、こちらで生活できる賃金は、はっきり言って、そんなに東京並みの賃金でなくても生活できる可能性が出てくるでしょう。ただし、この地域おこし協力隊が、ずっと続ける中で、月額約17万円なんですよね。いわゆる家賃は5万円でやりますよ。あともろもろ若干いろんなところ、水道光熱費等々については負担していただきますよという制度なんだけれども、25万円ぐらいかな、総収入で。そのくらいでいってる。そして二十数万円で多いか少ないかは別にしても、この国からの制度のみで、この方たちが任期が終わったときに、これはなくなりますよね、全て。なくなったときに、その3年間、何かの中で次につなげられるような展望を持てればいいんだけど、なかなかそうはいかないかなと思うもので、その点の総括というのはどうされているのかお尋ねします。

それから最後に、ごめんなさい、もう一度お尋ねします。

資料的に、部長、お持ちでなかったら申しわけないんですけども、伊豆市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針というのが、多分平成23年度にとられたんです、それは問題ではない。いわゆるこの中にちょっと古いんですけども、多分そんなに変わっていないと思うんですけども、平成22年度版として、県でつくった林業統計要覧というのがあるんですけども、その中にもう一度いきます。市有林、民有林の内訳、いろいろあるんだけど、市有林だけが5,232ヘクタールある。そうすると、今お話しなされた822ヘクタールというのは、何に対して822ヘクタールなのか、ちょっとわからないもので、最後に、もし資料的に、数的事実なことですから持ち合わせがなければ申しわけないんですが、わかたら教えてください。

○議長（三田忠男君） 市長、答弁願います。

○市長（菊地 豊君） 先に私から少し申し上げます。

まず、地域おこし協力隊なんですけれども、今、一生懸命、ここに来ている方々が模索しているわけですよね。何なら生きていけるのか。シイタケも教えていたたきながら、ワサビも教えていただきながら、中にはオリーブは我々からちょっと、オリーブも考えていただけませんか、あるいは中にはビールがあるのでホップもやってみたい。その中でそれぞれの方々が2年、3年の間に、これならやれそう、これなら自分がやってみたいと思えるものがどのように構築されるかということが1つ。

もう一つお願いしているのは、シイタケなら、どれくらいやれば幾らになるのか、林業なら、どれくらいやれば幾らになるのかというモデルをこちらでつくってあげないと、ずっと一生150万円では生きていけないわけですから、例えばシイタケ生産なんかですと、大分県のほうが伊豆の10倍くらいあるんでしょうかね、だけれども、ほとんどが4万から5万コマの零細なんだそうです。その数が物すごくある。伊豆の人たちは20万から30万コマ、打っている方がたくさんいて、生業としてやっている数は、実は大分、宮崎より伊豆のほうが圧倒的に多いんだそうです。そうすると、その原木シイタケで、生産者として食べていけるのは、恐らく日本全国といえども伊豆が一番その確率が高いんですね。だけれども、そのモデルを

示してあげないものだから、何歳ぐらいで、どれくらいやれば、幾らになりそうですというものをやってあげなければいけない。そこで今、この若い方々とも、私たちも当然入りますし、現にシイタケもワサビも教えていただいておりますので、その中でしっかりしたモデルを組み上げていきたいと、このように考えています。それでないと、なかなか頑張れば何とかありますだけでは、とてもとても定住はお願いできないんだろうと思います。

それから、有害鳥獣は、これも厳しい状況だということは皆さんに御理解いただきたいのですが、国は恐らく明言はしていませんけれども、もう巻狩りはやらせたくないんだろうと思います。これは言葉の端々で感じるんですけれども、伊豆市では1件ございましたけれども、北海道を中心に毎年何件も起こっているんですね、事故が。その中で、我々は、では猟友会の皆さん、巻狩りはもうやめてくださいとはとても言えません。今この被害がまだまだ続いている、状況によっては拡大している中で、一生懸命去年、何と5,000頭も伊豆市だけで取っているんですね。シカ4,000頭、イノシシ1,000頭というのは、もう全国の中でも突出した数、それを何とかギリギリ安全な状態で維持していただくための方策の1つがドッグマーカーなんですね。ですから、これをもって何頭ふえましたかということではなくて、巻狩りを可能な限り安全な状況でやっていただくための方策の1つと、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 産業部長、答弁願います。

○産業部長（堀江啓一君） 地域おこし協力隊については、今のようよろしいでしょうか。

〔「土肥でやられている方は、また続いているんですか、シイタケとオリーブ」と言う人あり〕

○産業部長（堀江啓一君） シイタケとオリーブと続いております。

林業の関係でございますが、県のほうの目標が、全体で8年間で6万8,000ヘクタールという形がありまして、年平均8,500ヘクタールということに基づきまして、市のほうで822ヘクタールで年100ヘクタールという形で考えておりまして、民有林と市有林、両方合わせてそれだけのものをやっついこうという形でございます。

現在、毎年このところ、市有林につきましては20から30ヘクタールを毎年間伐しています。民間につきましては、200ヘクタール前後を毎年間伐しているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号については、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分



○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第65号～議案第80号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第65号 平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17、議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第65号から議案第80号までの16議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第81号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第18、議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第81号について、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について質問させていただきます。

市内公的病院等補助金2億1,388万3,000円、金額はこれでよいですね。このページでは金額の単位がわかりません。決算書、予算書、説明書で金額……

〔発言する人あり〕

○15番（森 良雄君） 笑いごとじゃないぞ、これ。現実に皆さんわかるんですか。僕はわかんないよ。

○議長（三田忠男君） 続けてください。

○15番（森 良雄君） 単位がいろいろありますね。御苦労さまです。これ、このページには単位が幾らだかという表記がないんだよね。ぜひわかるように、私も過去にも何回も言っているんだね、こういうことをね。

この予算の内容について説明してください。どこの病院で何をするための補助金か伺いたい。

J A厚生連中伊豆温泉病院へも補助金を出しますか。何のために幾ら補助するのか伺いたい。補助の内容、根拠も伺いたい。これは、それぞれの病院に該当すると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。  
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この補助金につきましては、単位のほうは先ほど森議員のおっしゃったとおりでございます。

公的病院の事業費に対する補助金で、伊豆市内ですと、伊豆赤十字病院とJ A静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の2病院となります。公的病院の指定は、医療法の第31条に規定されております。この2病院は、公的病院としてこれまで地域医療体制を支えるとともに、在宅医療の充実や救急医療の受け入れについて、さらには災害時救護病院として尽力いただいているところでございます。伊豆赤十字病院へは、医師、看護師の確保を初め、救急医療体制の強化や、小児医療及び婦人科医療の充実を図るための事業費として1億1,488万3,000円、また中伊豆温泉病院へは、医療体制の強化、専門外来の充実として医療確保、安全・安心な医療提供体制を図るために手術体制の確保等の事業費の補助として9,900万円を計上しております。

なお、補助金の根拠は、国が定める特別交付税算定の不採算地区公的病院等への助成に要する経費として、稼働病床数に基準の額を掛けた金額が根拠となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

補助金を出す、これは国からもらえるから補助金を出すんでしょうけれども、お聞きする範囲では人件費とか体制の強化とかという、いわゆる事業費ということですね。日赤もJ Aも同じだと思うんですけども、これらの病院はこれらの補助金を出さないと運営が難しいような状況なのかどうなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） やはり公的病院ということで維持していただくために、やはりこの補助金を使って充実した医療というところでやっていただいておりますので、この補助金は大変重要になっていると思います。また、これによって、ある程度赤字の部分というところも補填されているのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 過去には設備の購入に補助金を出したというふうに覚えておるんですけども、2億円を超えるような補助金が2病院に出されて、恐らく1年たったら結果的

に何も残らないと。やはり新しい医療設備を導入するとか何かそういう、この2病院が結果的によりよい病院になったというような検証ができるような補助を出すべきだと思うんですけども、その辺どうなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから申し上げます。

この制度ができましたときに、実は伊豆市で独自に補助する基準をつくって、いわゆる制度上の満額ではなかったんです。その後、いろいろなところで伺ってみますと、なぜこの制度をつくったのかということに行き着いたわけです。今、御承知のとおり、少子・高齢化の中で社会保障費、医療費、介護費、特にこれは医療の問題ですけれども、どんどんふえていく中で、やはり国としては医療機関の整理をしようとしたわけです。端的に言えば、都市部の200前後ぐらいのベッドの病院をどのように再編成していくか。ところが、それはストレートに地方のその100、200ぐらいのベッドの病院に影響が直撃してしまうわけです。

そこで国としては、全体の医療機関を再編成したいのだけれども、地方の不採算病院がこれによって必要な病院がなくならないように制度をつくったので、うまく使ってくれということなんです。ですから、これをもって中伊豆温泉病院とか日赤のより機能を充実させるとか、付加価値を高めるというよりも、この制度そのものの趣旨は、何とか国の政策が歪んだ形で地方を疲弊させないようにという制度ということですので、事実上、事業費の補填のような形にならざるを得ないというところもあります。

それを御理解いただいた上で、何とかこの地域にとって必要な医療機関を守るということで議会の御理解を賜りたいと思います。今の私の説明で不十分なところがあれば、部長に補足をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

これで森良雄議員の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

### ◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第19、議案第82号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項及び議会運営規程2の（8）の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案について委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第82号について議案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第83号～議案第86号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第20、議案第83号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）から日程第23、議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第83号から議案第86号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第87号～議案第90号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第24、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正についてから日程第27、議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第87号について、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行いたいと思います。

まず、この条例の案文ですけれども、第14条というのを付け加えるということです。それで、この適用範囲という見出しがありますが、これが私は余りよくわからないと思いますの

で、条文の文言が意味不明なので説明を求めるといふことでなんですけれども、これは地方自治法第244条の2第2項にこういふことが書いてあります。この244条の2をちょっと読ませていただきますと、公の施設の設置、管理及び廃止といふことでございます、見出しが。普通地方公共団体は、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないといふことです。

それで、説明を聞きますと、これは要するに指定管理者を導入するについて、条例設置の前に指定管理者の導入、指定管理者の候補者を決めておきたいと、こういふことだと思ふんですけれども、それに間違いはございませんか。そういう条例なんですかといふことです、この条例は。それが1点お伺いいたしたいと思ひます。

それから、2番目といたしまして、設置条例制定に先立ち、指定管理者、管理候補者とか予定者とも言っていますけれども——を実施設計段階で募集選定することに違法性はないかといふことです。設置条例は、まだずっと先につくるそうですけれども、先ほど言ひました公の施設の設置、管理及び廃止、地方自治法244条の2に書いてありますけれども、条例で、要するに設置とその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとなっておりますが、こういふ条文があるにもかかわらず、この条例では規則で定めるときはいいよと、指定管理者をあらかじめ、どうもそういうようなニュアンスです。指定管理者、改めて定めていいよとして規則で定めるときはといふ、こう書いてありますけれども、どうもそういうようなニュアンスだと思ふんですけれども、これについてはこの地方自治法に違反していることはないかといふことをお伺いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願ひます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1点目の条例制定前に選定するものかといふことでございますが、この条文に書いてございます設置を予定している公の施設と既存の施設で指定管理者による施設の管理を予定しているもの、これにつきまして条例制定または条例改定前に、その指定管理者の候補者を選定するものでございます。

設置、管理は条例で定めることになっているが、規則で定めることに違法性はないといふことでございますが、議員おっしゃるとおり、当然公の施設の設置、管理また指定管理者による管理の場合は、条例で定めることになっております。この指定管理者の手續に関する条例のつくり方につきましては、大きく2通りあると認識しております。

1つは、設置条例の中で指定管理者による管理をやるよと、その中で個別設置条例の中で手續を定める場合。当市のように、それぞれ個別施設条例の中で指定管理にやらせるよと、

手続については通則的なここにある条例、全ての公の施設の指定管理者の手続に通用する通則的な手続条例を定めている場合と2つあります。ですので、今回、まだ個別条例は当然設置されておりませんが、その準備行為としてこの通則的な手続条例にのっとり手続で候補者を選定したいというのが今回の趣旨でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、総務部長が説明をしてくれましたが、はっきりいって何をおっしゃっているのかわからなかった、本当に。

いいですか。私が聞いているのは、地方自治法第244条の2で、公の施設をつくるときは、その設置及び管理に関する事項を定めなければならないと、管理に関する事項を条例でもって定めなければならないと、こういうことですよ。条例で定めなければならないというのはどういうことかという、条例というのは、いいですか、市長が提案して議会で決めるということなんです、条例というのは。市長が勝手に条例を決められるものでないわけですよ。それで、地方自治法244条の2には、設置及びその管理に関する事項ですから、管理に関する事項というのはどういうことかといいますと、要するに、市みずから公の施設を管理するのか、それとも指定管理者に管理を任せるのかを条例で決める、ということなんです。今まで公の施設というのは伊豆市にも幾つもありますけれども、全て指定管理にするところは、全てそれを条例に指定管理にできる、することができる、あるいは指定管理にするということが書いてあるわけなんです。指定管理にするところは全て書いてあるんです。ということは、条例で、いいですか、条例で決めるということは、市長が提案して、議会が決めるということなんです、いいか悪いかを。設置も含めて、いいか悪いと決めることなんです。

それをこの第14条の文言は、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備行為が必要な場合として、規則で定めるときは、この14条を適用して規則で定めるときは、あらかじめ決めてもいいよと、こういうことだと理解するわけですけども、規則で定める、規則というのはどういうのかといいますと、規則と条例とは違うんです。規則というのは、市長が決めるべきものなんです。市長あるいは教育委員会規則もありますけれども、執行機関の長が決めていいものなんです。条例というのは議会が決めるべきものなんです。だから、これおかしいじゃないですか。条例で決めるということになっているので、何で規則で市長が勝手に決めていいんですか。私はおかしいと思います。

ここに設置条例の、これは天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅の管理運営についてという、こういう印刷物が議員に配られましたが、この中に設置条例上程がこの予定でいいですよと平成29年3月議会ですね、3月議会ということになっています、予定ではね。それで、平成29年10月から11月、12月にかけて指定管理者の公募選定をするよと、こうなっていますね。だからこれは全くおかしいと、私は、地方自治法に違反しているんじゃないかと私は思います

けれども、地方自治法に照らしてみれば違反しているんじゃないかと思うんですけれども、  
どうお考えですか、市長は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、議員全く御指摘のとおり、議員御主張のとおり、地方自治法の趣旨に照らして議会のその重要性に鑑みて、このような条例が必要だと判断をさせていただいた次第です。地方自治法244条2の中に、公の施設の設置には議会の承認が必要、その中で、指定管理者を指定するものについては議会の承認、そして指定管理者をどこにするかは議会の承認と、こうなっているわけです。

今回は、ほかの御質問の場でもあったように、これは大丈夫なのか、失敗するわけにいかないだろうと、どのようなビジネスをやるのか、公の施設でもビジネスの部分がありますので、したがって、まさに西島議員が御指摘になったように、議会の重要性をしっかりとこちらで担保しながら、そしてほかの議員の皆さんから御質問があったような、このふさわしい、ここでビジネスとして失敗しない設計をするために、議会の承認をいただいて指定管理者の候補者を選ばせていただきたいというわけです。ここでもし議員の皆さんがこのやり方がだめだということであれば、この条例はもう成立しないわけですから、その条例のつくり方について、今まさに議会にお諮りしているわけであって、地方自治法の趣旨そのものを我々は尊重して議会に今お諮りしているということでございます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当然議員おっしゃる244条の2の公の施設の設置条例、当然この道の駅につきましても予算の上程と同時に、条例の制定の議案というのは出てきます。何も条例をつくらずに道の駅の施設を設置するわけじゃございませんので、しっかりした時期につきましては、この道の駅の設置条例は制定します。なおかつ、その条例の中で市の直営ではなくて指定管理者に管理させるという内容を盛り込んだ、その内容についてまず当然議会で議決をいただくものです。

ただ、その前に、この今回14条を追加しているのは、何もこの指定管理者の指定の手続に関する条例の手続じゃなくても、候補者というのは当然選定をすることはできます、任意に。ただ、その過程、任意に選んだ過程がこのしっかりした条例の手続にのっとっていないと、もう一度再度条例を設定してから、この手続条例にのっとった手続をもう一回やらなければいけないわけです。ですので、今回これをお願いするのは、しっかりまだ条例制定前の公の施設なんですけれども、この手続条例にのっとってしっかり公募をして、審査会に諮って審査をしていただいて候補者を選定すると。その設置条例が成立した暁には、正式な候補者となって最終的には指定管理者の議決をいただくということで、当然この設置条例と指定管理者の指定の議決を停止条件にして公募をしますので、手続的には何ら違法性、先ほどいう自治法にも何ら問題はありません。あくまでも、施設の設置条例と指定管理者の手続条例は伊豆

市は別に持っておりますので、その候補者を選定するには、この条例にのっとりしっかりとした手順でやりたいと、そういう趣旨で今回改正しております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、総務部長の説明は、私は全く理解できなかった。

いいですか、その地方自治法第244条の2には、何回も言いますけれども、設置と管理に関する事項は条例で定めなければならないと。だから、設置、その設置が、設置していかどうかも条例で定めなければならない。管理は指定管理者にしていかどうかを、指定管理者にするかどうかを条例で定めなければならない。これが否決される場合だってあるわけですよ、指定管理者制度じゃだめだと、市が直接運営しろという、それを条例で定めるわけですよ。その条例で定める前に、前に、何でこの条例で定める前に、何で指定管理者の候補者を定めるとか、選定するとか、そういうことができるんですか。それが、それが地方自治法に違反しているんじゃないかと私は言っているんです。

そちらは、違反じゃない、違反じゃない、適法だと言っているけれども、何も適法じゃないですよ。私です、私が思うに、これは全く完全なる地方自治法違反だと私は思いますよ。

○議長（三田忠男君） よろしいですか、その質疑で。

○13番（西島信也君） いやいや。

○議長（三田忠男君） 質疑ですから、これは。

○13番（西島信也君） いやいや、思いますよと。これからまだ私しゃべるんです。思いますよ。

だから、これ誰か本当にどうなのか、そんな市長が言った、総務部長が、市長なり総務部長は、それぞれ市を代表する人あるいは法規法令を認定、代表する人なんでしょうから、それはそれなりのあれで言っていると思うんですけども、私は、私は、これは地方自治法に違反していると思っているけれども、もう一回聞きます。市長、どうですか、本当に違反していないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまでにはいろいろな案件で西島議員から地方自治法違反とか法律違反とか、いろいろな御指摘をいただきましたけれども、幾つかの案件はもう裁判でもはっきりしておりますし、それもお認めにならないようですけども……

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 静粛に願います。

○市長（菊地 豊君） 我々は常に適正に合法的なことをやっております、その都度、御批判をいただきましたけれども、今まで伊豆市の行政が違法状態になるということはただ



の一度もございません。そして、今回、議員の皆さんによく今回の議案の本質を御理解いただきたいのですが、西島議員が今御主張いただきましたように、この地方自治法において公の施設の設置、その管理は、当然議会の承認が必要なんです。そして、その中の公の施設の中でどれを指定管理にするかも皆さんの御承認が必要。最終的に、どこに指定管理をさせるかも議会の皆さんの御承認が必要なんです。その手続は全部踏んでいきます。

ただし、この事業を失敗させないために、より適切な施設をつくるために設計段階から入っていただきたいという趣旨で議会にお諮りしておりますので、この条例が必要か、なくていいのかについては、それぞれのこれ違法性の問題ではなくて、このようなやり方について議員皆さん方に御理解と御支援を賜りたいとお願いを申し上げます。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

答えますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当然公の施設の設置と管理の条例は、今後、上程していきます。

先ほど言いましたように、その条例の可決を前提条件として、停止条件つきというのはそういうことを言っているわけですね。まだ、今後、条例を上程して、可決、仮にされなければ、この選定の候補者は結局何も効力ないわけです。そういう条件で公募をしますので、何も議会の議決を無視して先に候補者を選定するものではなくて、条例の設置と管理についての議決をいただくことが条件だということで、手続を進めたいと考えております。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第90号までの4議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第28、議案第91号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項及び議会運営規程2の（8）の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第91号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第29、議案第92号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

[13番 西島信也君登壇]

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第92号 工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

これは、大平に特定環境保全公共下水道管渠工事を設置すると、管渠工事を行うという工事請負契約だと思うんですけども、これの2億何がしの工事金額ですけども、設計価格それから予定価格、3番目、応札業者名及び応札価格、それから費用の財源内訳、それから工法ですね、工法がちょっと図面に書いてあったんですけども、開削工法（サービス管）、それから推進工法と書いてありましたが、これについてどのような工法で行うのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、西島議員の1から5番までについてお答えします。

まず、設計価格ですけども、税込みで2億1,264万120円になります。

予定価格も設計額と同じ金額になります。

応札業者及び応札価格ですけども、入札参加者は10社になります。業者名は、土屋建設伊豆営業所、中豆建設、駿豆建設伊豆営業所、山本建設伊豆営業所、加和太建設伊豆営業所、

中林建設伊豆出張所、株式会社グリーン土木、株式会社イズケン、株式会社佐々木組、小野建設株式会社伊豆営業所、以上になります。

価格は、落札した業者、土屋建設が税抜きで1億9,250万円になります。

財源の内訳ですけれども、契約額が2億790万円税込みでありまして、まずその50%が国のお金になります。45%が下水道事業債になります。5%残りにつきましては、基本的には下水道使用料を充てております。

5番の工法の概要ということですが、推進工法と開削工法、そしてサービス管ということですが、原則、深さ4メートルまでは開削工法で可能ですけれども、現場状況において別の工法も選択できます。開削ですと、4メートル掘りますと、支保工だけでもたないものですから、H鋼を打って、しっかりした構造をしなければいけないというような状況が発生しますので、この地区の大平地区は交通量の多い国道136号でありまして、施工も県と協議をし、夜間の片側交互通行で施工を行うということと、昼間は全面開放することが条件になります。また、沿道沿いには住宅が並んでいる箇所もありますので、このような状況を考慮して推進工法を採用しました。ほかの場所につきましては、深さが1.6から2.6メートルということですので、アルミ矢板によりまして仮設工を用いて開削工法で行っております。

あと、サービス管につきましては、推進する工法のところは深さが4メートル、4メートルから5メートルぐらいになりますので、本来なら下水道管をそれにつなげばいいんですけれども、そんな深いところまで配管できないものですから、通常の深さのところにもう一本管を入れて、それで宅内からの管をそこから取り入れるという形で、それを表現としてサービス管という表現をしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） わかりました。

設計価格と予定価格が同額だということは、いつも同じ答弁なんですけれども、これも少し予定価格はほかの市町と同等に、例えば何%、95%とか90%にするべきじゃないかと思うんですけれども、これについては市長にどういう考えで予定価格を同額としているかお伺いしたいと思います。

それから、次に、今、応札業者名と応札価格を口頭で言ってもらったんですけれども、ちょっと聞き取り、書けませんでしたので、聞き取れないというか、書き取れなかったもので、後日、これは何か書いてプリントして議員に提出していただければと思います。それはどうでしょうか。

それから、開削工法と推進工法というお話を今受けてちょっとよくわからなかったところもあるんですけれども、要するに、開削工法というのは上から掘っていくのが、上から路地

掘りみたいなのが、路地掘り、露天掘りみたいなのが開削工法ということで、推進工法というのは横から穴をあけてトンネルみたいにしていくのが推進工法じゃないかなと私は思ったんですけども、それで合っているのかどうなのかお伺いをいたします。

それから、次に、財源内訳ですけども、50%が国で事業債が45%、5%が市だということになるわけですけども、この事業債というのは、何年償還になるんでしょうかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私から、予定価格と設計価格についてお答えします。

先般の一般質問の中でも、担い手3法のいろいろお話をさせていただきました。その中で、予定価格につきましても、しっかりした市場価格、労務単価や材料単価、それを市場の単価をしっかり反映させた入札を行うようにということで、いわゆる設計価格から予定価格のその一部切るといふ、いわゆる歩切りと言っております。国のほうでも、その法律の趣旨にのっとり歩切りを慎むようにという指導もあります。また担い手3法の趣旨から、適正な工事を遂行するには設計価格を予定価格とするべきであると考えておりますので、同額となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 業者名を後でペーパーでどうかということですけども、その開示請求とかあるものですから、担当部署と確認させてください。

あと、推進工法、開削という意味合いですけども、開削というのは、本当にオープンで要するに上から道路からそのまま機械を入れて掘っていくというのが開削です。推進は、立坑という2メートルから2.5メートルの穴を、立坑を掘ります。それを4メートルとか4メートル50センチ掘りまして、そこへ機械をセットして、その推進の機械をセットして、そこへ今回の場合は鉄筋コンクリート管を1メートル20センチのものをセットして、そして後ろから圧で押します。前の機械が回りながら穴を掘っていく。穴を掘っていく土はどうするかという、それを薬剤で泥化させて流動化させて、それをパイプの中を通して管を入れてありますので、それで土を出して進んでいくというふうな工法になります。

以上でございます。

それと、下水道事業債の償還は何年かというのは、ちょっと資料がないものですから、また後でお答えします。すみません。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 入札参加事業者名につきましては、建設部長が今お答えしましたが、伊豆市のホームページで入札について予定価格とか、今回の場合は調査基準価格、参加

業者名、入札記載金額、ホームページのほうからこういう一覧が出ておりますので、もし同じものでよろしかったら提供しますけれども、また今回に限らず全て公開しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○13番（西島信也君） ありません。

○議長（三田忠男君） 以上で、西島信也議員の質疑を終わります。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第92号 工事請負契約の締結について質問させていただきます。

ざっと見てみると、西島議員と同じようですけども、一応私ももっと詳しく知りたいもので、入札の内容、入札参加者、応札金額、設計価格、予定価格、応札状況、工事の内容、材料の説明、下請業者、ページ138では赤丸が載っていますけれども、これは何なんだと。位置を示しているのか、工種を示しているのか、さっぱりわからない。この工事請負契約の落札率は幾らなのか、これを知りたいです。

詳しく言うと、例えば推進工法というのがあるけれども、400ミリと250ミリ、これ両方とも推進工法というんですか。この辺もちゃんと説明してください。それから、この赤丸はマンホールの位置なのか、マンホールなのか、位置にしても概略こんな大きな丸じゃ、どこになるかさっぱりわからない。

それと、この138ページの赤い線と青い線があるけれども、例えば青い線と赤い線が一緒になっているところもある。これ両方やるのかどうなのか。全くこの、私いつも言っているけれども、もっとわかりやすい図面を書いてくれと、ねえ、議員の皆さん、わかりますか、皆さん、これで。私がわからないんじゃ、皆さん、恐らくちんぷんかんぷんじゃないのかと僕は思いますけれども。それで、この後、承認しちゃうんですか。

○議長（三田忠男君） 質疑をお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 次じゃないです。あんた、わかり……あんた、議長としてわかっているのか、これ。

○議長（三田忠男君） 質疑をお願いいたします。

○15番（森 良雄君） ええ……

○議長（三田忠男君） 質疑を……

○15番（森 良雄君） それは説明してくれと言っている……

○議長（三田忠男君） あなたがわからないのは質疑じゃありませんので。

○15番（森 良雄君） 赤い線と青い線、わかりますか、これ。重複しているところもあるんですよ。推進工法と開削工法を同じところでやるんですか。国道136号線、幅10メートルぐらいあるところで別々にやりますとか、何かいろいろ説明あるんだろうと思うけれども。

次、部切り防止のために落札率、設計価格と予定価格が同じだというような説明していますが、設計価格と予定価格を別々にするのは目的が違うんじゃないですか。歩切りを防止するためじゃないでしょう。この工事価格が適正かどうか、我々だって買い物するのに、電気冷蔵庫買うのに、カインズ行ったりヤマダ電機行ったり、いろいろなところを見て同じものだったら、安いほうがいいかと、そういう購入者の条件によって決めるんじゃないですか。その辺が何か設計価格と予定価格、何とか3法の条件でだなんて、そんなこと3法に書いてありませんよ。それは確かに歩切りはよくないでしょう。だけれども、購入者として適正価格はどこにあるのか、予算と整合性があるかどうか、そういうのを考えて予定価格というのを決めるんじゃないんですか。これは市長の責任ですよ、あなた、市長、どう思いますか、お伺いしたい。

いろいろ言ったけれども、全部ちゃんと答えさせてよ。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） これまでお答えしていない部分についてのみ、建設部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、森議員の重複するところは避けまして、まず入札内容につきまして、まず、工種は土木一式工事、入札方式は制限付きの一般競争入札になります。あと、工事内容でございますけれども、138ページが非常にわかりにくいということで御指摘を受けましたけれども、まず、赤と青の関係は、ここにも旗上げをしてありますけれども、赤い部分は開削及び先ほど申しましたサービス管、青い部分は推進工法、400ミリと250ミリというふうに旗上げをしてあります。

この赤丸は何かといいますけれども、これは管の番号で、管渠を管理する上での管渠路線の番号の整理番号になります。基本的には上流からなものですから、ラフォーレ側のほうから若い番号でつきます。道路の設計という測点というような意味合いで、下水の場合はこういう管渠の番号で整理しております。

それと、材料の説明ですけれども、材料はここに138ページにちょっと小さい字なんですけれども、まず基本になる400ミリは鉄筋コンクリート管ということで、下水道用の推進工法用の管になります。これを400ミリを1本は2メートル40センチですけれども、1,200ミリのものを使用して、先ほど言いましたように、1,200を入れながら推進で押していくという形になります。250につきましては、1本2メートルのものですから、1メートルの半管を施工しながらつないで進んでいくと。残りの開削工につきましては、普通の硬質塩化ビニール管の通称VUといいますけれども、その200ミリを1本が4メートルになりますから、それを開削で設置していく。あとは、その途中途中にマンホールと、汚水ますは一般家庭に設

置しますので、汚水ますを設置するという工事内容になります。

あと、下請業者ですけれども、これは元請が土屋建設なものですから、うちのほうではまだその辺は把握しておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） これはあれでしょう。委員会に出さないんでしょう。あなたに聞くけれども、ここで決定するんでしょう。

○議長（三田忠男君） それは皆さんにお諮りしますので、後ほど。

○15番（森 良雄君） ああ、そう。ぜひ議員の皆さん、委員会へ付託してもっとあれでしょう、じっくりと。

○議長（三田忠男君） そのときにしてください、その意見は。

○15番（森 良雄君） ええ。

○議長（三田忠男君） その意見は、そのお諮りしたときの意見で結構です。

○15番（森 良雄君） 議長にそういう態度されて、どうしようもないな、これね……

○議長（三田忠男君） 整理しただけですので。

○15番（森 良雄君） 公共工事。

まず、落札率を答えてくれたか、僕が聞き逃したのかな。もう一度答えて、落札率。

それから、この赤丸の位置は、この赤丸あるところにマンホールをつくるのか。こんな工事見たことないから、僕は質問しているんだ。国道上にマンホールをつくるのか。それをまず聞きたい。

それから、鉄筋コンクリート管と硬質塩化ビニール管、なぜここは鉄筋、今までも鉄筋コンクリート管を使っていたのかな、それを伺いたい。

あと、市長は何も答ええないね。落札率じゃなくて、予定価格についての伊豆市の考え方というのは、どこにあるのか。あくまでもあれですか、業者保護のために予定価格がつけられるんですか。

以上、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 落札率は、最初の質問にありましたね。

それを含めて、建設部長。

○建設部長（山田博治君） すみません、落札率は97.77%であります。

それと、鉄筋コンクリートとVUですけれども、推進工法につきましては、今までも鉄筋コンクリートを使っております。開削につきましてはVU。

推進工法につきましては、3種類工法はあります。1種類は、1つは、この鉄筋コンクリートをそのまま押していくという形と、あとは通常言うこのVUを使って推進工法をやる形もありますけれども、それには土質があります。例えばれき混じりのところや硬いものがある

ったときには、VU管では押せないものですから、例えば砂質土とか粘性土とか、土質が柔らかい、要するにれきがないものにつきましては、そういう形で工法をやる場合もあります。もう一つは、鋼管をまず挿入して、さや管として入れて、その中にVU管を入れるという工法がありますけれども、それは経済的には少し高くなるものですから、経済比較した中で鉄筋コンクリートを採用したという形になります。

あと、マンホールの位置ですけれども、この図面が丸い位置がわかりにくいということで、本当に申しわけないんですけれども、基本的にはマンホールは、例えばその市道があったり、本線から入るところの枝線のところにマンホールを設けます。そこへ枝線からマンホールを入れて、合流していくような形なので、マンホール、マンホールの管をこの要するに管渠番号で、この赤丸の管を表示しているという意味合いでございます。だから、これがマンホールの位置だということではありません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） いいですか、最後の質疑になります。

森議員。

○15番（森 良雄君） よくないよ。議員の皆さん、これわかったのか、皆さん。マンホールの位置、この赤丸の位置1つで価格が大幅に違うはずですよ。そうでしょう、建設部長。この赤丸のところへマンホールを設置するんだったら。

〔「違う」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） あなた、わかっているのか。そうなんですよ。この赤丸を国道上にマンホールを設置するんじゃないんでしょう。まず、それ1つ確認します。

それから、落札率97.77%、驚くべき数字ですよ。私がよく言っているのは、設計価格イコール予定価格だ。ここまでは、もう全く私の言うとおり。97.77%にしてもしかりですよ。市長に聞きますけれども、おかしいと思いませんか。異常に高い落札率だ。本当のことを言えば、もう設計価格の段階で、業者にもう漏れているんでしょうね、この額ね。予定価格は漏れないようにしていますか。少なくとも、予定価格、旧修善寺町の例だけでも、市長が予定価格を決めたら、封筒に入れて封しちゃうと。入札のときに開く。伊豆市はどんな入札方法をとっているんですか。はっきり言って、予定価格が漏れているということを指摘しておきたい。

それと、違うとか何とか言っている議員もいるけれども、マンホールをどこへ設置するんだと。国道上へ設置するのか、それともこの赤丸のところに設置するのか、それを確認したい。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） マンホールの位置ですけれども、先ほど言いましたように、この赤丸の位置ではございません。マンホールとマンホールの間の管渠番号という意味合いで、



この赤丸について、ちょっと赤丸が大きいもので、そういうイメージですけれども、国道には黒い丸がありますけれども、黒い丸のところがますの位置になります。なので、この赤丸がマンホールの位置ということではありませぬので、それは御承知おきください。

〔「マンホールの設置位置をちゃんと出しなさいよ、図面で……」と言う人あり〕

○建設部長（山田博治君） すみません、出しているんですけれども、ちょっと小さいものですから、それはすみません。

あと、予定価格という話ですけれども、設計もしっかり設計して、単価もまず公表された単価もありますし、しっかりしたものを採用しております。この要するに落札につきましては、業者がしっかり見積もって、自分たちでやりたい人がしっかり札を入れてきたという解釈で、うちのほうは何も金額を漏らしているとか、そういうことは一切ございません。

○議長（三田忠男君） 総務部長、ありますか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 入札の方法についてですが、当然、議員おっしゃるとおり、契約事務規則の中に予定価格は封に入れて封緘して置いておきます。入札の当日、その場で封をあけます。ですので、この場合は電子入札ですので、電子の画面を開くのと同時に予定価格をあけておりますので、事前に予定価格が外に漏れるということとはございません。

○議長（三田忠男君） 以上で、森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で決定したとおり、会議規則第37条第3項及び議会運営規程2の（8）の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ただいま異議ありの発言がありましたので、起立により採決いたします。

本案については、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 議案第92号 工事請負契約の締結について、この後、採決がされるということですね。皆さん、何も疑問を感じませんか。業者には予定価格がわからないよう

になっているというのが総務部長のお答えだったですね。もうね、一般的には落札率85%以上はおかしいと言われているんです。これは、97.77%ですね。私から言うと、ほぼ100%だと。杉山さん、にやにや笑っているんじゃない、だめなんだよ、おい。ああ、こっちだ、こっち。私の主張は、大体わかるでしょう。伊豆市は、設計価格イコール予定価格。それで、これは、もうこの工事は落札率97.77%だと。もう灰色だなんていう問題じゃないですよ。各社の応札金額がわからないから、みんな各社どういう応札したか興味あるところですけども、本当は応札金額、ちゃんと出してくださいね、建設部長。こっち、総務部長、応札金額。

工事内容、皆さんちゃんとわかったんですか。マンホールどこへつくられるんですか、わかっているんですか。畑の真ん中へつくるのと道路脇につくるのとじゃ、全然値段が違いますよ。説明からいくと、基本図面には番号が打ってあって、そののところへマンホールつくるんだというようなお答えですけども、マンホールにしたって大きさだっているいろいろあるし、深さもいろいろある。工事内容がさっぱりわからないです。

私は、もうはっきり言いますからね。議員諸君、皆さん恐らく大多数がこれ賛成するんでしょう。こんな疑惑に満ちた請負工事はない。これはもうしっかりと委員会に付託して、どうだったんだということを検証すべきだと思います。

よって、私は反対させていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第92号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

### ◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月29日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

散会 午後 0時39分

## 平成29年第3回（9月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成29年9月29日（金曜日）午前9時30分開議

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第64号 | 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 2 | 議案第65号 | 平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第66号 | 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 4 | 議案第67号 | 平成28年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第 5 | 議案第68号 | 平成28年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 6 | 議案第69号 | 平成28年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第 7 | 議案第70号 | 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 8 | 議案第71号 | 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第72号 | 平成28年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第10 | 議案第73号 | 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第74号 | 平成28年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第75号 | 平成28年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第13 | 議案第76号 | 平成28年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第14 | 議案第77号 | 平成28年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第15 | 議案第78号 | 平成28年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |

- 日程第16 議案第79号 平成28年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）
- 日程第19 議案第83号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第20 議案第84号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第21 議案第85号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第22 議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第23 議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第88号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第89号 伊豆市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について
- 日程第27 請願第5号 児童発達支援事業所の早期設置及び医療的ケア児の支援に関する請願書
- 日程第28 請願第6号 伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第93号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）
- 追加日程第2 議案第94号 財産の取得について
- 追加日程第3 発議第4号 道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書
- 追加日程第4 発議第5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書
- 追加日程第5 発議第6号 修善寺東こども園の早期建替えによる新こども園整備を求める決議
- 追加日程第6 発議第7号 小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して支援を求める意見書

#### 出席議員（16名）

- |    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 波多野 靖 明 君 | 2番 | 山 口 繁 君   |
| 3番 | 星 谷 和 馬 君 | 4番 | 間 野 みどり 君 |
| 5番 | 鈴 木 正 人 君 | 6番 | 下 山 祥 二 君 |

7番	杉山武司君	8番	三田忠男君
9番	青木靖君	10番	永岡康司君
11番	小長谷順二君	12番	小長谷朗夫君
13番	西島信也君	14番	杉山誠君
15番	森良雄君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総務部長	伊郷伸之君
防災監	佐野松太郎君	市民部長	梅原敏男君
健康福祉部長	村井克代君	産業部長	堀江啓一君
建設部長	山田博治君	教育部長	金刺重哉君
会計管理者	長谷川文子君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	稲村栄一
主査	滝川和代		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成29年第3回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第64号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、第1委員会委員長、青木靖議員、お願いします。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） おはようございます。第1委員会委員長、青木です。

ただいま議長から報告を求められました議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、第1委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

各部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

初めに、市道維持補修事業は地区要望に対応したものか、また、要望に対してどれくらいの執行率だったのか説明を求めたのに対し、建設課に対するものは、地区要望241件、一般補修箇所情報182件、計423件に対し、実施したものは地区要望54件、補修箇所情報に対するもの93件、執行率は46.1%でした。地区要望、情報提供に対して、職員が緊急性を確認して、すぐできるものか、用地の取得が絡むものか判断して対応していますとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣被害対策事業と食肉加工センター管理運営事業について、シカ、イノシシの捕獲報償費と食肉加工センターでの捕獲個体の買い取りは二重に支払いをしているのか説明を求めたのに対し、現場で捕獲していただいたことに対し、報奨金という形でお支払いをし、それが食肉の原材料として価値のあるものであれば、加工センターに搬入していただいて買い取っているということですとの答弁がありました。

次に、道の駅基本計画策定及び基本設計業務委託について、2階建ての建物で何ができるのか、周辺の飲食業者に考慮しているのかとの質疑に対し、駐車場部分から入ったところが

2階部分、下において1階があるという形で、物販施設、レストラン、観光案内を主なものとして設けています。周辺との競合ではなく、いかに観光情報を発信して、周辺に波及効果を出すかをコンセプトに取り組みを進めてまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

次に、防災対策事業、小下田ヘリポート整備事業について、ドクターヘリの離発着はできるのか、安全な離発着ができるのか、住民に周知する必要があると思うがいかがか説明を求めたのに対し、芝生の養生とのり面の根固めができた後、ドクターヘリの利用前に県の協力をお願いして離発着の訓練を行い、あわせてお披露目の形をとりたい。ヘリポートは安全に離発着できる構造になっていますが、実際の利用を想定して、道路の封鎖や交通指導員の配置など消防署と検討しておりますとの答弁がありました。

審査した結果、委員間討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、付託されました議案第64号につきましては、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、議案第64号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、第2委員会委員長、木村建一議員、お願いします。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算、第2委員会所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、市民部税務課の主な質疑として、市税のコンビニでの納付の実績について質疑したところ、市県民税は2万810件のうち5,672件、固定資産税は7万7,690件のうち1万4,976件、軽自動車税は1万5,983件のうち4,795件です。前年度に比べ、コンビニ収納は市税全体で利用率は3.4%ふえていますとの答弁がありました。

市税の収納について、現年度分に力を入れているということで、滞納分の収納率がよくなると思われる。滞納分については訪問による徴収を行っていないようだが効果がないのかとの質疑に対し、滞納分については現年度分がどうしても納められなくて滞納分となっていることから、すぐには納付につながってこないのだと思います。滞納分についても引き続き力を入れていく方法の中で、11月に強化月間がありますので、それに合わせて訪問することも検討しておりますとの答弁がありました。

環境衛生課の関係では、決算書161ページ、残余容量の調査を委託しているが、どのくらいあったのかとの質疑に対し、平成28年度末で1万1,109立方メートルです。今回の調査により柿木最終処分場に平成39年度末分までの焼却灰が処分できることがわかりましたとの答弁がありました。

決算書159ページ、し尿処理について、土肥地区からのし尿の運搬が長距離になり経費がかかるため、その分が利用者の負担となることから、定期的な抜き取りのサイクルが延びてしまい、適切な管理に問題があるのではないかということを知ったが承知しているのかとの質

疑に対し、その件につきましては状況がわかりましたので、他市町村の状況を調査・検討しているところですのでの答弁がありました。

続いて、ごみ量の推移についての質疑に対し、可燃ごみについては95トンふえております。その要因としては、宿泊者がふえていることが考えられます。反対に資源ごみについては減っております。これは市内にリサイクルボックスが設置されたことなどが要因と思われるとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の主な質疑として、決算書109ページ、敬老会事業等補助金について、敬老会の対象者の人数、出席者及び出席率についての質疑に対し、対象者は75歳以上が平成28年度は6,430人で出席者が2,424人で前年比で39人増、出席率は37.7%です。以前旧町単位で実施していたときが26.5%ですので10%以上ふえているということになりますとの答弁がありました。

続いて、歯科保健事業について、フッ化物塗布やフッ化物洗口をずっと実施しているにもかかわらず虫歯の罹患率が高く、その要因として1人当たりの虫歯が多いと分析していることについて説明を求めたのに対し、小さいころから虫歯にならないように、お母さんたちに働きかけをしていますが、意識の差が大きく、歯への優先順位が低くなりがちなお母さんもいます。伊豆市は子供の数が少ないこともあり、罹患率に大きく影響します。フッ化物塗布をしていることにより虫歯が減っていることは実際に効果として上がっていますので、これからもお母さんたちの意識を高めていくことが必要だと考えていますとの答弁がありました。

教育部の主な質疑として、決算書257ページ、中学校再編事業の実施設計業務委託料について、当初予算9,720万円に対し決算額が4,627万円になった理由についての質疑に対し、2カ年にわたる実施計画のため、3月末時点で精算した額になりますとの答弁がありました。成果説明資料125ページ、小学校の学校支援員が当初計画した分の確保が困難な状況となっているとあるが、財政との兼ね合いなのか、何が課題なのかという質疑に対し、計画に基づいた財政措置はいただきましたが、それに見合う教員免許を持っている方などの人材が確保できなかったということですとの答弁がありました。

次に、決算書271ページ、美術館建設準備委員会について、平成28年度は何をしてきたのかという質疑に対し、準備委員会を5回開催したほか、各地区を回り、美術館建設についての意見を伺ったり、フォーラムを開催し、建設規模や候補地等の議論を重ね、建設候補地の適地は作品ゆかりの地、修善寺温泉が適地であろうという答申をいただきましたとの答弁がありました。

以上、審査した後、討議はなく、反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。



これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時44分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第64号について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

本決算の一番の問題点は、文教ガーデンシティ予算の無駄な支出であります。平成28年度に支出された文教ガーデン関係の予算の主なものを挙げますと、用地の造成設計に3,600万円、土地取得業務委託料に1,080万円、新中学校実施設計委託料が4,627万円等々、合わせて1億円をはるかに超える大金が何の成果もなく消えてしまいました。市民に多大な損害を与えたのにもかかわらず、市長は申しわけないでもなく、反省の言葉の1つも言うでもなく、平然としていられるのはどういう神経をお持ちなのかと甚だ疑問に思う次第であります。このような最も大きな不祥事があつたにもかかわらず、市長を筆頭に誰一人として責任をとろうとしない。伊豆市はいつからこのような無責任体質になってしまったのか甚だ残念な限りであります。日本広しとはいへ、このような無責任な自治体は、まことに前代未聞であると言わざるを得ません。

ほかには、予算を計上しているにもかかわらず、執行部側が支出科目を勝手につくり、議会に報告するでもなく、これを流用してしまうといったケースが大量に見受けられたわけがあります。これも本来なら補正予算できっちりと対応し、議会の審議にかけるべきだと思うわけがあります。

以上のとおり、本決算は甚だ不相当と認め、反対討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

今回の定例会では、議案、決算書、説明資料など、数多くの膨大な資料が配られています。付託された委員会で詳細な質疑、意見交換を行いました。

平成28年度一般会計は、歳入173億7,475万円、歳出163億329万円となっており、繰り越し財源1億4,019万円を差し引くと実質収支額は9億3,128万円、前年度と比較した場合、歳入総額は0.9%の減、歳出総額は1.1%の増となりました。

特筆すべき主な支出としては、ふるさと納税の謝礼品、土肥局、八木沢局の光ファイバー網整備補助金、中伊豆認定こども園園庭造成工事、修善寺総合会館第2駐車場整備工事、天城ふるさと広場野球場改修工事、土肥小中一貫校建設事業などが挙げられます。

財政運営の収支概要を見ると、歳入では主に寄附金、繰入金、市債などが増加し、市税、県支出金が減少しました。歳入の根幹となる市税収入は、前年度に比べ市民税、固定資産税、市たばこ税は減収となり、軽自動車税、入湯税は増収となっていますが、市税全体では1.3%減少しています。滞納繰り越し分を含む徴収率は89.2%で、前年比0.2%改善していますが、負担の公平性や社会保障制度の配分予算が膨らむ中、実行可能な予算を確保するためにも徴収率の向上と滞納額の削減に向けて強力な施策を検討・実施していただきたい。

歳出では、民生費、教育費が増加し、衛生費、土木費、消防費が減少しています。

今後も住民の満足度を把握しながら、最小の経費で最大の成果を上げる運営原則のもと、健全な財政運営と予算執行を図っていただきたいと願っております。

決算成果説明資料の個別事業の成果については、事業実施が図られた、効果があった、利用がふえている、改善が図られたなどの事業成果が報告をされていますが、市税や交付税が少しずつ減少していく将来のことを考えますと、人口減少対策や観光産業の振興策、ふるさと納税の推進など、税収を上げる投資的な事業に力を注ぐよう、次年度の予算に反映をしていただきたい。そして公共施設の保有適正化などにも努められ、市民が末永く安全・安心に暮らせるまちづくりを期待しまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

膨大な資料が出されていると言いますが、私は少なくとも決算がこれだけの決算だったら、これに倍する資料が欲しいと言っていますよね。しかし決算資料、これは厚いよう

に見えますけれども、実際は一般会計は半分でしょう。皆さん、建設、伊豆市の公共事業のボリューム、いつ、どこで、どんなものが行われたかわかりますか。私は毎回言っているんだ。いつ、どこで、何が行われたか、ボリュームもわかるようにしてくれと。しかし、残念ながらこの資料で、それは全然わからないとは言わぬけれども、ほとんどはわからない。入札が必要な事業ぐらいいは、いつ、どこで、何が行われたのかわかるようにしてほしいです。

なぜ、こんなことを言うか。私のうちの前をごらんくださいよ。道路が広がるのかと思ったら狭まっているんですよ。それで狹隘道路をどうのこうのなんて、この中には書いてあるんだ、建設部長、後で見に行ってくださいよ。将来は4メートル道路をつくるんだと言っておきながら、現状では2.7メートルぐらいいしかない。こういうことをやるから市民からの不満が出てくるんです。

皆さん、地方自治法の本質というのは御承知のようですね、ただいまの賛成討論を聞いている限り、少なくとも最小のコストで最大の効果を上げろというのは自治体の使命ではないですか、市長、副市長。最小の経費で最大の効果を上げてほしいんですよ。私がよく言うのは、行き当たりばったり、思いつき行政だと。その集積がこれではないですか。コストを考え、市民負担を最小にするようなことが行われていますか。しがらみと既得権益の固まりの行政の報告書ですよ、これは。しがらみ、既得権益、これが渦巻いているのが伊豆市の市政だ。

建設業者を守れというような声もありますけれども、皆さん、狩野川台風をごらんになってくださいよ。もう恐らく生まれていないときに起こった方もいらっしゃると思いますけれども、私なんかは新聞で、伊豆半島で大変なことが起きているというような報道しか聞いておりません。このときに当然、伊豆半島の建設業者も頑張ったと思うんだと……

○議長（三田忠男君） 森議員、決算内容でお願いします。

○15番（森 良雄君） おまえ、何を言ってるんだよ。

○議長（三田忠男君） おまえとは何ですか。

○15番（森 良雄君） 何だおまえは、三田か。

○議長（三田忠男君） そうです。おまえは取り消してください。

○15番（森 良雄君） これから本題に入るんだよ。

○議長（三田忠男君） だから、早く入りましょうと。狩野川台風は決算とは関係ありません。

○15番（森 良雄君） 意見だから聞いてください。狩野川台風で全国から建設業者が応援に来たんだ、皆さん知っていますか。

○議長（三田忠男君） それは決算とは関係ありません。

○15番（森 良雄君） 何を言っているんだよ。

○議長（三田忠男君） どうでしょう、皆さん。

○15番（森 良雄君） 市民の皆さん、もっと聞きたくありませんか。このときに応援に来た業者は、いまだに伊豆市内に残っている業者がいらっしゃるんですよ。こういう業者を伊

豆市は対等に扱っていますか、皆さんに聞きたいです。

○議長（三田忠男君） 決算内容に入りましょう。

○15番（森 良雄君） これはこの決算書にあらわれているんですよ、いいですか、応援に来た業者を地元の業者と対等に扱っているんだったら私は何も言いません。入札にも参加できないんです。これがしがらみと既得権益の固まりだという根拠だ。議長は一生懸命これを否定しようとしているけれども、否定なんてする問題じゃない。いいですか、建設部長は承知しているでしょう。

○議長（三田忠男君） 森議員、本題に入りましょう。

○15番（森 良雄君） いいですか、皆さん、建設事業に絞りますけれども、私は常々言っていますよね、設計価格イコール予定価格はイコール100%だと言っています。100%はないとおっしゃっていますけれども、幾つかあるはずですよ。では、設計価格イコール予定価格、それに近い数字で言ったら、イコールにちょんちょんすると、ほど近い数字だということですね。それが既に決算認定が終わったようだけれども、2億円近い下水道事業は97.77%だと、こういうのが堂々とまかり通っているんですよ。それがこれです、決算書です。だから、どこでどの工事が行われたかわからない、検証のしようがないです。

文教ガーデンシティについては、西島議員からお話がありましたけれども、確かに1億円を超える事業、誰も責任をとらない。責任をとらないということは、この負担は誰がやるかといったら市民がやる。

人口減少はどんどん進みますよ、なぜか、ほかの市町と比べて、やっぱりほかの市町のほうがいいということ、これは如実に示す決算書なんですよ。福祉や教育をやるのは当たり前だ。いかに、ほかのまちよりよくするかなんですよ。今回は一般質問でやりませんでしたけれども、私の教育問題に対する最大の関心事は、伊豆市の子供たちの学力がどうなのかということです。伊豆市は子供たちの教育、孟母三遷ではないですけども、教育なら伊豆市へ行こうと、そういう特徴をつくらないと伊豆市は生きていけませんよ。

市民の方から、伊豆市の人口減少を心配する資料をいただきましたけれども、私はあれでも甘いなと思っています。いわゆる国の出す資料は甘いんですよ、それ以上の人口減少が進んでいるのが伊豆市だ。

小下田の話も出ましたね。県の防災へりは最近大型化されたんでしょう、大丈夫ですか。たしか永岡議員の質問は現状の防災へりで心配していたはずだ。それよりも大型化されると。ぜひ大型化されても大丈夫だというようなお話を、後でいいからしていただきたい。

道の駅の建設も進んでいる。心配した市民が27日の全協には傍聴に来ていると。それは心配しますよ。

○議長（三田忠男君） 決算内容でいきましょう、森議員。

○15番（森 良雄君） 道の駅は決算に載っていないの。

○議長（三田忠男君） 心配のことは載っていません。

○15番（森 良雄君） インターネットで聞いている市民の皆さん、これが伊豆市議会ですよ。道の駅だって疑惑の固まりなんですよ。しがらみと既得権益の固まり……

○議長（三田忠男君） 森議員、議題外に渡りますと、罰則規定がありますので。

○15番（森 良雄君） やるならやりなさいよ。

○議長（三田忠男君） いや、やりたくはないですから。本筋でいきましょう、お願いします。

○15番（森 良雄君） やりたいんだろう、言っていること自体が圧力をかけているということなんだよ、君。

○議長（三田忠男君） かけざるを得ないような発言が多いんです、すみません、よろしくお願ひします。

○15番（森 良雄君） 具体的にどこどこが問題か指摘して、それこそ議運でも開きなさいよ。市民の皆さん、傍聴者の皆さん、議員の皆さん、これでいいんですか。

少なくとも設計価格イコール予定価格、これでいいなどというのは承服するんですか。皆さんがこれを認定するということは、それでオーケーを出すんですよ、いいんだよと。平成29年9月29日の議会では、伊豆市議会はオーケーを出したということになる。

今言ったのは、設計価格イコール予定価格なんですよ、市長、言っていましたね、イコールだと。それイコール、それに近い契約価格になってしまうんですよ。これでは伊豆市、幾らお金があったってたまったものではないです。

やはり基本的に必要な事業に、もっと積極的に投資してほしい。子供たちの学力を上げるとか、子供たちの健康をもっと見守るとか、私も老人の域に入っているんだろうけれども、この間ね……

○議長（三田忠男君） 森議員、この間は決算に関係ないと思います。再三に注意に従わない場合は退席もありますので、よろしくお願ひします。

○15番（森 良雄君） 私が言うのは、注意すること自体がおかしいと思いますよ、討論妨害だ、議員の皆さんはどう思いますか。私は討論をしている。

今、がん検診のさなかですね、伊豆市は。私のところへ大腸がんの検診が……

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

手短かにお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 結びに入ります。議長さんの希望だから。

○議長（三田忠男君） はい、お願いします。

○15番（森 良雄君） やはり何かつくるのもいいんだけど、最小のコストで最大の効

果を上げるような事業を行っていただきたい、いいですか。そのためにはしがらみで固まった、既得権益で固まったような事業だったら、伊豆市はよくなりませんよ。住むなら伊豆市だ、子育てするなら伊豆市だ、住みよい伊豆市をつくるためにはどういう決算が必要か、皆さんと一緒に考えたいと思います。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第64号 平成28年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

#### ◎議案第65号～議案第80号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第65号 平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17、議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第65号及び議案第69号から議案第80号までの13議案について、第1委員会委員長、青木靖議員、お願いします。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第65号及び議案第69号から議案第80号までの平成28年度特別会計歳入歳出決算の認定についての第1委員会に付託されました12議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第65号 平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第65号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成28年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、漏水修繕の今後の対応についての質疑が1件あり、討議、討論はなく、採決の結果、議案第69号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第70号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第70号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第71号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

伊豆市の農業集落排水事業は、設備の更新など、今後どのように考えているのか説明を求めたのに対し、伊豆市内の5カ所の処理場について、間もなく更新の必要が出てきます。今後については、更新の際、流域下水道、公共下水道への接続をして処理場をなくす、集落排水の施設を統合する、合併浄化槽に変換していくなど、地域の特性に合わせて検討しているところですよとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第71号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第72号 平成28年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

決算概要の説明の中で、有収水量は減少が緩和傾向であること、大口需要が増加したことがその要因であることが上げられていますが、大口需要者の使用水量の割合は。また全体への影響をどう捉えていますかとの質疑に対し、統計の結果、水道の使用量の上位100件が全体の使用量の33.5%を占めています。アパートの建築が給水戸数の維持につながっています。また、改装などで休館していた旅館が営業再開したことなどが使用水量の減少緩和に影響していると思われるよとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第72号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定については、補足説明、討議ともになく、反対討論1件の後、採決の結果、議案第73号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第74号から議案第80号まで、平成28年度伊豆市持越財産区、市山財産区、門野原財産区、吉奈財産区、月ヶ瀬財産区、田沢財産区、矢熊財産区の特別会計歳入歳出決算の認定については一括して審査を行いました。補足説明、討議討論ともになく、反対討論が1件あり、採決の結果、議案第74号から議案第80号までの7議案は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で議案第65号及び議案第69号から議案第80号までの13議案について、委員長報告を終わります。

当初12議案と申しました。13議案に訂正します。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第66号から議案第68号までの3議案について、第2委員会委員長、木村建一議員、お願いします。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第66号 平

成28年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、ジェネリック医薬品の啓発により、使用率が向上したとのことだが、使用率ほどのくらいかとの質疑に対し、薬局での使用はかなりふえ、70%近くになります。病院での処方率は40%台後半で、伊豆市全体でまだまだ低い状況ですとの答弁がありました。

次に、特定保健指導の説明を求めたのに対し、これまで健診の結果を本人に返してから、後日指導の案内をしていましたが、昨年度から結果報告会で結果をお返しするときに、動機づけ支援、もしくは積極的支援に当たった人に、その場で保健師と栄養士が初回面接を実施したことにより利用率が上がりましたとの答弁がありました。

また、短期保険証と資格証明書の発行数についての質疑に対し、短期保険証は前年度以前の国保税の未納額が、本年度課税額の2分の1以上の方に交付しています。平成29年3月現在の交付数は307世帯です。1年前の平成28年3月が355世帯でしたので若干減っております。資格証明書については、全く連絡がつかない、また納付がない方に交付しています。平成28年9月の交付数は30世帯です。その1年前の平成28年9月は62世帯でしたので、こちらは半減していますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第66号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第67号 平成28年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

保険料と機構への納付について確認したほか、質疑はなく、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第67号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

主な質疑として、介護認定を受け、サービスを利用していない人がどのくらいいるのか説明を求めたのに対し、平成28年度介護認定者数は1,623人で、介護サービスの受給者数は1,391人ですので、15%の方が認定を受けてもサービスを利用していないということになりますが、総合事業のサービスを使っている方もおりますので、利用していない方の割合は少し減ると思います。また、このサービスを利用していない方については、包括支援センター等に家庭訪問や状況把握調査をしてもらっていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第68号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、議案第66号から議案第68号までの3議案について、委員長報告を終わります。

**○議長（三田忠男君）** 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提



出願います。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第65号から議案第80号までの16議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第65号 平成28年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第65号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第66号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第67号 平成28年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第67号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第68号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第69号 平成28年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第69号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第70号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第70号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第71号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第71号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号 平成28年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第72号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第72号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第73号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論。

15番、森良雄議員。

[15番 森 良雄君登壇]

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第73号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

温泉事業特別会計、私、毎回、予算も決算も反対させてもらっています。それはもう自分たちのことは自分たちでやりなさいよと、これはもう土肥だけの問題なんですね。別に私、意地悪して言っているわけではないんですよ。もうかっているうちにやりなさいよ。得なんですよ、土肥のために言っているんです。剰余金が出ているうちに独立したほうがお得ですよと、それだけ言いたいです。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第73号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第73号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第74号 平成28年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第80号 平成28年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案について、一括して討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

この議案第75号の財産区について、毎回、予算も決算も反対させてもらっています。基本的には、自分のことは自分でやれということなんですね。効果を上げているんだったら何も言いません。土肥の温泉ではないですけども、これだって、やりようによっては、僕は効果が上がると思うんですよ。はっきり言って、これを見れば、何もやっていないのと同じではないですか。どこかで十何人かの人工が計上されていましてけれども、それだけです。要は伊豆市の山林が放置されているというんです。管理者は市長でしょう、副市長も同罪ですよ。ぜひ管理して、伊豆市の山をきれいにしてくださいよ。担当者からは海拔が高いと言っているけれども、伊豆市の場合は海拔高くたって800メートルですよ。1,000メートルだって、きれいな山をつくっているところがある。観光だ、美しい伊豆だとかとやっているんだったら、ぜひ、この財産区は国立公園の麓ですから、いいのをつくってくださいよ。

市長は、あなた、ブランド材をつくると言っていましたけれども、ぜひつくってほしいんです。そのためには、合計7つにも分かれているのではなくて、みんなで集まって、どういう、いろいろ土地を貸してもうけているところもありますけれども、ほとんどが森林なんだから、ブランド材をつくれるような、伊豆市の森林、まず、市長が管理する財産区から、そのためには、こんな小さく分かれているのではなくて、自分らで責任持てるような財産区をつくっていただきたい。コンパネの材料に使っていますなどと言われていたのでは困りますよ。1等材、特等材のコンパネをつくるんだったらいいですよ、まだ。どう見たって3等材でしょうね。3等材とはどういうことかと、使いものにならないということなんですよ、市長。ぜひ、ブランド材と言って胸を張れるような、伊豆市の美林をつくる。そのためにはどうするか、そのための出発点は、僕はここだと思いますよ。森林組合はいろいろ計画してくれるんでしょう。ぜひ伊豆市の持てる力を活用して、いい伊豆市をつくっていただきたいと思います。このままでは、いい伊豆市ができるとは思いませんもので反対させていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第74号から議案第80号までの7議案について採決を行います。

各財産区特別会計歳入歳出の決算の認定については一括採決といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第74号から議案第80号までの7議案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩をとりたいと思います。45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第81号～議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第18、議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）から日程第22、議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第81号及び議案第84号から議案第86号までの4議案について、第1委員会委員長、青木靖議員、お願いします。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目及び議案第84号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）から議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目については、補足説明の後、質疑を行いました。

初めに、市道横瀬大平線改良工事の工事箇所と内容について説明を求めたのに対し、立野の遠藤橋南側の歩道整備60メートル及湯川橋の工事に伴い、民地と道路が隣接する部分の整備をするものですとの答弁がありました。

次に、食肉加工センター廃棄物処理委託料の増額について説明を求めたのに対し、年度当初、県費補助財源とした減容化施設で処理する予定だった食肉加工センターから出る残渣について、県との確認の中で減容化施設での処理ができなくなり、その分の廃棄物処理をするための予算が必要となったものですとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第81号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

小立野中継ポンプ場の実施設計業務委託料の減額についての説明を求めたのに対し、新中学校の建設中止により減額するわけですが、将来的には加殿の農業集落排水施設を公共下水

道に接続する計画を進めており、来年度以降、改めて中継ポンプ場の増設工事予算の計上をする予定ですとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第84号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

佐野、雲金処理場の修繕工事の内容について説明を求めたのに対し、新たに佐野、雲金処理施設の吸気排気ファンに不具合が生じ、修繕を行うものです。当初予定していた脱水機の故障については、既に修繕工事を行っており、不足分を門野原処理場の制御盤分と合わせて増額するものですとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第85号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）については、補足説明はなく、質疑として、水中ポンプの入れかえなど補正に至った経緯についての説明を求めたのに対し、古くなった管路の更新を予定していましたが、給湯ができなくなる可能性があったため、先に揚湯管の修繕工事を行いました。今回は当初予定していた工事を行うための補正ですとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第86号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第81号、議案第84号から議案第86号までの4議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第81号及び議案第83号の2議案について、第2委員会委員長、木村建一議員、お願いします。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第81号及び議案第83号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第81号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）所管科目についての主な質疑として、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業についての具体的な内容について説明を求めたのに対し、伊豆市も事業名のとおり少子化を突破していかなくてはならないということで、県の補助事業に申請をいたしました。子育て支援事業は一生懸命やっていますが、それがうまく市内外に伝わっていないということで、子育て情報発信の機関紙のようなものを作成し、店舗などに置いていただいたり、電車のつり広告に入れるなど、市内だけでなく、市外の人にも伊豆市のよさを知ってもらいたいと考えております。ほかにもママスタッフに意見を聞きながら、父親料理教室などの開催や子供連れで参加したときの子供の遊び場所用の遊具の購入も考えておりますとの答弁でした。

次に、市内公的病院等補助金について、2つの公的病院が事業計画を提出し、それに対する補助とのことだが、補助する事業の内容についての質疑に対し、伊豆赤十字病院は2次救急を担っているため、非常勤医師や技師を雇用するための費用です。中伊豆温泉病院は、市内で唯一外科手術ができる病院のため、手術をする非常勤の医師と、1次救急のための医師の費用に対する補助になりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4号）第2委員会所管科目については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第81号及び議案第83号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質疑に入る前に、先ほど第2委員長の報告の件について、木村建一議員から発言の訂正を求められましたので、これを許します。

木村建一議員、お願いします。

○第2委員会委員長（木村建一君） すみません、時間をとらせてまして。

一般会計補正予算の中の公的病院補助金についての補助する事業内容についての答弁の中で、中伊豆温泉病院が市内で唯一「外科手術」ということだったんですが、すみません、訂正して「整形外科手術」ということで改めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまから議案第81号及び議案第83号から議案第86号までの5議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第81号及び議案第83号から議案第86号までの5議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、討論、採

決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、反対討論をさせていただきます。

この予算には、いろいろ言いたいことがあるんですけども、2つに絞っていきます。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金302万5,000円が計上されているんですね。しかし、この施設処理組合について何か質問しても、市長は答えてくれませんよね。これからぜひ答えてくださいよ、こうやって予算書に載っているんだから。伊豆市民は負担金を出しているんだ。何をやるのかさっぱりわからないような施設組合では困る。いいですか、先ほどしがらみと既得権益と言いましたけれども、これはもう一体幾らの工事になるかわからない事業なんです。大分やり方が変わってきているもので、少しは小規模な炉がつけられるのかなと思っていますけれども、しかし何ですか、見積もりはどこへ出していますか。200トン以上の大型炉をつくるようなところへ見積もりを出しているんですよ、80トンの見積もりを。どういうことになるかといったら、一番高いところは140億円などと言っているわけですが、細かい数字は間違っているかもしれないけれども。いいですか、このやり方は、どこで行われたかといったら、田代で行われているんですよ。予定価格は14億円だと、結果的には10億円ぐらいですね。大型炉が得意な業者に小型炉の見積もりを出せば高くつくに決まっています。302万円の内容についても、私はよく言っているんだ、どこで何が行われるのか、ボリュームを教えてください。県道舗装工事前の配管がえだと言いますけれども、ボリュームがさっぱりわからない、どこで行われるかわからない。

食肉加工センター管理運営事業もありますね、239万8,000円、この間の予算で、もう食肉加工センターからは、もう余り物は出てこないのかと思ったら、廃棄物処理委託料239万8,000円もでてきている。もうやってみなければわからないような事業ではなくて、事前にしっかり検討してください。一体、ここの食肉加工センターに幾らお金を出してやればいいんですか。言うともた長くなりますから、この辺でやめますけれども、少なくとも行き当たりばったり、思いつきの行政ではなく、しっかりとしがらみと既得権益を排除したような事業、設計価格イコール予定価格イコールちょんちょん、契約金がこんなことにならないように、市民益を最大限にするような事業をしてもらいたい。コストは最小で市民益は最大、ぜひ、これをモットーにしてくださいよ。170億円も業者のために使われたのなら、伊豆市はますます衰退します。

○議長（三田忠男君） 補正予算ですので、それは議題外ですね。



○15番（森 良雄君） 予算でしょう、これ。

○議長（三田忠男君） 補正予算ですから、そんなことはどこにもないですね。

○15番（森 良雄君） じゃ、金額、出しましょうか、170億円、これだから、まあいいや、ここでぐちゅぐちゅ言ってもしょうがないね。

しかし、いずれにしろ伊豆市の決算事業規模は170億円近く行くわけです。たとえ補正予算であろうと最小のコストで最大の効果を上げるような事業を進めてもらいたい。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。

議案第81号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正は4億9,030万6,000円を増額するもので、民生費のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業については、平成31年度までの3年間の事業を実施するもので、伊豆市の最大の課題である人口減少、少子化対策のきっかけとなる大事な予算であると考えます。

また、土木費の市道横瀬大平線の改良工事は、遠藤橋から南側の歩道が途中で切れていたものを延長するもので、小中学生の通学等、歩行者の安全が図られるものと考えられ、早急な整備をお願いするものです。

その他、市内公的病院への補助や創業者支援事業の補助金の増額などは、伊豆市の課題である人口減少に対応した病院の医師確保や定住促進にも寄与するものと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第81号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第83号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第84号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成29年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第85号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成29年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第86号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第87号～議案第90号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第23、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正についてから日程第26、議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括して議題といたします。

本案についても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第87号及び議案第89号並びに議案第90号の3議案について、第1委員会委員長、青木靖議員、お願いします。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正、議案第89号 伊豆市都市公園条例の一部改正及び議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備が必要な場合とはどういうことか説明を求めたのに対し、案としては、運営方法などについて地元地域住民の皆様、その他関係する各種団体などと調整・協議等に相当の時間を要することが見込まれる場合、新たに起こす公の施設の設計段階から、指定管理者の候補者の意見をその実施設計などに反映させる必要があると認められる場合、国・県を含め、他の公共団体との協議に相当な時間を要する場合に適用させたいと考えていますとの答弁がありました。

また、今回の一部改正を取り下げた場合、適用が想定される道の駅の事業の全体スケジュールに対する影響が大きいのかとの質疑に対し、現在の目標から最低半年は先に延びると思いますとの答弁がありました。

その他質疑の後、討議はなく、反対討論が1件あり、採決の結果、議案第87号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 伊豆市都市公園条例の一部改正について、補足説明はなく、質疑を行いました。

都市公園法施行令の一部改正に伴う改正だが、市内で影響する都市公園はあるか説明を求めたのに対し、公園に設ける運動施設の割合を規定するものですが、該当するのは狩野川記念公園のみで、100分の50を超えないようにとの制限に対し、43.47で問題ないと考えますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第89号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正については、補足説明はなく、法律の改正による条ずれの内容について確認の質疑があった後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第90号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第87号、議案第89号及び議案第90号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第88号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第88号 伊豆市包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

改正内容の確認のほか、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第88号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時17分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第87号から議案第90号までの4議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第87号について、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第87号につきまして、委員長報告に対する質疑を行わせていただきます。

当局側は、指定管理者制度を導入するためには設置条例が必要だと、こう言っているわけですね。これは当局側が出したチラシです。そこに書いてありますね。これは地方自治法によって決まっているよと、条例で定めなければならないよということをこれには書いてあります。地方自治法第244条の2に規定されておりました、これには公の施設の設置、管理及び廃止ということがうたってあるわけですが、この第244条の2には、公の施設の設置と管理及び廃止、管理について言いますが、公の施設の管理を市が直営でやるのか、それとも指定管理者にやらせるのか、これはどちらかになるわけですが、これは条例で決定しなければならないと、地方自治法にはこう書いてあるわけですね。

しかしながら、今回の条例改正は、条例改正というのは手続条例の改正ですが、設置条例がまだなくて、このチラシの予定によると、平成30年3月に設置条例を上程すると、こう書いてあるわけですが、要するに条例がなくて、この公の施設、今度新しくつくられる道の駅の条例だと思うんですが、その管理を指定管理者が行うということは、どこにも決定されていないわけなんですよ、指定管理者が行うということは、市が直営で行う

かもしれない、それは市の提案に対して議会がどうするかを決めることなんですよ。それなのに何も決まっていなのに、指定管理者の候補者を選定しようというのは、これは道理に合わないと思うんですね。これに対してどのような審議をされたのか。

先ほどの委員長報告によりますと、いろいろ建設に時間がかかるとか、あるいはいろいろ地域の人との打ち合わせにどうだとか言うておりましたが、そういうことで地方自治法を曲げて、こういう条例にするのかということですね。これについてどのように審議をされたのかお伺いをいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） ただいまの西島議員の質疑にお答え申し上げます。

議案第87号についての質疑ですが、公の施設の要するに設置条例が本来必要であるが、その順番を地方自治法を曲げて、この条例改正をするのかという趣旨の審議があったかどうかという御質問だと思います。

先ほど触れました主な質疑の内容以外の部分では、要するに今回のように、先にあらかじめ指定管理者の候補者を決めるような例があるかという質問はありました。それに対して執行部のほうからは、数は少ないけれども、全国に同様に、設置条例の前いわゆる候補者等を決めて、実際の実施設等に反映させていた例はありますという議論はありました。

しかし、今、西島議員から御指摘がありましたような、地方自治法の内容に、いわゆる曲げてという表現をされましたが、地方自治法に反しているのかどうか、あるいは地方自治法に合致しているのかどうかというところまでの審査の内容はありませんでした。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今、委員長さんからの御答弁ということなんですけれども、この地方自治法に照らしてということで、具体的な審査はなかったというようなお話なんですけれども、私、たしか定例会の本会議の質疑でも言ったと思うんですけれども、こういうのがなかったというのは、まことに残念だと思うわけなんですけれども、その中に時間がないというお話がありましたけれども、平成30年3月に設置条例をつくるんだよということですよ、上程するんだと。開業まで1年間あるわけですよ。そんな1年間できないなんて、私はそういうのはおかしいと思いますけれどもね。

では、次の質問に行きます。

この条例を改正するという、条例の14条をつけ加えるということなんですけれども、この中に、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備行為が必要な場合として、規則で定めるときは適用すると、こう書いてあるわけなんですけれども、この規則というのは、これは何の

規則なんでしょうか。規則と書いてあるがわからない。考えられるのは、今回、道の駅のことをやっているわけですから、この件とすればわかりませんよ、どういう条例の名前になるかわかりませんが、仮に道の駅設置条例施行規則なのか、それとも指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行規則なのか、どっちなのか、ただ規則で決める決めると言ったって、規則がこの道の駅の設置条例の施行規則というのではないはずですよ、条例がないんだから施行規則があるはずないわけですよ。それなら指定の手續に関する条例の施行規則かというわけですが、これはどっちなんですか、そういう審査はなされなかったんでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

青木委員長。

○第1委員会委員長（青木 靖君） 要するに規則に定める場合はといっても、どこの規則で定めるのかということの御質疑だと思いますが、具体的に言いますと、そこまでの議論はありませんでしたけれども、当局側の先ほどの同じような例はあるのかということの説明の中で、当然、後に本来の手續に必要な議決を議会に求めるので、それを前提にしていますということでしたので、要するに、どこで、必要なときにまたその規則が当然設置されて、それにはまた議決が伴うということですので、そういう手續を踏みますという回答がありました。今、西島議員がおっしゃったような、どこの規則なのかとか、そういった、そこまでの議論はありませんでした。

○議長（三田忠男君） 最後の質問です。

西島議員。

○13番（西島信也君） それはしなかったということなんだろうけれども、大体、もしも道の駅の条例施行規則に定めるとしたら、候補者を選定する準備行為が必要な場合として規則に定めるときは適用する、その規則を道の駅設置条例施行規則で定めるとしたら、これはまことにおかしな問題で、条例を施行するための規則なんですよ。条例がないのに、何で施行規則だけ先に定めるんですか。非常に私はそこら辺は全然整合性がない、当局側も全然わかっていない、こんなことでは、私はこういう、どうも審査しても全く張り合いがないね、全くだめですね。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） いいですね、答弁は。

○13番（西島信也君） いいです。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより議案第87号から議案第90号の4議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について。

今の西島議員の質疑を聞いていて、あの質疑の続きからいくと、私、森良雄は、どこかこれと同じような条例をつくっているところがあるんですかという総合政策部長に聞いたはずだ。きょうは、なぜ休んだんですか。少なくともあるとかないとか、きょう答えてほしかった。ない、あるわけないんですよ。地方自治法違反ですよ、こんなのは。議員の皆さん、よく考えてくださいよ。地方自治法の精神を考えてください。最小のコストを追求しなければいけないんですよ。それで最大の効果を狙うのが地方自治法です。だから、しがらみのないとか既得権益を排除しろとか言い出すところまで出てきてしまう。

新しい議員さんに言うておきますけれども、旧修善寺町は、委員長の質疑に対して委員長が答えられない場合は当局へ振っていたんですよ。そういうやり方もできるんです。旧修善寺町ではやっていたんだ。それをどういうわけか伊豆市になったらできなくなった。委員長1人に責任を負わせたら大変でしょう。

○議長（三田忠男君） 本来の議案の討論にしてください。

○15番（森 良雄君） それで最後は議長が出てきて、本来の討論、質問だと。私は本来の質問をしているつもりですけどもね。これがいつも言うように、行き当たりばったり思いつき予算ですよ。

これは、ここへ出店しようとしている人は、これほどおもしろい、要は指定管理者になればもうかるんですよ。それを議員の皆さん、ぜひ考えていただきたい。だって、そうでしょう。指定管理料をもらえるかどうかわからないけれども、最低でも指定管理料は毎年入ってくる、これが指定管理者制度です。

私はこの条例は何かと言ったら、談合条例だと言いたいですよ。そうでしょう、スケジュール、皆さん、承知しているでしょう。10月1日から、もうこの条例は動き出すのではないですか、あの予定表からいくと。私は指摘しておきたい。伊豆市民の皆さんにも、ぜひ聞いてほしい。あそこにいらっしゃる傍聴者の中には27日に傍聴していた方もいらっしゃる。資料は何もくれないんだよね。わかりましたか、傍聴者の皆さん、わかるわけがないですよ、資料をもらっていたってわからないんだから。

それで、では聞いたんだからわかるかと言ったら、わかりませんよ、資料回収されていないんだもの。要は資料を議員に見られて、それに基づいて質問されたら不都合があるんだ。ないんだったら堂々と公表すればいい。しかし、それを推してこの条例が可決されれば、もう10月1日からいわゆるスケジュールどおり動き出すでしょう。委員会でも言いましたけれど

も、ラスクが支所に入るときと全く同じですよ。もう特定の業者しか応募できないような時間しか設置していない。いや、ほかでも応募する、考えている人はいると、あそこの課長が言っていたけれども、しかし、そんな何をやろうがただ月ヶ瀬に道の駅をつくるとしかわからないで、計画もくそもないではないですか。11月までには決めてしまうんでしょう、市長。この月ヶ瀬の業者はどこにするか決めて、その人のいいようなものにしてしまうわけだ。たとえ半年かかろうと、準備期間が1年しかなくなったとしても、1年あれば十分準備できるでしょう、できないような業者は、もうこの時点で排除すべきですよ。

私が思うのは、月ヶ瀬の道の駅は、天城湯ヶ島地区の今後を左右する施設だと思いますよ。何回も言いますが、恐らく飲食店は壊滅的打撃を受けるでしょうね。道の駅天城越えはどうなるんですか。ここで休憩とったら天城越えで休む人はいないでしょうね。上船原にコンビニがあります。今はやっています。ここで休憩とったら上船原で休憩とる必要はなくなっちゃうね。

○議長（三田忠男君） 手続きに関する条例の討論ですので。

○15番（森 良雄君） あなたね、なぜ、こういうことを僕が言っているかということを考えて議長をやってくださいよ。

○議長（三田忠男君） やっているつもりです。

○15番（森 良雄君） この手続はおかしいということが基本なんだ。

○議長（三田忠男君） おかしいなら、もうちょっと条例に基づいておかしい点を指摘してください。

○15番（森 良雄君） こんな条例を上程すること自体がおかしいんです。いわゆる談合条例ですよ、これは。業者を特定してしまう条例です。わかっているんだ、言い過ぎだと言うかもしれないけれども、私はもう談合条例だと言いますよ。みんなが参加できるような条例をつくってください。

それからもう一つ、ほかにこれと同じような条例をつくっている自治体があるんだったら、ぜひ、きょう中に持ってきてくださいよ。総合政策部長、聞いていますか、ここの課長さん、聞いていますか。聞いていたんだら、きょう中にぜひ持ってきてほしい。この間の消防団の件だってそうでしょう。ほかにもありますと。

○議長（三田忠男君） 消防団は関係ありませんので。

○15番（森 良雄君） 関係なくない。

○議長（三田忠男君） ないです。

○15番（森 良雄君） ほかに条例があると、あれは言っているんだ。どこにそんな条例があったんですか。あわせて持ってきてくださいよ。

この議案第87号は、道の駅建設のための条例であることは間違いありません。不透明な道の駅の建設を進めようとするものです。説明資料は市民に開示されていません。議員にも見せましたと、目の前でこうやって見せただけだ。そんな条例に皆さん、賛成しますか。透明



で公正な隠し事のない伊豆市をつくりましょう。伊豆市の発展は、まず透明な伊豆市をつくることから始まりますよ。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時38分

再開 午前 11時38分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、賛成討論を行います。

6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正について賛成討論いたします。

本条例の一部改正の目的は、平成31年4月にオープン予定の天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅の事業に関し、指定管理者の候補者に、その計画準備段階からかかわってもらい、スタート時点から、その運営をスムーズに進めることを目的として制定しようとするものでございます。これは国土交通省と伊豆市が連携して進める事業であり、伊豆市のみならず、伊豆のへそとしての道の駅、さらには伊豆半島全体の機軸として、今後の伊豆の観光を左右するものとして捉え、決して本事業のつまずきは許されないと考えます。

議案第87号は、第13条までは現状のまま一切の変更はなく、第14条を加えることになる一部改正であります。道の駅の公設民営の運営方針を鑑み、指定管理者の候補者を選定する準備行為であります。当然、正式な指定管理者の選定については、改めて議会の議決を諮るものであり、何一つ問題ないものと判断します。

既存の公の施設についても、指定管理者による施設の管理を予定しているものについても本条例を適用するとありますが、これについても同様であり、正式に指定管理者を選定するには議会の議決が必要であることは、9月13日の第1委員会において確認済みです。また、委員会の採決は賛成多数で可決されたものであります。

以上、繰り返しとなりますが、伊豆市と国土交通省が共同で進める本事業は極めて重要なものであり、事業の遂行を我々議会も力強く後押しするべきものと判断し、議案第87号について賛成いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

私は、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正につきまして反対の立場で討論をいたします。

なお、この議案につきましては、委員会に審査付託されました案件でありまして、先ほど第1委員会の青木委員長からも報告がございましたとおり、第1委員会の審査の結果は可決すべきものとの採決がされております。かく言う私も第1委員会の委員の1人として審査させていただき、そして採決の際には原案どおり賛成の意思を表明した1人でございます。

その中で、本日までの休会中に、改めていろいろとこの議案に対して思料いたしましたところ、今こうやって反対の意思を表明するに至ったわけでございますが、審査を付託された委員の1人として意思表示の立場をたがえることにつきましては、委員会軽視であるというような御批判もあろうかと思えます。そういった御批判は甘んじてお受けした上で、あえて意思を私が翻した理由を述べさせていただきたいと思えます。

本議案は、本定例会の冒頭の市長からの行政報告の中にもありましたように、天城北道路、（仮称）天城湯ヶ島インター道の駅整備において、平成31年4月の開業当初から円滑な運営を図るためには、指定管理者制度を活用した管理運営を導入する上で、なるべく早期に事業者を選定することが有益であり、そのために候補者選定に係る手続条例の改正について提案されたものと報告を受けております。この道の駅の事業につきましては、本年度の当初予算につきましても関連予算が提案されまして、私も初め、多数の議員がその関連予算に対して賛成をしたところでありまして、事業の成功を祈る気持ちに私もかわりございません。

提案理由にもありましたように、平成31年4月開業を遅滞なく、そしてスムーズに行うためには、この改正が必要であるとの先ほど委員長の報告にあったように、委員会の中での質疑に対して当局側のほうはそういうような答弁を、また説明をしていただき、私もそのことに対して大きく共感をしたところであります。それをもって、私は委員会の中で、やはりこの道の駅の事業は失敗させることはできないというところで賛成の意思を表明するに至ったわけでございます。

しかしながら、本日までの休会中に、改めて改正される部分の条文を読み返すにつけ、大きく2点について、私の中で疑問を晴らせずにいることがわかってまいりました。

1つ目は、本手続条例の適用範囲に関する第14条の、あらかじめ指定管理者の候補者を選定する準備行為が必要な場合として、規則で定めるときとする部分について、先ほどの委員会の審議内容についてもありましたが、当局のほうからは、その準備行為というのは何か、必要な場合はどういうことかということで3点ほど説明がございました。地域の方々との調整が、やはり時間を要するであるとか、国・県との関係機関との調整が必要であると。あとはこの道の駅に関しては、新たな公の施設になりますので、設計段階から管理を予定する方が意見を反映できるような、そういうようなことが考えられる場合と、大きく3つの案が示されたわけでございます。そこのところの要旨といいますか、目的というのは、よく十分に

理解はできるんですが、これを条文に落とした場合に、このような条分の内容で、果たして通則にこれを書き加えることがいいのかどうかというか、わかりやすいのかどうかということとを改めて考えたときに、すっきりと入ってこないというところがいまだにございます。

そしてもう2点目なんですけれども、この条例改正は道の駅の事業に関するところの関連の意見がいろいろとあるわけなんですけど、伊豆市のこの既存の条例に対して、第14条を書き加えた一部改正という提案で、いわゆる通則において改正されるというそういう提案でございます。この改正につきましては、先ほど西島議員の青木委員長への質疑の中にもありましたが、委員会の中で地方自治法上のところとの整合性に関する質疑、突っ込んだところというのができなかったというところの反省点はあるんですけれども、やはりそのところを顧みたときに、地方自治法でうたわれている第244条の第1項、第244条の2の第3項、第6項ということで、公の施設を、まずは設置管理条例で議会の議決を必要とする。そしてそれに基づいて指定管理のほうを、例えば指定管理を選ぶのであれば、指定管理の手続で公募して、それから指定管理審査会、そして指定管理者の選定ということになって、最終的には議会の議決と、そういう流れになっているわけでございます。

地方自治法上で、それぞれ2つ、議会の議決を求めるということは、やはり住民の参加というところを、住民の意思というところを、その2つの条例をつくるに当たって必要であるというところを、やはり法律はうたっていることであると私は認識しております。

そこで、やはり先ほど西島議員もおっしゃいましたけれども、公の施設の設置管理条例を、まずうたわなければ、その管理体制はどうかということでは決められません。それを議会の議決を法律上は求めているわけでございます。そういった意味からすると、やはり順番からすれば、設置管理条例ができて、それから指定管理者にするのであれば、やはり指定管理者の制度を導入しながら選定するというのが、やはり筋なのではないかというふうに、私は基本に立ち返って、やはり現行の地方自治法でうたわれている、その整合性のところからすると、ちょっと違うのではないかなという考えに私は至りました。

かなりこの提案につきましては、近くの議員ともいろいろ話をしましたけれども、休会中も、実は当局側のほうにも、いろいろと説明を求めて聞きに行ったりしたんですけれども、非常に明文化するという意味は、よく理解できるんですね。今の現行の自治法上からも、あらかじめ云々かんぬんとかということは書いてございませぬし、そのところを現状の地方自治法上から読み解いて、解釈の中で運用することもできるのではないかという、そういう実際の当局側の御意見も聞きましたけれども、それを明文化するという、そういう意思はよくわかったんですけれども、もう一度自分なりに考えてみますと、今のような私自身の中では結論に至りましたので、冒頭に申し上げましたが、第1委員会の委員として意思を翻したことにしましては重々責任を痛感しておりますが、あえて反対の立場を討論させていただきました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、今、反対討論というお話がございましたが、委員長報告への質疑を聞いてから決めようと思って、それで反対ということにしたわけでございます。

私は、議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、公の施設の設置条例制定前に、指定管理者の候補者を選定してしまうと、そういう内容であります。これは質疑のときにも申し上げましたが、地方自治法第244条の2第1項の条文の精神から大きく逸脱している条例案であります。この地方自治法の第244条の2第1項には、ちょっと読み上げますと、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とあります。すなわち当該公の施設、この場合で言いますと、恐らく道の駅ではなかろうかと思いますが、公の施設の管理を市の直営でやるのか、それとも指定管理でやるのか、まだ議会で決まっておられません。すなわちそういう設置条例がないから決まっていないわけではありますが、どこにも公設民営にするなどとは決まっていないわけでありまして。そういう段階で指定管理者の候補者を、あらかじめ選定しようとするのは順序を履き違えており、議会が条例を制定するわけですけれども、この議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

また、公の施設の設置条例がまだ制定されていないということは、施設の位置や広さ、何を管理するのか、利用料はどうなるのか等々、何も決まっていない、明らかにされていないわけでありまして。そんな中、天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅指定管理者募集要項、これは名前はちょっとわかりませんが、というのは、この前の全員協議会で、これは配られました。マル秘ということで、終わったら、すぐさま回収されてしまいましたから、題名はちょっとよく記憶してないんですけども、この指定管理者の募集要項が議員に示されたわけでありまして。その中身を見てみますと、何と驚くなかれ、指定管理者の申し込み締め切りが平成29年10月13日と、こう書いてあったわけでありまして。あと2週間しかないわけでありまして。こんな2週間で、どうやって皆さん、応募しようとするんでしょうか。こんな本当に短い時間では、これを情報を地域の方あるいは全国に情報を発信できるのかどうか、甚だ疑問に感じるところであります。これでは先ほど来、話も出ていますけれども、指定管理者に応募しようとする人は、その情報を得ているごく限られた一部の人がしか手を挙げられないということになるわけでありまして。

○議長（三田忠男君） 条例と募集のあれは、ちょっと別だと思えますけれども、整理してください。

○13番（西島信也君） いやいや、私はちょっと得た情報をもとにして話していますから、ここら辺も非常に不透明な点であります。市民にわかりにくい、市民に情報を出していないということですね。この公の施設の新設は、多くの市民の注目するところであります。正々堂々と法律にのっかって建設を進めてもらいたいと思います。

行政あるいは地方自治法をねじ曲げたり、姑息な手段を使うことは厳に慎まなければならないということでもあります。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第87号 伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部改正に反対討論を行います。

9月27日に、全員協議会の資料の中で、事前に候補者、今回提案されたことの一まとめとして書いてあるのが、事前に候補者を選定する手続、これをこの条例改正で明確化するんだと、今回の条例の特徴、何というか、一番言いたいことだと言っているんですけども、私は後ほど、これだけではないです。そもそも論から言っていきたいと思うんですけども、質疑の中でもあったんですけども、当局提案、どうだったか。この条例は指定管理者の指定の手続を通則として、すなわち全般にわたって適用する提案であります。だから、予算化されております天城湯ヶ島インターの道の駅に特定して指定管理を問うているのではないというところをはっきりしなくては。おかしいんですよ、一部入るかもしれない、これだけではない、これが通ったら、ずっとこの条例を生かしたいというのが市当局の考え方。

だから、提案されているのは、この指定管理者を前もって選びたいですよ、そうすれば事業がスムーズにいきますよ、どうですかということだけの問題、その前提です。市長が設置を予定した公共施設は、議会が公共施設設置の議決という手続をしない段階で、指定管理者の候補者を選んでもよろしいという新たなルールを議会に今求めております。これは今ある公共施設にも、この例を適用するということなんですけれども、市は予定管理者を決める後には、公の施設の設置条例を決めるときには、指定管理者を決めるときにもちゃんと議会にルールどおりに手続をとりますよといいますが、問題は今回提案された論点はここではないです。前の冒頭言った全員協議会の資料にも、このように平成30年3月、施設の設置条例の制定を議決します。平成30年6月に指定管理者の指定を議決しますと、こうなっているから、なるほどそうかと思うでしょうけれども、ここを論点にすると、なるほどちゃんと議会承認を手続どおりやるなと思うんですけども、具体的にそうではないと。何を今、我々議会に求めているのかを整理していきたいと思います。

その整理の論点の第1は、設置条例のない建築物は公の施設ではないということです。提

案している条例は、設置を予定している公の施設というだけなんです、今度は第14条に入っている。予定している公の施設と言っている。法律はこのように言っています。公の施設の設置及びその管理に関する事項を明確にして条例で定めなければならないとしています。すなわち全部、二百四十何条の全部の公の施設はという定義だけで、全部どんどんやってはだめですよ。だから、この条例で定めなさいという法律に基づいて、この伊豆市でも伊豆市運動施設条例、伊豆市恋人岬条例、伊豆市認定こども園条例など、ありとあらゆる公共施設と認定していいのかどうかということは、個別に目的も場所も明記をして議会承認を得ると、だから条例なんです。議会が可決されないのは条例とは言わないですよ、皆さん、そうですよね。だから、こういう手続をとっているんです。

議員の皆さん、公の施設の設置条例を定めて初めて公の施設になるということ、これを経ないで、ただ施設ができたとしたって、それは単なる財産にすぎないということでもあります。ここのところをしっかりと認識していただきたいと思います。

第2に指摘したいのは、今言った公の施設でもない、単なる財産、建物に、指定管理者の予定者を選びたいということですが、指定管理者制度は、法の体系としては指定管理者制度は公の施設が設置されているんですよということを前提にした法律としてでき上がっているんです。これは日本全国共通、伊豆市だけ違うというのではないです。だから、公の施設でもない建物に指定管理者制度は適用できないんですよ。法律及び条例で、公の施設、指定管理者制度はこのように位置づけられております。それでもなおかつ提案された条例が可決されれば、これらのどの自治体にも通用している原則としているものが、これは原則ではなくって、予定している公の施設とは誰が決めるのか、この中にもありますよね。設置を予定している公の施設とはわかりますか、何のことですか。具体的に言って運動場ですよとか学校ですよとかということ、初めて我々はわかるわけだ。何の施設なのか、誰のための施設なのかということがわかるんです。

したがって、今回の条例はこういう表現をしていますよ。予定している公の施設はいいですよとなっている。極めてあいまいなまま、伊豆市だけに適用される施設に格上げされていくと、そういう意味では条例違反ではなくなる可能性が出てきます。あいまいな公の施設、予定している公の施設、いいですよと我々議会が承認すれば、それが個別の公の施設ではなくて、設置を予定している公の施設も公の施設でいいですよと、そういうことになってくる。そのことがこのあいまいなまま予定者と名がつくものの、実質的には指定管理者として議会に後ほど上がっていきますと。ちゃんと手続をとりますから心配しないでねというのが当局の提案であります。

私は、公の施設とは、市民にとってどういう役割を持っているのと。じゃ、それに対して市長が提案して、なぜ、わざわざ議会にかけなくてはならないのというところをちゃんと見ていかないと、私はやっぱり大きな間違いを犯すと思います。なぜならば、人が人としてちゃんと生きていく社会権といいますけれども、これらも含めた基本的人権をちゃんと保障す

るにふさわしい、その役割を果たすのがたくさんある公共施設であります。

今回提案されているのは、この大事な役割を持っている公共施設を判断する議員の権限、議決権をみずから放棄するということにつながります。縮小しますという宣言するにふさわしい行為にならざるを得ないと私は思っています。指定管理者という選択肢ではなくて、市が直営する選択肢、これについても、もしいろんなことで指定管理者の運営、営業の、今後、営業時間がどうしても時間的にとり切れないというのであれば直営にする方法、営業時期をもうちょっと自分たちが思っているよりも延ばして、ちゃんと議会にこういう目的のために、こうこうこういう公共施設をつくります、設置します。それについての指定管理者制度を導入したいという手はずをとればいいことなんですよ。

ちょっと気になっているのが、すみません、こういう場合は、いわゆる設置を予定している施設、どういうときか、それは規則で定めますよといった、その委員長報告にもあった、その中に3つ、こういうときには規則で定めるという中に、どうしても気になる1つが、設計段階から意見を聞かなくてはならないという説明でしたよね。そしたら今どうですか、道の駅にも含まれるという意味でちょっと言っておきましょう。今、私たちは基本設計をもらって、今当局は実施設計段階に入っていますよ。でも、どうしても長くしなくてはならない理由の1つに、設計段階から予定される管理者なんですか、正式なではなくて、その指定管理者の意見を聞かなくてはならないから、そうすると、もっともっと指定管理者の意見を取り入れた運営が道の駅でできるからという説明ですよ。

そうすると、今はもう実施設計段階ですよ。でも、これを提案してくるということは、うがった考えですけども、では、何、もう実施設計段階に入っているのに、もう既に誰か決めて、指定管理者を決めて、その意見を聞きながら、これを進めているんですかとなりますよ。だから、こういうことはそう思いたくないんだけども、そうになってしまうんです、考え方からいくと。

それから、この条例の中の規則というのはすごく気になります、規則で定めるとき。市長と我々議会というのは、同じ目線に立って、やっぱりきちんと論議をしていくという必要があると思います。いわゆる今回提案したのは公共施設の指定管理者ではない内容もあるんだけれども、指定管理者の候補者を選ぶときはどういうときか、それは規則で定めますよというんですよ。言われて、聞かれて初めてわかる。本来ならば、どういう状況のもとで設置を予定して、これだけの施設はこうですよ、準備行為が必要な場合はこうですよということをちゃんと条例化をして、そして議会で、それはそういうことだったら大丈夫だね、いや、この点はもっと改善したらこれは要らないよという論議をする場がなくて、全部規則で定めますよということであるならば、私は市長と議会の権限の役割分担を、今回の新たな問題提起をしているということを考えるならば、極めて不十分さが、この第14条の規則で定めるときまでに、せめてちゃんと条例化をすべきだと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 0時15分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
これより議案第87号について採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。  
よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 0時16分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
次に、議案第88号 伊豆市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第88号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。  
よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第89号 伊豆市都市公園条例の一部改正について、討論、採決を行います。  
討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第89号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。



よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第90号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

ここで時間の都合により、昼の休憩に入りたいと思います。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時10分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◎請願第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第27、請願第5号 児童発達支援事業所の早期設置及び医療的ケア児の支援に関する請願書を議題といたします。

本件については、第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

請願第5号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました請願第5号 児童発達支援事業所の早期設置及び医療的ケア児の支援に関する請願書について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

紹介議員及び請願者の提案理由の説明の後、質疑を行いました。

議員からの主な質疑の内容及び請願者の答弁を紹介します。

施設は早くつくるほうがいいのか、それともしっかりとした新しい施設を希望しているのかという質疑に対し、私たちの子供が使えるときは限られていますので、早い方がよいと思います。現在、市内には児童発達支援事業所がないので、まずはそこが中心になって相談を受けてくれたり、保育園に様子を見に行ってくれる人がいる拠点となる場所を望んでいます。ただし、理想は健全な子供も障害を持つ子供も一緒に社会生活が送れるような併設した施設

をつくってほしいですとの回答がありました。

以上、審査した後、委員間討議、2名の賛成討論があり、採決の結果、請願第5号は、全会一致で採択すべきものと決しました。

請願第5号につきましては、会議規則第143条第2項及び議会運営規定第8項第5号の規定に基づき、市長その他の関係機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することを適当として認めることにしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、請願第5号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

請願第5号のこども園建設事業について質問させていただきます。

請願の内容がよくわからないんですよ。だから、発達障害児だけを收容するのかなのか、医療的ケアも必要と、新聞だなんだを見ると医療的な子供も收容するのかなのか、基本的にはそこがよくわからない。

それから、こども園をつくってくれというのはわかるんだけども、例えば東こども園だけなのか、老朽こども園は熊坂も古いと、そういうあれは何も考えないのか、何で東こども園なのか。

○議長（三田忠男君） 東こども園は別項目です。ここではありません。

○15番（森 良雄君） この請願は何なの。

○議長（三田忠男君） 発達障がい者の支援施設です。

○15番（森 良雄君） 支援施設でしょう。

○議長（三田忠男君） そうです。東こども園は別個にあります、別個の請願です。

○15番（森 良雄君） 請願は別なの。

○議長（三田忠男君） 発議第6号に別個にあります。

○15番（森 良雄君） では、いいです。そこまでいいね、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

第2委員長、医的のケア児が入っているかどうかということで答えてください。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） すみません、今の請願書の審査結果を報告したんですけども、森議員のほうから、この施設は何のためなのかわからない、何の請願なのかわからないということなんですけれども、それは全議員に配られた請願者から、ごめんなさい、今ちょっと手元にないんですけども、幾つかの、多分、森議員も持たれていると思うんですけども、3つの項目についての、まとめて児童発達支援事業所の早期設置をお願いしたいということに対して、どういうものですかということを、今2つの、早急につくってほしいということと、でもやっぱり、ちゃんとしたものが欲しいんですよということが論議されたということでもあります。

2つ目の東こども園というのは、今回のこの請願とは全く関係ないところですので、お答えしろと言ったって無理ですので答弁はできませんので、よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○15番（森 良雄君） ありません。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

#### ◎請願第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第28、請願第6号 伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書を議題といたします。

本件についても、第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

それでは、請願第6号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました請願第6号 伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

紹介議員及び請願者の提案理由の説明の後、質疑を行いました。

ごみ焼却場の建設は一部事務組合の所管ですが、伊豆市議会に請願書を提出した理由を質疑したところ、これは請願者からのお答えです。一部事務組合は別の組織であることは知っていましたが、市民にとって身近にあるのは市議会ですので、市議会に請願を出すことにしましたとの回答がありました。

委員間討議の後、賛成討論1件、反対討論4件があり、今回の請願は所定の要件が整っていないため受理をしましたが、一部事務組合の事務処理に関することとして審査すべきではないとして、採決の結果、請願第6号は、賛成少数で不採択とすることに決しました。

しかし、この問題は市民生活にかかわる重要な問題であります。伊豆市議会としても勉強会などを行い、市民に積極的に情報公開、説明する必要があることを委員会として確認をいたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時22分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま委員長より報告事項の訂正がありますので報告願います。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） すみません、今、報告した請願第6号 伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書の中で、こういう表現をしました。

「委員会討議の後、賛成討論1件、反対討論4件があり、今回の請願は所定の要件が整っていないため受理しましたが」と。文法上、おかしいですね、言葉上、すみません。整っていないのではなくて、「整っていたため」ということで訂正します。

○議長（三田忠男君） 今、委員長より訂正がありましたけれども、改めてそれならば質疑、討論等もあるよという方はいらっしゃいますか。

ただいまから、請願第6号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第6号 伊豆市伊豆の国市一般廃棄物処理施設建設に関する請願書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三田忠男君） ありがとうございます。

起立者少数。

よって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。

#### ◎日程の追加

○議長（三田忠男君） 追加議案の上程を行います。

お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この6件を日程に追加し、議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、6件を日程に追加することに決定いたしました。

#### ◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、議案第93号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第93号について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出において衆議院の解散に伴う選挙の執行費用2,160万円、職員の退職に伴う臨時職員賃金105万円を増額するとともに、歳入において既定の事業に対して地方債を充てることが見込まれることにより、新たに1,740万円の市債を追加するなど、総額2,265万4,000円を増額し、歳入歳出予算額を171億3,768万5,000円とするものです。

詳細について総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から追加議案、議案第93号の補足説明をさせていただきます。

お配りしてございます追加議案書をお願いいたします。

まず、2ページ、3ページにつきましては、款項の金額を記載しております。先ほど市長申しましたとおり、今回の補正予算につきましては、まず昨日の衆議院の解散に伴う選挙費の追加が1つ、あと、職員の退職によります臨時職員の賃金の追加が1つ、あとは財源振替のための地方債の追加、以上、計3つの要素になっております。2,265万4,000円を追加し、総額171億3,768万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。

第2表の地方債の補正でございますが、こちらにつきましては追加ということでございます。無線通信設備管理事業としまして、当初予算で9款1項4目災害対策費の中で、無線通信設備管理事業の備品購入費、機械等購入費に1,749万6,000円を計上してございます。これは可搬型の衛星通信システム、いわゆるこの屋上にある県との無線通信のためのパラボラのアンテナがあります。それを災害時、万が一、このパラボラアンテナが使えなくなった場合を想定し、持ち運びができる衛星通信システムを購入するものでございます。当初一般財源で財源を予定しておりましたが、県との協議の中で、緊急防災減災事業債という起債がございまして、こちらの活用ができる見込みができましたので、今回、財源振替として、こちらの地方債をお願いするものでございます。ちなみに、この起債につきましては、充当率100%と交付税措置が70%ある大変有利な起債となっております。

続きまして、歳出の詳細でございますが、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらは衆議院議員選挙費でございます。総額2,160万円の補正をお願いするものでございます。内訳としましては、投票管理者報酬等の報酬で206万3,000円、職員の選挙事務従事のための時間外手当等で949万円、同じく選挙事務のための臨時職員の賃金で161万1,000円、あと大きなところでは役務費なんですけど、これは機器等の調整手数料124万円と郵便料157万6,000円で合計327万8,000円をお願いするもので、総額2,160万円を追加するものでございます。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。

先ほど申しました地方債の関係で、9款1項4目の災害対策費の機械等の購入費1,749万6,000円のうち1,740万円を地方債に財源振りかえするものでございます。

次の10款5項6目の資料館管理事業の臨時職員でございますが、9月末をもちまして退職する職員の補充のための臨時職員の賃金及び社会保険料を105万4,000円追加するものでございます。

補足説明は以上です。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑ありと認め質疑を許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森です。

議案第93号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について質問させていただきます。

無線通信設備管理事業、パラボラアンテナを可搬型にするということなんですけれども、この予算書だと収入の部は市債しかないんだよね。支出の部に無線通信設備管理と。そうすると今、説明がありましたけれども、これを市債はいつ、誰がこの分を補填してくれるのか、そういう話し合いはできているのかどうなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 申しわけありません。先ほど補足説明で歳入のほうの補足が足りなかったものですから、この場をおかりして歳入の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページの議案書をお願いいたします。

歳入の15款3項1目の総務費委託金、こちらが衆議院議員選挙の委託金になります。2,139万円でございます。

あと19款の繰越金につきましては、先ほどの地方債に財源振替した分と新たに臨時職員の賃金を計上した分、差し引きで1,613万6,000円を減額するものでございます。

また、市債につきましては、先ほど述べたとおり1,740万円を見込んでおります。この起債につきましては、先ほど申したとおり、交付税措置として70%を見込んでおりますので、当然、返済に当たりましては地方交付税の基準財政需要額に算入されていくということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） そうすると70%だけなんですか。国が補填してくれるのは。

それと、いつまでにこの1,740万円がなくなるのか、そういう保障があるのかどうなのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 返済額のうち70%を交付税で措置されるということで、返済が終

わるまで、元利償還金が終わるまでは地方交付税の基準財政需要額に算入されるということで、返済が終わるまででございます。

○議長（三田忠男君） 関連でそのまま。

○総務部長（伊郷伸之君） 起債、伊豆市の場合、15年の借金が通常ですので、据え置き3年置いての10年償還が通例ですけれども、まだこちらの起債については返済期間、詳細はまだ決定しておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 最後の質問です。よろしいですか。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、13ページの資料館管理事業ということで105万4,000円ですけれども、これはただいまの説明によりますと、職員が退職したから、そのかわりにということの説明があったわけですけれども、退職された職員にも賃金を払っていたと思うんですけれども、ここで賃金が出てきたということはどういうことなのか。賃金が高い人が出てきたのかということ。

それから、たしか資料館の職員は社会保険料等はなかったと思ったんですけれども、ここであつたということは、この人に保険料のこういう支出をすると、そういうことでよろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現在、資料館には2名の臨時職員がおります。議員、おっしゃるとおり、この2名につきましては1日6時間、週14日ということで社会保険の対象ではございません。ですので、今までは社会保険料を計上してございませんでしたが、今回、職員の退職ということで、業務量がふえるので、こちらの2名の臨時職員の方をフルタイムでお願いするということで、1日7.75時間、月21日をお願いすることになりますので、社会保険料が新たに発生すると同時に、その勤務時間、勤務日数がふえることによる賃金の増加というふうになっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○13番（西島信也君） ありません。

○議長（三田忠男君） ほかにはよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御



異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第93号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、議案第94号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第94号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、消防団消防ポンプ自動車1台を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細について総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第94号の補足説明をさせていただきます。

まず、伊豆市では財産の取得、特に備品等の動産につきましては、予定価格が2,000万円以上のものにつきましては議会の議決を経ることになりますので、今回、お諮りするものでございます。

まず、議案書の17ページをお願いいたします。

まず、財産の種類でございますが、消防ポンプ自動車（CD-I）型を1台、このCD-I型というのは、3トン級のトラックをベースとしたホイールベースが2メートル以上3メートル未満の大きさのトラックをいいます。

取得方法でございますが、こちらは9月20日に執行しました制限つき一般競争入札による契約となります。6社が入札に参加しております。取得価格でございますが、2,246万4,000円、取得先につきましては、駿東郡長泉町の小川ポンプ工業株式会社三島営業所になっております。

補足につきましては、以上でございます。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第94号について質問させていただきます。

いつもの質問どおり、設計価格、予定価格、入札参加者は6社ということだからいいですね。各社の応札金額、落札率は幾らなのか伺いたい。

以上。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 予定価格でございますが2,324万1,600円、これは消費税込みでございます。取得価格、契約額が2,246万4,000円でございますので、請負の比率が0.96654となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

○15番（森 良雄君） ありません。

○議長（三田忠男君） 次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

2点お伺いいたします。

まず、この消防ポンプ自動車をどこに配備するのかということですが、私、前に記憶で、中伊豆の八幡の消防団と聞いたような気がするんですけども、これで間違いはないか、それが1点目。

それから2番目に、制限つき一般競争入札での契約となっておりますが、この制限つきというのは、どういう制限をしているのかお伺いします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず1点目の配備先でございますが、こちらは八幡支部となって

おります。

制限つきの制限でございますが、主なものとしましては、所在地要件は設けておりませんが、同種業務の実績ということで、平成19年度以降に、国または地方公共団体発注の消防ポンプ自動車の売買契約を元請として締結し、納入した実績を要することと。いわゆる納入実績を求めています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○13番（西島信也君） ありません。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第94号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第3、発議第4号 道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 第1委員会委員長、青木です。

冒頭にすみません、本日配付の発議第4号の表面の提出者のところ、「伊豆市議会第1委員会委員長」となっていますので、この議会の後ろの「議」は余計ですので削除してください、お願いします。

それでは、発議第4号 道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書の提出について、第1委員会を代表し、提案理由を説明いたします。

本案は、平成29年度末をもって、道路整備に係る国庫補助率の嵩上げ措置が期限切れとなることから、平成30年度以降も継続するよう求めるもので、政府等に対し意見書を提出するものです。

以下、意見書案を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路は、市民生活や経済・社会活動を支えるとともに、市民の安全・安心に必要な社会基盤である。

現在、伊豆市では国・県による「伊豆縦貫自動車道・天城北道路」及び下船原バイパス等の整備が進む中、アクセス道路などの整備を一層推進する必要があるほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技の伊豆市開催決定を受け、競技会場へのアクセス道路等のインフラ整備を推進する必要がある。加えて、急速に進む道路施設の老朽化への対策も着実に実施しなければならない状況である。

また、静岡県と当市を含む伊豆地域13市町が連携する「美しい伊豆創造センター」では、伊豆地域の背骨となる伊豆縦貫自動車道を最大限に活かすため、肋骨となる国県道や幹線市町道を含む地域全体の概ね10年後、20年後の道路整備実施計画を策定するなど、国・県と一体となった道路ネットワークの構築に向けて動き出している。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、平成29年度までの時限措置として実施されている市町村道などへの補助率等嵩上げが終了した場合、地方財政負担が増加し、道路整備の推進に加え、老朽化対策にも大きな影響が及ぶことになる。

よって、国においては、道路関係予算の総額確保はもとより、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するとともに、更なる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

なお、この案件については、全国多くの自治体でも既に同様の意見書が提出されており、第1委員会で協議した結果、意見書の採択を全会一致で決定をいたしました。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣になります。

なお、現時点で衆議院議長が不在のため、採決後の送付先については議長に一任といたします。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、昨日、衆議院が解散となったことから、意見書の提出先の取り扱いについては議長に御一任願います。

#### ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第4、発議第5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

[第1委員会委員長 青木 靖君登壇]

○第1委員会委員長（青木 靖君） 発議第5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出について、第1委員会を代表し、提案理由を説明いたします。

静岡県は、平成18年度から平成32年度までに、独自に静岡県森づくり県民税を導入し、県内の森林について荒廃した森林を整備し、森の力を回復させる森の力再生事業を実施しています。伊豆市でもこの事業を活用し、市が持っている市有林の間伐等、整備がなされてきましたが、伊豆市の森林は、国有林を含め市全体の8割を超える面積を有しており、多くの未整備森林が存在するのが現状です。また、整備済みの森林についても、これから先も維持管理が必要になることから、恒久的な財源を必要としています。

以下、意見書案を朗読して提出理由の説明にかえさせていただきます。

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされました。

森林は木材の供給だけでなく、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全、気候の

緩和、レクリエーションの場の提供など様々な公益的な機能を有しています。

一方、森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、国におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに下記の項目を実現するよう強く要望します。  
記。

1、森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、すでに静岡県をはじめ、多くの自治体で独自に対策をとっていることから、森林環境税との関係についても確実に調整を図ること。

2、実現までの間においても、必要な対策を推進するための予算を十分に確保すること。

3、林業の成長産業化と森林のもつ防災等の多面的・公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。

4、本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営スキームの検討を進めるにあたっては、国産材の需要の創出・拡大等を並行して推進していくこと。

この案件については、田方森林組合からの要望や全国森林環境税創設促進議員連盟からの陳情もあり、第1委員会で協議した結果、意見書の採択を全会一致で決定しました。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣になります。

こちらについても同様に、現時点で衆議院議長が不在のため、採決後の送付先については議長に一任したいと思います。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。

討論はございませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

発議第5号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の

推進を求める意見書に反対討論を行います。

第1委員長から、森林の果たす役割と、それから今、人手不足等々によって、とりわけ中山間地における高齢者の担い手不足などが大変だと、そういう背景にあるということについては私も同感であり、全くそのとおりでと思いますが、私は、ここにも要求しているのはよくわかる。森林の保全と林業の振興に、国に対してさまざまな対策をとってほしいということとはわかるんですが、そういう意味では、国の役割は極めて重要だということについても変わりはありませんが、ここからであります。

国の予算等々を見てみますと、2008年度の森林整備予算というのが1,624億円、それから2015年は幾らになったのかというと1,202億円、この8年間だけで422億円も削減されております。必要なことは森林整備と、さまざまな森林の果たす役割はあるんですが、それへの林業対策において、国の責務を明らかにして国内林業の根幹にしっかりと位置づけて、根本的な対策を講じることが国の責任であるということ、やっぱり強く求めていく必要があると思うんですね。

同時に、温暖化の原因物質、地球温暖化対策に森林税云々だけではなくて、温暖化になっている原因物質を出しているのは、製造者、排出者である企業の責任というのを私は問わなければならないと思います。環境にかかわる全ての分野で、大企業の製造責任、排出責任を厳しく問う環境保全のルールをきちっと確立する。汚染の原因となる物質の生産、使用している企業の責任と負担を明確にした環境税対策などを創設することが、私は必要だと思います。

私は、今回提案されている、国に要望している国民にひとしく森林環境税ということの負担を求めるのではなくて、今現在も地球温暖化対策税というのがあるんですね。その中に森林というのはないです。この対策税の中にしっかりと森林吸収源対策や森林の持つ役割をしっかりと位置づけて、財政をここにも充てていくということが、私は必要ではないかと思えます。

委員長報告のとおり、森林環境税というのは静岡はもう既に実施しておりますが、国民に一律にまたもう一つ、二重に負担を求めるということでは、私はやはりだめだろうと。温暖化対策、それから森林保全の財源は、今言った、出しているところに、しっかりと私は求めていく必要があるというふうに思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第5号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては議長に御一任願います。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第5、発議第6号 修善寺東こども園の早期建替えによる新こども園整備を求める決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

発議第6号、平成29年9月14日付で、伊豆市議会議長に提出した修善寺東こども園の早期建替えによる新こども園整備を求める決議について、私は、伊豆市議会議員、永岡康司氏ほか12名の賛成を得て、伊豆市議会会議規則第14条第1項の規定により議案を提出いたします。議案を読み上げて、提案理由の説明にかえます。

修善寺東こども園の早期建替えによる新こども園整備を求める決議。

修善寺東こども園の建替えに合わせた新こども園の整備については、保護者からの要望も強く、早期整備の必要性が高いと判断する。

主な理由は、次のとおりである。

修善寺東こども園は、昭和51年に建設され老朽化が目立っている上、近年の保育需要の変化、特に乳幼児保育に対応するための保育室も足りていない現状にある。

近年の就労形態の多様化・社会情勢の変化により、幼児教育・保育の需要が変化しており、特に保育所における0歳児・1歳児・2歳児の乳幼児保育の需要が急激に増加している。乳幼児保育を行うには、3歳児以上の幼児に比べ、多くの保育室面積と保育士の人数が必要であり、既存の施設では十分な乳幼児保育や需要に見合う受入れ定員の増加に対応できない。

また、保護者が送迎する際、駐車場と園舎が離れており、保護者と園児は歩いて交通量の多い道路を横断するなど交通事故の危険性を含んで通園している。又、狩野川に隣接するため、台風などの大雨の際には、狩野川の水位上昇により通園には非常に危険であり、避難の必要性が生じることも想定され、安全性に問題がある。

さらに、伊豆市には現在児童発達支援施設がないため、三島市や函南町の施設を利用せざるを得ず保護者の負担が多くなっている。早期からの療育の必要性もふまえ、新こども園に併設して児童発達支援施設を整備することが必要である。

今年3月には、修善寺東こども園父母の会会長から新こども園建設と児童発達支援施設の実現を希望する陳情書が議長あて提出されている。

幼児教育・療育支援の中心となるこども園を整備することで、休日保育などの子育て支援



の充実を図ることも可能となる。

上記の理由から、早期に修善寺東こども園を建替え整備することを強く要請する。

以上のとおり決議する。

平成29年9月29日。

伊豆市長、菊地豊様。

伊豆市議会議長、三田忠男。

以上であります。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時16分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

正式に休憩をとりたいと思います。

とりあえず10分休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時28分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

改めて質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

15番、森良雄議員。

賛成討論でしょうか、反対討論でしょうか。

○15番（森 良雄君） 賛成。

○議長（三田忠男君） 賛成討論。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

発議第6号 修善寺東こども園の早期建替えによる新こども園整備を求める決議について賛成討論をさせていただきます。

いろいろ話題を提供しましたが、熊坂保育園の名前も挙がったようなので、ぜひ、これも早期設立をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第6号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

なお、決議文の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

#### ◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第6、発議第7号 小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して支援を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

発議第7号について提案理由を申し上げます。

皆様お疲れのところ、横文字を並べて申しわけありませんけれども、発議書を朗読して提案理由の説明とかえさせていただきます。

小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して支援を求める意見書（案）でございます。

インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用したI o Tの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするA I（人工知能）の開発など、近年におけるI T技術の発展は著しく、第四次産業革命とも呼ばれる大きな転換期を迎えています。

新たなニーズに対応し得る人材の確保は世界的にも共通のものとなっており、我が国にお

いてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可欠なものです。2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点でIT人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されています。

2020年にプログラミング教育が小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返していますが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままです。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められます。

また、一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ません。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要とされます。

従来、小中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状です。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められます。

また、小学校でのプログラミング授業を先行実施している一部基礎自治体において先行して実施されているものとの整合性など、既にいくつかの課題が散見されます。

そこで、以下の3点について強く要望します。

記。

1つ、早期にプログラミング教育の指導概要について明らかにすること。

2つ、円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。

3つ、民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、これを地方自治法第99条の規定によりするということで、提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣としております。

皆様の御理解をいただき、これを提出することができるように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 発議第7号について1つだけお尋ねします。

プログラミングというのは、そんなに詳しくなくていいですけども、一体全体何なのか。それによって、これをやることによって、子供にどういう人格形成とかいうか、学び、何を求めているのか、そこのところ、確かにもう必修化になっているものですから、前にやっているんだけど、基本的なところをちょっと、この意見書を出すに当たって明らかにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。その1点だけです。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） お答え申し上げます。

今の時代、あらゆる部門にコンピューターが活用されているということで、例えば農業や水産業にも活用されている、そんな社会の中で、子供たちがコンピューターに縁がなくして生活することがなかなか、どんなような生活にも縁があるということで、基本的にこれらの基礎になじんでいくことが必要ということが、まず1つでありますけれども、要するに、プログラミングというのは、コンピューターを動かすための記号を入力する作業というふうに捉えておりますけれども、これはこのプログラミングというのは、単なるコンピューターを動かすための操作を覚えるというだけではなくて、これをやることによって、物事が創造される基本的な理論的な思考力とか創造性とか、問題解決の能力といったものが、そういった資質を育むために非常に効果があるということで、今、プログラミング教育という大きな、その言葉の意味するコンピューターを動かすために必要な、コーディングというそうなんですけれども、これを学ぶということだけではなくて、基本的に子供たちが、先ほど申し上げましたように、そういったものを、ただ便利なものを使うだけでなく、それがどのような仕組みによって動いているかという理論的な、そういった問題解決の能力などを今の時代培っていくことが必要ということで必修化ということが決められたというふうに伺っています。

文部科学省でも有識者会議を立ち上げて、いろんな議論を重ねておりますが、まだ、やっぱり統一した、先ほど申し上げましたような、そういった基本的なものが確立されていませんので、各自自治体でもどのような方法をとっていくかということが、なかなか試行錯誤の状態なものですから、国としてしっかり、そういった面と教育的な見地と、それから財政的な面を、先ほどの質問にはなかったんですけども、求めていこうという意見書でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか、木村議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

16番、木村建一議員、反対討論。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

発議第7号 小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して支援を求める意見書に対して反対討論を行います。

この中に詳しく知られている議員の方もいらっしゃいますので、そもそもプログラミングとは何というところから始まって相当たつんですけれども、そもそも論からいきましょう。必修化されていますから、一定程度の議会における制約というか、ある意味ではやりなさいよというところの義務化が働くということなんですけれども、そもそも論を私はしっかりと捉えていく必要があるのかなと思って討論をさせていただきます。

なぜ、これが出てきたのかと。背景は、日本がソフトウェアなどの、皆さん、ご存じのように技術の先進国となっておりました、ずっと。しかしながら、中国や韓国に技術移転されていった。その結果、コンピューターに関連する製品などの価格競争に負けて、国はというか、政府は危機感を持ち始めた。そして政府の産業競争力会議に示された新成長戦略にこれが盛り込まれている。これらの結果、2020年の新学習指導要領がプログラミング教育は小学校で必修化することになったということであります。

本当にこれは必要なのかなと思うもので、そのこのところ、根本的な問題を私はやっぱり考える必要があるのではないかと思うんですよね。そもそも論からいきますと、ここにも元先生をやられた方がいますけれども、こちらにも教育長がいらっしゃいます。学校教育の目的というのは、教育基本法にもあるように人格の形成です。しっかりした基礎学力の保障とか、豊かな感性、社会性を養うことにあるんですが、私は政策によって、時の政府によって、政府によっては失礼ですね、国の政策によって左右されてはだめだと思うんですね。

よく言われているのが、学校教育、人材育成、人材育成と言われているんですけども、本来の果たすべき役割は人材育成ではなくて、人格の完成にあると私は思っています。かといって小学生がプログラミングを好きになったりとか、それによって、いろんな大きく成長するきっかけになること、また情報通信技術産業に貢献する人がふえることについては、何ら否定するものではありません。

幾つかの課題、意見書の中にもありますけれども、今、ただでさえ授業時間が足りなくて、小学校では揶揄されている中に、そこにプログラミング授業が割り込んでくる。必修化、ど

のくらいの必修化なのかもまだわからないんですけれども、結局、その結果、他の授業を削る必要性が必ずや出てくるだろうと思います。

2つ目です。私はこのプログラミングというのは、合理的な理解力があるならば、いつでも学ぶことができる。小学校からやらなくてはならない、必修化、やらなくてはならないとは思いません。

だから、小学校で本当に必修化する必要があるのかどうかということは、私は国に求めていってほしいと思うんですね。ただ、大事なことは、日本語を読んだり書いたり話したり、運動能力、ボール投げたりということを養ったり、絵を描いたりとか、いろんな意味での視覚や聴覚をもとにして、いわゆる人間的発達である、そういう学びの場が、どの年代層で本当に最適なのかということを考えたときに、私はやっぱり小学生の段階から、いろんなものに触れたり、見たり、聞いたりということをもっと重視すべきであって、コンピューターの前に座って、何か物をつくるがためのやり方というのは、ある意味では、僕は部活だっていいんじゃないかと。本当に好きな人がそこにやるということを思っています。

だから、さまざまな要求すること、全部否定するわけではないんですけれども、こういう基本的なところ、プログラムにおける、今、杉山誠議員が言われように、動かすための記号を入力するために覚えるんですよね。コンピューターがやるのではなくて、そこに、いかに、何かを入れたら、こういう結果になったよということやることは、ただ単に、何と言うか、私は今まで主体的に取り組んでというのは、これだけではなくて、今まで算数や理科など、教科の中でも私は十分にそれらのことも達成可能なのかな、できるのかなというふうに思います。

したがって、そう簡単に、必修化になったからどうぞということではなくて、もっと課題をきちっと見つけながら、やっぱりやっていく必要があると思います。幾つかの課題を述べましたが、討論を終わります。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） なければ、以上で討論を終結いたします。

これより発議第7号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

なお、決議文の取り扱いにつきましては議長に御一任願います。

### ◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、平成29年第3回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様方には長い期間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

なお、市民からの通知、通報が2件ありまして、議会活動を見ている方から、議員の立ち居振る舞い、言論等についての申し出がありましたので、今後またどちらかのところで議論していただければ幸いです。

閉会 午後 2時46分